

学位論文

滋賀県安曇川沖積平野の条里制集落・針江地区の

重要文化的景観「水辺景観」における

景観の関係性の研究

A study on relationships of landscapes
at the waterside of important cultural landscape
of Harie, a Jori-grided village at the Aho Alluvial Plain in Shiga Prefecture

平成 30 (2018) 年

滋賀県立大学大学院 環境科学研究科 環境計画学専攻
博士後期課程 村上修一研究室

小谷裕枝

目次

序章	1
1 研究の背景と目的	
2 本研究における「文化的景観」の定義	
2-1. 景観の用語の整理	
2-2. ユネスコ（世界遺産）・文化庁による文化的景観の定義	
① ユネスコ（世界遺産）における文化的景観の定義	
② 文化庁による文化的景観の定義	
2-3. 本研究における「文化的景観」の定義	
3 研究対象地の選定	
4 既往研究の整理	
4-1. 社会・文学系分野における「環境史」の動向と既往研究の整理	
① 社会学における「環境史」の系譜	
② 文化人類学における「環境史」の系譜	
③ 日本の民俗学における「環境史」の系譜	
④ 歴史学における「環境史」の系譜	
4-2. 工学デザイン分野における「景観論」の動向と既往研究の整理	
4-3. 本研究の位置づけ	
5 論文の構成と研究の方法	
第一章 地域レベルでの集落居住域における	
中世から継承された「文化的景観」の特徴	23
1 本章の目的と構成	
2 中世からの「文化的景観」の継承と淘汰	
2-1. 中世検注帳（1422年）での集落居住域の景観	
2-2. 二時点の比較による「文化的景観」の継承と淘汰	
① 中世検注帳（1422年）→明治絵図（1873・74年頃）	
② 明治絵図（1873・74年頃）→昭和40年図（1965年）	
③ 昭和40年図（1965年）→平成27年図（2015年）	
3 中世から継承された現在の「文化的景観」とその特徴	
4 景観要素の存在率・継承率の変化と変化の特質	
5 小結	

- 1 本章の目的と構成
- 2 針江地区湖岸域の役割とその生業活動
 - 2-1. 針江地区に存在する水体系における湖岸域の役割
 - 2-2. 「利用しながら手入れする」システムにおける針江地区湖岸域での生業活動
 - ① 河川での生業活動
 - ② 内湖での生業活動
 - ③ 沿岸部・ハマ（浜堤）での生業活動
- 3 針江地区湖岸域の利用・所有形態と景観の変化
 - 3-1. 古代から中世への変化
 - ① 周辺地域での生業活動と人的改変
 - ② 針江地区湖岸域の所有と利用の変化
 - ③ 針江地区湖岸域の景観の変化
 - 3-2. 近世から明治初期までの変化
 - ① 周辺地域での生業活動と人的改変
 - ② 針江地区湖岸域の所有と利用の変化
 - ③ 針江地区湖岸域の景観の変化
 - 3-3. 明治から昭和高度経済成長期までの変化
 - ① 周辺地域での生業活動と人的改変
 - ② 針江地区湖岸域の所有と利用の変化
 - ③ 針江地区湖岸域の景観の変化
 - 3-4. 昭和高度経済成長以降の変化
 - ① 周辺地域での生業活動と人的改変
 - ② 針江地区湖岸域の所有と利用の変化
 - ③ 針江地区湖岸域の景観の変化
- 4 針江地区湖岸域内陸沿岸部の所有・利用形態と景観の継承・淘汰
- 5 針江地区湖岸域内陸沿岸部の分譲住宅地開発と停滞
 - 5-1. 針江地区湖岸域内陸沿岸部の分譲住宅地の変化
 - ① 高島市・新旭町の人口と世帯数の動態
 - ② 針江地区湖岸域内陸沿岸部の分譲住宅地の建物数の変化
 - ③ 2000年前後の針江地区の社会的表象の変化
 - 5-2. 針江地区湖岸域内陸沿岸部の分譲住宅地への居住者増加と開発停滞
- 6 小結

第三章 針江地区の換地前後の耕作地水利と共同体との関係性—————69

- 1 本章の目的と構成
- 2 針江地区の字界と水利
 - 2-1. 針江地区の小字の歴史的変遷
 - 2-2. 饗庭井と針江地区との関係
 - 2-3. 河川と針江地区の小字界との関係
 - ① 針江大川系（針江大川／持出川／ナカノミオ）
 - ② ビル川・石津川系
 - ③ 滝瀬川系（井戸子川・滝瀬川／鳥川・大割田川）
 - ④ 饗庭井（森地区経由）系
 - ⑤ 饗庭井（霜降地区経由）系
- 3 針江地区の換地による耕作地の所有分布変化
 - 3-1. 針江地区の耕作地換地の概要
 - 3-2. 針江地区の換地前後の耕作地の土地利用と等位の変化
- 4 針江地区の換地前後の耕作地における所有属性分布の変化
 - 4-1. 針江地区居住域における隣組組織の分布
 - 4-2. 針江地区の換地前後の耕作地水利における所有属性分布の変化
- 5 針江地区の換地以前の耕作地水利における隣組組織・近隣集落との関係性
 - 5-1. 針江地区の換地以前の耕作地間水利における関係性
 - 5-2. 針江地区の伝統的居住域の開発に関する歴史的変遷
 - 5-3. 針江地区の耕作地水利の関係性からみる歴史的な地域の共同体像
- 6 小結

第四章 針江地区の「カバタ」の排水系統と耕作地水利，共同体との関係性—————102

- 1 本章の目的と構成
- 2 針江地区の「カバタ」の概要
 - 2-1. 滋賀県における「カバタ」の概要
 - 2-2. 針江地区の「カバタ」の構造と種類
 - 2-3. 針江地区の「カバタ」の維持管理，配置原則と意味づけ
- 3 針江地区の「カバタ」の種別分布，耕作地所有との関係性
 - 3-1. 針江地区の「カバタ」の変成
 - 3-2. 針江地区の「カバタ」の種別分布，耕作地所有との関係性
- 4 針江地区の「カバタ」の排水系統と耕作地の水利との関係性
 - 4-1. 明治初期の針江地区の伝統的居住域への水路の地域的行程

- 4-2. 針江地区の「カバタ」の排水系統と耕作地の水利との関係性
- 4-3. 針江地区の耕作者所有の「カバタ」の排水系統における隣組組織間の関係性
- 5 針江地区の「カバタ」の排水系統と耕作地の水利にみる共同体の関係性
 - 5-1. 針江地区の「カバタ」の排水系統と耕作地の水利との関係性
 - 5-2. 中世居館の用水支配機能と村落景観
 - 5-3. 針江地区の「カバタ」と耕作地の水利システムにみる地域的共同体像
- 6 小結

第五章 針江地区・重要文化的景観「水辺景観」の現在とそこにある秩序—————129

- 1 本章の目的と構成
- 2 針江地区・重要文化的景観「水辺景観」に対する二つの視座からの地域環境活動
 - 2-1. 行政による景観保全の取り組み
 - ① 重要文化的景観の景観保全の仕組み
 - ② 行政による重要文化的景観「針江・霜降の水辺景観」に対する規制
 - ③ 行政による重要文化的景観「針江・霜降の水辺景観」に対する保全活動
 - 2-2. 針江地区住民による地域環境活動
 - ① 針江地区住民が関わる地域信仰や自治会に関する年間行事
 - ② 針江・生水（しょうず）の郷委員会の取り組み
 - ③ 針江住民の日々の意識と環境行動
- 3 針江地区・重要文化的景観「水辺景観」の現在とそこにある秩序
 - 3-1. 地域レベルでの「文化的景観」と現在の地域環境活動との関係性
 - 3-2. 信仰・共同体・生活圏の関係
 - 3-3. 多層体の秩序
- 4 小結

結章 —————157

- 1 各章の要旨
- 2 結論と考察
 - 2-1. 結論
 - 2-2. 考察

巻末 —————171

- 主要参考文献
- あとがき

図表一覧

■ 序章

- 図 0-1 「針江・霜降の水辺景観」の位置
- 図 0-2 湖西地域の古代主要交通路と自然
- 表 0-3 一般・地理学・造園学・建築学・土木工学における「景観」用語の定義
- 図 0-4 自然景観と文化的景観の生成（Sauer（1925））
- 図 0-5 世界遺産における文化的景観の概念とカテゴリー（黒田（2003））
- 図 0-6 高島市「針江・霜降の水辺景観」を構成する三領域
- 図 0-7 針江地区の水辺空間（居住域「カバタ」、針江大川、ヨシ地）（筆者撮影（2013））
- 図 0-8 既往研究と本研究の調査・分析対象との関係
- 図 0-9 本研究の構成と研究の方法のフロー
- 図 0-10 「厚みのある時の断面」（藤岡（1946））
- 図 0-11 「薄いクロスセクション」（Darby（1973））
- 図 0-12 「文脈論的視角」による景観要素の歴史的生態（金田（2002））

■ 第一章

- 図 1-1 第一章の研究対象地の範囲
- 表 1-2 第一章での研究対象範囲・「文化的景観」の景観要素・分析時点
- 図 1-3 中世印田帳（応永年間）記載による研究対象地
- 図 1-4 中世検注帳（応永 29（1422）年）記載による研究対象地
- 図 1-5 明治初期（1873, 74 年頃）の研究対象地（筆者による明治絵図からの復元図）
- 図 1-6 昭和 40（1965）年の研究対象地ベースマップ
- 図 1-7 平成 27（2015）年の研究対象地ベースマップ
- 図 1-8 屋敷地，道路の変化
- 図 1-9 畑地，藪地，河川の変化
- 図 1-10 田・水田，墓地の変化
- 図 1-11 中世から継承された「文化的景観」 屋敷地，道路／畑地，藪地，河川／田・水田，墓地
- 図 1-12 平成 27（2015）年の景観要素分布 屋敷地，道路／畑地，藪地，河川／田・水田，墓地
- 図 1-13 国土地理院（2015）による地形図を重ねた平成 27（2015）年ベースマップ
- 表 1-14 平成 27（2015）年・昭和 40（1965）年ベースマップから特定可能な施設の履歴
- 図 1-15 景観要素の存在率の変化
- 図 1-16 景観要素の継承率の変化
- 図 1-17 「土地履歴」に基づく『文化的景観』の概念図（宮本（2012）） * 補註内

■ 第二章

- 図 2-1 第二章の研究対象地の範囲
- 図 2-2 上水道普及による水意識の変化（嘉田（2002））
- 図 2-3 二つの内湖と河川（針江村地籍図（明治初期と推定））
- 図 2-4 重要文化的景観「針江・霜降の水辺景観」に関連する地域の水体系（高島市（2010））
- 図 2-5 中世印田帳（1400年代初期）・検注帳（1422年）記載の針江地区の景観と湖岸域の荘域
- 図 2-6 内湖「西浦」「中島」と「大久保新田」（大日本帝国陸地測量部（1912））
- 図 2-7 明治初期（1873・74年頃）の針江地区の景観（明治絵図からの筆者の復元図）
- 図 2-8 昭和40（1965）年の針江地区の景観
- 図 2-9 針江地区における農用地区域の設定（新旭町企画広報室「新旭町総合発展計画」（1991））
- 図 2-10 平成27（2015）年の針江地区の景観
- 図 2-11 「大久保新田」と「西浦」の所有・利用形態と土地利用の変化
- 図 2-12 はげ山型荒廃のメカニズム（千葉（1956））
- 図 2-13 高島市・新旭町の人口と世帯数の推移
- 図 2-14 針江地区湖岸域の住宅地造成（1970）
- 図 2-15 針江地区湖岸域の新築建物数の推移
- 図 2-16 「里山」等の用語使用頻度の推移（韓（2017））
- 図 2-17 全国新築住宅着工件数の推移（国土交通省）
- 図 2-18 滋賀県新築住宅着工件数の推移（国土交通省）
- 図 2-19 内湖「中島」の風景（筆者撮影（2013））

■ 第三章

- 図 3-1 第三章の研究対象地の範囲
- 図 3-2 換地前（1984年）の針江地区の小字分布
- 図 3-3 近世針江村の「本田」「水場」「発」分布（東（2011））
- 図 3-4 針江村の「本田」「川北本田」「水場」「発」各区域の年貢高（東（2011））
- 表 3-5 針江地区の小字区分の変遷
- 図 3-6 針江地区と近隣集落における灌漑と灌漑方式の分布（内務省（1924）記載図に加筆）
- 図 3-7 明治の針江地区の小字界と河川（1973・74年頃）
- 表 3-8 針江地区の各小字の耕作地と灌漑状況
- 図 3-9 新旭町改良区受益区域図（新旭土地改良区（1999））
- 表 3-10 針江地区土地調査表（新旭町（1984・1985））
- 表 3-11 針江地区等位別評定価格表（新旭町（1984・1985））

- 表 3-12 針江地区従前・換地後の土地利用の内訳（新旭土地改良区（1999））
- 図 3-13 換地による面積変化
- 図 3-14 針江地区の換地前の耕作地の等位と土地利用
- 図 3-15 針江地区の換地後の耕作地の等位と土地利用
- 図 3-16 換地前後の針江地区の各小字の土地利用の変化
- 図 3-17 換地前後の針江地区の各小字の等位の変化
- 図 3-18 針江地区居住域の隣組組織分布
- 図 3-19 針江地区の換地前の属性別耕作地所有分布
- 図 3-20 針江地区の換地後の属性別耕作地所有分布
- 図 3-21 針江地区の換地前後の属性別耕作地所有分筆数平均の変化
- 図 3-22 針江地区の換地前後の属性別耕作地所有面積平均の変化
- 図 3-23 針江地区の換地前後の属性別耕作地所有総面積の変化
- 図 3-24 針江地区の換地前後の小字ごとの属性別耕作地所有分筆数の変化
- 図 3-25 針江地区の換地前後の小字ごとの属性別耕作地所有総面積の変化
- 図 3-26 針江地区の換地前後の分筆数における属性割合比率の変化
- 図 3-27 針江地区の換地前後の面積における属性割合比率の変化
- 図 3-28 針江地区の換地前の耕作地水利の状況
- 図 3-29 耕作地の水利関係諸数の算出例
- 図 3-30 針江地区の個別の耕作地の水利系統分類
- 図 3-31 針江地区の耕作地所有における水利系統の特徴
- 図 3-32 耕作世帯間の相関関係
- 図 3-33 一耕作世帯が関係する他耕作地の数
- 図 3-34 一耕作世帯が関係する水路系統数
- 図 3-35 一耕作世帯が関係する他耕作世帯の数
- 図 3-36 一耕作世帯が関係する他属性数
- 図 3-37 針江地区の耕作地水利の属性相関関係
- 図 3-38 針江地区居住域における印田帳・検注帳での屋敷地記載の坪（熊谷（2004））
- 図 3-39 明治初期からの針江地区居住域の改変（石川・濱崎（2008）に加筆）
- 図 3-40 引田帳記載の木津荘の耕作地の所有分布例（小原（2004）に加筆）
- 表 3-41 針江地区の換地史料掲載の耕作者の姓で多い姓上位6つとその属性

■ 第四章

- 図 4-1 第四章の研究対象地の範囲
- 図 4-2 滋賀県の主な「カバタ」「カワト」分布

- 表 4-3 針江地区の「カバタ」の種類と構造・特徴
- 図 4-4 針江地区のある「内カバタ」と主屋との平面的関係（小坂（2010））
- 図 4-5 針江地区の変化した「カバタ」の変成過程
- 表 4-6 針江地区の変化のあった「カバタ」の所有者属性
- 表 4-7 針江地区の「消失カバタ」の消失以前の「カバタ」の種別と属性
- 図 4-8 針江地区の「カバタ」の種別分布（石川・濱崎（2008）に加筆）
- 表 4-9 針江地区の「カバタ」の属性内訳
- 図 4-10 針江地区の隣組組織ごとの「カバタ」の種別分布
- 表 4-11 針江地区の隣組組織ごとの「カバタ」の所有数
- 表 4-12 針江地区の「内カバタ」と「外カバタ」数の相対関係とその属性
- 図 4-13 明治初期の針江地区の「カバタ」排水の水源別系統
- 図 4-14 針江地区の「カバタ」の排水系統別フローチャート
- 図 4-15 針江地区の「カバタ」の排水系統別隣組フローチャート
- 図 4-16 「カバタ」を所有する耕作世帯間の相関関係
- 図 4-17 針江地区の隣組組織間の「カバタ」の排水系統相関関係
- 図 4-18 針江地区の隣組組織間の「カバタ」排水の川上・川下相関関係
- 表 4-19 針江地区の排水系統における川上・川下の「カバタ」数
- 図 4-20 滋賀県姉川流域出雲井灌漑範囲と居館主導型集村（佐野（2008））
- 図 4-21 中世後期の用水と居館群網（佐野（2008））
- 図 4-22 昭和初期の針江地区居住域の「に組」「ほ組」の立地（石川・濱崎（2008）に加筆）

■ 第五章

- 図 5-1 行政による保全の仕組み（黒田（2003）に加筆）
- 図 5-2 高島市の3つの重要文化的景観の指定区域分布
- 図 5-3 高島市針江・霜降の水辺景観保存・活用体制図（高島市（2010））
- 表 5-4 土地利用規制法等による行為規制（高島市（2010））
- 図 5-5 里山水博物館パンフレット（高島市（2010））
- 図 5-6 回答者の性別・年齢階層（高島市（2010））
- 図 5-7 針江区で生活するきっかけ（高島市（2010））
- 図 5-8 居住歴からみた回答者の構成（高島市（2010））
- 図 5-9 湖岸での環境行動（高島市（2010））
- 図 5-10 河川・水路での環境行動（高島市（2010））
- 図 5-11 田畑での環境行動（高島市（2010））
- 図 5-12 集落での環境行動（高島市（2010））

- 図 5-13 「カバタ」の利用者がよく行う他の環境行動（高島市（2010））
- 図 5-14 愛着と伝承への関心の強さによる景観要素の分類（高島市（2010））
- 図 5-15 集落の将来像（高島市（2010））
- 図 5-16 地域レベルでの「文化的景観」における現在の景観要素の利用・所有形態
- 図 5-17 針江地区に関する現在の宗教的祭礼と講
- 図 5-18 針江住民が主体の現在の地域環境活動
- 表 5-19 中世から継承された「文化的景観」とその景観保全に関連関係の考えられる地域環境活動
- 図 5-20 針江地区の景観保全に関連があると考えられる諸活動の結びつき
- 図 5-21 針江地区の生活圏の景観要素の配置と所有・利用形態
- 図 5-22 自然な命ある都市のセミラティス構造（Alexander（1965））
- 図 5-23 人工的な都市のツリー構造（Alexander（1965））
- 図 5-24 重要文化的景観「水辺景観」に内在する現在の関係性

論 文 初 出 一 覧

第一章 地域レベルでの集落居住域における中世から継承された「文化的景観」の特徴

初出原題 「条里制集落居住域における中世から継承された『文化的景観』の特徴-安曇川沖積平野（木津荘，滋賀県）を対象として-」，pp.1191～1198，都市計画論文集 Vol.52, No.3, 2017年10月。

（日本都市計画学会 2017年 年間優秀論文賞受賞）

序章

1 研究の背景と目的

平成 4 (1992) 年, ユネスコによる世界遺産条約の登録カテゴリーに, 文化的景観が追加されたのをきっかけに, 日本にも, 風土に沿った生活景観を文化的景観とする概念が導入された。その後, 平成 16 (2004) 年の景観法の成立, 平成 17 (2005) 年の文化財保護法の改正を経て, 国内でも文化的景観を保全する取り組みが進んでいる。保全対象は当初, 農村景観を中心としていたが, 近年は視覚的に捉えにくく, 変化の激しい都市等にも広げられている。又, 平成 23 (2011) 年のユネスコの勧告で, 世界遺産の周囲の歴史的都市景観 (Historic Urban Landscape) にも保全範囲が拡張されるなど¹⁾, 景観の背景に存在する有機的な関係性を読み解く必要性は, ますます高まっている。しかし, その評価・活用方法は, 未だ限定的である。



図 0-1 「針江・霜降の水辺景観」の位置



図 0-2 湖西地域の古代主要交通路と自然

滋賀県「針江・霜降の水辺景観」は, 平成 22 (2010) 年に選定された重要文化的景観である (図 0-1)。針江・霜降地区は, 琵琶湖に注ぐ安曇川によって形成される扇状地性三角州, 安曇川沖積平野の中央部に位置する。湧水を利用した独特な生活集落と共に, 河川や水田, ヨシ帯一体が, 一体的に貴重な水環境を形成する景観には, 内湖下部の底泥を客土に, 水底の水草を田の追肥に, 上澄みを琵琶湖へ流し出す「集落—河川—水田—内湖—琵琶湖」という地区全体の水環境システムが存在する。

針江・霜降地区の立地する地域では, 古代, 縄文時代に, 丘陵部で遺物が発掘されている。集落の起源として確認されるのは, 弥生時代以降で, 前期では湖底遺跡である針江浜遺跡が, 中期には針江遺跡群 (針江川北・北・中・南遺跡) がある。針江遺跡群は灌漑施設の不要な湖岸陸域であり, 集落は水田に近い微高地上に営まれた。又, 滋賀県は, 都と国内外を結ぶ政治・経済の重要な拠点であり, 琵琶湖をめぐる統一的な条里プラン²⁾が存在した。とりわけ湖西北部地域は, 若狭に抜ける街道の存在 (図 0-2) から, 古代より物資輸送に有利な場所で, 条里プランが卓越した地域である。8 世紀中頃に導入された条里呼称法は, 土地を統一的・規則的に表示可能にした。湖西北部地域における

条里呼称法は、9世紀早期に施行された条里地割と一体化し、「条里プラン」として完成するが、実際の条里地割内部の土地利用の充実は、平安時代終わり頃から中世にかけての灌漑整備を待つことになる。そして、保延4年（1138年）、安曇川沖積平野北部に、比叡山延暦寺領の大荘園・木津荘が成立した。針江・霜降地区は、中世、この荘園に属する。木津荘には、条里プランに様々な景観要素が記された、二時期の中世史料が存在する。これら二史料は、山門領荘園の全容を記した、唯一現存する帳簿であり、作成年差に起こった中世での集村化、耕地の拡大等、地域の近現代の景観のルーツとされる、大きな変化を捉えたと考えられている³⁾。

翻って、「針江・霜降の水辺景観」を含む、重要文化的景観の現況に関する研究調査報告⁴⁾によると、観光地化に伴う問題等が挙げられている。これらの問題は、重要文化的景観の選定に伴い、住民生活に弊害が生じていることを意味する。評価の対象となった水環境システムは、集落の生活があってこそ成立するものであるが、現在の景観保全が住民生活の足かせになっている状況を、浮き彫りにしている。

一方、地区全体の水環境システムにあるように、水辺景観は耕作を通して、水田や集落と関係している。又、生活基盤である道路とも、連関関係が推測される。仮に、これら要素が相互に関係して景観が成立しているとする、文化的景観地区外の景観に対する圧力はいずれ、文化的景観地区にも、影響が波及する可能性がある。「針江・霜降の水辺景観」を含む高島市では現在、市全域を規制対象区域としているが、文化的景観地区には、規制のない隣市に直接接する部分が存在する。そこで、隣市にまで景観規制を拡張するべきか否かについても、検討・議論の余地がある。

景観保全の範囲を巡る問題には、2004年に世界遺産登録されたドイツ、ドレスデン・エルベ渓谷が、住民投票で建設の決まった架橋計画を実現した後、世界遺産登録から抹消された例がある。こうした例からも、保全範囲を拡張するべきか、或いは、住民生活を配慮して、景観保全をより限定的にするのか、景観保全範囲の線引きを具体的に如何に設定するべきかについては、現在、世界的な関心事である。その議論を始める前には、まず、冒頭に述べたように、景観諸要素の関係性を解明し、景観の背景を理解することが急務であると言える。

さて、デザイン（design）の語源は、ラテン語「dissigno」であり、「整理する」、「秩序立てる」、「或物を配備する」の意味である⁵⁾。構造的には、「分離・除去・降下・否定」を意味する接頭辞「de」と、「記号化する」という意味の「sign」が合わさって、「design」となった語である。

ここで改めて、デザインという行為を分解してみる。まず、ある事象が形象化された既存の記号がある。そして、既存の記号が膠着化したとき、新たな「デザイン」が求められる。新たな「デザイン」を行う際、まず必要なのは、既存の記号の解体である。既存の記号が解体されて初めて、新たな事象の形象化が可能となるのである。つまり、デザインの語源は、新しい記号を「示す」「表す」ために、既存の事象を解体し、秩序立てて整理することの重要性を示していると考えられる。

一方、現代におけるデザインは、新しい人工物の創造、新たな形象化に偏重傾向がある。それは、与えられた条件から解を導き出すという、極めて限定的なプロセスである。しかし、地球環境時代

を迎える中で、与条件を問い直すことなしに生み出されるモノは、既に飽和している。そのため、既存物の新たな使い方や価値を発見することも、重要なデザインの営みと位置づけられつつある。新しい人工物を創造する以前に、既存の事象を解体するという、本来のデザインの語に近いプロセスが、見直されているのである。これは、既存条件を問い直す、与条件の認識における変化である。マクロで客観的な、根源的なデザインへの回帰であるとも考えられる。

よって、筆者の関心は、文化的景観の保全範囲に関する線引きという、歴史的景観の保全問題に特化されるのではない。現在、そこにある景観の関係性を読み解き、明らかにすること、それ自体が既に、デザイン行為の一部だと考えるのである。人は何故、景観を残しておきたいと願うのか。淘汰される景観と継承される景観は、どう違うのか。そもそも景観とは、一体何であるのか。景観の関係性を読み解く過程で、これらの問いを明らかにすることは、古くて新しいデザインを拓く可能性を秘めていると考えるのである。

これらを踏まえ、本研究は、滋賀県安曇川沖積平野の条里制集落・針江地区を対象として、重要文化的景観「水辺景観」の継承・淘汰に関する、現在の景観の諸関係性を解明することを目的とする。これまでの景観研究は、往々にして景観保全ありきで論が進められてきた。本論の立場として、その是非は、現段階では保留したい。本論の目的とは、景観保全の是非をも含めた包括的議論の前提となる、現況の解体である。そのため、文献資料の伝存により検証可能な数百年のオーダーから、針江地区の重要文化的景観「水辺景観」における、現在の景観の関係性を明らかにする。

具体的には、以下の3点について考察する。

- ① 現在、保全対象とされる針江地区の重要文化的景観地区周辺において、集落形成のルーツとされる中世から、現在まで継承されている景観要素とは、どのようなもので、それらはどのような関係で成立しているのか。当該地域の文化的景観地区より広い枠組みから、さまざまな景観要素を抽出し、地域的レベルでの俯瞰的分析・考察によって、中世から現存する各景観要素の関係性と、景観の特徴を明らかにする。
- ② 生業の場において、景観要素の所有・利用形態と景観の継承・淘汰の間には、どのような関係があるのか。又、人の意識や共同体の結びつきは、景観の継承や淘汰に、どのような関係性があるのか。居住、農業、商業、漁業といった、針江地区水辺景観の様々な生業空間の変遷と、景観要素の所有・利用形態との関係から、共同体体制や景観の継承・淘汰との関係性を明らかにする。
- ③ 現在の景観の保全とは、誰が、どのように行っているものなのか。又、保全主体によって、その作用に違いはあるのか。針江地区の水辺空間に対する、2つの異なる主体による、景観規制・保全、地域環境活動の現在を具体的に精査し、それらと針江地区の生活圈や、共同体の結びつきとの関係性を対照する。そして、針江地区の水辺景観における、現在の景観の関係性を明らかにする。

2 本研究における「文化的景観」の定義

平成 16 (2004) 年、景観法が施行され、景観計画の策定等は「美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする」と位置づけられた⁶⁾。しかし一方で、景観法には景観の定義がなく、研究分野によっても景観の概念に差異がある。そこで本節では、景観の用語を整理し、その後、本研究における「文化的景観」の定義を行う。

2-1. 景観の用語の整理

中国やヨーロッパでは、絵画が景観の認識に強い影響を与えており、それを表現する景観の用語も、絵画から生み出された。中国絵画における山水画は、宋代 11 世紀から広く発展したが、山や水を重んじ、後の韓国や日本の絵画に影響を与えた。ヨーロッパでは 15・16 世紀のフランダース人とイタリア人に始まり、オランダ、イギリス、フランス、ドイツへと展開し、野趣あふれる景観へのまなざしに影響を与えた。風景画の原義において、この概念を表現する用語は、shaping (かたちづくること)を含んだ、land(土地というゲルマン言語)を組み合わせ、オランダ語で landschap、英語で landscape、ドイツ語で Landschaft と呼ばれた。一方、ラテン語の pagus の流れを汲むローマ言語においては、景観は最初、村落としての意味だったものが、のちにさまざまなスケールの土地の固まりという意味になり、最終的には、国全体を示す言葉、イタリア語で paesaggio、スペイン語の paisaje、フランス語の paysage へと至る⁷⁾。

日本における景観用語の変遷については、渡部 (2009) の⁸⁾ 研究がある。渡部は、各学術分野における景観概念を整理するため、分野ごとの辞書の記載から景観概念を整理している。本研究でも、まず、辞書による用語の記載を更新しながら、分野ごとの景観概念の差異を整理する。具体的には、本研究の目的に沿う、(1)一般⁹⁾、(2)地理学¹⁰⁾、(3)造園学¹¹⁾、(4)建築学¹²⁾、(5)土木工学¹³⁾の5分野での検証を行う。表 0-3 で、前述の5分野における景観用語を整理した。

渡部⁸⁾によると、一般定義で、最も古く「景観」の語彙があるのは「大辞典」(1935)で、「①景

	一般	地理学系	造園学	建築学	土木学
辞書	広辞苑 (2018)	地理学辞典 (1989)	造園用語辞典 (2002)	建築用語辞典 (1995)	土木用語辞典 (1999)
景観の定義	①風景外観。けしき。ながめ。また、その美しさ。②自然と人間界のことが入りまじっている現実のさま。	(E) landscape (F) paysage (G) Landschaft 地理学で用いる景観(地理景観)とは、「任意の広さの地表面断片であり、その地表面断片は、その外貌と内在する諸現象により、また内外の位置関係によって一定の性格を持つ空間単元で、別の性格を持つ周囲の地表面とは区別して取り出せる」。景観を組織している諸部分は、形式的秩序を持っており、たいていは典型的に発展してきたものであり、景観要素によって構成されている。	Landscape, Landschaft (独) 人間を取り巻く環境の総合的な眺め。ドイツ語のLandschaftに対して三好学が景観と訳したことから使用されるようになった。「景」には「ひかり」、「ありさま・ようす」、「観」には「みかた・とらえ方」という意味が含まれている。すなわち景観(風景)という現象は、単なる視覚的対象の眺めのみでなく、それを眺める主体(人間)に形成されるイメージや心象などの心的効果との関係によって成立する。類語として風景、風致、景域などが挙げられ、厳密には若干異なった概念を有している。	landscape, townscape ある土地における可視的な風景・事象で、視覚的環境および、その認識のこと。人間活動を含めた地理的な眺めを表す場合と、特に視覚的な対象となる景色のみを指す場合がある。建築学・都市工学の分野では景観を構成する要素の形や配置、空間構成なども研究の対象とされている。	(landscape) 地上の眺め。環境の眺め。眺めは長く見ていることに由来する。また広く見渡す意味もあり、見晴らし、眺望、展望と同義。景色は眺めと同じく目に映る客観的な姿形。

表 0-3 一般・地理学・造園学・建築学・土木工学における「景観」用語の定義

色。風景美。眺望。②自然と人文が種々交錯している現実の態様」と説明されている。最新の広辞苑である平成 30 (2018) 年版でも、「①風景外観。けしき。ながめ。また、その美しさ。」は、同様の内容であるが、「②自然と人間界のこととが入りまじっている現実のさま。」が、新たに盛り込まれており、注目すべき点であると考えられる。

(2)ー(5)の4分野における辞書の記載はいずれも、景観用語の始まりを、ドイツ語の *Landschaft* に対しての植物学者・三好の訳語としている。しかし、三好の文献精査の結果、渡部⁸⁾は、三好の「景観」は *Landschaft* の翻訳ではなく、ドイツ語のフェゲタチオン (*Vegetation* 植生) と、アンジヒテン (*Ansichten* 光景, 風景, 眺め) の2つの概念から成立していることを、明らかにしている。三好の「景観」はその後、植物学系以外では地理学系, 文学系, 造園学系に影響を与え、後に、科学的に客体化して、地域の景観を観察し把握することを試みる, 生態学, 地理学と結びつき, 景観生態学的へと発展する流れを作ったという。

地理学においては、日本の地理学会が、1920年代にドイツ地理学会のランドシャフト (*Landschaft*) 論を最新の重要テーマとして位置づけ、導入を図ったことに始まる。ドイツ語における *Landshaft* の概念解釈については、大きく分けて、地区, 地域という意味と、風景, 景観という意味の2つの系列が並存し、20世紀前半におけるランドシャフト論は、これら2つの流れの錯綜, もしくは統合であった。その用語の不明瞭さは、そのまま日本に流入され、混乱が生じた。伝統的な地理学系分野は、「地域」(同質の像を見せる地域) を明らかにする景観アプローチであり、見えない文化, 伝統, 歴史といったものを含めて、地域の統合を把握しようとするものであった。

又、造園学, 建築学, 土木工学の各分野における景観用語の定義では、造園学が最も詳細である。いずれも訳語に *landscape* (英語), *Landshaft* (ドイツ語) を挙げている。工学デザインの建築学と土木工学が、景観を視覚的な事象に対する認識(眺め)と定義づけるのに対し、造園学では加えて、景観を眺める主体(人間)に形成されるイメージとの関係性によって成立すると、位置づけている。土木・建築・造園学における「景観」は、*Landscape* の *scape*, つまり景観の観, 人の視覚に重点がおかれている。そして、地域的な広がりを含むランドシャフトの訳語として「景観」を定義するのではなく、生物学的, 地理学的概念として、別に「景域」の語を定義している。さらに、より主観的な概念としては「風景」を、より美的概念を含んだものとして「風致」を位置づける。

以上から、地理学・生態学における「景観」は、地域性や共同体をルーツにし、価値意識を加えず、客観的分析による実在の意味で用いられている。対して、土木・建築・造園学では、アメニティ追求, 環境操作の目的で、視覚的な認識としての「景観」の語が使われている。一般用語に関しては、後者のニュアンスが強いが、最新の広辞苑による「②自然と人間界のこととが入りまじっている現実のさま。」は、前者の解釈も示唆する内容であることが注目される。

2-2. ユネスコ(世界遺産)・文化庁による文化的景観の定義

① ユネスコ(世界遺産)における文化的景観の定義

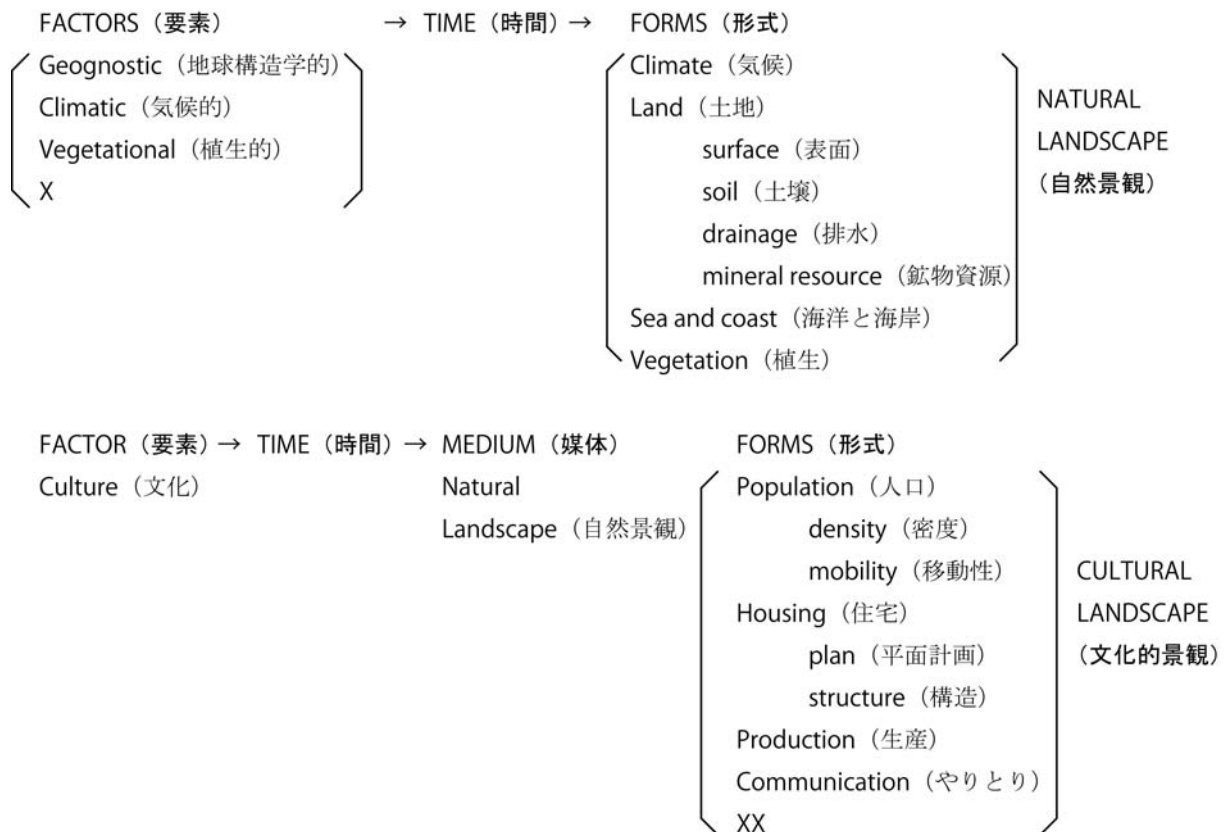


図 0-4 自然景観と文化的景観の生成 (Sauer (1925))

ドイツ生まれでアメリカ人地理学者のカール・サウアー(Carl O. Sauer)は、「景観の形態 (The Morphology of Landscape) 1925」¹⁴⁾において、文化的景観の概念を展開した。サウアーは「文化は行為の主体であり、自然地域は媒体であり、そして、文化的景観はその成果である。(Culture is the agent, the natural area is the medium, the cultural landscape the result.)」とし、文化的景観を、文化という人間の手が加えられた自然地域として捉えた(図 0-4)。そして、文化的景観の含む範囲を、文学や詩文、絵画、写真、宗教的儀礼、伝統工芸品など、一見して明白でないが、確かに存在する無形の価値や文化的表現に拡張し、後のユネスコ(世界遺産)における文化的景観の概念に影響をもたらしたとされる¹⁵⁾。

図 0-5 は、世界遺産における文化的景観の位置づけの概要を示した、黒田乃生の論文(2003)¹⁶⁾からの転載図である。ユネスコの世界遺産における文化的景観の概念は、平成 4 (1992) 年の世界遺産登録基準の改定と共に、導入された。概念導入に伴い、文化的景観は、作業指針において、「自然と人間の結合による所産 (combined works of nature and of man)」であると明確に定義された。又、「人類と自然環境の相互関係の顕れの多様性を含む (embraces a diversity of manifestations of the interaction between humankind and its natural landscape)」とされている。そして、文化的景観を保全する目的として、現代における持続的な土地利用の技術に対する貢献と、ランドスケープにおける自然の価値を高めることを挙げ、最終的には、文化的景観の保全が、生態学的な多様性の維持につながるとしている¹⁷⁾。

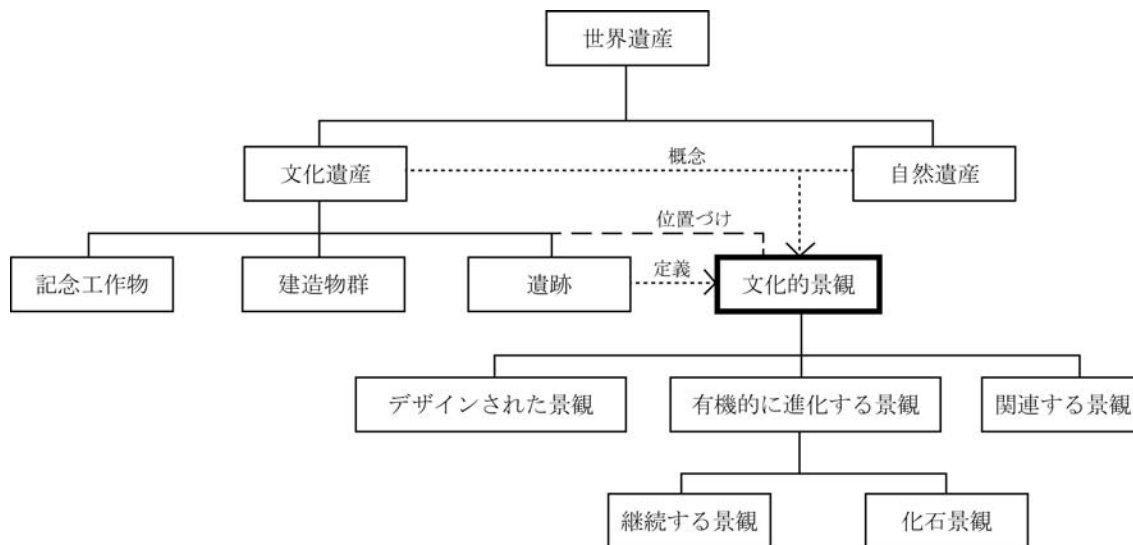


図 0-5 世界遺産における文化的景観の概念とカテゴリー（黒田（2003））

平成 20（2008）年の作業指針においては、3つの主要なカテゴリーが設定され、それぞれ「デザインされた景観（clearly landscape designed and created intentionally by man）」、「有機的に進化する景観（organically evolved landscape）」、「関連する景観（associative cultural landscape）」としている。

「デザインされた景観」は、宗教的・記念碑的な建物に付属する、庭や公園などを前提とする。「有機的に進化する景観」は、自然環境に呼応するランドスケープとして、さまざまな社会的要請から、姿を変化させた景観を指す。そして景観の現況により、更に「化石景観（a relict or fossil landscape）」と「継続する景観（continuing landscape）」の2つに細分化される。「関連する景観」は、物質的な景観よりも、自然要素との宗教的、美的、文化的関連性が高いと判断される景観である。これらから、ランドスケープに対する人間の意図的操作の程度によって、カテゴリー設定がなされたと推測できる。

新たな文化的景観は、「自然遺産（自然環境）」「文化遺産（人間の営み）」という、従来の2つの世界遺産カテゴリーを統合する概念である。非ヨーロッパ諸地域に多く残る、「二次的な自然」による景観を掬い上げる概念であるとも、考えられる。現に登録されている景観の多くは、農村景観である¹⁸⁾。農村景観は、日常生活や生産活動に密接に関連し、経時的に変容する景観である。

又、世界遺産が登録条件として要求する要素として「真正性（authenticity）」の証明がある。文化的景観の場合では、材料、意匠、技術、に加えて、その独特の特徴と、構成要素に関する真正性が維持されている必要があり、2005年以降、推薦されるすべての遺産は、完全性の条件を満たさなければならないとされる¹⁹⁾。文化的景観における真正性は、重層的に展開する歴史的証拠や意味、諸要素間の関係性がそのままの状態を保たれており、かつ景観として解釈できるものとされる。自然に関しては、自然そのものの真正性だけでなく、人間と自然との関係性についての真正性が問われる。

総じて、ユネスコによる文化的景観の捉え方は、サウアー¹⁴⁾による広義の文化景観の流れを汲み、文化的景観を、歴史的な意味や諸要素の関係性が深く関与した結果として、総合的に位置づけている。又、文化的景観の対象としては、非ヨーロッパ地域に多く存在する、変化のある二次的な自然による農村景観が多く、内在する無形の関係性が重要視される傾向にある。

② 文化庁による文化的景観の定義

文化庁は、文化的景観を文化財の一つと位置づけている。そして文化財保護法において、文化的景観は、「地域における人々の生業及び当該地域の風土により形成された景勝地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの」²⁰⁾と定義される。その目的とは、文化的な価値を正しく評価し、地域で護り、次世代へ継承していくことである²¹⁾。

平成 16 (2004) 年の文化財保護法の一部改正により、文化的景観の中でも特に重要なものは、都道府県、又は、市町村の申出に基づき「重要文化的景観」として選定される。重要文化的景観に選定されたものは、現状の変更や保存に影響を及ぼす行為に対する制限、国から保存活動に経費の補助や、重要な家屋についての固定資産税の減額等の優遇措置等、様々な保護の措置が講じられる。重要文化的景観を選定する場合の基準²²⁾は、以下の通りである。

1. 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された次に掲げる景観地のうち我が国民の基盤的生活又は生業の特色を示すもので典型的なもの又は独特のもの

- (1) 水田・畑地などの農耕に関する景観地
- (2) 茅野・牧野などの採草・放牧に関する景観地
- (3) 用材林・防災林などの森林の利用に関する景観地
- (4) 養殖いかだ・海苔ひびなどの漁ろうに関する景観地
- (5) ため池・水路・港などの水の利用に関する景観地
- (6) 鉱山・採石場・工場群などの採掘・製造に関する景観地
- (7) 道・広場などの流通・往来に関する景観地
- (8) 垣根・屋敷林などの居住に関する景観地

2. 前項各号に掲げるものが複合した景観地のうち我が国民の基盤的な生活又は生業の特色を示すもので典型的なもの又は独特なもの

これらから、文化庁における文化的景観の考え方とは、文化財の一形態であり、その特徴に、「景勝地」として、景観の価値が視覚的に認知可能な点が挙げられる。重要文化的景観においては、景観の物理的な保護が前提であり、表象空間が重要視されている。

2-3. 本研究における「文化的景観」の定義

以上から、「景観」の用語には、大きく二義が存在することが整理された。一つは、東洋・西洋共に、風景画をルーツに発展した人間を取り巻く環境の眺め方、もう一つは、ゲルマン言語における「土地を形作るもの」、或いはローマ言語における「村落」のような、人間の集まり住む環境で

ある。これらは各研究分野において、その差異が継承され、発展していく。建築・土木・造園学等工学デザイン分野は前者を継承し、人間の眺めに向けて、人間の営みのために環境を操作することが志向される。一方、地理学・生態学は後者を継承し、客観的な分析により、地域を明らかにすることに重きが置かれる。ユネスコ（世界遺産）による文化的景観の解釈は、後者の流れを含み、歴史的な関係性や意味を含めた総体として、景観を捉える。対して、文化庁による文化的景観は、前者に近く、農村部や都市の景勝地、すなわち、視覚的な表象空間を対象とする。

本論で対象とする重要文化的景観は、文化庁の定めた景観である。よって、仮にここで景観をいずれかの解釈に定めてしまうと、景観要素やその関係性の抽出に偏りが出ると考えられる。そこで、現在、文化的景観とされている景観よりも、広義に文化的景観を捉える必要がある。本論では、広義の「文化的景観」を、遺跡・遺構でもなく、文化財に付帯もしないが、人間の社会や文化の作用があり、利用が継続できである景観と定義し、第一章で分析・考察を行う。具体的には、地域風土による社会的な歴史が作用し、現代の農林地や構造物等に、その歴史に基づく利用が確認できる景観を、「文化的景観」とする。今後、特記なき「文化的景観」は、上記の意味で用いる。

又、今後の論述では、景観の二義の解釈から抽出された、「共同体」、「地域性」、「認知」、「表象空間」といったキーワードに注視して展開する。尚、現在の針江地区の景観が、これら景観用語の二義と、どのように関係するののかについては、考察の最後に含めるものとする。

3 研究対象地の選定

研究の背景と目的から、対象地は、以下の条件を満たす必要がある。

- ・ 文化的景観として、既に認知されている景観であること。
- ・ 通時的に、人間と自然との関わりがある地域であること。
- ・ 長期間の検証が可能な、景観利用の歴史に関わる文献史料を備えていること。
- ・ 「二次的自然」としての、多様な景観要素が存在すること。

以上の条件から、滋賀県安曇川沖積平野の条里制集落、針江地区を、本研究の対象地とする。

「針江・霜降の水辺景観」は、平成 20 年（2008）年に選定された「高島市海津・西浜・知内の水辺景観」に続き、平成 22（2010）年、高島市で 2 箇所目の、重要文化的景観に選定された地域である。①針江大川河口および周辺湖岸葎群落一帯、②針江大川流域の水田、③針江大川流域の集落（針江および霜降）を中心とした 3 つの帯状領域から成る。（図 0-6）尚、文化的景観地区には、一部霜降地区を含む。しかし、本研究の目的は、各景観要素の横断的な関係性から導き出される景観の関係性の解明であり、研究対象地としては、①②③に共通する針江地区とする。但し、霜降地区は、③の居住域の考察において、重要な考察対象である。

「針江・霜降の水辺景観」は、地下から湧き出る湧水が景観形成の基本であり、その利用及び行き先が、集落と水田、湖岸一帯という独特の景観を作り上げている点が、他と異なるという理由で、重要文化的景観に選出された。又、針江地区湖岸の葎群落は、県内でも一部地域しか保存されていない葎群落の一つであり、現在も周辺集落の住民の手によって、維持管理が継続されている珍しい例²³⁾である。こうした事柄も、重要文化的景観選出の要因となっている。

高島市新旭町北東部、針江・霜降地区の居住域で利用される湧水は、安曇川沖積平野地中を經由

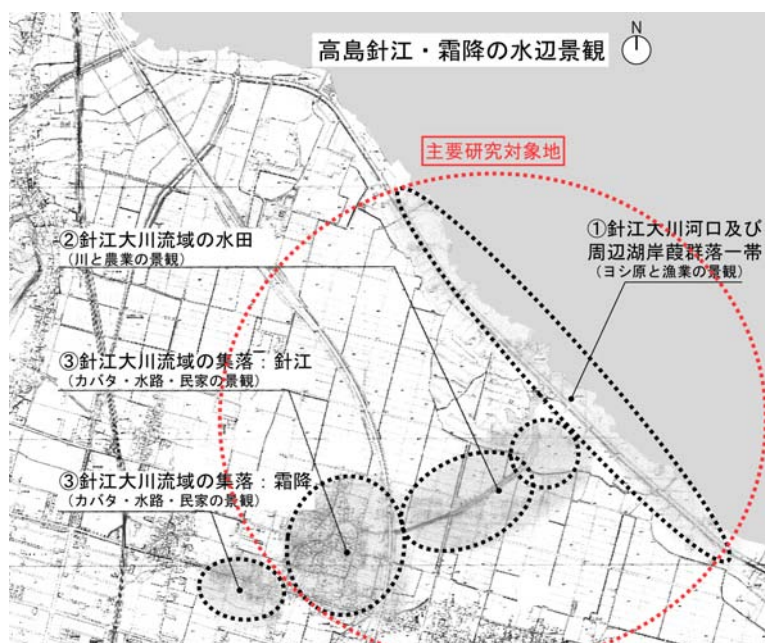


図 0-6 高島市「針江・霜降の水辺景観」を構成する三領域

し、数百年をかけて濾過された比良山からの伏流水である。同じ新旭町南部、太田地区の湧水は、鉄分が多いのに対し、針江・霜降地区の湧水は、「生水（しょうず）」と呼ばれ、極めて清澄であることで知られる。

各家庭で「生水」が湧き出る「カバタ」は、台所とは別に、屋外、又は半屋外にしつらえられた生活井である。湧水を石造の井戸に層状に放流し、炊事や食品の予冷などに使用する。



図 0-7 針江地区の水辺空間（左から居住域「カバタ」，針江大川，ヨシ地）（筆者撮影（2013））

「カバタ」は、屋外に開放された水路で結ばれ、水路網は川とつながり、内湖を経て、琵琶湖へと流れ出る。(図 0-7)「カバタ」は、単に物理的な機能が求められる補助的台所ではない。集落では、「カバタ」を通しての、住民共通の水利用に関する暗黙のルールが存在する。水を神聖なものとする信仰もある。このような意識が、水路、内湖、湖岸一帯へとつながっているとされる。

琵琶湖は、およそ 400 万年前に成立の起源を持つ古代湖である。一般に、湖沼は年々堆積によって陸化が進み、数万年内には消滅すると言われるが、中には例外的に、埋積されずに 10 万年以上も存続する古代湖が存在する。古代湖には独自の進化を遂げた固有種が存在し、きわめて生物多様性に富むが、世界で代表的な古代湖は、近代化までほとんど人間の影響を受けなかった、原生的自然である。一方、琵琶湖は、千年以上もの間、都である京都に隣接し、人間活動の影響を受け続けてきた、稀有な古代湖である。更に、水道が普及する昭和 30・40 年代まで、高い生物多様性と、清澄な水質が維持されてきたという、事実がある。

前述のように、針江地区には中世木津荘の貴重な史料が存在する。そして、それらに関する先行研究の蓄積もある。よって、集落形成のルーツと考えられている、中世から現代に至る長いスパンで、景観成立の背景を明らかにできる点が、大きな強みであると言える。更に、生ける古代湖としての琵琶湖の背景から、その沿岸での生業活動や風土との関係において、「文化的景観」を通時的に理解する試みは、将来の景観への連続性を考える上で、意義があると考えられる。

4 既往研究の整理

本論は、「環境史」、「景観論」の系譜にあると考えられる。そこでまず、社会学における「環境史」の流れを整理し、その後、工学デザイン分野における「景観論」の系譜を整理する。そして、それら既往研究の動向から示された特徴と課題から、本論が目指すべき方向性を具体的に示す。

4-1. 社会・文学系分野における「環境史」の動向と既往研究の整理

国外・国内での「環境史」の大きな流れについては、佐野静代(2008)²⁴⁾が整理している。以下、佐野²⁴⁾の内容を引きながら、本論に関わりの深い①文化人類学、②日本における「環境史」と民俗学、③歴史学の3項目から、「環境史」研究各分野における特徴と課題を、整理する。

① 社会学における「環境史」の系譜

「環境史」という言葉のルーツは、1970年代にアメリカで確立された歴史学を母体とした「environmental history」にあるとされ、過去の自然認識、環境思想の研究を出発点としている。人間活動の環境へのインパクトの解明に関心が置かれる。その基盤となる、人間による自然の改変という視点には、前述のサウアーら地理学者の影響があったとされる。80年代以降になると「environmental history」は、アメリカ一國史の枠組みを越え、グローバルな環境変化のプロセスと、その要因を問う仕組みへと展開する。日本には、80年代初頭に、「環境史」の訳語で紹介された。90年代以降は、近代化や欧米思想と環境破壊の視角から、帝国と植民地の環境改変へ関心が高まり、環境史の研究対象地域は、アジア・アフリカなど非ヨーロッパ世界にも拡大している。

② 文化人類学における「環境史」の系譜

アメリカの文化人類学から派生した「historical ecology (歴史生態学)」は、自然と人間との関係史である。今日の人類学・生態学・地理学など、幅広い研究分野にまたがる、横断的な枠組みとしての「環境史」の、重要な基盤となっている。文化人類学では、自然資源の利用や生業活動から、人間の環境への関わりを主題とする上で、狩猟採集社会をその分析の出発点としてきた。60年代の文化人類学では、自然と調和・共生する未開の人々を尊い存在とし、そこから原初的な人間と自然との関係性を復元するという傾向が顕著であった。しかし、70年代以降、原始的な狩猟採集社会ですら、人間活動は常に自然に影響を与えてきたものであるという伝統主義の問い直し、すなわち、人類学内部から発生した「リヴィジョニズム (修正主義)」において、未開の伝統社会を是とする流れは克服された。結果、90年代以降の生態人類学では、歴史的・時間軸の導入と、政治・経済活動の影響が考慮されるようになる。特に、歴史を重視する立場である「歴史生態学」では、人間と自然との関わりを、自然破壊だったのか、或いは、自然擁護だったのかという二元論にかかわって、歴史に即してその実態を検証するアプローチが、主流となっている。

③ 日本の民俗学における「環境史」の系譜

80年代に「environmental history」が「環境史」として紹介された当初、日本において、この

流れに反応したのは、鳥越皓之・嘉田由希子らの社会学の研究者達であった。1984年には、琵琶湖西北部の知内（高島市で、初の重要文化的景観に選定された地域）の環境問題に関する共同研究を、「水と人の環境史」²⁵⁾として発表している。鳥越らの活動はその後、「生活環境主義」として、市民と研究者が一带となった環境問題へと展開する。一方、その展開は、自然資源の伝統利用とその持続可能性を問う「コモンズ」論に及び、聞き取りを中心として、近代化以前の伝統的な村落における伝統社会を評価する。その後、鳥越らの「環境史」は、日本での「環境社会学」として、幅広く展開する。その立場は、地域の伝統や、生活の知恵を擁護する、むしろ民俗学に近いものであった。1994年に鳥越は、「環境民俗学」という、新たな分野を提唱する²⁶⁾。

一方、鳥越・嘉田らの主張は、民俗学から批判を受ける。「伝統的社会」を「近代化」に対峙させ、懐古主義とともれる主張は、近代以前での検証を欠く点で、大きな問題点があった。これは、生態人類学における「伝統主義」が、「修正主義」において批判の対象となった論争と、同様の図式にある。鳥越・嘉田らの主張する、人間の手が加えられた自然とは、恣意的に切り取られたものであり、本来それは、人間の生業から統合的に解明されるべきであるという篠原の議論²⁷⁾は、1990年以降の民俗学分野における、複合生業論の隆盛に結びつくことになる。

④ 歴史学における「環境史」の系譜

歴史的な検証を専門とする歴史学において、環境史研究が最も進む分野は、中世史であるとされる。中世という時代が、災害からの復旧や大開発の時代であり、自然との関わり方が、大きく変化した時代だからである。そこで主題となったのは、開発史や災害史といった、マクロな視点での自然と人間との関わりであった。

安曇川沖積平野における条里制集落に関する研究においても、歴史地理学で、木津荘に存在する、応永年間前期の「注進木津庄引田帳」（以下、引田帳）と応永29年（1422年）の「木津庄寺領注進帳」（以下、検注帳）の貴重2史料の存在から、福田徹²⁷⁾に発し、条里制や集落立地の復元に関する様々な研究が行われてきた。そこで、人と自然との関係に注目し、環境史的視点を打ち出したのは、水野章二である。検地史料だけで、中世村落の実態を把握するのは限界があるとし、水野らは、自然科学等他分野とも協働しながら、中世に起こった変化の長期的検証として、中世環境史研究をまとめる²⁸⁾。具体的には、古代からの文献を紐解き、文化風習を含む多岐の要素に渡って、現地調査やヒアリングから、圃場整備以前の景観を復原している^{29) 30)}。そして、応永年間での琵琶湖や河川による地形変化と関連させて、中世景観や開発状況、支配体制の特徴を明らかにした。水野らの研究は、水田開発の開発史を主体としながら、生業活動を通じての日常的な自然との関わりを論じる点に、特徴がある。しかし、その研究対象は、中世景観と類似点の多い圃場整備前までの景観にとどまり、水野^{28) 29) 30)}においても、そのまなざしの根底に、「近代」と「伝統社会」という二元的な対立の存在が垣間見られる。

生業による景観形成というテーマに関して、1950年代以来の文化地理学においては、農耕を中心とする生業形態と景観・文化論が中心であった。農耕以外の生業をテーマとした、環境史的な視

点を含む景観研究としては、千葉徳爾の「はげ山の研究」³¹⁾ (1956)がある。荒廃山地に関わる人間の生業を、長い時間軸の間で多角的に考察した研究は、はげ山景観の形成メカニズムや要因分析に踏み込んでおり、海外でも高い評価を受けている。

又、景観を動態として捉える地理学の視点として、金田章裕の研究³²⁾がある。金田は、地理学での景観変遷史法における、単なる変遷の記述が、変化のプロセスや要因、主体などに対する十分な考察が及ばないことを指摘し、新たな「景観史」の視角を提起している。

以上の「環境史」の系譜から、その特徴と課題をまとめる。

社会学や民俗学では、伝統的生業による、自然資源利用という環境史研究が活発に行われたが、歴史的な検証に対する視点が欠如し、伝統を近代に対峙させる二元的な議論が問題であった。一方、通時的な分析を専門とする歴史学・地理学においては、生業から景観を読み解くよりもむしろ、災害史、開発史などが主題であった。そこで、他分野との協働や日常生活の諸活動にも関心を広げたのが水野であったが、その研究対象は中世景観と類似点の多い、圃場整備以前の景観までに留まっている。その根底には、中世からの景観を一変させた圃場整備に対する批判が否めない。

一方、歴史地理学において、千葉や金田のように、「景観と時間軸」に照準を合わせることで、景観の文脈に着目する動きがあった。こうした流れは、今日の環境史における世界的な動向としての「二次的自然」を分析対象として、地域の実態に即して通時的にその変化を問う姿勢と、同じベクトルを持つものだと考えられる。

4-2. 工学デザイン分野における「景観論」の動向と既往研究の整理

柴田久・石橋知也(2001, 2008)^{33) 34)}は、1960年～1998年、1998年～2007年までの、土木・建築・造園・景観・デザイン研究の分野における、学会学術論文を対象とし、キーワード検索により選出した492+454計946編の景観研究論文を分析して、時代ごとの系譜を整理している。

まず、1960年～1998年までの流れとして、景観研究の動向を、60年代の揺籃期、70年代の初動期、80年代の発展期、90年代の拡充期の4つに時代区分する。揺籃期から初動期に浮上した問題意識としては、時代潮流を反映した社会基盤整備の支援志向と、自然環境保護志向の2つの立場に大別されるという。それが発展期に入り、景観整備を掲げた各種事業活動の隆盛に伴い、技術者に向けた工学的体系に研究意義が集中される。そして80年代終わりに表面化した、街並みの画一化、形骸化によって、地域個性を模索する拡充期へと繋がる。近代化への反動から、伝統的社会に回帰する傾向は、社会学の系譜と同様であり、社会全体の大きな潮流であると考えられる。

そして、拡充期まで主流であった創造型の研究視点に対して、2000年代では、景観「保存」に関わる研究視点が最重要視されているという。本論に関わりの深い研究でも、特徴的な湧水利用の生活井「カバタ」や水路網等を対象とした研究が、2000年以降盛んに行われている。代表的なものとして、鈴木尚美子・畔柳昭雄(2007)³⁵⁾による針江地区の「カバタ」を中心とした水網空間の研究、石川慎治・濱崎一志(2008)³⁶⁾による針江地区の「カバタ」と集落の空間構成の研究がある。し

かし、この時期の景観研究論文には、伝建地区や貴重な歴史的建造物など、保存対象とする景観の価値が明確なものが多いという。研究対象地に関わる、針江地区の「カバタ」や水網空間に関する研究においても、研究対象は、現在表象する水辺景観に特化されている。

又、柴田らの研究視点による区分によれば、本論は「変遷景観の特性把握」研究に属すると考えられる。拡充期に少なかったこの分野の研究は、2004年頃から盛んに行われている。2004年は、世界遺産の影響を受け、文化財保護法に「文化的景観」の категорияが追加された「文化的景観」の転換期と重なっている。2000年代の文化的景観に関する研究で、本論と着眼点の近いものには、岐阜県白川村における文化的景観の保全に関する黒田乃生¹⁶⁾の研究(2003)や、群馬県山村集落六合村赤岩地区における文化的景観に関する、ダリオ パオルッチ マッテオ・宮脇勝³⁷⁾の研究(2005)がある。黒田の研究は、白川村という「生きた文化的景観」の現況の洗い出しと、異なる立場からのまなざしの違いから、景観保全を問い直す研究であり、マッテオらの研究は、絵図、地積図、土地台帳という、歴史的史料を利用した、農地の歴史的空間変遷研究である。

2008年には観光庁が発足し、観光による地域振興を図る取り組みが、地方でも活発化する中、景観研究においても捉えにくい生活文化に関する景観や、景観の関係性をテーマにするものが出現する。本論に関わりの深い研究として、山田裕貴・中井祐³⁸⁾による、大分県竹田市の農村景観における、共同体の近代化による農業水利の変化に関する研究(2011)や、森朋子³⁹⁾による、富山県五箇山地域における山村集落の水利システムと、集落社会の関係性に関する研究(2014)が挙げられる。前者は水田の耕作社会組織、後者は生活用水の共同体に関するものであるが、いずれも、近代化の過程と生業と水利組織、共同体との関係を主題にしている。

条里制集落に関するものとしては、秦憲志・桜井康宏⁴⁰⁾の研究(2011)がある。秦らの研究は、滋賀県東部沖積平野の水辺空間の居住域に関する研究であるが、水辺空間と畑、宗教施設、藪地等の景観要素との関係性を、多角的に論じている。

そして、このような生業活動に関する景観や、関係性に着眼する傾向と関連して、変化を受容する景観保全を志向する「動態保全」に関する研究も行われている。横張真・渡部陽介(2009)⁴¹⁾は、農山村における文化的景観の動態保全の重要性を主張し、宮本万里子・横張真・渡辺貴史(2012)⁴²⁾は、郊外型の一見歴史的痕跡のない景観に、転用含む景観の継承を認める方法論を打ち出す。

これら工学デザイン分野における景観研究の課題としては、いずれも史料の起点が近世以降で、歴史的な通時性に欠けることである。景観の関係性に視角を置く研究でも同様であり、そのため、景観の歴史的文脈については、十分に議論が深められているとは言えない。

4-3. 本研究の位置づけ

本論の研究対象地に関連する既往研究では、中世史や歴史地理学において、圃場整備以前までの景観について膨大な蓄積がある。一方、工学デザイン分野においては、現在表象する水辺空間やその関係性に関しての研究が進んでいる。しかしいずれも、圃場整備以降、現在までの調査・分析・

考察が空白であるため、現況との繋がりが不明であり、そのため、研究成果が十分に役立てられているとは言えない。そこで本研究は、これら既往研究の空白部となっている、圃場整備以降現在までの変化を、主たる調査・分析の対象とする。そして、景観形成のルーツとされる中世を始点とした、通時的な分析・考察を試みる。又、客観的データに基づく研究手法を採用することにより、近代に伝統社会を対峙させる二元論を回避する論述とするべく、留意する。(図 0-8)

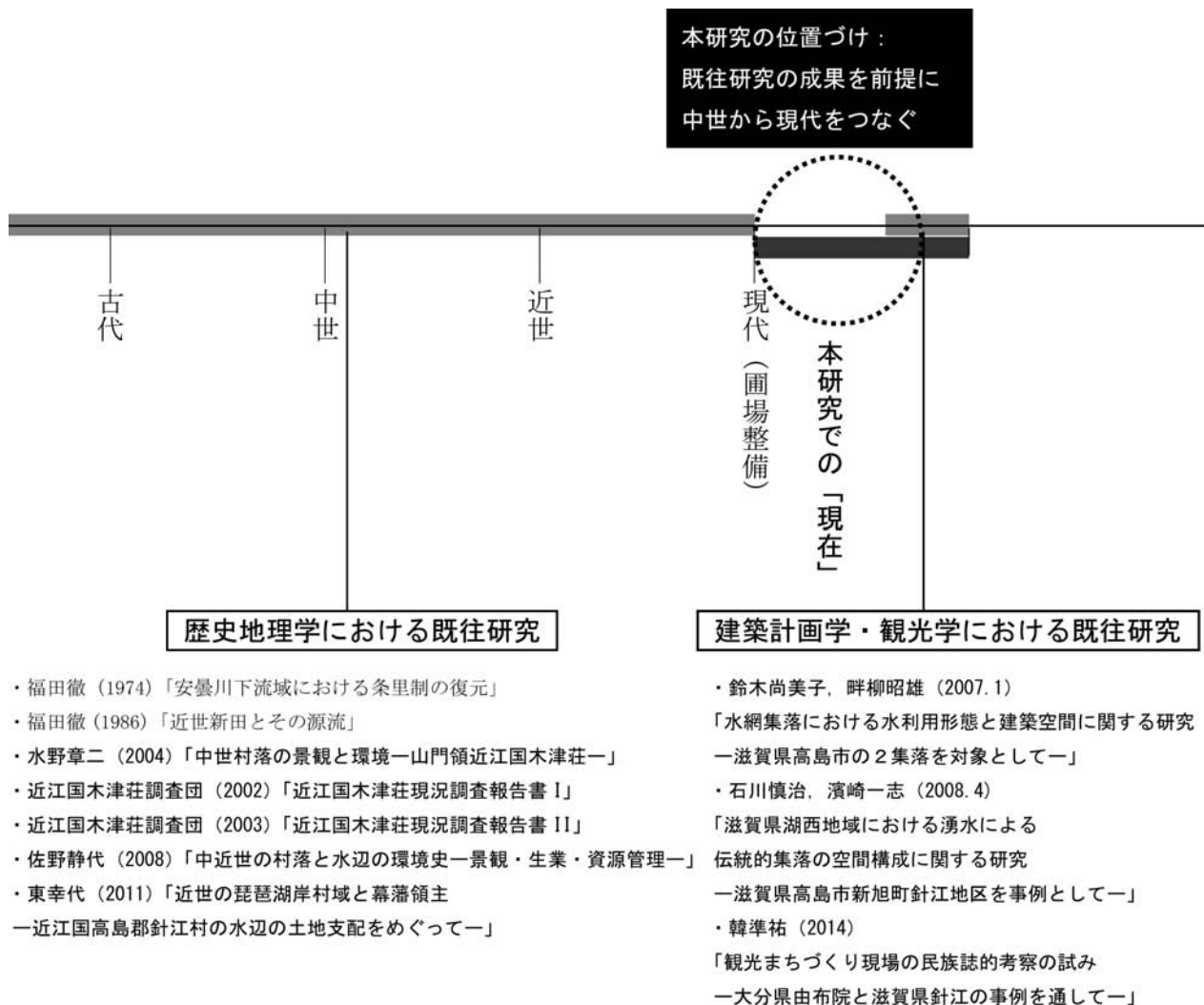


図 0-8 既往研究と本研究の調査・分析対象との関係

5 論文の構成と研究の方法

本論文の構成と研究の方法は、図 0-9 にフローとして、表す。



図 0-9 本研究の構成と研究の方法のフロー

前項において、本研究は、圃場整備以降現在までの変化を、調査・分析の対象とすることを明らかにした。ここで、本研究の採用する文脈論的アプローチについて具体的に説明し、本論文での「現

在」の考え方を述べる。

景観史の視角について、金田章裕⁴³⁾は、以下のように述べている。

・ ・ 個々の景観要素がそれぞれの時期にどのような要因に規定され、あるいはどのような要因との相互関係の中で、どのような実態として存在し、さらにそれがどのように変化していたのか、という点に注意を振り向けなければならない。いわば、動態的な景観のベクトルを探るのが、小著における研究史の方法である。・ ・

歴史的な景観史の視角には、「厚みのある時の断面」と、「薄いクロスセクション」という2つの対比的な方法論に大別することができる。

藤岡謙二郎によって提唱された「景観変遷史法」は、その時の断面が「厚み」のある時間で切断されたものであり、それを連ねる形で景観変遷を説明しようとするものであった。(図 0-10) この方法の利点は、ある特定の時点における詳細な史料を欠如していても、推定に基づく記述的説明を展開し得ることである。地理的事象として資料の少ない事柄についても、関連分野との整合的な説明が可能である。一方、景観ないし景観要素を、静態的に捉えてしまう危険性もある。同時代における景観要素の実態や、機能・認識を考慮しないままに、それらの存在を前提とした説明を付す危険性も高い。

一方、H・ダービーは、特定の年次の「薄い」クロスセクション(図 0-11)と、その間を結びつける説明的既述からなる方法論を採用した。方法論的完成度が高い分析視角である。しかしその年次設定は、景観の復原に必ずしもふさわしい時点であるとは限らない。そのため、クロスセクション間の説明的既述は、平板なものになる危険性がある。極めて重要な要素に対する既述が不十分であったり、要素自体の見落としにもなりかねない。

そこで金田は、これら2つの方法論が内包する問題点を回避しつつ、そのいずれでもない第三の方法の可能性を、検討する(図 0-12)⁴⁴⁾。金田⁴⁴⁾は、個々の景観要素が、どの時期にどのよ

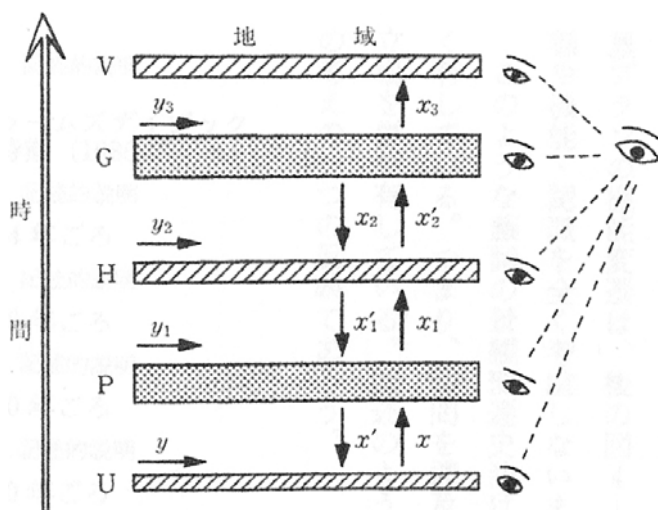


図 0-10 「厚みのある時の断面」(藤岡 (1946))
(G が現在, H・P・U は過去の時の断面, V は未来)

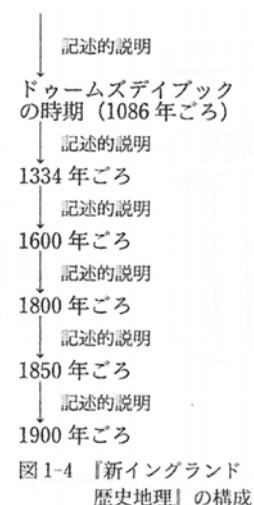


図 0-11「薄いクロスセクション」
(Darby (1973))

うな状況であったのかを、可能な限り厳密に復原し、それがどのような機能を果たし、どのような変遷をたどったのかという、歴史的な生態ないし、ベクトルを探ることが、重要な作業過程となる、と主張する。この第三の分析視角では、「厚みのある時の断面」での動態性の欠如の克服と共に、「薄いクロスセクション」では看過される、不十分な事実認識の可能性を排除することができるという。

そして、個々の景観要素を追跡する余り陥りがちな、景観把握の個別性、あるいは、分裂的正確については、個々の景観要素を規定ないし相互規定している状況を、分析・統合することによって、一定程度克服することができるという。この視角を文脈論的視角 (contextual approach) と金田⁴⁴⁾は呼ぶ。文脈論的視角とは、個々の景観要素について、同時代の政治的・社会的・文化的・自然的諸現象との関連や、他の景観要素との関連を、十分に視野に入れることを意味する。

以上が、本研究で採用する、金田⁴⁴⁾による文脈論的アプローチである。

本研究における「現在」は、各章で異なり、圃場整備以降、現代までの、幅のある複数の「現在」が存在する。すなわち、第一章、第二章では、平成 27 (2015) 年調査時、第三章では、換地前後の昭和 59 (1984) 年から昭和 60 (1985) 年で、第四章においては、既往調査時の 2008 (平成 20) 年、第五章では、既往アンケート調査時の 2009 (平成 21) 年である。

これら複数の「現在」が併存する問題は、文脈論的アプローチにより、克服することができると考えられる。又、圃場整備以降を「現在」として、一括りにすることの妥当性を問うためにも、歴史的な諸変化における、マクロな視点からの圃場整備という変化の位置づけ、その特徴とインパクトを、第一章で定量的に論じる。

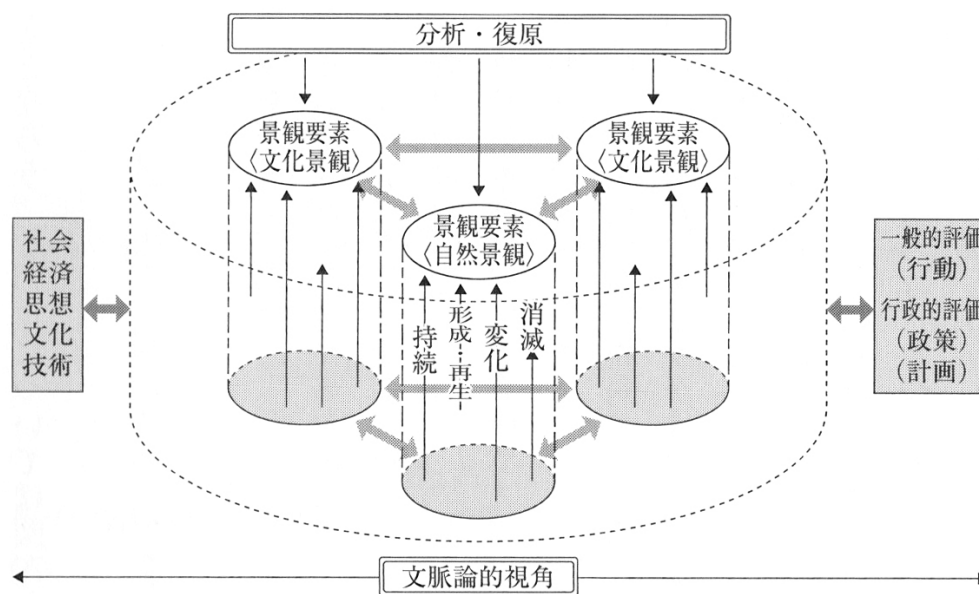


図 0-12 「文脈論的視角」による景観要素の歴史的生態 (金田 (2002))

【序章補註・引用文献】

- ¹ UNESCO "Recommendation on the Historic Urban Landscape", I-VI, Paris, 10 November 2011.
- ² 条里地割とは一町（約 109m）方格を 1 坪とし、坪を 6 つ並べ、横に 1 里、縦に 1 条とした土地区画制度である。条里呼称法は土地区画編成の統一的な座標表示システムであり、耕地を六町（約 654m）四方の「里」とし、縦横に六等分 36 分割した一町平方を「坪」と呼ぶ。条里制度は律令国家における班田収受法との関係が深い、明確な証明がない。本稿では一体となった「条里プラン」の語を用いる。
- ³ 古代からの中世への対象地の歴史は、後掲文献 30, p.16～47 を参照している。中世の景観が近現代の景観と多くの点で重なり、対象地において 2 中世史料間に多くの集落が集村化したことについては、後掲文献 28, 29, 30 等で既に明らかであり、本論では既知の事象として取り扱う。
- ⁴ 龍谷大学里山学研究中心（2015）, 2015 年度年次報告書里山学研究「琵琶湖の保全再生と里山・里湖—人と水との共生に向けて—」, p.137～151, 龍谷大学
- ⁵ 研究者辞書部編「研究社 羅和辞典」 pp.171, 研究社, 1953 年。Lewis and Short 「A Latin Dictionary」 pp.557, Oxford at the clarendon press, 1966 年。「A Latin Dictionary」では、「designio」の訳として、「to point out, mark（指摘する・明示する）」「to designate, describe, represent（示す・描写する・表す）」の記載がある。
- ⁶ 平成 16 年法律第 110 号景観法第一章第一条より。
- ⁷ Nora Mitchell・Mechtild Rössler・Pierre-Marie Tricaud「世界遺産の文化的景観—保全・管理のためのハンドブック」, <http://repository.nabunken.co.jp/dspace/handle/11177/2891>（'World Heritage Papers vol.26 "World Heritage Cultural Landscapes: A Handbook for Conservation and Management' 2009 日本語翻訳）, 独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所, 2015 年。
- ⁸ 渡部章郎「専門分野別による景観概念の変遷に関する研究—特に植物学系分野、文学系分野に関して—」 pp.1～15, 四天王寺大学紀要第 47 号, 2009 年 3 月。
- ⁹ 新村出編「広辞苑 第七版」 pp.894, 株式会社岩波書店, 2018 年。
- ¹⁰ 日本地誌研究所編「地理学辞典改訂版」 pp.175～176, 二宮書店, 1989 年。
- ¹¹ 東京農業大学造園科学科編「造園用語辞典 第二版」 pp.142～143, 彰国社, 2002 年。
- ¹² 建築用語辞典編集委員会編「建築用語辞典（第二版）」 pp.259, 技報堂出版, 1995 年。
- ¹³ 社団法人土木学会編「土木用語辞典」 pp.318, 技報堂出版, 1999 年。
- ¹⁴ Carl O. Sauer "The Morphology of Landscape", 'University of California Publications in Geography, vol.2 no.2 pp.54～58, University of California Press, 1925 年。
- ¹⁵ 文献 7 より。
- ¹⁶ 黒田之生「白川村萩町における文化的景観の保全に関する研究」 pp.75, 東京大学農学部演習林報告, 110. 71-157, 2003 年 12 月。
- ¹⁷ 文献 7 より。

- ¹⁸ UNESCO, “Cultural Landscapes”, whc.unesco.org/en/culturallandscape/
- ¹⁹ 奈良文書(1994)で、その後真正性に関する認識が改訂され、作業指針の2005年版において、その証明に関する条件が、付加され、緩和されている。具体的には、特性、意味、情報源が、真正性を評価することができるとしている。
- ²⁰ 文化財保護法第二条五項より。
- ²¹ 文化庁文化財部、「魅力ある風景を未来へ 文化的景観の保護制度」,文化財パンフレット,2013年3月。
- ²² 平成17年文部科学省告示第46号より。
- ²³ 高島市「新旭地域のヨシ群落および針江大川流域の文化的景観保存活用委員会『高島市針江・霜降の水辺景観』保存活用事業報告書」pp.II-9,高島市,2010年3月。
- ²⁴ 佐野静代「中近世の村落と水辺の環境史—景観・生業・資源管理—」pp.1~45,吉川弘文館,2008年。
- ²⁵ 鳥越皓之・嘉田由紀子「水と人の環境史 琵琶湖報告書(増補版)」,御茶の水書房,1991年。
- ²⁶ 鳥越皓之編「試みとしての環境民族学—琵琶湖のフィールドから」,雄山閣出版,1994年。
- ²⁷ 篠原徹「環境民族学の可能性」pp.115(『日本民族学』200,1994年)。
- ²⁷ 福田徹「安曇川下流域における条里制の復元」,人文地理学会,1974年。
- ²⁸ 水野章二編,「中世村落の景観と環境—山門領近江国木津荘—」,思文閣出版,2004年。
- ²⁹ 近江国木津荘調査団 新旭町教育委員会 新旭町郷土資料室編「近江国木津荘現況調査報告書I」,新旭町教育委員会,2002年。
- ³⁰ 近江国木津荘調査団 新旭町教育委員会 新旭町郷土資料室編「近江国木津荘現況調査報告書II」,新旭町教育委員会,2003年。
- ³¹ 千葉徳爾「増補改訂はげ山の研究」,そしえて,1991年。
- ³² 金田章裕「日本古代景観史への視角」pp.1~42,(金田章裕『古代景観史の探求—宮都・国府・地割』吉川弘文館,2002年。金田による新たな「景観史」の視角に関しては、本章第五節で詳細を述べる。
- ³³ 柴田久・石橋知也「目的別研究系譜図にみる景観論の動向について—98年から07年を対象として—」pp.324~333,景観・デザイン研究講演集 No.4,土木学会,2008年。
- ³⁴ 柴田久・土肥真人「目的別研究系譜図からみた景観論の変遷に関する一考察」pp.99~111,土木学会論文集 No.674/IV-51,99-111,2001年。
- ³⁵ 鈴木尚美子,畔柳昭雄,「水網集落における水利用形態と建築空間に関する研究—滋賀県高島市の2集落を対象として—」,日本建築学会計画系論文集 No.611. pp7-14,2007年
- ³⁶ 石川慎治・濱崎一志「滋賀県湖西地域における湧水による伝統的集落の空間構成に関する研究—滋賀県高島市新旭町針江地区を事例として—」,第一住宅建設協会,2008年。
- ³⁷ ダリオ パオルッチ マッテオ,宮脇 勝「群馬県山村集落六合村赤岩地区における文化的景観に関する研究」,日本都市計画学会学術研究論文集 No. 40-3, pp.817-822,2005年。
- ³⁸ 山田裕貴,中井祐「竹田における農村景観の近代変容と多層的共同体の関係性」,pp.254-261,景観・デザイン研究講演集 No. 7,土木学会,2011年。

- ³⁹ 森朋子「近代における集落形成プロセスから見た山村集落の空間構成原理—五箇山地域相倉集落における水利プロセスと集落社会の関係性に着目して—」, pp.2671-2678, 日本建築学会計画系論文集 No.706, 2014年。
- ⁴⁰ 秦 憲志, 桜井康宏, 「近江平野野洲川下流域条理地割における用水系統と集落居住域形成—近江平野野洲川下流域における条理地割と平地集落の空間形成に関する研究 その1—」, pp43-41, 日本建築学会計画系論文集 No.659, 2011年。
- ⁴¹ 横張真, 渡部陽介, 「農山村における文化的景観の動態保全」, ランドスケープ研究 73(1). p.10-13, 日本造園学会, 2009年。
- ⁴² 宮本万理子, 横張真, 渡辺貴史, 「土地履歴の解釈にもとづく文化財としての文化的景観の捉え方の検討」, ランドスケープ研究 75(5). p.597-600, 日本造園学会, 2012年。
- ⁴³ 金田章裕, 「オーストラリア景観史」, 大明堂, 1998年。
- ⁴⁴ 金田章裕, 「古代景観史の探求-宮都・国府・地割」, pp.38〜38, 吉川弘文館, 2002年。

第一章 地域レベルでの集落居住域における

中世から継承された「文化的景観」の特徴

1 本章の目的と構成



図 1-1 第一章の研究対象地の範囲

本章では、地域レベルでの「文化的景観」に内在する関係性を概観する。具体的には、中世から継承された、集落居住域における「文化的景観」の現状（本章では 2015 年調査時とする。）と、その特徴を明らかにすることを目的とする。

本章で対象範囲とするのは、条里プラン 13 条 3〜4 里・14 条 2〜5 里である。（図 1-1）この領域には、西から米井、五十川*、辻沢、田井*、森*、針江*、霜降、山形（*付は一部）の 8 集落が存在する。南北に走る 90m の等高線は、以西を山裾部の扇状地（カミデ集落）、以東を扇央部の氾濫平野と自然堤防（シモデ集落）に二分する。

中世において、集落は「郷」と呼ばれたが、針江、霜降地区共に、地名の記載はあるものの、「郷」ではなかった¹⁾。そこで本章では、現在の二集落に関連する利用を考察するために、より広い範囲を研究対象地としている。具体的には、後述の明治以降に存在が確認される三昧（墓地）を共同利用する集落群²⁾を参考に、領域設定をしている。

又、現集落境が有効でない中世を始点とするため、条里プランから対象範囲を定めた。

本章では、様々な景観要素の存在する、生活居住域周辺に焦点を当て、対象地の範囲設定をしている。条里プラン 13 条 3〜4 里・14 条 2〜5 里の領域には、浜街道と西近江路の 2 主要街道沿いに、屋敷地や施設が密度高く集中し、各地区の生活居住域を効率よく考察できる。また、丘陵部から琵琶湖へ至る領域でもあり、居住域周辺の多種の景観要素が分析可能である。更に、荘北部では、近現代との景観比定の際に、丘陵部を境に存在する条里制の異なる 2 つのグリッド周辺に、歪みが生じる。領域設定にはこの 3 点を考慮した。尚、重要文化的景観の針江地区湖岸域のヨシ地は、15 条以北にも存在する。この領域に関しては、別途、第二章で詳細な考察を行う。

本章で分析対象とする「文化的景観」の要素は、中世史料に記載のあった田と水田、畑、屋敷地（住宅・宗教施設等）、道路、河川及び水路の 5 項目である。これらに加え、検地目的の中世史料に単に記載がなく、連関関係の高い可能性のある 2 項目を追加し、計 7 項目としている。一つ目は

墓地で、明治以降、存在が明らかになるが、共同体としてのまとまりから、地域を考察する上で重要な要素である。二つ目は藪で、明治絵図において畑と表現が類似しており、判別できない箇所があること、又、秦ら³⁾の既往研究で水系との関係性が示されたことから、分析に含めた。

本章は、対象地全域の地図と文書が存在する5時点での分析を行う。分析には、既往研究による中世史料の記載⁴⁾(図1-3・1-4)、明治初期(1873,74年頃)の地券取調総絵図⁵⁾の筆者による復元図(図1-5)、圃場整備⁶⁾前後の昭和40年(1965年)と平成27年(2015年)の都市計画図や住宅地図、臨地調査⁷⁾からのベースマップ⁸⁾(図1-6・1-7)を用いる。これらをまとめると表1-2となる。

具体的な分析方法としては、第3節において、宮本ら¹²⁾の方法論に準じて「文化的景観」の継承・淘汰を特定する。分析の始点としては、近現代の景観のルーツ形成後とされる、中世検注帳(1422年)段階とし、その後、平成27年(2015年)までの継承を辿る。具体的には、同一位置での直近の景観に起こった社会的作用を検証し、「土地履歴」¹¹⁾を考察する。この景観の承認には、後述の図1-8～1-10の分布概要の変化を用いる。

しかし、水野¹⁰⁾が指摘するように、中世応永年期に現在の村落と近い分布があっても、質的には人口規模が異なる。又、地形条件や開発密度も、場所による大きな差があり、応永以後に一層の集中が進む場合もある。そこで、先立つ第2節において、文献調査やヒアリング調査⁹⁾の結果から、直続二時点での質的变化の考察を行い、分布変化による考察を補完する。

第4節では、景観要素の存在率・継承率の変化と変化の特質として、中世と近現代における施設の領域属性の変化を考察する。歴史的变化から、圃場整備という変化の特質を定量的に分析する。

研究対象範囲	条里プラン13条3～4里, 14条2～5里 (米井, 五十川*, 辻沢, 田井*, 森*, 針江*, 霜降, 山形集落) *付は一部			
「文化的景観」の景観要素	中世史料に存在する要素 田・水田, 畑, 屋敷地(住宅・宗教施設), 道路, 河川・水路 その他分析に必要な要素 墓地, 藪			
分析時点	論文中時代区分	論文中略称	史料作成年月日	史料元
	中世	引田帳	注進木津荘引田帳	作成年未詳 (応永年間初期と推定)
検注帳		木津庄寺領注進帳	応永29(1422)年10月21日	同上
明治初期	明治絵図	明治6(1873)年米井村地券取調総絵図 明治7(1843)年五十川村上野村合村地引取調総絵図 明治初期辻沢村総画図 明治6(1873)年田井村地券取調総絵図 明治6(1873)年森村地券取調総絵図 明治6(1873)年針江村地引全図 明治6(1873)年霜降村地券取調総絵図 明治6(1873)年山形村地券取調総絵図	明治6・7(1873,1874)年頃	針江区有文書
圃場整備前	昭和40年図	昭和40(1965)年高島都市計画図(1/2500)	昭和40(1965)年	高島市
圃場整備後	平成27年図	平成25(2013)年高島都市計画図・ 平成26(2014)年「ゼンリン」発行高島住宅地図・ 平成27(2015)年11月3・4日の臨地調査	—	—

表 1-2 第一章での研究対象範囲・「文化的景観」の景観要素・分析時点

2 中世からの「文化的景観」の継承と淘汰

本節では、まず、分析始点である中世検注帳段階（応永 29 年・1422 年）での集落居住域での景観を整理し、その後、図 1-3~1-7 を使って、直近二時点での景観要素の質的変化を考察する。文中の記号(A)~(M)は、図 1-5~1-7、1-10 の楕円形で示す領域に付した記号に、施設に付記する括弧内数字は図 1-3~1-8 の黒丸数字と表 1-14 の数字に、ひらがなは図 1-5~1-7、1-10 の黒丸文字と表 1-14 の文字にそれぞれ対応する。

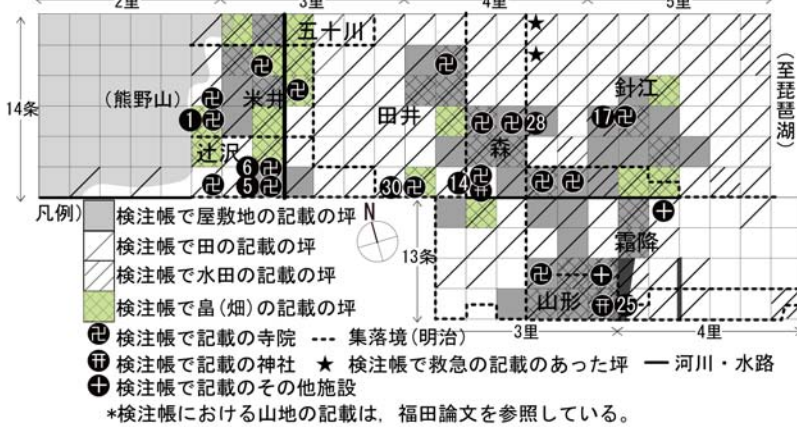
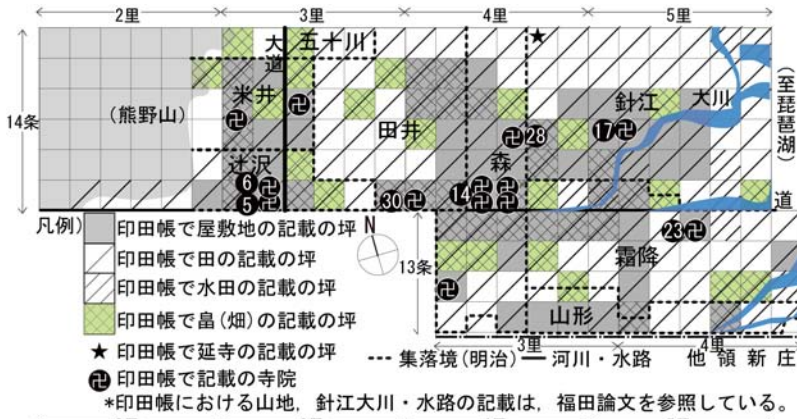


図 1-3 中世印田帳（応永年間）記載による研究対象地（上）

図 1-4 中世検注帳（応永 29（1422）年）記載による研究対象地（下）

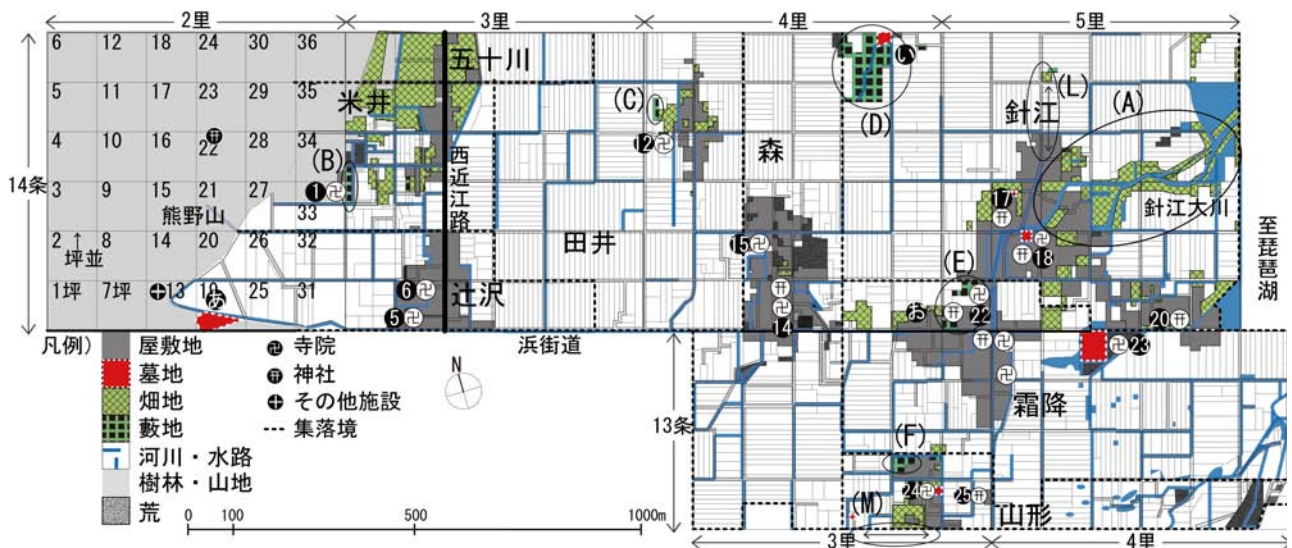


図 1-5 明治初期（1873, 74 年頃）の研究対象地（筆者による明治絵図からの復元図）

中の記号(A)~(M)は、図 1-5~1-7、1-10 の楕円形で示す領域に付した記号に、施設に付記する括弧内数字は図 1-3~1-8 の黒丸数字と表 1-14 の数字に、ひらがなは図 1-5~1-7、1-10 の黒丸文字と表 1-14 の文字にそれぞれ対応する。

2-1. 中世検注帳（1422 年）での集落居住域の景観

滋賀県での条里プランは、琵琶湖を抛り所とする。対象地の条里プランは、琵琶湖に向かって条や坪並が進む。直線的な古代官道・旧西近江路（北陸道）を基準とし、西側の丘陵部と、東側の安曇川下流域の異なる座標軸から成る。

中世 2 史料間には 20 年前後とさ

れ、集村化と、同時並行的に進行した面的な田地開発が、明らかになっている。水野ら¹³⁾は、集村化とは、自然条件により一定レベルで飽和に達した開発から、共同体体制の強化と同時に、領域全体での質的な再編成であったと述べる。このきっかけになったのは、応永年間に進行したとされる、琵琶湖の水位変動や河川活動による地形変化であった。激しい洪水特性を持つ安曇川は、中世に流路確定したとされる。

田は既に全域に分布していたが、地形変化に伴い、斗代の増減がある。水田の多い荘南部 13 条の斗代は減少し、一方、針江大川付近の荒れ地は開墾され、田地化された。税の徐地である免田には、低湿地の水田、橋田、湯田、講田などがあつた¹⁴⁾。他、免田には、延暦寺が災害時用に用意した、印田帳で延寺と呼ばれた田地があり、検注帳では救急として名称を変えつつ、継承された。低湿田だった延寺／救急は、15・16 条の扇状地面から氾濫原に移行する付近に集中した。

両帳簿での田の所有形態に関しては、謎が多い。しかし、一所有者による田地は、一部例外があるものの、所有規模に規則性なく、広範囲に普く荘内に分布したとされる¹⁵⁾。

中世において、荘鎮守・土生社は荘北部にあつたが、宗教の中心は南部にあつた。南北の旧西近江路と東西の通称浜街道沿いの 2 主要街道沿いに、最も密度高く寺社が存在した。印田帳で低湿な坪に立地した屋敷は、淘汰された。そして、主要街道沿いの寺社や風呂等宗教施設を中核として、高燥な微高地に屋敷が集中した。宗教施設が屋敷地の核を成す、この集落居住域の空間特性は、木津荘の特徴とされる¹⁶⁾。

印田帳では、西近江路が「大道」として記載があつた。針江大川等の諸河川・用水路・湧水地も既に存在した¹⁷⁾。

2-2. 二時点の比較による「文化的景観」の継承と淘汰

① 中世検注帳（1422 年）→明治絵図（1873・74 年頃）

450 年余りの変化である。

中世検注帳で勢力のあつた寺社は淘汰され、免田が設定された小規模な寺社が残った（色付き施設：表 1-14）。

畑地は中世まで、屋敷地付近や水がかりの悪い丘陵付近に分布したが、明治絵図以降、川沿い（A: 図 1-5）にも分布する。畑は、洪水や暴風から屋敷地を守る役割があつたとされる。藪地と畑の分布は重なる。藪地は 8 集落中 5 集落で、北西部に分布する（B～F: 図 1-5）。土地の勾配上（北東が低い）と北西風から、防災に最も有効な方位である。

近世以降の用排水路の整備で、西側丘陵部の田地に開発が進み、棚田が現れる。又、田の地割が明らかな明治絵図では、条里制度の長地型地割¹⁸⁾が確認できる。整然とした長地型地割は中世より一貫して田地が存在した所であり、地割りの形や割が歪な所は、河川の流路の影響、屋敷地や畑地の痕跡を示す場合があるとされる¹⁹⁾。

対象地には三昧と呼ばれる埋め墓と、詣り墓を別にする両墓制、同一の単墓制の集落が混在する。墓地の所在が明らかになる明治絵図において、三ヶ所中二ヶ所、針江三昧（い: 針江地区: 図 1-5～

1-7, 1-10) は中世での非常用の田地(G: 図 1-10)が、御所の森三昧(あ:米井地区: 図 1-5～1-7, 1-10) は中世で生産性の低い田²⁰⁾が、三昧に転用されている。なお、霜降三昧(お:霜降地区: 図 1-5～1-7, 1-10) は、戦国期の有力者の墓地が集落の三昧になった。いずれも水や緑地と関連深い。

水路や農道は、条里プラン上で張り巡らされる(図 1-5)。井堰の水利は村単位の井組という組織で行われた。明治に入って制度上、多くは耕作者単位の水利組合へと移行したが、集落単位での水利秩序は変化しなかった。

共同体の枠組みとして、明治初期に村が誕生する。中世段階ではまだ、「郷」と呼ばれたもの、地名すらないものが混在していた。対象地に成立した村々は、中世の荘鎮守と関係深い波爾布神社の氏子圏であり、同時に、入会山の熊野山を共同利用する共同体であった。

②明治絵図(1873・74年頃)→昭和40年図(1965年)

100年弱の変化である。

田地の地割の方向性に関して、明治絵図で田の存在した坪の87.4%が、昭和40年図と一致する(図 1-5, 1-6)。

墓地に関しては、戦後、両墓制の集落で詣り墓を設ける檀家の寺が増加した。主要街道沿いの宗教施設を中心に、屋敷地内に墓地空間が侵出する(H:図 1-10)。

昭和38(1963)年、簡易水道が整備され、田の灌漑は合同井堰と幹線用水路へと変わるが、水利秩序は継承される。昭和6(1931)年鉄道輸送が参入したが、水陸の曖昧なシモデ集落では、依然、水上交通が優位であった。

③昭和40年図(1965年)→平成27年図(2015年)

50年の変化で、小規模住宅の開発等が進む(I等:図 1-7)。霜降集落東部では、後述のバイパス建設によって、住宅が正傳寺(23:霜降地区: 図 1-3, 1-5～1-6, 1-8)南東部に移転した(J:図 1-7)。藪地は、複数の所有者で分割所有・管理される²¹⁾。田地は、圃場整備対象外であった屋敷地付近を除き(K等:図 1-7)、圃場整備でモジュール²²⁾から刷新された。

現在、対象地域内に公民館は6箇所ある。設立の古い順²³⁾から針江公民館(18:針江地区:図 1-6, 1-8)、霜降区会議所(21:霜降地区:図 1-7, 1-8)、田井公民館(11:田井地区:図 1-7, 1-8)、森区会議所(14:森地区:図 1-7, 1-8)、辻沢区竹馬会館(8:辻沢地区:図 1-7, 1-8)、米井区会議所(4:米井地区: 図 1-7, 1-8)である。針江公民館の前身は、明治初期まで尼寺だった明光庵であり、学校でもあった。霜降区会議所は、集落の水車や作業場のある、浄栄寺(22:霜降集:図 1-5～1-8)の西隣にある。田井公民館は、かつての藪地に立地し、南隣の坪に帝釈天がある。森区会議所は、菓子店を営む住宅の一部利用から始まる。同坪には森神社がある。森神社の宮地だった東隣坪には、中世印田帳で釈迦堂・花堂が記され、現在は、地域の人々が法事で利用する割烹料理店が存在する。辻沢区竹馬会館は、中世から一貫して田地だった坪に、米井区会議所は、中世検注帳で西方寺の記載のあった坪に建つ。米井区会議所は、現在の位置に定着するまで、同坪内で4回の移転を繰り返している。

平成27年図から特定できる公民館等公共施設のうち、3集落のものが中世から継承される宗教

施設と隣接する。針江公民館（18:針江地区:図 1-7, 1-8）は日吉神社（17:針江地区）の針江大川向かいに立地する。森区会議所（14:森地区:図 1-7, 1-8）は同坪に森神社が、山形老人の家(25:山形地区:図 1-7, 1-8)は同坪に唐崎西宮神社がある。霜降区会議所（21:霜降地区:図 1-7, 1-8）は、浄栄寺（22:霜降地区:図 1-5～1-8）の西隣にある。この坪には、戦国期には有力者の居館跡があった。

墓制に関して、20 世紀後半まで続いた埋め墓への土葬が途絶えた。集落から宗派単位へと移行した墓制は、駅前の葬儀施設の出現により、一層多様化する。

昭和 49（1974）年、国鉄湖西線の新旭駅（高架）が出来、昭和 50（1975）年頻繁に渋滞を起こした旧国道 161 号線（旧西近江路）が高島バイパス（高架）となった。古代官道は形骸化し、通過交通が増大する。圃場整備で農道は舗装され、河川・水路網は拡幅された。平成 12（2000）年、下水道の全線が開通した。

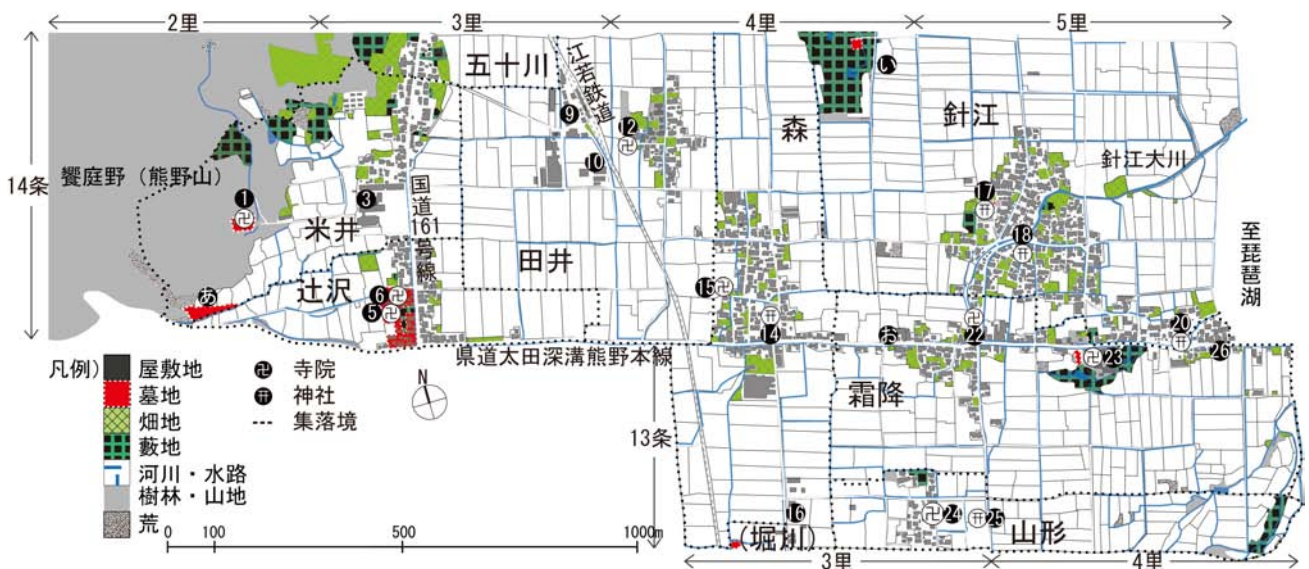


図 1-6 昭和 40（1965）年の研究対象地ベースマップ

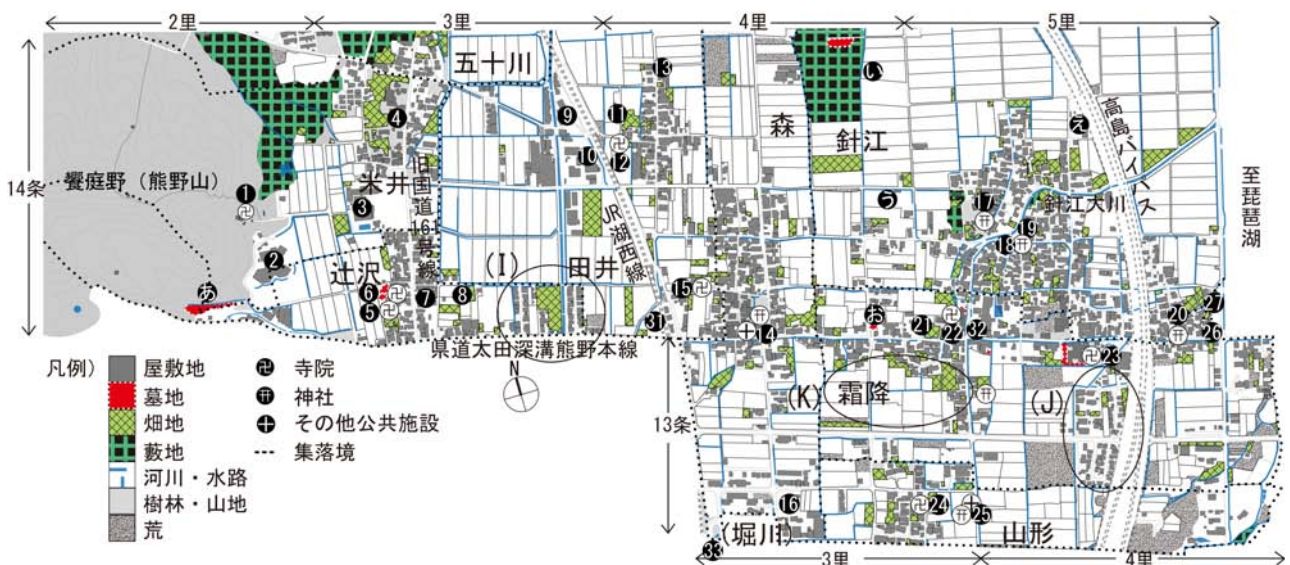


図 1-7 平成 27（2015）年の研究対象地ベースマップ

3 中世から継承された現在の「文化的景観」とその特徴

本章では、宮本ら¹²⁾による方法論を用いて、中世検注帳（1422年）から平成17（2015）年へ継承された「文化的景観」を特定し、その特徴を考察する。

まず、前後二図の分布を比較した図1-8～1-10を用いて、中世からの各景観の条里プラン上での坪位置を特定する。図1-8～1-10は、中世史料の文書による坪単位の記載（図1-3, 1-4）に揃える形で、明治以降の図1-5～1-7を全て一旦条里プランに落とし込み、条里制坪単位での各景観の有無を元に記載したものである。これは密度を無視した分布変化である。例えば、ある坪に田と畑と屋敷地の全ての記載がある場合は、全ての要素で「有」として記載する。例外的に、中世の宗教施設に関しては、既往研究により坪内位置が特定されているため、坪内位置を記載する。特定可能な主要道や主要河川も同様である。一方、坪内に複数ある要素は特定できず、中世の生活道や水路に関しては、記載に対応していない。

これら図1-8～1-10の分布変化による景観継承認定の積み上げと、第2節での質的变化の考察により、中世から現在への継承が特定される「文化的景観」は、図1-11で表される。具体的には、①主要街道沿いの4寺社、小規模で自治的な3寺社の計7つの宗教施設²⁴⁾ ②図1-11の屋敷地 ③図1-11の屋敷地付近の畑 ④図1-11の田 ⑤生産性の低い田地から転用された2箇所の三昧（御所の森三昧と針江三昧） ⑥主要河川（針江大川）や主要道（西近江路と浜街道）である。図1-12

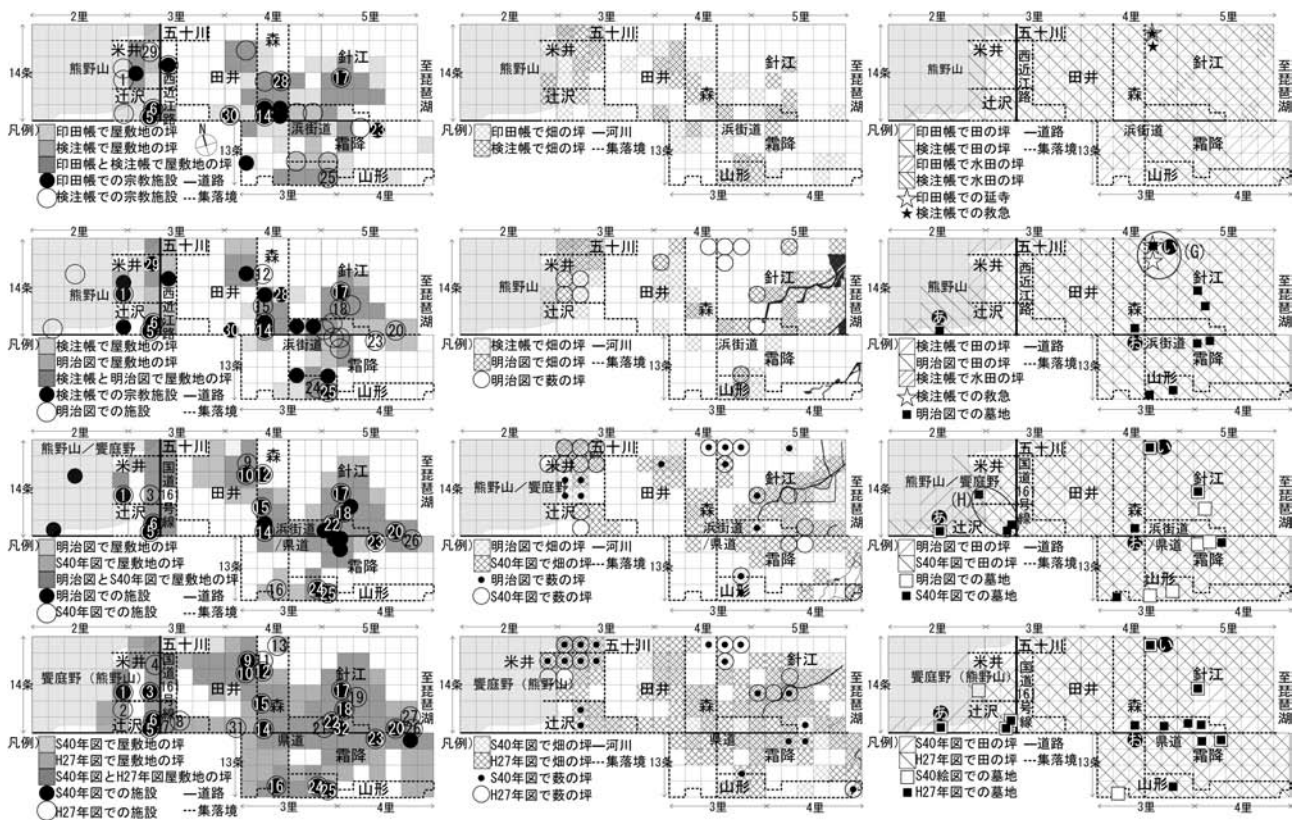


図 1-8 屋敷地，道路の変化

図 1-9 畑地，藪地，河川の変化

図 1-10 田・水田，墓地の変化

に、平成 27 年図におけるこれら景観要素の分布を、抜粋した。

一方、中世史料に記載がなく判然としないが、明治初期(1873,74 年頃)から明らかで、中世から存在した可能性の高い「文化的景観」は、①圃場整備対象外だった屋敷地周辺の田の地割 ②微細な水路や道 ③2 箇所藪地(針江地区)である。道に関しては、対象地では葬儀や祭等で定型道を使う習わしがあり、習慣性が高い。又、オショライ道(L:針江地区:図 1-5)や参道(M:山形地区:図 1-5)は、中世からの寺社への主要道で、中世から継承した可能性が高い。

又、中世史料に存在するが、同一地点での土地履歴からは、継承を承認できない景観の関係性もある。中世でのランダムに点在した田の所有分布である。対象地では、伝統的に一個人を複数の水路に関係づけ、水利に対する自意識を高めたとされる。圃場整備の換地で、効率化のため耕作地所有の整理・統廃合を経た現在でも、依然、一耕作者は集落内で複数の田を所有する²⁵⁾。この伝統の始まりは不明である。

冒頭で述べた重要文化的景観に含まれる二集落に関して、針江地区では村落としての形成は、中世末期である。中世検注帳では、石津寺/日吉神社を核に集村化が進んでいる。霜降地区は、応永以後、戦国期の有力者宅・饗庭館を核に、一層の集落機能の強化・再編が図られ、近世以降、木津荘に代わる新たな核として、地域を牽引したとされる²⁶⁾。中世検注帳では、山形地区にかけて屋敷地が点在していた。いずれも中世では独立した集落ではなく、中世検注帳で見られるのは、まとまりの兆しである。

対象地における中世での共同体は、当初、荘園支配を円滑にするため「与えられた」まとまりで、景観要素はその共同体形成のために利用されたと考えられる。具体的には、共同体の公共空間である免田は、日々の生活で住民が利用する動線に点在した。又、現在まで継承される、自治的で小規模な三寺社(森, 針江, 山形地区)には、免田が与えられた。荘園支配の際に、荘内の安穩を保障する好ましい存在として、保護されたのである。

そして、中世で進行した地形変化は、集まり住むことに合理を与えた。人の力で氾濫を克服することができなかった時代、破堤型の安曇川流路が確定した後、そこに出来た微高地にまとまって住むことは、必然だったと言える。

近世以降、自らの生活を守るため、共同体は必要不可欠なものとなった。その契機となったのは、近世農業の自立である。水利や山地での利権(下草をたい肥に利用)を主張する際、個の力だけでその権利を守ることはできなかった。更に、生産活動の場の保全には、「集落の利は個人の利」につながる、様々な工夫が重ねられる。藪地は分割所有され、田は分散所有される。個が維持管理する景観要素の関係性を広げることで、集落への帰属感を高めたとされる。墓地の単独・共同利用と、集落のまとまりについての因果関係は不明であるが、針江、霜降地区共に、村落として独立した明治初期では、各集落に単独の三昧が存在する。

中世から現在に継承される屋敷地の分布は、現在の居住域の骨格を成す(図 1-11, 1-12)。図 1-13 は平成 27(2015)年ベースマップに、地形図²⁷⁾を重ねて表示したものである。屋敷地のみならず、

墓地（三昧）など、中世から継承された景観要素の多くが、微高地上に分布していることが分かる。

畑地は、防災に有効な屋敷地周辺の北西部に存在する。又、針江三昧では、中世における計画公共空間（免田）が、以降、集落施設（墓地）として転用されるが、これは、敷地の文脈の継承を物語っている。更に、明治初期から現在まで継承される藪地は、針江地区に存在するが、「カバタ」が現在でも日常的に活用される針江地区には、現在まで継承される「文化的景観」が多く存在する。

条里地割を下敷きにした中世に進行した地形変化から、共同体体制は必然となった。そこに現在の景観の基礎となる、景観の骨格や敷地の文脈を形作った点が、中世から現在に継承された「文化的景観」における特徴だと言える。



図 1-11 中世から継承された「文化的景観」左：屋敷地，道路／中央：畑地，藪地，河川／右：田・水田，墓地



図 1-12 平成 27 (2015) 年の景観要素分布 左：屋敷地，道路／中央：畑地，藪地，河川／右：田・水田，墓地



図 1-13 国土地理院 (2015) による地形図を重ねた平成 27 (2015) 年ベースマップ

4 景観要素の存在率・継承率の変化と変化の特質

記号	平成27年(2015年)の名称・区分	昭和40年(1965年)の名称・区分	明治初期の名称・区分	検注帳の坪の記載	印田帳の坪の記載	集落
1	大泉寺	大泉寺	大泉寺	観音院大師寺, 田, 畑	坪の記載なし	米井
2	大師山さくら園(さくら幼稚園・さくら保育園)*	田	田	田	屋敷地, 田	米井
3	新旭北小学校	新旭北小学校	田, 畑	田, 畑	屋敷地, 田	米井
4	米井区会議所*	屋敷地(S56で新旭北駐在所)	屋敷地	西方寺立免, 田, 屋敷地	屋敷地, 田	米井
5	本養寺	本養寺	本養寺	霊山寺・毘沙門堂, 屋敷地, 田	霊山寺・毘沙門堂, 屋敷地, 田	辻沢
6	永正寺	永正寺	永正寺	霊山寺, 田, 畑	屋敷地, 田	辻沢
7	熊野本農事共同作業場*	屋敷地(S56で熊野本農事共同作業場)	屋敷地	屋敷地, 田	屋敷地, 田, 畑	辻沢
8	辻沢区竹馬会館*	田	田	田	田, 畑	辻沢
9	住宅	響庭駅	田	田	田	田井
10	JAアシスト, JAアシストホール, JAしんあさひSS	響庭農業協同組合	田	田	田	田井
11	田井公民館*	荒地	藪	屋敷地, 田	屋敷地, 田, 畑	田井
12	帝釈天	帝釈天	帝釈堂	屋敷地, 田, 畑	屋敷地, 田, 畑	田井
13	田井農機具格納庫*	屋敷地	畑	田	田	田井
14	森神社, 森区会議所, 森遊園地	森神社, 釈迦堂, 屋敷地	森神社, 釈迦堂, 屋敷地	首降寺, 道祖神	首降寺, 戎堂, 屋敷地	森
15	親王さん(御旅所)	親王さん	威徳院	屋敷地, 田, 畑	屋敷地, 田, 畑	森
16	NTT西日本滋賀支店新旭別館	新旭電報電話局	田	屋敷地	屋敷地, 田	森
17	日吉神社(境内に石津寺)	日吉神社	日吉神社	石津寺, 屋敷地, 田, 畑	堂, 屋敷地, 田, 水	針江
18	針江公民館, 秋葉神社, 針江中央公園	(S56で針江公民館), 秋葉神社, 屋敷地	明光庵, 屋敷地	屋敷地, 水田	屋敷地, 水田	針江
19	針江老人顔の家明生会館*	屋敷地(S56で明生会館)	屋敷地, 田	屋敷地, 田	屋敷地, 畑, 水田, 水	針江
20	愛宕神社	愛宕神社	愛宕神社	水田	水田, 水	針江
21	霧降区会議所*	屋敷地(S56で霧降区会議所)	屋敷地, 藪, 水(響庭定林坊屋敷跡)	屋敷地, 水田	屋敷地, 畑, 水田, 水	霧降
22	浄栄寺	浄栄寺	屋敷地	屋敷地, 水田	屋敷地, 畑, 水田, 水	霧降
23	正伝寺	正伝寺	正伝寺	坪の記載なし	嶋寺, 屋敷地, 田, 畑	霧降
24	西光寺	西光寺	西光寺	屋敷地, 畑	屋敷地, 畑	山形
25	唐崎西宮神社, 山形老人の家	唐崎西宮神社, 屋敷地	唐崎神社, 西宮神社, 屋敷地	藪, 屋敷地, 畑, 水田	屋敷地, 田	山形
26	新旭深溝郵便局*	水(前身響庭郵便局は南隣坪に)	水	田	田, 畑, 水	深溝
27	二宮会館, 二宮遊園地*	水	水	田	田, 畑, 水	深溝
あ	御所の森三昧	御所の森三昧	御所の森三昧(火葬地)	田	田	米井
い	針江三昧	針江三昧	針江三昧	田(救急田)	田(延寺)	針江
う	針江区民グラウンド	田	田	田	田, 畑	針江
え	ゲートボール場, 針江斑消防詰所, 針江初調整施設共同作業所	田	田	田	田	針江
お	霧降三昧	霧降三昧(日吉神社跡)	水, 霧降三昧(日吉神社跡)	屋敷地, 田	水田, 水	霧降

凡例・数字記号の施設：建造物主体の施設。かな記号の施設：非建造物主体の施設を示す。施設名称後の*は、平成27年(2015年)ベースマップに初出の施設を示す。
 ・色付施設は中世から継続して存在する宗教施設である。この連続性については、「中世村落の景観と環境 山門領近江国木津荘」P.280～314による。
 ・昭和40年(1965年)の都市計画図で特定できなかった施設名称については、入手可能で最古のゼンリン住宅地図・昭和56年版(1981年)を参照している。

表 1-14 平成 27 (2015) 年・昭和 40 (1965) 年ベースマップから特定可能な施設の履歴

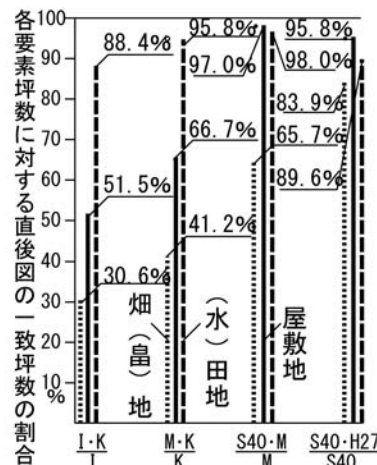
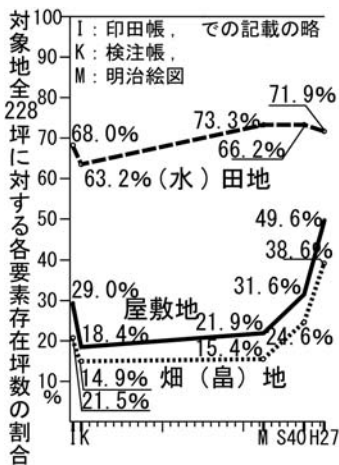


図 1-15 景観要素の存在率の変化 図 1-16 景観要素の継承率の変化

表 1-14 では平成 27(2015)年・昭和 40 (1965)年ベースマップで特定可能な施設の履歴を、中世に遡って記した。さらに、全域に対しての各景観要素の存在率の変化を図 1-15 に、継承率の変化を図 1-16 に示す。

中世印田帳から検注帳までの 20 年余りの変化が大きな変化であった点については、既往研究で明らかであるが、図 1-16 における継承率が最も低い、すなわち変化が最大である

期間は、中世印田帳から検注帳まで、次が中世検注帳から明治絵図までである。後者が 450 年程度の変化である点を考えると、前者の変化の大きさが窺える。又、図 1-15・1-16 の存在率と継承率の勾配に変化が生じている期間には、圃場整備前後(昭和 40 年から平成 27 年まで)がある。

次に表 1-14 において、昭和 40 年図に存在する構造物主体の施設(表 1-14 の数字記号の施設)のうち、中世に存在した坪に田(又は水田)の記載のものは 88%(15/17 箇所)、屋敷地・宗教施設

の記載のものは 76% (13/17 箇所)、一方、非構造物主体の施設 (表 1-14 のひらがな記号の施設) のうち、中世に存在した坪に田の記載のものが 100%(5/5 箇所)、屋敷地・宗教施設の記載のものが 0% (0/5 箇所) であり、構造物主体の施設、非構造物主体の施設のいずれも、中世に同様の領域に存在したことが分かる。

対して、平成 27 年以降の構造物主体の施設のうち、中世に存在した坪に田の記載のあったものが 100%(10/10 箇所)、屋敷地・宗教施設の記載のあったものが 60% (6/10 箇所) で、構造物主体の施設が、中世に非構造物主体の領域に立地する割合が高まっている。表 1-14 の平成 27 年・昭和 40 年ベースマップで特定可能な施設は、宗教施設や公共施設を中心とした、公共的な役割の施設である。圃場整備後、こうした施設が中世に屋敷地や宗教施設の存在しなかった領域に、開発されていることが分かる。既述のように、宗教施設が屋敷地の核を成す集落居住域の空間特性は、木津荘の特徴であったとされる。これは、圃場整備前後、すなわち高度経済成長期を経て、地域において中世から継承される、居住域の質的変化があったことを示していると言える。

5 小結

本章では、地域レベルにおける、集落居住域の中世検注帳から現在まで受け継がれた「文化的景観」について、以下の点が明らかとなった。

①中世において、既に施行されていた条里地割をベースに、荘園支配を目的に共同体が利用されたと考えられる。そして中世進行した地形変化により、共同体体制は必然となる。こうして条里地割に展開する、以降の景観の礎、即ち、景観の骨格や景観要素の関係性、敷地の文脈を形成した点が、中世から継承される「文化的景観」の特徴と言える。

②分析 5 時点での存在率・継承率における景観の変化は、中世での集村化と圃場整備の 2 点で、特徴的である。圃場整備後、中世に構造物のなかった領域に、新しく施設が建設されている。屋敷地の核であった公共施設という地域の居住域の特徴にも、圃場整備以降、変化がみられる。

歴史的に、生産活動の場である集落の景観は、生産性や利便性の向上から、変化し続けてきた。そうした観点からは、圃場整備での変化は、他時代のものと本質的に変わらないと言える。ただ、圃場整備は、風土による地域差への配慮が欠けた急激な変化だった。これまで継承されてきた敷地の文脈すら書き換えるような、新しい開発の形もみられた。そうした反動から、利用主体外によって景観の保全が進められているのが、現状の文化的景観の保全であると言える。

しかし例えば、田の換地では、集落の代表も加わり熟考が重ねられている。その結果、蛇口から水が供給される現在も、田は依然、集落に分散して所有される。宗教施設も、公共施設と共に集落の核として活用されている。一方、居住域付近の畑は、現在も利用が継承されるが、河川が護岸化された今、防災機能としての意味は失いつつある。

つまり、住民生活の上で、保全が有益である「文化的景観」は、形を変えながら、現在も受け継がれている。条里地割という古い枠組みが活用されるのは、生活環境の質と利便性の両面から、琵琶湖をめぐるシステムが、今も理にかなっているからだと考えられる。又、歴史的な景観保全に関する共同体強化の仕組みから、水辺景観の保全には、保全対象範囲外にある、藪のような他要素の保全状況も作用すると考えられる。景観は、大きく間接的に繋がっていると言える。

本章では、以上が明らかになった。

次章から、文化的景観「針江・霜降の水辺景観」の三領域の順に章を設け、景観に内在する無形の関係性に着目して、考察を行う。

【第一章補註・引用文献】

¹ 水野章二編「中世村落の景観と環境-山門領近江国木津荘-」思文閣出版，2004年。中世2史料で郷と呼ばれるのは米井，田井，森であり，山形も郷と同様であったとされる。針江，霜降は地名が散見するものの，郷としてのまとまりを示すものではなく，辻沢に至っては地名すらない。

² 霜降三昧や針江三昧は集落単独の三昧であるが，御所の森三昧は，米井，辻沢，今市（木津荘外），田井，森の5集落共同の三昧である。

³ 秦 憲志，桜井康宏，「近江平野野洲川下流域条理地割における用水系統と集落居住域形成-近江平野野洲川下流域における条理地割と平地集落の空間形成に関する研究 その1-」，NO.659. p43-41，日本建築学会計画系論文集，2011年。

⁴ 中世史料の記載としては，水野らによる論文（前掲1）や報告書（後掲16, 19）に既出の図を再編成した。畑地のみ全域が分かる福田論文（後掲17）の記載を参照した。水野論文と福田論文には齟齬があるが，基本的には，最近の研究である水野論文の内容を優先している。

⁵ 新旭町教育委員会事務局内郷土資料室編，「明治の村絵図新旭町」，新旭町，1988年。

⁶ 研究対象地の圃場整備は，昭和47(1972)年から平成4(1992)年に行われ，水路の整備，道路の拡幅，田地の改変等，農地の67%に及んだ。

⁷ 臨地調査は，平成27(2015)年11月3・4日に，同行者小谷友樹・小谷まどで，主に写真撮影により都市計画図や住宅地図との照合を行った。

⁸ 図1-5は昭和40(1965)年高島都市計画図(1/2500)であり，図1-6は平成25(2013)年高島都市計画図(1/2500)を元に，平成26(2014)年の「ゼンリン」発行高島住宅地図と平成27(2015)年臨地調査から，平成27(2015)年のベースマップとして作成した。

⁹ 田や藪の所有，維持管理に関しては，針江・霜降水辺景観まちづくり協議会，水土里ネットしんあさひ（新旭土地改良区）からヒアリングした。

¹⁰ 前掲1，pp.369。

¹¹ 宮本万理子，横張真，渡辺貴史，「土地履歴の解釈にもとづく文化財としての文化的景観の捉え方の検討」，ランドスケープ研究75(5). p.597-600，日本造園学会，2012年。宮本らは，現在に至る景観と社会の相互作用として「土地履歴」を定義し，図1-17のように，それぞれの時代の「土地履歴」から，景観(A)→景観(B)→景観(C)と追跡可能な場合，景観の継承を認めるとある。

¹² 前掲11。

¹³ 前掲1，pp.369。

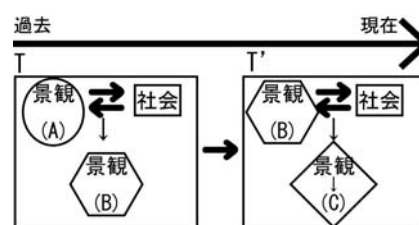


図1-17 「土地履歴」に基づく『文化的景観』の概念図(宮本(2012))

景観(A)(B)(C)は同一時点での景観を表す

- ¹⁴ 木津荘において村々や寺社が橋や風呂のような公共施設を設け、その運営費用を支出するための田地が個別に設定されていた。
- ¹⁵ 前掲 1, pp.183～217。
- ¹⁶ 近江国木津荘調査団 新旭町教育委員会 新旭町郷土資料室編「近江国木津荘現況調査報告書 I」, pp.247, 新旭町教育委員会, 2002 年。
- ¹⁷ 福田徹「近世新田とその源流」, pp.237, 株式会社古今書院, 1986 年。「東中大川」は針江大川に、饗庭井に相当すると考えられる「溝」も、印田帳に記載がある。
- ¹⁸ 条里地割の一坪（一町四方）は 10 筆から成るが、1 筆の耕区には長さ 30 間 x 幅 12 間の半折型と長さ 60 間 x 幅 6 間の長地割の二種類がある。
- ¹⁹ 近江国木津荘調査団 新旭町教育委員会 新旭町郷土資料室編、「近江国木津荘現況調査報告書 II」, pp.207, 2003 年。
- ²⁰ 中世に御所の森三昧が存在した坪は、山間部の湧水を水路にした棚田部、とりわけ狭小、低斗代な坪の一つであった。近くには山の神用水がある。針江三昧には湧水があり、現在は藪地に隣接する。霜降三昧の東隣坪には、明治の絵図で、饗庭定林坊の屋敷と水路、藪が描かれる。
- ²¹ 竹は農機具等重要な生活資材で、扇骨業は地域の主要産業の一つだった。前掲 3, pp.48,注)34 から、湖東平野でも同様の藪の所有がある。
- ²² 圃場整備以降、1 辺 10m の正方形面積である a（アール）が基本単位であり、100mx100m=1ha（ヘクタール）の大型水田へ移行している。
- ²³ 1981, 1986, 1988, 1997, 2002 年の住宅地図（ゼンリン）から特定した。霜降会議所は昭和 55 年 12 月設立、針江公民館は昭和 46 年の新築工事の見積もり、昭和 48 年の消防書類等が存在することから、設立は針江公民館が最も古いことが分かる。（平成 28 年 6 月 27 日の針江地区での聞き取りより）
- ²⁴ 大泉寺（1:米井地区）、本養寺（5:辻沢地区）、永正寺（6:辻沢地区）、森神社（14:森地区）、日吉神社（17:針江地区）、正傳寺（23:霜降地区）、唐崎西宮神社（25:山形地区）の 7 寺社である。
- ²⁵ 水土里ネットしんあさひ（新旭土地改良区）から得た圃場整備前後の田の換地資料による。第三章で後述する。
- ²⁶ 前掲 1, pp.221。
- ²⁷ 地形図には国土地理院発行の電子地形図 25000 を用いた。2015 年に閲覧している。

第二章 針江地区湖岸域の所有・利用形態と景観の継承・淘汰

1 本章の目的と構成



図 2-1 第二章の研究対象地の範囲

本章では、重要文化的景観「針江・霜降の水辺景観」を構成する三領域の一つ、①針江大川河口及び、周辺湖岸葦群落一帯(図 2-1)に焦点を当て、湖岸域の所有・利用形態と、景観の継承・淘汰との関係性を分析する。

具体的には、まず第 2 節において、地域の水体系について概観する。そして、針江大川及び、その河口と周辺湖岸葦群落一帯を含む湖岸域の役割と、そこでの生業活動を整理する。

第 3 節では、針江地区湖岸域の生業活動と開発の歴史から、所有・利用形態の

変化と、景観の継承・淘汰との関係を考察する。第 3 節では、第一章と同様、中世二史料、明治絵図、昭和 40 年、平成 27 年の 5 時点のベースマップを用い、4 つの時代区分に沿って考察を進める。時代区分毎に、①周辺地域での生業活動と人的改変、②針江地区湖岸域の所有と利用の変化、③針江地区湖岸域の景観の変化、の 3 項目から分析を行う。

①周辺地域での生業活動と人的改変では、先行研究や文献史料をもとに、マクロな視点から、安曇川沖積平野湖岸域での生業活動と、琵琶湖や沿岸域への人的改変の変化を、②針江地区湖岸域の所有と利用の変化では、先行研究や文献史料から、針江地区湖岸域の資源利用法とその主体、開発と所有権、税制等政策の変化を、③針江地区湖岸域の景観の変化では、ベースマップの分布変化等から、針江地区湖岸域の土地利用の変遷を整理する。

第 4 節では、第 3 節で得られた各時代区分の変化①②③を整理し、ダイアグラムを用いて、特に針江地区湖岸域内陸沿岸部での所有・利用形態と、景観の継承・淘汰との連関関係を考察する。

第 5 節では、第 4 節で考察した領域の、高度経済成長期以降の変化の詳細を追う。具体的には、湖岸域内陸沿岸部の分譲住宅地を事例に、当該地域での建物数の変化と社会的動向を照会し、住宅購買促進と開発停滞の要因を考察する。当該地域での建築物の年代毎の建築物数の集計には、ゼンリン発行の昭和 56 (1981) 年から平成 28 (2016) 年までの住宅地図を、その他、人口や世帯数の変化には、高島市統計等、文献史料を用いた。

2 針江地区湖岸域の役割とその生業活動

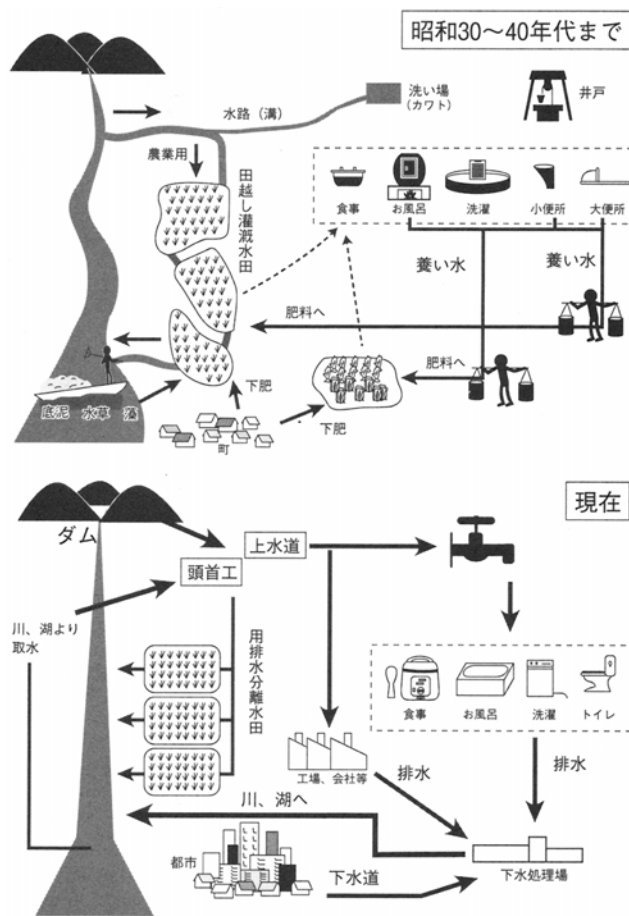


図 2-2 上水道普及による水意識の変化（嘉田（2002））

2-1. 針江地区に存在する水体系における湖岸域の役割

琵琶湖は、日本最大の淡水湖である。琵琶湖に流入する河川は、一級河川だけで 120 本近く、小さな小溝まで含めると 400 本以上にのぼるが、出口は南端の瀬田川だけである。瀬田川は、京都を経て大阪で淀川となり、大阪湾に注ぐ。すべての上支流を合わせた淀川の流域面積は 8,240 km² であるが、関東の利根川の半分足らずに過ぎない。琵琶湖が水がめと例えられるのは、この貯水型の特性所以である。

現在の琵琶湖の周囲は約 235km、面積は約 670 km² である。しかし、琵琶湖は沈降し、周囲の山地は隆起を続けていて、これらの数字は年々変化している。他にも、琵琶湖の水位変動に関わる構造的な地盤要因として、地殻変動や活断層の活動等が存在する²⁾。

そうした水位変動から、琵琶湖には多くの内湖が存在する。これらの内湖は、もともと琵琶湖の一部であったが、湖岸部の沿岸流による土砂が堆積して、琵琶湖から区切られるか、あるいは半ば区切られて内湖になったものである。これら内湖は沖積平野の発達する地域に多く、殆ど水深 2m 以下という浅瀬である。その大きさや広がりには琵琶湖の水位に変動し、常に変化する。琵琶湖の多

現在、新旭地域の水辺景観としては、主に針江・霜降地区の居住域の「カバタ」と、湖岸の葭群落の二つの領域が認知されている。これらは、別々の景観として独立して存在するのではなく、集落から水田、湖岸一帯に至る一連の水の繋がりの中で存在し、三領域が統合的に文化的景観を形成している。これら水体系への意識は、水道が普及する昭和 30・40 年代まで、生業活動と深く関係していたという¹⁾（図 2-2）。

本章で着目する湖岸の葭群落は、針江大川等の集落を流れる河川や、「中島」と呼ばれる内湖と、分かちがたい関係を持つ一連の水域である。そこで、これらの領域を総じて、「湖岸域」と呼ぶ。本節ではまず、地域の水体系における針江地区湖岸域の役割について概観し、さまざまな生業活動が展開した湖岸域の役割の変化を整理する。

くの内湖は、歴史時代に入ってから生成・拡大したものが多く、一方で、陸化・縮小していったものもあった。琵琶湖岸の沖積平野における地形変化には、河川の河口との位置関係、堆積力の差異が関係した。歴史時代の短期間に、沖積平野に発生した地形変化には、琵琶湖の水位変動のみならず、河川活動の変化も大きな要因であったという³⁾。構造的な地盤変動と河川活動は、平均水深40mを越える琵琶湖に、変化する多様な浅瀬を形成した。河川の琵琶湖河口付近には、デルタの成長、内湖の消長、湖岸の沈水といった、継時的な地形変化があったのである。

針江地区には、明治まで独立を維持していた、針江集落と小池集落の2つの集落が存在する。針江大川は、針江集落の中心部から北東へ流れ出る。小池川は小池集落の南側に沿って北上する。2本の河川は針江地区の北東部で合流し、内湖「中島」に流れ込んだ後、琵琶湖へ放流される。これら河川は低い部分を通るため、専ら針江地区居住域や南域の水田の排水を受ける。「中島」も同様の排水を受ける。



図 2-3 二つの内湖と河川（針江村地籍図（明治初期と推定））

一方、明治前期の作成とみられる針江村の絵図に描かれたように（図 2-3）、かつて、針江地区北部には、「西浦」と呼ばれる別の内湖が存在した。「西浦」には、針江地区の北域の農業排水が流れ込んだ。かつて針江地区では、集落の東端と北端の2箇所に内湖が存在し、集落や水田からの排水はすべて、これらの内湖に一旦集められ、琵琶湖へと注ぎ出た構造だったのである。

琵琶湖と水田の間領域であった内湖には、双方への調水・浄水機能があった。琵琶湖の水位が上昇すると、琵琶湖の水は水深の浅い内湖に真っ先に入り、あふれて拡大する。一つ目の遊水池としての機能である。他方、水田からの農業排水は、内湖をふさぐ浜堤によって一旦貯留

され、浄化された上澄みだけが、限られた水路を通過して琵琶湖へと流れ出す。農業排水の浄化機能という、もう一つの機能である。更に、沿岸部の浜堤に群生した抽水植物は、排水中のリンや窒素を吸収して、二重にフィルター役割を果たしていた。こうして針江地区では、琵琶湖と居住域・水田の双方に対して、湖岸域が調水・浄水を行っていたのである。

2-2. 「利用しながら手入れする」システムにおける針江地区湖岸域での生業活動

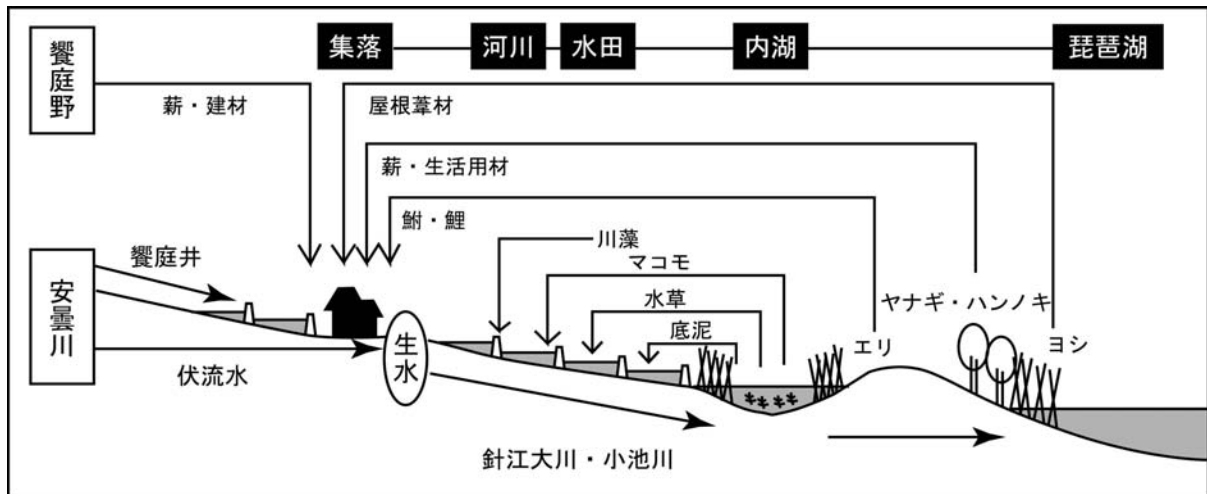


図 2-4 重要文化的景観「針江・霜降の水辺景観」に関連する地域の水体系（高島市（2010））

針江地区湖岸域での日々の生業活動には、活用することで、自ずと環境が保全される仕組みがあった。「利用しながら手入れする」システムである。その過程では、生活のあらゆる場面で、環境から得られる資源が活用されていた。（図 2-4）

以下に、地域の水体系システムで重要な役割を果たした湖岸域の生業活動を、領域別に整理する。

① 河川での生業活動

河川での生業として、河道を利用した水運があった。湖に近い針江地区北部の水田への移動、浅瀬の鮒や水田での漁業や水鳥の狩猟等、日々の水上交通は、各家庭が保有する田舟で行われていた。琵琶湖を経由する物資も又、内湖「中島」で丸子船から田舟に積み替えられ、集落域を横断する河川を遡って集落に運ばれた⁴⁾。

川底に生える藻の肥料利用もある。川藻は内湖に生える水草とは種類が異なり、川藻には内湖の水草とは別の利用法があった。畑の肥料として用いられた⁵⁾。

② 内湖での生業活動

内湖の資源利用として、まず、底泥や水草の利用がある。底泥は水田造成の客土として用いられた。田舟で底泥をすくい上げ、盛土をすることで新田開発を行っていたのである。そして、内湖底に生える水草も、肥料として水田に入れられた。そのため、内湖は常に浚渫され、水草や泥で埋積されることがなかったという。

内湖沿岸に植生した抽水植物群落の利用もある。針江地区北端にかつて存在した内湖「西浦」には、マコモとガマが群生していた。マコモは、稲作が伝来するまでは、穀物として食された歴史を持つ。湖西地方では水田肥料として利用されている⁶⁾。

又、水草類や抽水植物群落に生息、遡上する魚の捕獲もあった。内湖沿岸は、コイ科魚類の産卵場所に適していた。普段は琵琶湖の沖合に生息する魚類も、産卵場所に遡上する。鮒は、琵琶湖特有の伝統的漁法で、その起源は古く、13世紀の文書の記録をはじめ、中世では既に広く設置されていたとされる⁷⁾。鮒は遠浅で、魚の回遊や産卵が可能な湖岸が適するため、内湖では、遡上する

魚を狙って、針江大川の河口に「川魴」と呼ばれる魴が設置された。

③ 沿岸部・ハマ（浜堤）での生業活動

ハマの資源利用としては、葎の利用が挙げられる。葎に限らず抽水植物群落は、内湖側と沿岸部では使い分けがあり、沿岸部での葎は、屋根材として大きくしてから刈り取ったという⁸⁾。

抽水植物の背後に植生する、ヤナギやハンノキなどの利用もある。滋賀県下では、葎帯維持のために、枯れた葎を刈って、翌年の芽吹きを活性化させることが知られるが、葎帯の背後のヤナギ林に関しても、割れ木や薪として一部伐採を行うことで、ヤナギ林が葎帯に侵入するのを防いだと考えられている⁹⁾。

3 針江地区湖岸域の利用・所有形態と景観の変化

3-1. 古代から中世への変化

① 周辺地域での生業活動と人的改変

先史時代の遺跡の多くは、湖底や湖岸から出土する¹⁰⁾。弥生時代になると、集落の大部分は水田農耕を基軸とする、湖畔の沖積平野に立地する。琵琶湖沿岸部の沖積平野、その外縁に山系と、同心円状に地形の展開する滋賀県では、すべからず湖畔の沖積平野で農業が営まれてきた。琵琶湖の水は、古くから水田の灌漑用水に用いられた。水温が高く、さまざまな肥料分を含む琵琶湖の水は、田の用水として適していたのである。

中世における琵琶湖岸域の生業活動として、まず、葎をはじめとする抽水植物群の利用がある。抽水植物は、弥生時代や古墳時代の遺跡から、稲藁利用が本格化する7・8世紀以前の利用があり、笠や敷物などの編み製品加工を通して、古代の朝廷や祭祀と深いつながりがあった¹¹⁾。中世での葎は、現在と同様、屋根葺き材や簾に用いられたと考えられている。そして荘園を一つの共同体として、荘民間で共同利用されていたことが知られている¹²⁾。

又、湖岸域の浅瀬を利用して、漁業も行われた。針江区湖岸域に近い水域でも、中世における漁撈の跡を示す遺跡が発掘されている¹³⁾。

漁業から派生した生業活動として、中世には、収穫された魚を加工して、天皇・貴族・寺社に贄として献上する御厨が存在した¹⁴⁾。針江区湖岸域に地理的に近い安曇川御厨は、上賀茂神社に供する御厨であり、安曇川河口の北船木を本拠地に、湖上と安曇川とで漁を行っていたとされる。御厨に属する供御人は、元々堅田で網人だった人達であったが、漁業権と共に湖上の自由通行権を手に入れ、経済的な優位性から湖上を支配権するようになった。近江一国で47ヶ所に及ぶ荘園を支配していた延暦寺は、関所の設置等により、水上にも支配力が大きかったとされるが、御厨も神田を有するなど、荘園のような役割も果たしていた¹⁵⁾。

又、水陸の結節点である浅瀬の湖岸域は、水運のための港として好適であった。琵琶湖の湖上交通と、そこに注ぐ河川を利用した水上交通は、大津宮時代には既に確立し、平安時代には交通・物流・情報のネットワークが完成されたとされる¹⁶⁾。「津」「湊」という言葉自体、「水門(みなと)」という表記にあるよう、入り江、内湖、潟、砂洲などの水の出入口(河口)に形成される、水位変動による地形を指したという¹⁷⁾。

このように、抽水植物の資源利用や、増水に乗って遡上する多くの魚類の獲得等、多彩な生業が展開した湖岸域では、内陸部の水田とは異なる低湿地開発があったという¹⁸⁾。

② 針江地区湖岸域の所有と利用の変化

比叡本荘・新荘は、針江地区の東隣の深溝地区が、中世、含まれたとされる荘園である¹⁹⁾。比叡本荘は、木津荘の東側、14条6・7里近辺が荘域とされ、比叡新荘はそれを挟み込む形で、北方の湖岸部と南方にかけて展開していたと考えられている。比叡荘は本来、湖面の上昇や安曇川の氾

濫による影響を受けにくい、安定した地域に存在したが、その後、南北に向かって不安定な土地を田地化した。それが比叡新荘である。その湖岸域の開発の際、比叡新荘と木津荘との間に、田地の帰属をめぐる争いが起こった。その過程で、荘域が確定されたとされる²⁰⁾。

一方、実際の荘民による土地利用に関しては、天正2(1574)年の定林坊田畠帳に、深溝の田地に木津荘の耕作者の記載があり、荘域を越えた耕作者の往来が確認されている。中世末期には、水田耕作に限らず、地域一帯に荘園の枠組みを越えた、広域的な村落結合が生まれていたとされる。

中世荘園が成立した11・12世紀は、現在に比べて、琵琶湖水位がかなり低下していたと推定されている。そして中世後期以降の水位上昇により、木津荘では湖岸線に沿う地点が水没し、陸地に入り込んだ地点でも、耕地の減少と低湿地化があったという²¹⁾。針江地区の湖岸域でも、中世後期まで進められた田地化であったが、その後の水位上昇で田地の大部分が水没し、近世まで、長く水田は存在しなかったという²²⁾。

③針江地区湖岸域の景観の変化 (図2-5)

中世二史料での木津荘記載の東限は、14・15・16条では5里までである。すなわち、現在の針江地区湖岸域が存在する14条6里西北域、15条6里西域(大久保新田)、16条6里(西浦)は、木津荘域に含まれず、これら湖岸域は比叡本荘・新荘に属したとされる領域であった。比叡新荘と木津荘との間で所有を争った琵琶湖沿岸部とは、現・針江地区北東部の湖岸域だったのである。

しかし、西隣の坪16条5里の記載から、旧内湖「西浦」が存在した16条6里の状況を、推し量ることができる。16条5里は、印田帳・検注帳の間に、耕地が最も大きく減少した坪の一つである。中世二史料間の約20年間に、低湿地化したと考えられている。旧内湖「西浦」も同様に、中世二史料時点で、低湿地化した可能性が高い。そして、その後の琵琶湖の水位上昇により、浜堤の生成が行われ、内湖になったことが推定される。

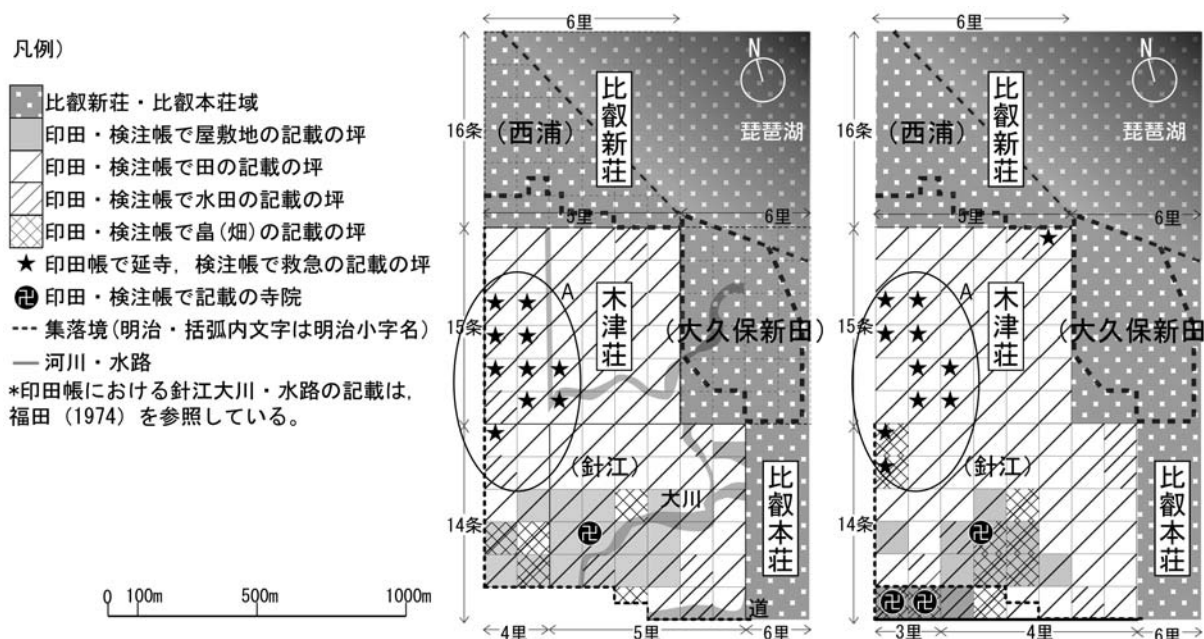


図2-5 中世印田帳(1400年代初期)・検注帳(1422年)記載の針江地区の景観と湖岸域の荘域

第一章で既述の、古代の田地開発にルーツを持つ災害用の救急田²³⁾に関しては、針江地区の中心部西端に多く分布する(図 2-5 : A)。免を免れた低湿地である水田も、同様の分布傾向にある。

これらから針江地区の低湿地は、1400 年代前半には、中央西端と北東部の琵琶湖沿岸部に分布していたと考えられる。集落北東部湖岸域には、水陸を行き来する景観が広がっていたのである。

3-2. 近世から明治初期までの変化

① 周辺地域での生業活動と人的改変

戦国時代に入ると、琵琶湖岸の水城は、内湖がある場所を選ぶようにして築かれる。水城は、水上交通を強く意識した、戦略拠点であったと考えられている²⁴⁾。

琵琶湖水運と古代道を組み合わせた列島物流ネットワークは、江戸中期に陰りを見せ始める。寛文 12 (1672) 年、河村瑞賢によって拓かれた「西廻り海路」により、琵琶湖を經由する物流の量が激減した。北海道に渡った近江商人によって持ち込まれた北海道物産や、琵琶湖周辺地域や丹後・若狭などからの物資によって、湖上水運は辛うじて存続することができた。しかし、明治 22 (1889) 年の東海道線全線開通で、物流・交通の主体が陸路に切り替わると、琵琶湖水運はその役割を終えることになる²⁶⁾。

一方、近世農業において、針江大川の増水や琵琶湖の水位上昇は日常的に発生していた。湖辺一帯の田畑は、梅雨時や台風時の琵琶湖の水位上昇に伴う水害、「水込み」に度々見舞われ、湖畔の農民達は、その被害を乗り越えようと、様々な働きかけを行う。18 世紀中頃の絵図では、針江地区の東隣、深溝村で、湖辺の田に 2km に渡って大堤を築いた様子が描かれている²⁷⁾。

それら農民による働きかけの最たるものは、瀬田川の川浚であった。琵琶湖唯一の流出経路である瀬田川を川浚し、人為的に琵琶湖の水位を調整することは、湖畔の集落住民達の悲願であった。最初の瀬田川浚渫の記録があるのは、江戸時代の寛文 10 (1670) 年である。琵琶湖の水位低下に反対を唱える集落もあり、本格的な瀬田川浚普請はなかなか進まなかった。深溝村の庄屋、藤本太郎兵衛が親子 4 代をかけて、幕府に瀬田川浚普請を嘆願した苦労話も残っている。江戸時代に行われた瀬田川浚渫は 5 回で、うち 2 回は公儀による普請だったが、3 回は自普請だったという²⁸⁾。

② 針江地区湖岸域の所有と利用の変化

享保 3 (1718) 年の針江村では、水込み被害による税収の不安定さに対処すべく、水田耕地を安定度ごとに区分し、区域ごとに免を変えるという、独特な年貢体系に関する記録が存在する²⁹⁾。耕地の水込みの不安定さは、村内の場所による耕地差があり、当時の領主・三渡辺家も了承の上、水込みの損失を予め織り込んだ、免体系が講じられた。

一方、耕地の拡大は、近世以前にほぼ限界に達していたとされ³⁰⁾、幕府は新たに耕地として開拓できる領域の調査に乗り出す。針江村の北東部湖岸域は、古代から近世に至るまで、村域も、田と葭の境界も、曖昧なまま存在していた。しかし慶長 16 (1611) 年の検地によって、村域や葭地の境界が決定される。この検地から、葭地の小物成高が決定され、漁業に賦課される「川役」と共に、

江戸幕府に上納されることになった。

その後、針江村の北東部湖岸域の葭地に対して、再度の田地化が図られる。葭地を新田開発の候補地と定めた幕府は、針江村にその可能性を問い合わせるも、村はその打診を退け、この時の開発は失敗に終わる³¹⁾。

幕府による新田開発への動きは、天保2（1831）年7月、瀬田川浚いが実施された直後に本格化される。開発の手始め「湖水縁村々地先」の一斉上知（地）により、針江村地先の葭地は全て上知され、検地された³²⁾。針江地区の湖岸域、条里プランの15条6里は、「大久保新田」として、再び新田開発が行われることになる³³⁾。その新田高は、それまでの葭地小物成の三倍であり、針江村の負担は一挙に三倍となる。そして天保6（1835）年、一旦は上知された大久保新田が、再び針江村に高額で払い下げられる。

こうして、近世の支配層はいずれも、その新田開発の成果には、さして関心を示さず³⁴⁾、開発は頓挫した。その目的は利ざやや増収にあり、針江地区湖岸域の税制や所有権だけが二転三転するだけの結果となった³⁵⁾。近世においても、水込みが開発を妨げたのである。

葭の利用法に関して、当時の葭の利用法を示す史料は存在しない。しかし、針江村の葭は上質で、近江国内他地域と同様、屋根材・舳材・薪として利用していたと想定される。又、針江村の葭地には、水田耕地とは異なる利用体系があったという。享保3（1718）年では、水田耕地の所持に、階層差が存在したという。一方、年代に開きがあるが、寛延2（1749）年では、葭地の利用権は、村内の全耕作者に平等に、その機械的に割り付けられられたとされる。

③ 針江地区湖岸域の景観の変化（図2-7）

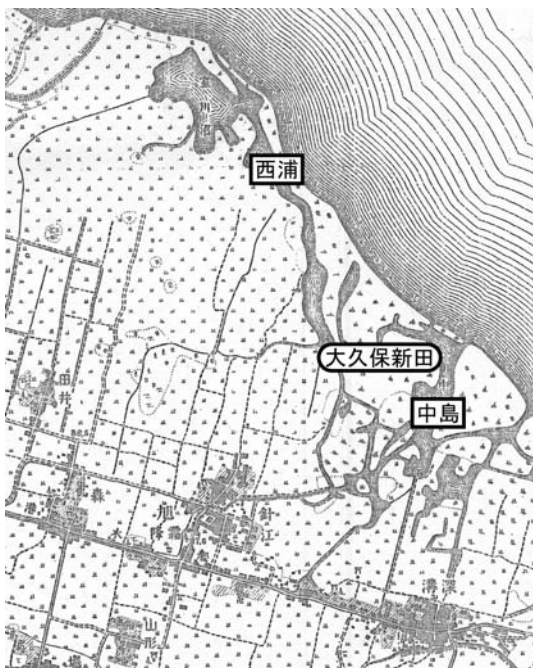


図2-6 内湖「西浦」「中島」と「大久保新田」
（大日本帝国陸地測量部（1912））

集落北端の内湖「西浦」は、明治前期作成と推定の針江村の絵図（図2-3）や、明治24（1891）年の地形図（図2-6）では、内湖として描かれている。対して、ベースマップである明治初期の絵図では、全域が「水」である（図2-7：B）。

一方、条里プラン15条6里、すなわち中世の比叡新荘域、東端内陸沿岸部の「大久保新田」は、いずれの図においても、一面の葭地として描かれている。ベースマップの明治初期の絵図では、「大久保新田」に田地の地割を持つ区画も見られる。近世での湖岸の再田地化³⁶⁾の痕跡がうかがわれる。

対して内湖「中島」は、明治期のいずれの史料でも確認できる。ベースマップの明治絵図では、針江区湖岸域は、水際から400m程度の幅のある「水」あるいは「葭地」で埋められている。このような厚

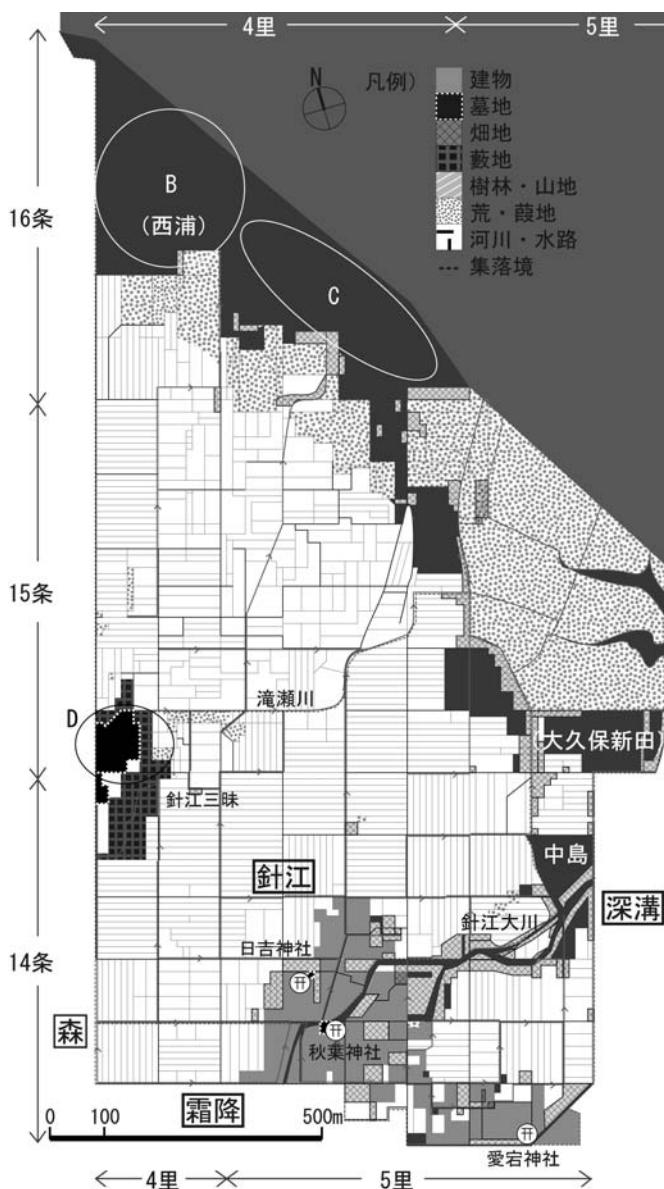


図 2-7 明治初期 (1873・74 年頃) の針江地区の景観

昭和 18 (1943) 年から昭和 46 (1971) 年までの間に、16 箇所、総面積 2,152ha の内湖が消失した。

昭和 40 (1965) 年頃の簡易水道の完成を境に、生活と河川や琵琶湖の間の水の循環は断たれ、そのつながりは不可視なものとなった。(図 2-2)

② 針江地区湖岸域の所有と利用の変化

明治中期以降の土地利用は、浜堤部分のハマと内陸部の田地とに二分される。

針江の湖岸域の抽水植物群生地の利用は、明治に入って制度上、行政の管理下に置かれることになる³⁷⁾。明治 5 (1872) 年の地租改正で定められた官民有区分は、近世以来の村落による山野河海の利用慣行に対し、所有権を官有・民有に二分するものだった。又、明治 29 (1896) 年、河川法の制定により、官地での葎の採取は、県に申請し手数料を支払う許可制となる。河川法・官民有区

い緩衝帯が、琵琶湖の水害から、居住域や水田を守っていたと考えられる (図 2-7 : C)。

又、中世に救急田と水田の分布の重なっていた集落中央西端の低湿地には、湧水地が存在する。明治で出現する針江村の墓地(三昧)は、この湧水に隣接する (図 2-7 : D)。澗瀬川はこの湧水地を經由し、内湖「西浦」、葎地へと至る。澗瀬川は、集落北域の排水を内湖「西浦」へ送るパイプ役であった。

3-3. 明治から昭和高度経済成長期への変化

① 周辺地域での生業活動と人的改変

琵琶湖の水位を抑制する近代的治水工事として、瀬田川南郷洗堰の建設が行われる。明治 29~43 (1896~1910) 年の淀川改良工事で川浚が進んだ結果、雨の少ない時期の水位低下で様々な支障が生じたため、南郷洗堰が建設された。明治 38 (1905) 年の南郷洗堰の完成以降、異常な高水位による水害はなくなる。

又、第二次世界大戦の長期化に伴い、食糧事情が逼迫し、全国で農地造成事業が積極的に行われた。滋賀県でも、琵琶湖水位が人為的に調節可能となったことで干拓が進み、昭

分は、明治 22 (1889) 年の市制・町村制施行に先立つ施策であったが、住民の反発は根強く、市町村合併は進まなかった。その為、財産区³⁸⁾という苦肉の策が編み出され、村落による共同利用の実質継続は容認される。明治 37 (1904) 年、針江村は針江区となり、区の下にはトクミという隣組組織でおかれた。針江区は、イ組からヌ組までの 10 組から成る。

沼地の「西浦」と浜堤部分のハマは、一度は官地に編入されたが、大正 6 (1917) 年に内務省から払い下げられ、針江区による共有となる³⁹⁾。

一方、「大久保新田」は、再び田として拓かれる。「大久保新田」には、明治での開田の様子を偲ばせる通称地名が多く存在する⁴⁰⁾。しかし、フケ(沼)が広がっていた大久保新田での耕作作業は困難だった。田植えは、船で川の泥を運び入れて行った。湖面が 30cm 高くなると、稲は沈没してしまった。米は綺麗だったが、湿田で水が切れなかったため、味がなかったという⁴¹⁾。

葎の利用に関しては、明治 13 (1880) 年頃出版とされる「滋賀県物産誌」には、葎の記述がない。しかし、明治以降も、針江村の葎は引き続き、地元の生活資源として使われていたと考えられる。刈り取った葎は、主に自家用の草屋根に使われた。大正に入ると、葎の行商も行われたという。

明治期から大正期は、村落の結びつきの強い時代であったとされる⁴²⁾。利用規約が記された「濱葎小作権書類」によると、小作権者は入札によって決定され、大正 8 (1919) 年から約 20 年の利用権を得ること、毎年小作米を納入する義務を負うこととなっていた。小作人は区のトクミによる組の有志で結束し、小作に出された 10 区画を競り落とすかたちだった。その他、ハマの砂地での畑の開墾は認められたが、低地での開田は禁止された。開墾することが許可された畑も同様に、区所有であった。

主に農家が暮らしの中で葎を使っていた戦前の利用から、戦後の葎は、外部への移出が利用の主体となる。戦後の入札は毎年のように行われ、その区画は 26 区画に増えた。針江村の葎は、宇治茶の栽培の肥料として、簾生産用として、昭和 25 (1950) 年頃から幅広く需要があったという。葎の利用目的が販売用に切り替わったことで、葎の質が重視されるようになり、外部業者も参入した。しかし、入札は村人に限られ、外部業者は村人に入札を依頼して利用権を得た。かつて住民によって行われた葎地の管理にも、外部業者が入り、葎の火入れも区が行うようになる。利用と管理の主体は、区へと移行し、外部がその多くを請け負うようになった。

③ 針江地区湖岸域の景観の変化 (図 2-8)

昭和 40 年図では、明治絵図に比べて、針江村湖岸域の水や葎地が、幅の薄い緩衝帯になっている。かわって分布するのは、田地である。ハマ(浜堤)の葎地を残して、北端から東端に至る広い領域で、田の開発が進んでいる。

湖岸域の浜堤に沿って、畑の開発や藪の分布もみられる(図 2-8 : E)。畑や藪による微高地を、防波堤として利用したと考えられる。水陸の緩衝帯が狭まったため、新たな沿岸部の人工的改変で、琵琶湖の水害から、居住域や耕作地を守る意図があったと考えられる。

又、内湖「中島」は、針江地区には、ほぼ現れない。内湖「中島」の周辺、針江大川沿いの「水」

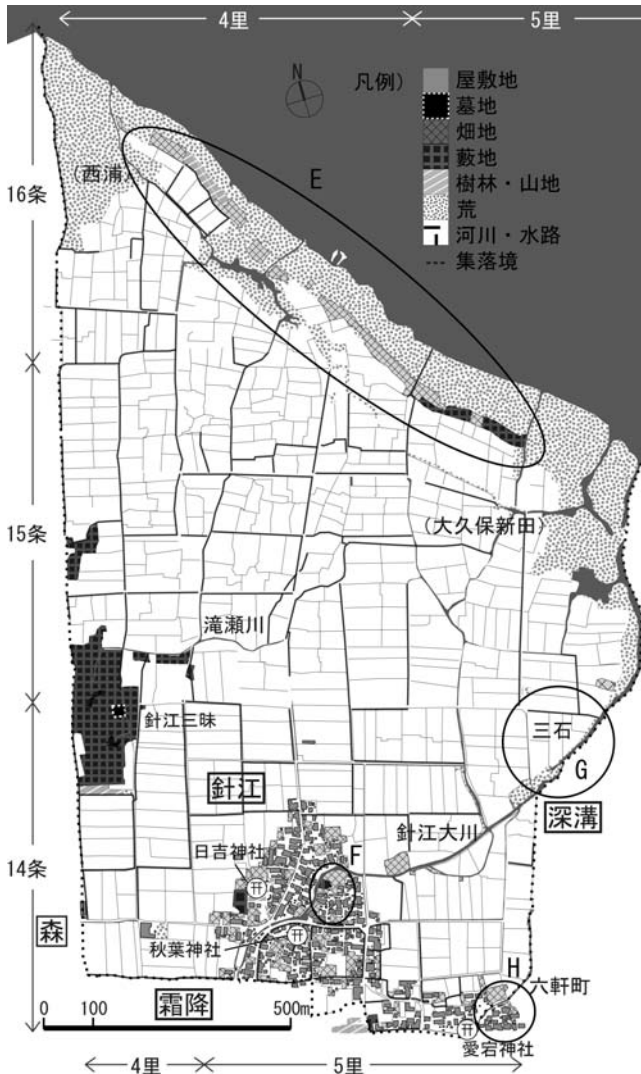


図 2-8 昭和 40 (1965) 年の針江地区の景観

て、各自の需要を満たしていたとされる⁴⁵⁾。繊維業が生業の一つとなったのは、江戸時代後期である。農業収入を支える副業であった。綿織物は湿度があると、糸が切れにくい。そこで、夏には琵琶湖の水蒸気が吹き付け、冬は曇天の多い安曇川沖積平野の気候は、繊維業の成立に重要な要因であった。豊富な軟水の地下水を利用した水撚の技術が特徴であったが、伝統的繊維業は、大量の水を必要としない零細的な縮等であった。それが琵琶湖の水と結びついたのが、レーヨンや製糸(絹)業などの近代工業である。高度成長期には、工場が湧水地や湖岸へ進出するようになるが、こうした工場の労働の担い手は兼業農家⁴⁶⁾であった。湖岸域に進出した工場は、高度成長期の余剰労働力によって支えられていた。最も有利な農家の副業は、この地域では織物業に限られ、不景気になれば農業に戻ることが可能な零細的農業経営には、好都合であった。繊維業のピークは、昭和 40~50 (1965~1975) 年頃であったとされる。

琵琶湖への最大規模の近代人的改変として、昭和 47 (1972) 年に始まる琵琶湖総合開発事業がある。琵琶湖総合開発事業は、高度成長期の阪神地域の急激な人口増加、産業発展に伴う工業用水

も、領域は縮小している。針江集落の居住域にあった二つの船着き場の内、東側の船の係留地⁴³⁾ (図 2-8 : F) が消滅している。

針江大川沿いの通称三石と呼ばれる一帯 (図 2-8 : G) に関しては、昭和 40 (1965) 年図では針江地区に含まれ、かわりに、六軒町という領域 (図 2-8 : H) が除外されている。三石と六軒町は、明治 6~9 (1873~1876) 年の間に、深溝村と針江村の間で、交換が行われた⁴⁴⁾。三石は、中世の定林坊田畠帳に「ヒエ三石」の記載がある中世末期まで遡る地名であり、比叡荘の荘域にあったと考えられる領域である。元文の深溝村古絵図でも、深溝領内として記載がある。

明治以降、昭和中期までの針江地区湖岸域には、各景観要素の土地利用と所有権に、大きな変化があった。

3-4. 昭和高度成長期以降の変化

① 周辺地域での生業活動と人的改変

高島の伝統産業には繊維業がある。中世以来、綿花、麻等を栽培し、衣服を自紡自織し

需要の増大に対処するべく、「利水」「治水」「保全」を掲げた近代治水事業であった。平成 9 (1997) 年まで、25 年に渡って実施された事業は、琵琶湖周囲の道路付堤防の設置、琵琶湖へ流出・流入する河川の浚渫、上下水道の整備、内湖の干拓事業等に及ぶ。

又、昭和 27 (1952) 年の「農地法」は、戦後の農地改革の成果を法整備したとされるが、その後の「農業振興地域の整備に関する法律（農振法）」⁴⁷⁾では、地主制の復活を阻止するべく、農地の転用や所有の不一致などが厳しく制限され、農地異動に対する地域的規則に関する制度が備えられた。続く昭和 44 (1969) 年の「農振法」によって、「農業振興地域」が定められる。近代的農業における生産性向上を目的に、圃場整備も行われた。針江地区では、昭和 53 (1978) 年から昭和 60 (1985) 年までの間に、計 67.5ha が整備されている⁴⁸⁾。

かつての針江区の湖畔農家は、各家庭が田舟を所有し、田舟が主要な生活の足であった。しかし、道路や水路の整備に伴い、田舟の必要性和利便性が低下する。更に、トラクターなどの農業機械の普及が進んだこと、勤めに出る家庭が増えたことから、田舟を保有する家庭数は減少した。

昭和 58 (1983) 年には、琵琶湖総合開発事業の一つである、湖周道路が完成する。湖岸堤を伴う湖周道路は、針江地区北東部 7km に渡る。そして水田とハマの葭地は、分断された。田舟の保有数減少により、湖周辺に住みながら、湖岸への移動が困難であったが、湖周道路の開通により、近隣への往来の利便性が改善されたという⁴⁹⁾。

こうして琵琶湖総合開発事業は、滋賀県の経済的な発展に大きく寄与した。一方、自然環境の悪影響も深刻になる。昭和 52 (1977) 年には、琵琶湖に赤潮が発生する。環境悪化への取り組みは、市民の「石けん運動」から始まる。1970 年頃から、既に合成洗剤の人体への安全性が問題視されていたが、赤潮が引き金となり、市民運動が始まる。

一方、研究者による環境問題への取り組みとして、1970 年代の終わり頃から琵琶湖周辺地域の調査を行ってきた、鳥越皓之、松井厚、嘉田由希子を中心とする研究グループが、1980 年代に「生活環境主義」を提唱する。「生活環境主義」とは、地元の人たちの生活システムの保全を最重要視し、琵琶湖周辺地域を対象に、自然と人々との関わり方を評価しようとする試みである。

平成元 (1989) 年、水と人の関わりという日常的なテーマに、NGO「水と文化研究会」⁷¹⁾が発足する。「水と文化研究会」は、「生活環境主義」を提唱する研究メンバーであり、後に滋賀県知事 (2006-2014 年) となる嘉田氏が代表を務める組織で、住民主体による調査、情報発信を掲げる。

行政も又、昭和末期から平成初期にかけて、湖岸域水辺空間の環境保全に乗り出す。こうした動きの背景にあったのは、高度経済成長期における観光客の増加である。琵琶湖にマイカーで訪れる日帰り観光客の数の増加に伴い、昭和 30 年から 50 年にかけて、滋賀県におけるドライブウェイや、琵琶湖大橋・近江大橋等が次々に開通する⁵⁰⁾。にわかに、琵琶湖の保養やレジャーという側面が、クローズアップされた時代の到来であった。昭和 57 (1982) 年からは、針江区湖岸域でも、都市公園事業、自然公園施設事業の一環として、前浜の整備が行われる⁵¹⁾。

行政の農村地域の水質や水環境に関わる動きとしては、平成 8 (1996) 年の「みずすまし構想」

⁵²⁾がある。農村地域の水質、および、生態系・景観の保全を目的している。平成 13 (2001) 年からは、「魚のゆりかご水田プロジェクト」も始まっている。用水路の分離と乾田化によって進んだ、琵琶湖在来種や昆虫等の、水田への生物移動経路を確保する取り組みであり、針江地区の水田も対象地域に含まれる。近年では、食に対する安全の問題から、農業の生産性のみならず、その質にも厳しい目が向けられており、針江地区では有機農法に取り組む農家数も、増加している。

このように、1980 年代に芽生えた市民の環境問題への意識は、研究者と住民が一丸となった問題意識へと発展し、嘉田知事時代を経て、現在の滋賀県政に受け継がれている。

② 針江地区湖岸域の所有と利用の変化

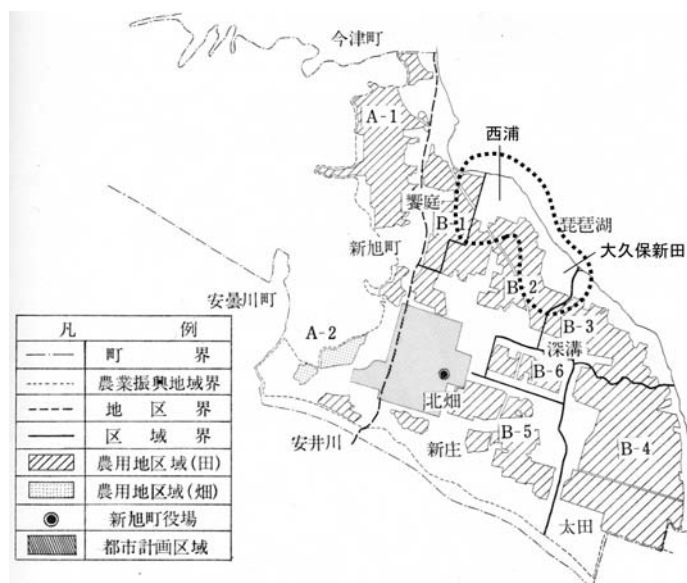


図 2-9 針江地区における農用地区域の設定

(新旭町企画広報室「新旭町総合発展計画」(1991))

昭和 56 (1981) 年の新旭町総合発展計画によると、生産性が低く、優良農用地⁵³⁾としての確保がなかった「西浦」と「大久保新田」は、昭和 44 (1969) 年「農振法」における「農用地区域」の規制区域に含まれていない(図 2-9)。優良農用地に設定されなかったこれらの水田は、圃場整備の対象からも外れている。

昭和 45 (1970) 年から、「西浦」と「大久保新田」を含む新旭町の湖岸域では、6 社の企業による、62ha の転売目的の土地売買があったという⁵⁴⁾。これらの湖岸域開発は、昭和 46 (1971) 年の「農用地区域」設定に、関連した動きだと推察される。農家側の事情としても、減反政策

が田地売却の後押しをしたと考えられる⁵⁵⁾。湖岸域への工場進出が、農業に代わる新たな収入源の受け皿になったことも大きい。

こうして、高度成長期に矢継ぎ早に進められた湖岸域の開発であったが、その目的は土地投機であり、造成の後、肝心の建物は建たなかった。造成地は投機ブーム後、10 年近く放置されていたという⁵⁶⁾。別荘用の分譲地としての湖岸域は、車の利便性からは不利な条件にあり、販売が進まなかったと考えられる。

そこで、昭和 56 (1981) 年の新旭町総合発展計画では、完成間近の湖周道路の開通にあわせて、琵琶湖岸域一帯を環境保全・レクリエーション区域として、整備することがうたわれている。新旭町総合発展計画では、放置された既存分譲地の有効利用のため、湖岸のレクリエーションのための宿泊施設の誘致の斡旋、別荘建設等、人口定着に向けた様々な方策が検討されている⁵⁷⁾。

残ったハマの葎地に関しても、多くの変化があった。

まず、化学肥料や屋根材の変化で、村内外からの葎の需要そのものが落ち込む。1970年代に入ると、葎の利益も見込めなくなり、徐々に業者も撤退したという。

平成5（1993）年、ハマの葎地が、滋賀県のヨシ群落保全条例での「保護地区」に指定され⁵⁸⁾、状況が一変する。ヨシ刈りボランティアが多数参加するようになったのである。冬の寒い時期に、少人数で行った孤独なヨシ刈りは、地元とボランティアが一体となる楽しい関わりに変化した。

現在、針江浜の清掃は年2回行われている。県の河港課からの委託事業であるが、住民自身の水への関心を高める目的から、地元住民の希望で、住民自らが行っている。

③ 針江地区湖岸域の景観の変化（図2-10）

平成27年図では、沿岸部のハマの葎地は存続する（図2-10:K）が、旧内湖「西浦」の葎地と、東端の「大久保新田」に大きな変化がみられる。

「西浦」から地区東端の「大久保新田」に至る、東西に細長い沿岸部一帯の領域（図2-10:I）には、宅地造成区画がある。「大久保新田」

の沿岸部東端（図2-10:J）は前浜整備で緑化され、内湖「西浦」の琵琶湖沿岸部にあった葎地も、大半が消滅している。ハマの浜堤と造成された宅地の間を、湖周道路⁵⁹⁾が縦断する。琵琶湖総合開発事業の一つ、道路付湖岸堤管理道路である。

集落中央西端の低湿地北側には、新しい建物が出現している（図2-10:L）。昭和49（1974）年に完成した高島晒協業組合の新工場である。綿クレープの漂白、染色等を行う。湧水地の豊富な水源を求めたの立地と考えられる。

又、圃場整備により、針江三昧の湧水を経由し、以東を流れていた滝瀬川が大きく変化している。針江集落では、オシヨライサンというお盆の集落の伝統行事があり、8月16日に仏壇の灯明の火を線香につけ滝瀬川まで持って行く、オシヨライ送りを行っていた。かつては滝瀬川まで線香を持って川に流していたが、現在は環境保護のため、線香を流すことは禁止されている。

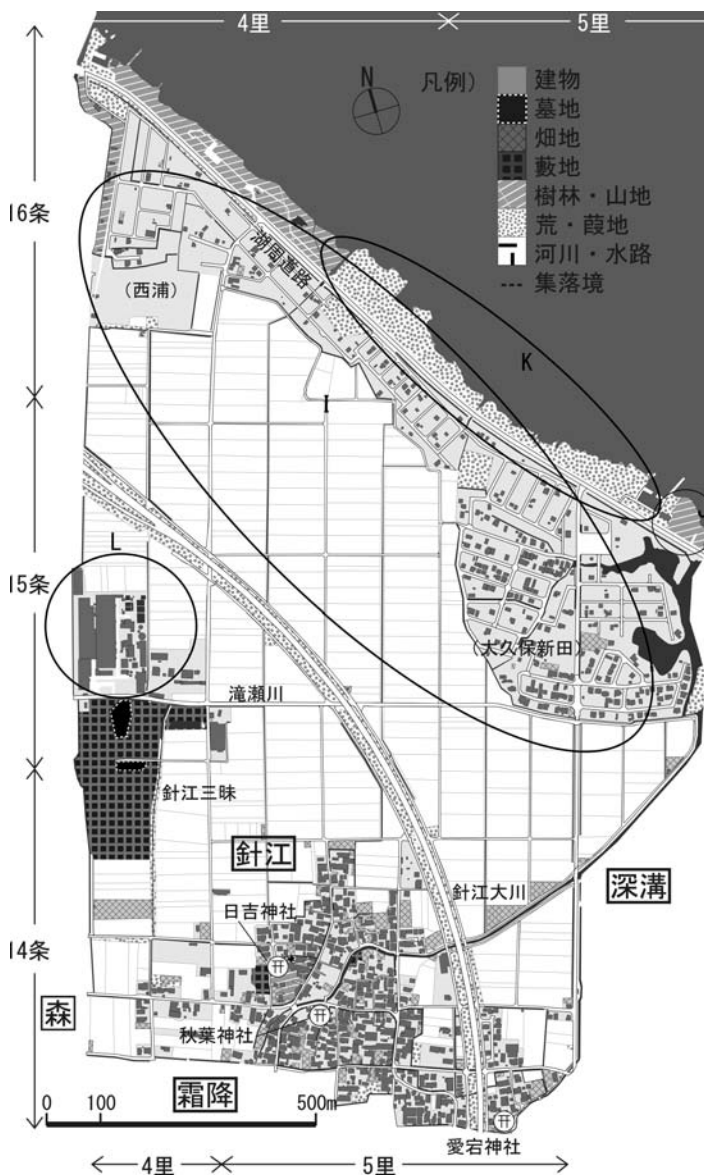
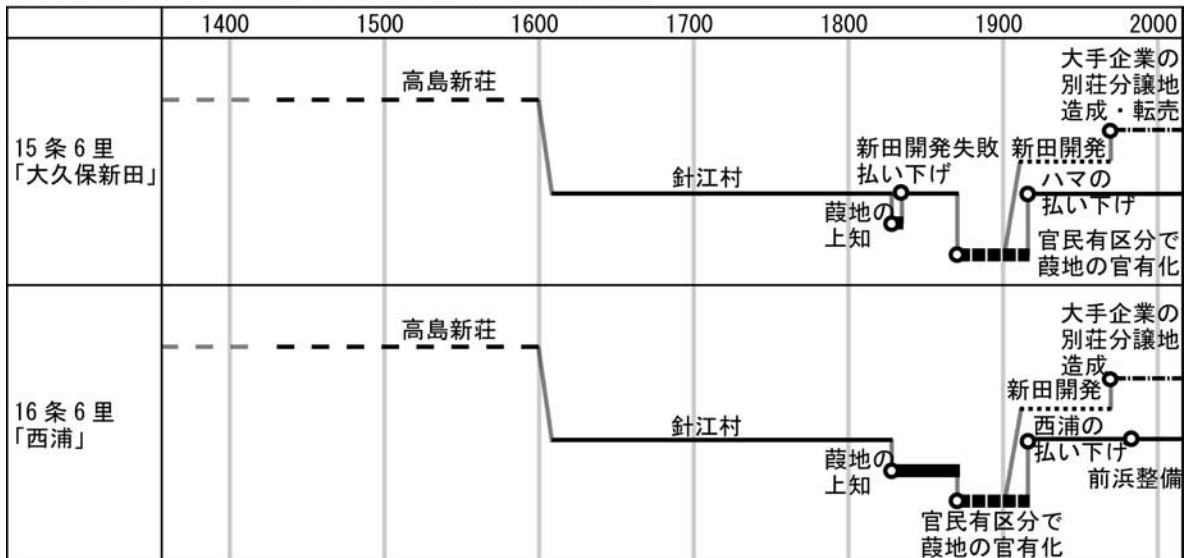


図2-10 平成27（2015）年の針江地区の景観

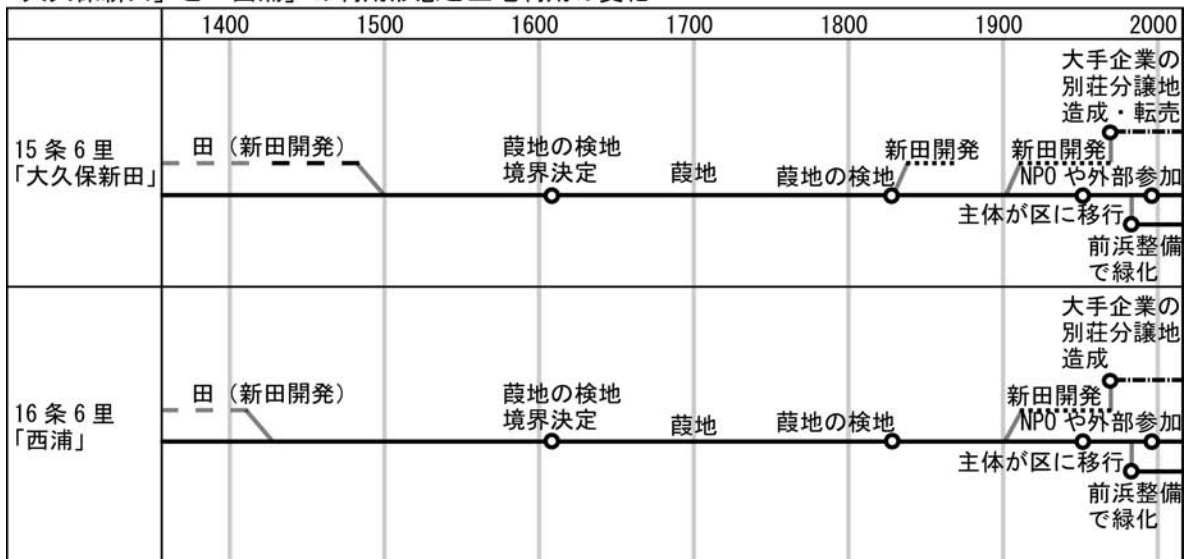
4 針江地区湖岸域内陸沿岸部の所有・利用形態と景観の継承・淘汰

図 2-11 は、15 条 6 里「大久保新田」と 16 条 6 里「西浦」（以下、針江地区湖岸内陸沿岸部とする）に関する、所有・利用形態と土地利用との関係性を抽出したダイアグラムである。

「大久保新田」と「西浦」の所有形態と土地利用の変化



「大久保新田」と「西浦」の利用形態と土地利用の変化



凡例) — — 高島新荘による
 ——— 木津荘・針江村（地区）・新旭町による
 ■■■■ 幕府による
 ■■■■ 中央政府（官）による
 針江住民による
 - - - - 企業による

図 2-11 「大久保新田」と「西浦」の所有・利用形態と土地利用の変化

先行研究において、佐野⁶⁰⁾は、近世での葭地の検地が、後の近代化のまなざしへの始まりであると指摘している。図 2-11 から、水陸の曖昧な領域に対して、土地の線引きや類型化を行った検地や葦課⁶¹⁾が、続く湖岸域の所有権や利用権の二転三転の状況を引き起こしたことが分かる。

一方、湖岸域の田地化の試みは、中世に既に行われていた。平地の希少な安曇川沖積平野において、少しでも多くの水田耕作地を確保したいという支配者の欲望には、合理があった。しかし、河川活動や琵琶湖の地盤活動といった、圧倒的な自然の力は、人間が克服するには及ばず、結果、その潜在的な欲求は、都度挫折していたのである。

「はげ山の研究」で千葉⁶²⁾は、最も人為的な作用の関与により、形成されたと考えられるはげ山型の林地荒廃を取り上げ、その形成過程から、はげ山型林地荒廃の要因を明らかにしている。千葉⁶²⁾は、林地が荒廃へ至った事情として、それらが入会林地として、村落共同体の共同利益の対象であったことを指摘する。近世に入って林産物が商品化され、農業経営が全体として自給の経営から商品生産経営に移行するにつれて、共同利益地の生産物の過度な利用を招いた。そこで、中世的な林地所有形態との矛盾が現れるようになり、所有と生産力との食い違いが反映されたのが、はげ山型荒廃だという。つまり、社会構造と新しい経済機構との食い違い、あるいは歪みが、窮乏した住民層の生活で最も抵抗力の弱い林地にしわよせされ、荒廃としてあらわれたものが、はげ山なのである。通説では、はげ山型荒廃の原因として、近代需要による過度な採取といった直接的影響が考

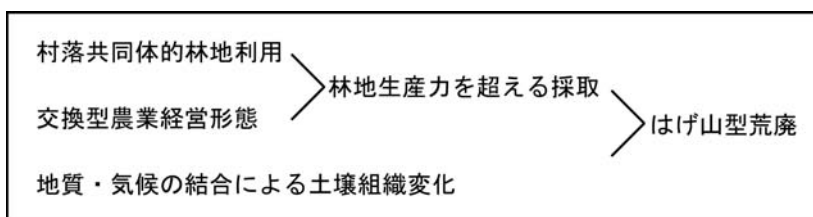


図 2-12 はげ山型荒廃のメカニズム (千葉 (1956))

えられているケースでも、実際はむしろ、近代的な社会構造の変化によって、林地を維持管理してきた共同体自身が抱えた、内的矛盾が大きく作用するという。(図 2-12)

針江地区の湖岸域の葭地も同様に、歴史的に中世的な村落共同体による入会利用があった場である。ハマの葭地は継承されたが、内陸沿岸部の「大久保新田」と「西浦」の葭地は淘汰された。葭地の継承・淘汰を決定付ける2つの領域の違いは、新田化の有無にあると考えられる。

明治 38 (1905) 年の瀬田川の南郷洗堰の完成で、琵琶湖の水位変動は人工的に抑制可能になり、湖岸域の新田化は現実のものとなる。しかし、作業性の悪さや米の質に関わる土壌の問題までは、克服できなかった。そこで、①生産性の低い新田は優良農地とはならず、農地規制の範囲外に、②減反政策による農業離れ、③近代工業による新たな雇用の受け皿の創出、④湖岸域のレジャーや保養地(別荘)としての需要、⑤高度経済期による土地価格の上昇等の要因が後押しし、その後、別荘地の開発が一挙に進んだと考えられる。

これらの過程には、はげ山型人為的荒廃と同様の構図がある。すなわち、中世的な水辺空間の利用形態が、需要の増大によって過度の資源利用にさらされ、所有と生産力に食い違いが生じる。そこで農業への置き換え(=荒廃の進行)が起こる。しかし、置き換えられた農業も零細化し、近代的繊維工業との接点により、交換経済が浸透する。そこで、観光という新しい産業がもたらされ、地域に社会的・経済的に、より強い歪みが生じる。そして、生産性が低く、歴史の浅い最も抵抗力の弱い新田耕作地という領域で、開発が行われる(=はげ山型人為的荒廃)という図式である。新

旭町では、山間部で湖岸域と同様、高度経済成長期に宅地開発が行われている⁶³⁾が、山間部も同様に、現在も中世的入会利用形態が継続する領域である。

入会地と別荘地の関係については、池⁶⁴⁾の研究でも、旧入会林野が財産区に形を変えて卓越する蓼科山麓において、財産区民が、別荘地への大規模な土地貸付や、直営観光事業の経済的恩恵を受けたことが、明らかになっている。別荘地開発は、低価値の未利用地に付加価値を付けて高値販売するため、不動産開発のなかでも、特に投機的資本が流入しやすい。又、景観を顧客への訴求点にする点で、水辺空間や山間部が最も対象になりやすい。そのため、高度経済成長期の好景気と地価上昇、旺盛な需要を背景に、日本各地の景勝地で、過剰な土地投機が行われたのである⁶⁵⁾。

以上を踏まえて、針江地区葭地の淘汰の背景を改めて分析すると、昭和 25 (1950) 年頃を境に、維持管理を行う村落共同体に大きな質的変化がみられる。葭利用の需要拡大により、利用目的が外部用に切り替わり、又、入札区画や回数の増加に伴って、中世的入会利用のあり方に軋みが生じ始めた時期である。湖畔の人々の生活のための抽水植物が、貨幣経済の元で置き換え可能なものと変化した時、自らが管理する動機と必然性が失われたのである。そして、昭和 40 (1965) 年代、葭の村内外からの需要が落ち込み、外部業者も入札に参加しなくなると、利用拡大から急激な縮小を迫られ、中世的入会利用システムが疲弊する。その後、湖岸域内陸沿岸部の開発へと至る訳である。

昭和 40 (1965) 年代は、人々の水利用に対する意識が大きく変わった時期である。湖岸域の維持管理システムの内的崩壊には、こうした社会的背景との連関関係が推測できる。内陸沿岸部の開発は、湖岸域葭地の直接的、物理的な淘汰の要因ではあるが、維持管理システムの内的崩壊も又、淘汰に関与したと考えられるのである。

千葉は又、山地の使用権が個人に帰属せず、保護の責任者が確定しない地域共同体にある場合、最も荒廃が進みやすいことを明らかにしている。但し、一村の所有権が確立した一村内の入会である場合は、荒廃の進行と共に、何等かの保護回復手段がとられることが多く、完全な荒廃には至らないという。そして、最も植生が保護されるのは、個人所有の場合であるという。

針江地区湖岸域の葭地に関して、ハマの葭地は継承されている。中世木津荘においては、水田耕作に限らず、荘園の枠組を越えた広域な村落結合が存在していた。近世に行われた検地は、佐野⁶⁰⁾の指摘にあるように、続く近代化への導火線となったかもしれないが、検地によって村域が明確にされなかったならば、その後も複数村による入会共同利用が継続していた可能性もある。よって、別の角度から捉えるならば、近世での検地が、現在の葭地の継承につながっているとも考えられるのである。針江地区の水辺空間は、現在も厳格に針江区民にのみ入会利用が限られている。ハマの葭地が継承された要因として、湖岸道路敷設に際しての開発事情から、自然の前浜が確保されたこと⁶⁶⁾もさることながら、管理責任の所在が針江区に委ねられたことも、大きいと考えられる。

更に、針江地区の湖岸域の内陸沿岸部、15条6里「大久保新田」と16条6里「西浦」の中世以来の歴史を考察するならば、その属性や利用が一向に定着しなかった事実を看過できない。網野⁶⁷⁾は、山野や水面は、神による支配を通じて、「私」の占有を免れた「無縁の場」と述べた。

仏教用語による「無縁」とは、分け隔て無い「無条件」の意味であり、確かに山野や水面では、現在も公平な利用権が存在している。しかし、特定の占有を免れる平等性は、反面、個人の維持管理への動機付けや必然性を失い兼ねない。実際、針江地区湖岸域は居住域から物理的に距離があり、その距離を抱えながら、継続的な維持管理を促す必要があった。そこで、実際の物理的距離を、利用者との精神的距離を縮めることで補完する、数々の工夫が生み出されたのだと考えられる。

古代からの祭祀等で、抽水植物を利用することは、定期的に湖岸域を想起させる機会となった。内陸部中央西端の古代から開発された低湿地は、その後集落の三昧（墓地）として転用されるが、その湧水が滝瀬川を経て、琵琶湖へと至る経路は、先祖の鎮魂（オシヨライサン）の行程と重なる。居住域や水田耕作地からの排水の浄化と、人の魂の浄化は、ここに同一視されていると考えられる。又、近代化以前は、田舟によって、個人の湖岸域へのアクセスは常に開かれ、心理的な距離はかなり近いものであったと想像できる。

こうした歴史的工夫によって、湖岸域に対して常に関心が寄せられ、継続的利用への必然性が高められた。結果として、持続的な維持管理へとつながったと考えられるのである。そこで、これらの歴史的工夫も又、利用と環境保全が自ずと連関される伝統的システムを支える、大きなシステムの一環であり、その前段階システムであったと考えられる。しかし、戦後、貨幣経済の論理が持ち込まれ、近代化の様々な置き換えが進むと、こうした歴史的工夫はその意味を失っていく。

それでも、例えば針江地区葎地保全では、平成に入って、新たな局面が切り開かれている。NPOやボランティアらが、新たに葎の保全に参加することによって、維持管理そのものの捉え方すら変わってしまったのである。このことから、たとえ、景観が淘汰寸前の状況でも、新たな維持管理の手法は、開発されていることが分かる。

景観は、本質的に、再生する力を持っていると考えられるのである。

5 針江地区湖岸域内陸沿岸部の分譲住宅地開発と停滞

本節では、高度成長期以降の、「西浦」「大久保新田」等、針江地区湖岸域内陸沿岸部の分譲別荘地開発の詳細を考察する。

具体的には、まず、人口や世帯数の動態と、ゼンリン発行の住宅地図から集計した年毎の建物数の変化、社会的背景をすり合わせる。そして、針江地区内陸沿岸部の分譲住宅地開発牽引と、停滞の背景を分析する。

研究の方法としては、①で高島市・新旭町の人口と世帯数の動態を示し、その傾向を整理する。②では、入手可能な昭和 56（1981）年以降、平成 27（2015）年までのゼンリンの住宅地図から、針江地区湖岸域内陸沿岸部の開発地の初出建物数を集計し、その変化の特徴を分析する。③では、当該地域において住宅数が増加した時期の、針江地区の社会的表象の経緯を整理する。最後に④として、社会全体の新築住宅着工数の推移と、新たな居住を促進・抑制した社会的要因を踏まえ、針江地区内陸沿岸部への居住者の増加と開発停滞の要因を考察する。

5-1. 針江地区湖岸域内陸沿岸部の分譲住宅地の変化

① 高島市・新旭町の人口と世帯数の動態

図 2-13⁶⁸⁾は、大正 9（1920）年から平成 27（2015）年までの、高島市・新旭町の人口と世帯数の変化である。

新旭町の人口は、安曇川沖積平野に集中しており、明治以降、その数に著しい変化がないという。

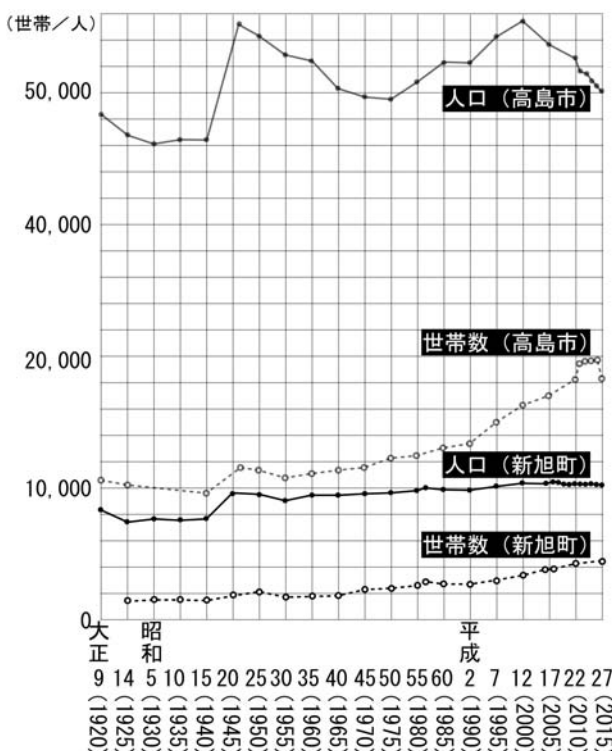


図 2-13 高島市・新旭町の人口と世帯数の推移

生産力の面から人口収容数はほぼ一定し、余剰人口を収容することが不可能なため、町外・県外へ出て働く人が多いためである⁶⁹⁾。高島市全体と比較しても、新旭町の人口は変化の幅が狭い。

昭和 50（1975）年以降近年の変化では、高島市、新旭町共に、平成 12（2000）年まで、人口と世帯数で増加し、その後は、高島市、新旭町共に、人口で減少、世帯数で増加傾向にある。特に平成 2（1990）年からは、高島市・新旭町共に、世帯数が急増する。人口減に対する世帯数増は、高齢化と核家族化による影響⁷⁰⁾と考えられる。新旭町では、高島市より緩やかな変化である。

② 針江地区湖岸域内陸沿岸部の分譲住宅地の建物数の変化



図 2-14 針江地区湖岸域の
住宅地造成 (1970)

図 2-15 は、針江地区湖岸域内陸沿岸部の建物数（住宅数、建物数総計の 2 種類）を表したものである。住宅地図の調査時と発刊時との時差を考慮し、図の記載としては、発刊年次の 1 年前の建物数として、時制をスライドし、表示している。又、建物需要に影響を与えたと考えられる社会的事件を、色付き帯として表示している。

針江地区湖岸域内陸沿岸部の宅地開発の様子は、昭和 45 年（1970）年 11 月作成の地形図で確認されるように、（図 2-14）内陸部沿岸の「西浦」から「大久保新田」に至る領域で、既に宅地造成区画が完成している。

宅地造成区画完成から約 10 年が経過した、昭和 56（1981）年のゼンリン住宅地図では、針江地区内陸沿岸部で計 5 軒の建物が立地するのみである。うち商業施設は 2 軒で、屋号に「湖の家」という表記が含まれる。

平成 3（1991）年頃から、建物数が増加する。

住宅地図のフォーマットに変化がみられるのは、平成

12（2000）年である。針江地区内陸沿岸部の建物数の増加によって、表記頁が倍増する。圃場整備による周辺の田の地割も一新している。

同年から、「(建)」付きの屋号の商業施設が目立つようになる。建設会社のショールームやモデルルームだと推測できる。平成 8（1996）年・平成 9（1997）年に 2 軒だったものが、平成 12（2000）年に 5 軒、平成 14（2002）年に 9 軒でピークを迎え、その後は平成 17（2005）年に 7 軒、平成 18（2006）年に 3 軒と減少する。

地区の自治会館は、平成 14（2002）年図に一軒、平成 20（2008）年に一軒の初出の記載がある。

針江地区湖岸域内陸沿岸部の建築総数は、平成 12（2000）年頃から急増する。当該地域の住宅数（＝表札付き建物数）は、平成 12（2000）年頃から急増するが、平成 19（2007）年を境に減少する。これらから、平成 12（2000）年頃始まった販促の結果、平成 17（2005）年頃まで、住宅販売が進んだことが分かる。

③ 2000 年前後の針江地区の社会的表象の変化

NGO「水と文化研究会」⁷¹⁾の活動により、2000 年代以降、針江地区は世界に開かれた存在となる。平成 15（2003）年 3 月、「水と文化研究会」が受け皿となり、世界水フォーラムの一環として、世界子ども水フォーラム⁷²⁾が開かれる。同年針江地区は、日本全国エコツーリズム大会会場となる。

針江地区の知名度を全国区に押し上げたのは、平成 16（2004）年、NHK スペシャル映像詩「里山 II—命をめぐる水辺」の放映である。同ドキュメンタリーは、人と自然が共存する「里山」に焦点を合わせ、その模様を丹念に記録した「映像詩里山」シリーズ⁷³⁾の一つである。平成 11（1999）

年、平成 20（2008）年放映分とあわせたシリーズ 3 部作は、写真家・今森光彦氏の協力のもとで製作された。

「里山Ⅱ—命をめぐる水辺」では、針江地区が撮影地に選ばれ、居住域での「カバタ」、内湖「中島」での漁、葭原など、人と自然、動植物が共存しながら営みを続けていく様子が描かれている。韓国や台湾などアジア諸国を含む国外にも放映され、大きな反響を呼ぶ。放映後は、針江地区住宅内にある「カバタ」を見学しようと、多くの訪問客が敷地内に足を踏み入れるようになり、同年「針江生水の郷委員会」が立ちあげられ、「エコツアー」の取り組みが始まる。住民自らが、集落全体を案内するものである。その後、「針江生水の郷委員会」の活動は、自然環境保全活動を中心とするまちづくり活動へとその実践の幅を広げ、数々の賞を受賞する⁷⁴⁾。針江の湧水は、平成 20（2008）年に環境省から「平成名水百選」に選ばれている。

5-2. 針江地区湖岸域内陸沿岸部の分譲住宅地への居住者増加と開発停滞

図 2-17 と図 2-18 はそれぞれ、全国と滋賀県の新築住宅着工戸数を表している。これらは共に、全体として緩やかな下降傾向にある。そして、その増減は、色付き帯で示された、新築住宅数に影響を及ぼしたとされる社会的動向と、連関している。

図 2-16 は、韓による研究⁷⁵⁾からの転載で、新聞、学術誌、業界紙、電信記事、学位論文等さまざまなメディアに掲載された「里山」「さとやま」「SATOYAMA」の用語の出現頻度を示す。韓⁷⁵⁾は、この各種メディアにおける「里山」等の表現の出現頻度の推移から、平成 7（1995）年以降の社会全体での「里山」の認知と関心の高まりを指摘している。同時期には、持続可能な開発へのパラダイム転換、エコロジー思想の普及、アウトドアブーム等があった。

又、「里山」等表現の使用頻度の増加が顕著になる、平成 16（2004）年と平成 21（2009）年は、「文化的景観」及び観光政策の転換期と重なっている。制度的にも、平成 16（2004）年には、世界遺産の影響を受け、「文化的景観」カテゴリーが文化財保護法に追加され、WTO 体制下、農政が「文化」「環境」政策へとシフトする流れがあった。平成 19（2007）年から翌年にかけては、小泉内閣の下、観光まちづくりが政策化され、観光による地域振興を図る取り組みが、日本全国の地方社会において活発化⁷⁶⁾している。図 2-16 では特に、1998 年、2004 年、2009 年に、急速な増加傾向がみられるが、これらは前述の NHK の「里山」シリーズの放映年度（1999 年、2004 年、2008 年）がほぼ同時期であり、韓⁷⁵⁾はその関連性も指摘している。

1990 年代以降、平成 17（2005）年頃までの、針江地区内陸沿岸部の建物数の変化（図 2-15）を見ると、傾向としては、全国や滋賀県の新築住宅着工戸数の推移（図 2-17, 2-18）よりもむしろ、メディアに掲載された「里山」等の表現の出現頻度（図 2-16）に連関していると言える。時代を経て減少傾向にある、新築住宅着工戸数の推移よりも、1990 年代以降上昇傾向にあり、特に 2000 年以降顕著な増加を見せる、「里山」への社会的関心との関連性が強いと考えられるのである。

既述のように、針江地区では昭和 58（1983）年に湖周道路が完成したが、湖岸域内陸沿岸部

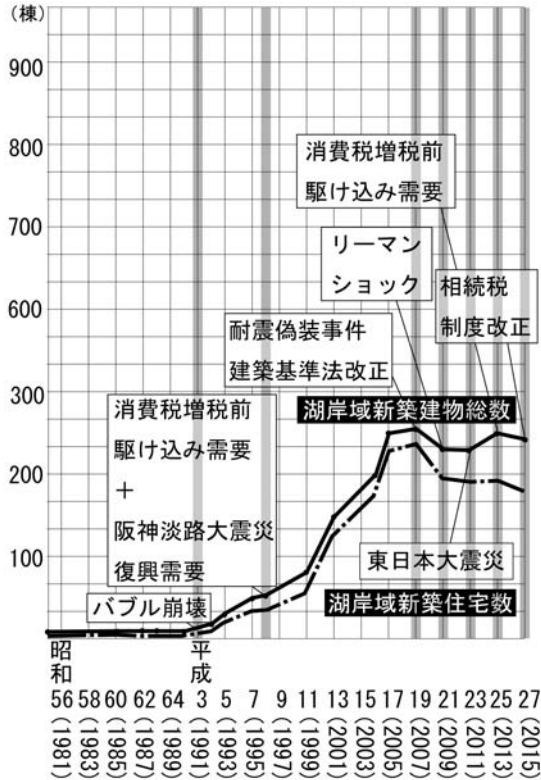


図 2-15 針江地区湖岸域の新築建物数の推移

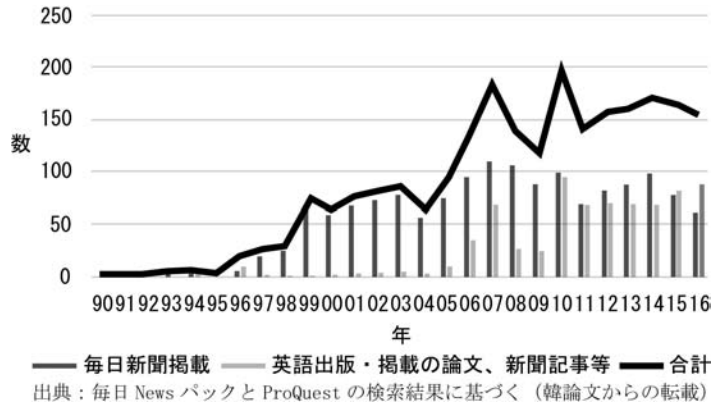


図 2-16 「里山」等の用語使用頻度の推移（韓（2017））

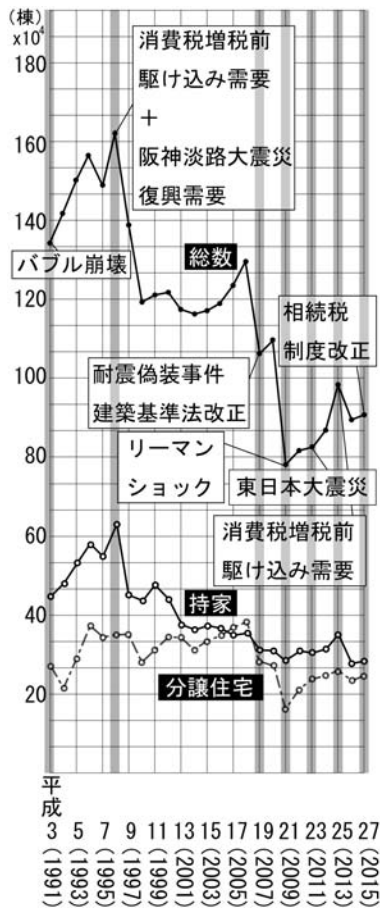


図 2-17 全国新築住宅着工件数の推移

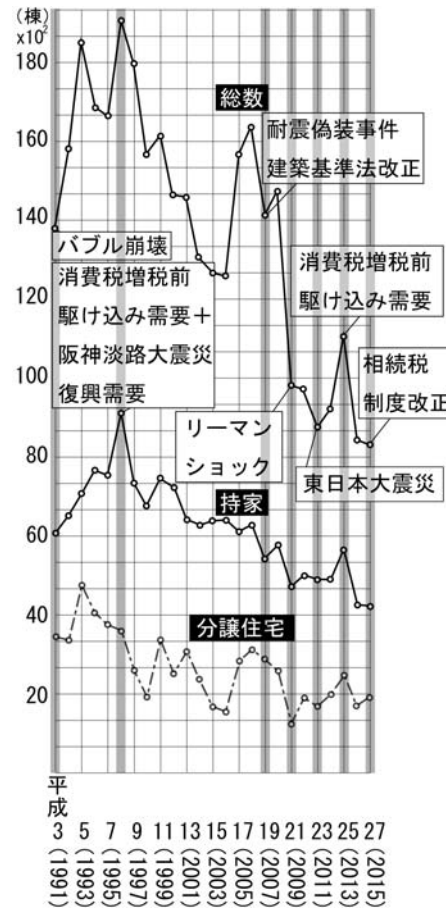


図 2-18 滋賀県新築住宅着工件数の推移（共に国土交通省）

分譲地の状況は変化せず、放置されたままであった。その後、行政によるさまざまな働きかけが行われたが、事態は10年近く動かなかった。しかし、社会一般で住宅新築数が減少した年時、すなわち、バブル崩壊の平成3（1991）年、阪神淡路大震災や消費税の増税のあった平成8（1996）年でも、湖岸域開発地の建物数は増加を続けている。すなわち、「文化的景観」としての新たな認知を通して、社会全体で「里山」に対しての関心の高まりが、行政の誘致、或いは、住宅新築に歯止めをかける社会的要因を凌ぐ、住宅新築への大きな動機付けとなったと推測できるのである。

針江地区では、平成16（2004）年のドキュメンタリーの放映後、国内外のメディアで紹介される機会が増加する。そして平成22（2010）年、「針江・霜降地区の水辺景観」は重要文化的景観に選定される。図2-16における社会的な里山への関心の推移でも、社会全体における「里山」に対する関心の高まりとして、平成21（2009）年に2つ目のピークがある。

しかし、図2-15でみる針江地区湖岸域開発地での新築住宅建設は、平成19（2007）年を機に失速している。確かに、平成19（2007）年には、耐震偽装事件、続く建築基準法改正という、住まいのイメージを揺り動かす社会的事象もあった。よって、平成16（2004）年以降の針江地区の水辺空間に関する新たな認知は、以前のように社会的抑止力を払拭し、更なる新築住宅購入を促すには至らなかったと推測できる。一つ目の要因として、平成19（2007）年時点で、新築住宅需要が既に飽和したことが考えられる。もう一つには、「文化的景観」という認知に「観光」という文脈が付加されたことが、新たな居住を検討する上で、プラスに働かなかったことが考えられる。

図2-19は、NHKドキュメンタリーでも取り上げられ、『高島市針江・霜降の水辺景観』保存活用事業報告書の表紙にも採用された、田舟のある内湖「中島」の風景である。針江湖岸域を代表するこの象徴的空間は、「ふるさと」や「原風景」といった、生活と自然が調和された理想的な農村イメージと結びつき、一旦は、新天地を求める人々の求心力となったと考えられる。

現在、針江地区湖岸域の新しい住宅分譲地の居住者は、隣組組織の中で新たに設けられた「る」組として、伝統的居住域の隣組組織と同様、川掃除や藻刈りなど水辺空間の維持管理を担当している。在来住民とのこうした関わりから、水辺空間の新たな認識共有への働きかけがなされている。



図2-19 内湖「中島」の風景（筆者撮影（2013））

6 小結

本章において、中世からの平成 27 (2015) 年現在までの、針江地区湖岸域の利用・所有形態の変化と、景観の継承や淘汰との関係性について、以下の点が明らかになった。

①針江地区の湖岸域葭地は、ハマ（浜堤）では継承され、内陸沿岸部の「大久保新田」と「西浦」では、淘汰された。その二つの領域の違いは、歴史的な新田化の試みの有無にあることが、明らかになった。湖岸域内陸沿岸部では、中世に既に田地化の試みがあったが、地形変化を人間が克服することの出来なかった時代、田地開発の試みは都度、挫折を繰り返していた。そのため中世以来、湖岸域内陸沿岸部では、属性や利用法が定着していない。こうしたことは、湖岸域内陸沿岸部の葭地淘汰の一要因であると考えられる。

②近代に入り、湖岸域内陸沿岸部の新田化が実現化したことで、葭地の淘汰は一気に進んだ。そこには、ア) 琵琶湖水位が調節可能に→イ) 明治に再度の田地化→ウ) 近代の人的改変も土壌の問題までは克服できず、新田は非優良農地に→エ) 昭和 25 (1950) 年頃を境に、葭利用の需要拡大と、中世的入会利用による供給体制との間に軋みが生じる→オ) A: 非優良農地は農地規制の対象外、B: 減反政策による農業離れ、C: 近代工業による新たな雇用の創出、D: 湖岸域のレジャーや保養地（別荘）としての需要拡大、E: 高度経済期による土地価格の上昇等の要因→カ) 低価値の未利用地に付加価値を付けて高値販売する別荘地の開発が一举に進む、という流れがあった。又、景観の「継承」「淘汰」とは、二元的な状況ではなく、様々な中間的状态が存在することも、明らかになった。

③針江地区では明治の財産区移行の後、広域な中世的入会利用から、針江区単独へと管理が移行した。このことは、ハマの葭地が継承された要因の一つであると考えられる。

④針江地区湖岸域の限られた資源は、公平な利用と、特定の占有を免れる必要があった。同時に公平性には、個人の維持管理への必然性を損なうリスクも存在した。又、水害や地形変化の影響を受けやすい湖岸域は、居住域や耕作地から距離を確保する必要があった。それらの物理的障害を乗り越えながら、継続的な維持管理を実現するために、「利用しながら手入れする」システムが必要だったのである。そして、継続的な利用を促すためには、まず湖岸域に対する関心、利用への必然性を生み出す、自意識への働きかけが必要であった。そのために、湖岸域の生業活動のあらゆる場面において、歴史的に数々の工夫が創出されたと考えられる。しかし、こうした歴史的工夫は、近代化の過程で陳腐化し、機能不全となった。結果、湖岸域の維持管理に住民の関心が失われていったのである。

⑤1990 年代以降 2015 年までの、針江地区内陸沿岸部の新築建物数の変化から、針江地区湖岸域での住宅購入が加速した時期と、「文化的景観」という新たな表象を通して「里山」への社会的な関心が高まった時期との、関係性が明らかになった。一方、湖岸域での住宅購入の失速時期と、「観光」という新たな表象の導入時期とは、重なっている。

歴史的に、湖岸域では、利用と所有の主体は必ずしも一致しなかった。

そのため、湖岸域の所有権や利用形態が定着しなかった領域の葭地は淘汰された。

景観に関する継承・淘汰は二元的なものではなく、景観は歴史的に衰退と回復を繰り返す。その力を発現させるためには、景観利用と保全が連動する地域の水環境システムが欠かせない訳であるが、その前提として、利用を促すため、継続的に人々の意識や関心に訴える仕組みが不可欠だったのである。

それでは、利用と所有の主体が同一である場合には、いかなるメカニズムが存在するのか。次章では、水田等の耕作地を対象に、景観の諸関係性を考察する。

【第二章補註・引用文献】

- ¹ 佐野静代「第5章 水利用と集落」 pp.132～147 (高島市「新旭地域のヨシ群落および針江大川流域の文化的景観保存活用委員会『高島市針江・霜降の水辺景観』保存活用事業報告書」, 2010年)。
- ² 西村進「琵琶湖と比良・鈴鹿の生い立ち」 pp.25 (藤岡謙二郎編『びわこ周遊』ナカニシヤ出版, 1980年)。
- ³ 金田章裕「湖畔の荘園(1) 湖畔の変遷と耕地」 pp.94～103 (藤岡謙二郎編『びわこ周遊』ナカニシヤ出版, 1980年)。
- ⁴ 明治11(1878)年の「滋賀県物産誌」によると、針江村では針江大川を使った運送業での収入も計上されている。
- ⁵ 前掲1より。そのため、昭和20年代までは「川藻」に価値があり、普段から早い者勝ちで採取されていたため、川掃除の必要がなかったとされる。
- ⁶ 岸本誠司「環境民族学からみた木津荘—とくに水田をめぐる生業複合論的視点から—」 pp.330～331 (水野章二編『中世村落の景観と環境 山門領近江国木津荘』思文閣出版, 2004年)。湖南から湖東地方では、堆積物や水生植物の植生分布の違いから、浅瀬や内湖に自生する藻や泥が利用された。
- ⁷ 金田章裕「湖畔の荘園(1) 湖畔の変遷と耕地」 pp.94～103 (藤岡謙二郎編『びわこ周遊』ナカニシヤ出版, 1980年)。14世紀には、魴が田地のように売買された記録があり、小字名の記録もあることから、耕地と類似した土地利用の形態であったと考えられている。
- ⁸ 前掲1より。内湖「西浦」での抽水植物は肥料用としてのものであった。西浦の葎は成長前の初夏に刈り取られた。戦後の一時期には、「西浦」でも伸長後の葎を刈り取った年もあったという。
- ⁹ 前掲1より。堅いハンノキは下駄の歯やまな板の原料として売られたという。
- ¹⁰ 高橋誠一「近江の先史・古代」 pp.34～44 (藤岡謙二郎編『びわこ周遊』ナカニシヤ出版, 1980年)。
- ¹¹ 佐野静代「中近世の生業と里湖の環境史」 pp. 30, 吉川弘文館, 2017年。
- ¹² 前掲11, pp. 54, 吉川弘文館, 2017年。中世惣村である野洲郡安治村のように、祭祀権を紐帯として、葎の利用権を位置づけ、限られた資源利用を長期間持続させる例もあった。中世における葎帯のコモンズである。
- ¹³ 水野章二「第3章 湖辺の形成と景観の歴史の変遷」 pp.46 (高島市「新旭地域のヨシ群落および針江大川流域の文化的景観保存活用委員会『高島市針江・霜降の水辺景観』保存活用事業報告書」, 2010年)。土錐出土遺跡の数は、古墳時代を通じてやや増加し、8世紀頃にピークを迎えてその後減少するものの、13世紀頃には爆発的に増加するという。
- ¹⁴ 金田章裕「湖畔の荘園(2) 湖上の生活」 pp.106～108 (藤岡謙二郎編『びわこ周遊』ナカニシヤ出版, 1980年)。琵琶湖の鮎鮓は、延喜式が完成した10世紀初頭以前から、既に平安京の人々に食されていたという。天皇に贄を供する御厨には、筑摩・和邇・勢多が、上賀茂神社の神の供御を貢進する御厨として安曇河御厨があった。
- ¹⁵ 前掲14より。湖北の菅浦も又、贄人として漁撈と水運に従事した住民達が、12世紀後半、供御人として

自立したとされる集落である。中世における自治的村落・惣村である。

¹⁶ 畑中英二「日本海ルート of 終着点としての琵琶湖」 pp.14～22, (滋賀県文化財保護協会編『琵琶湖をめぐる交通と経済力』サンライズ出版, 2009年)。都から琵琶湖を経由し, 北陸を抜けて日本海から朝鮮半島北部へと抜ける国際物流ルートは, 8世紀から10世紀にかけての, 渤海使および, 遣渤海使の往来にも, 用いられている。

¹⁷ 萬野泰樹「古代琵琶湖のターミナル」 pp.49, (滋賀県文化財保護協会編『琵琶湖をめぐる交通と経済力』サンライズ出版, 2009年)。湖岸域の河口付近以外の陸路が到達しがたい湖岸部であっても, 水深が浅く, 波穏やかな内湖は, 天然の良港であった。河川は水量が一定せず, 水深も浅いため, 小型船しか使えない。そのため, 河川と琵琶湖との貨客の積み替えに, 内湖が必要とされたのである。内湖には, 大中の湖南遺跡(安土町・東近江市)のような弥生時代の港湾施設の遺跡も存在する。

¹⁸ 前掲 13 より。

¹⁹ 近江国木津荘調査団 新旭町教育委員会 新旭町郷土資料室編「近江国木津荘現況調査報告書 II」, pp.227～230, 新旭町教育委員会, 2003年。古くは比叡荘と呼ばれ, 応安7年の文書に記載がある。その荘域については議論があったが, 宝徳3(1451)年の年記を持つ二宮神田帳には, 日吉二宮神社(現在の深溝地区に存在)の神田が書き上げられており, ここに比叡本荘内の位置が記載されている。水野らによって, 木津荘の東側, 14条6・7里近辺が比叡本荘の荘域だと結論づけられている。

²⁰ 前掲 19 より。検注帳の15条5里30坪の頭注に「ヒエ新庄サカエ」の坪地名があり, この坪の辺りが比叡新荘と木津荘との境だったとされる。又, 永正4(1507)年の山門西塔院執行代祐憲書下案には, 木津荘の四至が記されている。

²¹ 水野章二「第3章 湖辺の形成と景観の歴史の変遷」 pp.45 (高島市「新旭地域のヨシ群落および針江大川流域の文化的景観保存活用委員会『高島市針江・霜降の水辺景観』保存活用事業報告書」, 2010年)。

²² 近江国木津荘調査団 新旭町教育委員会 新旭町郷土資料室編「近江国木津荘現況調査報告書 II」, pp. 230, 新旭町教育委員会, 2003年。元文2(1737)年の深溝村古絵図によれば, 深溝地区の大堤の外側に「永荒」や「江」などの記載がある。

²³ 近江国木津荘調査団 新旭町教育委員会 新旭町郷土資料室編「近江国木津荘現況調査報告書 II」, pp. 176, 新旭町教育委員会, 2003年。救急田は印田帳の頭注では「延寺」, 検注帳の頭注では「救急」と記載されるが, 同種の田地で, 親王家田が延暦寺へ救急田として施入されたものと考えられている。救急田は古代の田地開発にルーツを持ち, 応永年間での救急田の分布から, 古代のこの地域における田地開発の様相をうかがい知ることができる。

²⁴ 木戸雅寿「信長と琵琶湖」 pp.84～86 (滋賀県文化財保護協会編『琵琶湖をめぐる交通と経済力』サンライズ出版, 2009年)。安曇川沖積平野南部に位置する勝野津は, 古代からの良港で, 西近江路の存在から水上交通と陸上交通の要衝地として栄えた。そして戦国時代に, 織田信長の甥の信澄によって大溝城が築かれた。ここでは, 琵琶湖と通じる内湖を外堀として用いるなど, 琵琶湖岸の局所的な人的改変があった。城の外側には商工業に携わる人々の住む城下町を建設し, 一帯の商工業の繁栄に繋がったとされる。

- ²⁶ 畑中英二「琵琶湖水運に影響を及ぼした西廻り航路」pp.121～125 (滋賀県文化財保護協会編『琵琶湖をめぐる交通と経済力』サンライズ出版, 2009年)。
- ²⁷ 新旭町誌編さん委員会編「新旭町誌」pp.409 新旭町役場, 1985年)。
- ²⁸ 竹林征三・今井範雄「琵琶湖の歴史的洪水と瀬田川浚渫についての土木史的研究」pp.409～423, 土木史研究第15号, 1995年6月。
- ²⁹ 東幸代「第六章 近世の琵琶湖岸村域と幕藩領主—近江国高島郡針江村の水辺の土地支配をめぐって—」pp.175～195 (水野章二編『琵琶湖と人の環境史』岩田書院, 2011年)。針江村では三冊の地押帳が作成され、耕地の区分に領主の押印もあり、村内の耕地の区域分けが、村と領主の双方に確認されている。このような区域による免の差異は、近世を通して連年確認され、近江国内でも他に確認されていない特殊な事例である。
- ³⁰ 福田徹「近世新田とその源流」pp.174, 古今書院, 1996年。
- ³¹ 前掲 29 より。新田開発の候補地となっていたとされる旨が、宝暦7 (1757) 年の関連文書に記されている。
- ³² 前掲 29 より。上知・検地に伴い、天保6 (1835) 年以降、針江村宛の「葭役」が消え、「川役」のみが課されるようになる。
- ³³ 前掲 30 より。近世の土地開発に関わりを持つ新田地名は、滋賀郡に21, 栗田郡に14, 野洲郡に18, 甲賀郡に3, 蒲生郡に11, 神埼郡に3, 犬上郡に1, 坂田郡に2, 浅井郡に5, 伊香郡に1, 高島郡に7ある。
- ³⁴ 前掲 29 より。大久保新田の開発された湖岸域は、年貢に関しては、既に水込みが考慮された高い税収を望める地域ではなく、葭地から田地における切り替えで、幕府は単なる年貢増徴を、又、その後の新田領域の払い下げによって、大久保氏は利ざやを期待していたと考えられる。
- ³⁵ 前掲 29 より。湖水の付きやすい葭地は、琵琶湖東岸地域では百姓自身による耕地化の試みもあったが、針江村の葭地は、村の共同利用地として存続した。
- ³⁶ 前掲 23, pp.230 より。
- ³⁷ 牧野厚史「第6章 生業が創る景観」pp.148～155 (高島市「新旭地域のヨシ群落および針江大川流域の文化的景観保存活用委員会『高島市針江・霜降の水辺景観』保存活用事業報告書』, 2010年)。
- ³⁸ 財産区は明治22年の市制・町村制施行の際、町村合併を円滑に推進させるため、市町村の一部で財産又は公の施設を有するものを合併後の市町村に帰属させず、その区域を「財産区」として特別の法規制の網をかぶせることとしたものである。具体的には、市町村の行政区画である「大字」や「町」といわれる自然村的発生の集落が、農業用ため池や墓地等、その地域に限られた利用を目的に、非収益的性格の強い資産を有するものを指す。
- ³⁹ 前掲 23, p.111 より。毎年6月10日に集落の住民が一戸につき一人出て、ヨシ・マコボ・スゲ・アシ等を一斉に刈り取り、刈り取ったマコボ等は、菜種を収穫した後の溝に入れられ、田地の肥料となった。
- ⁴⁰ 前掲 23, p.106 より。「大久保新田」の通称地名には、「太郎兵衛平」(明治時代にヨシ・マコボが茂っていたこの地を開拓して新田にした人物の名に由来する。) 等がある。
- ⁴¹ 前掲 23, p.111 より。台風シーズンには4年に1回くらいは稲が水に浸かってしまったという。

- ⁴² 滋賀県立高島高等学校歴史研究部「歴史研究 新旭町調査報告書第 13 号」, pp.128, 1973 年。針江区では、昭和 48 (1973) 年に 10 あった講の内、2 つの講が明治期に創立している。
- ⁴³ 石川慎治・濱崎一志「滋賀県湖西地域における湧水による伝統的集落に関する研究-滋賀県高島市新旭町針江地区を事例として-」, pp.8-13, 財団法人 第一住宅建設協会, 2008 年。石川・濱崎によって、この東側の船溜まりは、昭和 42 (1967) 年の空中写真では確認できることが、指摘されている。
- ⁴⁴ 前掲 23, p.226。
- ⁴⁵ 前掲 42, p.145-166。
- ⁴⁶ 前掲 42 より。昭和 40 (1965) 年から昭和 45 (1970) 年の間に、新旭町における専業農家の減少は 46.2% の減少である。特に第一種兼業農家は、全国で 13.4%, 滋賀県で 19.6%のところ新旭町では 23.7%と顕著で、逆に第二種兼業農家は全国で 14.5%, 滋賀県で 15.9%のところ、新旭町では 14.2%で、総農家数の 2 / 3 に達する。
- ⁴⁷ 「農地法」は農地異動に対する一筆単位の統制であったが、地域的規則に関する制度が備えられていなかったため、昭和 44 (1969) 年の「農業振興地域の整備に関する法律 (農振法)」で、農業的利用と両立しない開発行為を制限・禁止することになる。具体的には、広く「農業振興地域」を定めて緩い規制をかけ、その地域内で将来にわたり農業的利用に供すべき地域を「農用区域」と定めて、原則として「農地法」による転用許可をしてはならないという厳格な開発規制である。
- ⁴⁸ 滋賀県「県営団体営土地改良事業 新旭地区かんがい排水事業 新旭東部・針江・旭地区ほ場整備事業計画概要書」, 1980 年。針江区における県営かんがい排水事業は、昭和 55 (1980) 年から昭和 60 (1985) 年まで、農道の舗装は、平成 3 (1991) 年から平成 6 (1994) 年まで、土地改良施設等の適正化事業は平成 4 (1992) 年から平成 10 (1998) 年の間に行われている。
- ⁴⁹ 新旭町企画広報課編「新旭町 50 年の歩み」, pp.111, 新旭町役場, 2004 年。本庄重夫氏の発言として。氏はこの 50 年で町の一番大きな変化を湖周道路の開通と述べている。
- ⁵⁰ 昭和 33 (1958) 年に比叡山ドライブウェイ, 昭和 39 (1964) 年に琵琶湖大橋, 昭和 40 (1965) 年に伊吹山ドライブウェイ, 昭和 41 (1966) 年に奥比叡ドライブウェイ, 昭和 46 (1971) 年に奥琵琶湖パークウェイ, 昭和 49 (1974) 年に国鉄湖西線が開通している。
- ⁵¹ 新旭町総合発展計画の中で、一帯をレクリエーション区域として整備する町の方針に沿う形で、前浜の整備が行われ、湖岸に緑地帯が設けられた。琵琶湖総合開発計画で別途とされた、都市公園事業、自然公園施設事業の一環である。
- ⁵² の主体的な参加を基本において、農村地域の水質および生態系を保全している。「水・物質循環」・「自然との共生」・「住民参加」の 3 つを基本方針として掲げ、平成 19 (2007) 年度からは「世代をつなぐ農村まると保全向上対策」を開始し、地域住民主体の環境保全活動を実践している。
- ⁵³ 滋賀県高島郡新旭町「新旭町農村総合整備計画書」, pp.26-27, 1983 年。針江地区の属する新旭町東部地域では、農振農用地の設定率が低く、昭和 57 (1982) 年の段階で 69.2%であった。地域に対し再三の行政指導や農業生産の必要性について啓蒙すると共に、農用地を設定し、新たな農用地の編入を予定するとの記

載がある。

⁵⁴ 前掲 42, pp.15。新旭町では、西側の山間部と東側の湖岸で大規模に行われた。新旭町の湖岸域では、針江区以外にも各地区とも 15ha～20ha 程度の不動産業者への転売があり、水田を埋め立てて宅地化が進んだという。

⁵⁵ 前掲 42 より。新旭町においての米作は、昭和 30 (1955) 年頃まで漸増したが、その頃をピークに減少している。

⁵⁶ 新旭町企画広報室編「新旭町総合発展計画」, pp.48, 新旭町, 1981 年。

⁵⁷ 前掲 56, pp.48。具体的には、湖西地域の観光ルート幹線と期待される湖周道路の整備に伴い、ヨシ群落の保全を前提とした水面利用中心のレクリエーションに関連する水泳, ヨット, 湖上休憩施設, 魚釣り公園などの整備とともに、その周辺に、研修所, セミナーハウス, ペンション等宿泊施設の設置, 導入を図るとしている。

⁵⁸ 前掲 37, pp.154。「保護地区」は、ヨシ群落保全区域で区分される「保全地域」, 「保護地区」, 「普通地域」の 3 つ地域の中で、生態系の保全を図る上で特に重要であると認められた地区であり、県内 3 ヶ所の「保護地区」うちの一つである。

⁵⁹ 中村宣彦・原稔明・北牧正之「環境に配慮した湖岸堤の設計」, pp.60～75, ダム技術 No.86, 1993 年。北湖にあつては、ほぼ全区間について自然の前浜が確保された為、針江地区においても葎地群生地であるハマは残されたが、南湖では堤防の一部が湖中部を通過することになったため、人工前浜が造成されている。

⁶⁰ 佐野静代「中近世の生業と里湖の環境史」 pp.63～65, 吉川弘文館, 2017 年。

⁶¹ 前掲 60 より。16 世紀の明代の中国では新たな流通課税政策が進行しており、漁労・葎類採集を対象とする雑税賦課の動きが始まっていた。その中で 16 世紀後半には、特にヨシ地への賦課である「葎課」が本格化していた。豊臣政権下における「よし米」の成立には、明の「葎課」の知識が背景にあった可能性があるという。

⁶² 千葉徳爾著「増補改訂 はげ山の研究」, そしえて, 1991 年。

⁶³ 前掲 42 より。

⁶⁴ 池俊介著「長野県更級の観光地化による入会野利用の変容」, 地理学評論 Vol.59, No.3, pp.131～153, 1986 年。

⁶⁵ 佐藤大祐・澁谷和樹「富士山麓における別荘地の開発と利用形態」, pp.965～977, 地学雑誌 124 巻 6 号, 2015 年。高度経済成長期には、全国的に別荘という付加価値を付けて、多くの土地が開発され、転売を繰り返したという。

⁶⁶ 前掲 59, pp.61 より。針江地区の葎地が維持された理由の一つとして、湖岸道路敷設の際の物理的事情も存在する。北湖においては、ほぼ全区間について自然の前浜が確保されたが、南湖においては堤防の一部が湖中部を通過することになったため、人工前浜が造成された。前浜は消波効果が期待できるため、湖岸堤の天端高さを低く抑えることができること、又、前浜の持つ直接的な環境保全の効用から、計画された。

⁶⁷ 網野善彦著「中世における『無縁』の意義」(「日本中世都市の世界」), 筑摩書房, 1996 年。

⁶⁸ 高島市人口と世帯数は、高島市統計書（平成 27 年度）より。新旭町人口と世帯数は、大正 9 年～昭和 55 年は、前掲 52「新旭町農村総合整備計画書」から。昭和 55 年～平成 7 年までは、前掲 55「新旭町総合発展計画」から。平成 57 年は、前掲 49「新旭町 50 年の歩み」から。平成 12 年度は国勢調査から。平成 17 年～平成 27 年は、高島市統計書（平成 18～27 年度）国勢調査から。

⁶⁹ 前掲 53, pp.20 より。織物業が零細経営のため、若者の流出人口が多いという。

⁷⁰ 前掲 53, pp.22 より。新旭町では自衛隊、工場等の寄宿舍、寮などに生活する独身世帯や、公営住宅の転入者、分家による家族等夫婦新世帯の増加が要因とされる。

⁷¹ 主な活動としては、住民参加によるホテル調査である「ホテルダス」と、水道普及前後の滋賀県の各地域の水利用を調べ、水道が入る前の生活用水や生活排水のしかたを生活の中から見直す「水環境カルテ」の 2 つである。後者は聞き取り調査で、約 80 人の地域住民が 1000 人以上のお年寄りに聞き取り調査を行い、現在もウェブサイト上の地図をクリックすることで、水利用の写真や内容を知ることができる。

⁷² 嘉田氏が代表を務める「水と文化研究会」と新旭町が実質的な受け皿となり、嘉田氏自身が感じた第 2 回世界水フォーラムでのアフリカ諸国における水問題の主体である子どもの声の重要性から、提案・企画・運営に関わることになったという。針江地区に招かれたアフリカの子供達は、地区の水の豊かさに驚き、また地区の子供達は、世界の厳しい水の現実を知り、そのありがたさに気付かされたという。世界子ども水フォーラムでは、11ヶ国 37 人の子どもたちが針江に 1泊 2 日で滞在した。

⁷³ 平成 11（1999）年放映の「里山—覚えていきますか ふるさとの風景」、平成 16（2004）年放映の「里山 II—命をめぐる水辺」、平成 20（2008）年放映の「里山—森と人 響きあう命」のシリーズ 3 部作である。

⁷⁴ 農林水産省主催の「美の里づくり」の審査会特別賞（2005 年）、「豊かなむらづくり」農林水産大臣賞（2006 年）、「第 4 回淡海の川づくりフォーラム」グランプリ受賞（2011 年）、環境省・日本エコツーリズム協会主催のエコツーリズム大賞の特別賞（2007 年）、優秀賞（2012 年）、大賞（2014 年）である。

⁷⁵ 韓準祐「発見される里山：針江」（「立命館大学」、立命館大学人文学会 650, pp.42～58, 2017 年）。

⁷⁶ 平成 19（2007）年には「観光基本法（1963 年制定）」を改正した「観光立国推進基本法」の施行があり、翌年平成 20（2008）年には観光庁が発足されている。

第三章 針江地区の換地前後の耕作地水利と共同体との関係性

1 本章の目的と構成



図 3-1 第三章の研究対象地の範囲

本章では、重要文化的景観「針江・霜降の水辺景観」を構成する三領域のうち、②針江大川流域の水田(図 3-1)に焦点を当てる。そして、昭和 59 (1984) 年から昭和 60 (1985) 年に行われた、針江地区の換地前後の耕作地所有の変化から、耕作地の水利と共同体との関係性を明らかにする。

史料には、新旭町が事業主体である、「換地計画書(針江地区)」を用いた。この史料は、平成 28 (2016) 年、筆者が水土里ネットしんあさひ(新旭土地改良区)から提供を受けたものである。

具体的には、まず第 2 節において、針江地区における小字の歴史の変遷を説明し、地域の井堰である饗庭井の水利から、集落内外の共同体との関係を整理する。その後、河川と針江地区の小字界との関係から、針江地区における各小字の耕作地の特徴や水利を述べる。

第 3 節では、針江地区の耕作地について、換地に関する概要を整理し、換地前後の耕作地の土地利用と等級、所有分布状況の変化を、視覚的に分析する。

第 4 節では、針江地区の耕作地所有に関して、小字ごとの特徴を明らかにする。集落居住域での隣組組織の分布を確認した後、換地前後の耕作地全体、各小字の所有属性の変化を考察する。

第 5 節では、換地以前の具体的な個別の直近耕作地の関係性から、耕作地所有者間の関係性を導き出し、そこから、耕作地の水利を通して、隣組組織や近隣集落間に、どのような関係性が存在したのかを検証する。

2 針江地区の字界と水利

本節では、針江地区における歴史的な小字の成り立ちを、耕作地水利の観点から概観する。図3-2は、本章で分析の対象である、換地前後、昭和59・60（1984・1985）年の針江地区の小字界を示す。以下、特記なきは、図3-2の小字区分による。

2-1. 針江地区の小字の歴史的変遷

針江の針は、墾田（はりた）の意味とされる。

中世の古文書¹⁾では、小字「西出」・「川北」「東出」に存在する通称地名の記載がある。これは、これらの小字に該当する領域が中世既に存在し、通称名称として、現在まで継承されていることを示している。又、宮本晋平²⁾によって、「西出」・「川北」に該当する地域は、古くから田地開発の進んだ地域であることが明らかになっている。

一方、中世において、小字「大久保」，「持出」北部，「川北」北部は、高島新荘域であった。中世後期まで田地開発が進められた湖岸域は、その後の琵琶湖水位上昇により水没したという³⁾。

近世では、享保3（1718）年に針江村で作成された三冊の地押帳から、地区全体の耕地状況がうかがえる。針江村の耕地は、「発（おこし）」「水場」「本田」という三つの区域に大別される。これ



図3-2 換地前（1984年）の針江地区の小字分布

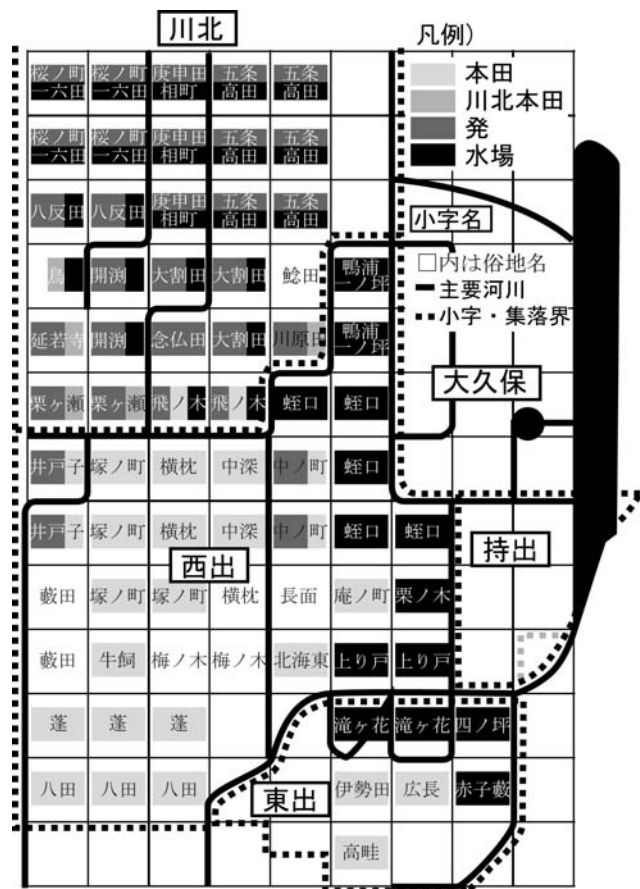
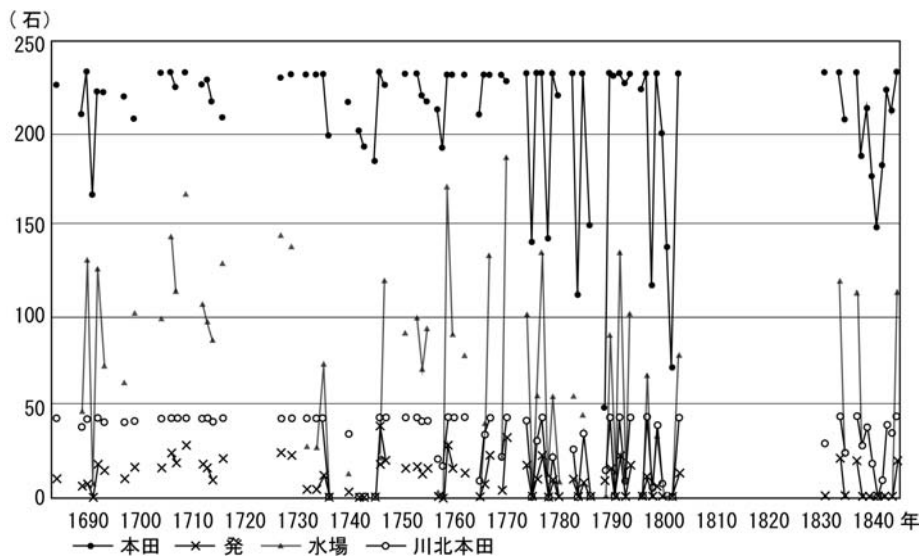


図3-3 近世針江村の「本田」「水場」「発」分布（東（2011））

らの区分は、17世紀半ばの段階から既に存在した。耕地の安定度は、場所によってかなりの差があったという。東論文⁴⁾掲載の図3-3は、こうした安定度の異なる田地の分布傾向を示している。

針江村の屋敷は、現在と同様、微高地上の「本田」区域に偏在する。対して「発」や「水場」の分布は、集落北東部の湖岸域や針江大川等の水流に近く、「川北」全域、「西出」と「東出」の東部に多い。「水場」は水込み被害を受けやすい不安定な耕地であり、「発」はそれらの開発地だと考えられる。

田の地味に関して、「本田」は「上々」か「上」であり、「水場」と「発」は、「下」や「下々」と劣悪であった。同じく東⁴⁾による図3-4は、免定をもとに、「本田」以下、四つの区域での年貢高の変遷を示したものである。「本田」と「川北本田」では比較的安定し、対して「水場」と「発」は、年でかなりの変動巾があったことを示している。



又、明治以降、現代に至るまでの針江地区の小字区分の変遷は、表3-5となる。換地が行われた昭和59～60（1984～85）年には、針江地区は「西出」、「川北」、「東出」「持出」、「大久保」の、5つの小字から成る⁵⁾。

図3-4 針江村の「本田」「川北本田」「水場」「発」各区域の年貢高（東（2011））

史料年（史料元）	針江地区小字				
明治6（1873）年 （明治6年針江村地引全図）	「西出」「八田」 ↓ ↙	「川北」「西浦」 ↓ ↙	「東浦」 ↓	「大久保新田」 ↓	「餅出」 ↓
昭和59～60（1984～1985）年 （換地計画書（針江地区））	「西出」 ↓	「川北」 ↓	「東出」 ↓	「大久保」 ↓ ↙	「持出」
平成22（2010）年 （高島郡誌）	「西出」	「川北」	「東出」	「大久保」	

表3-5 針江地区の小字区分の変遷

2-2. 饗庭井と針江地区との関係

大正13（1924）年の内務省水利調査書⁶⁾によると、針江地区全体の灌漑は、饗庭井がかりが186反、それ以外は湧水を水源として、830反（うち41町は旭に水源を持つ石津川、前郷川によって

の灌漑)である。集落内の湧水水源以外の外部からの水利は、隣接集落を經由しての饗庭井からの灌漑であったことを意味している。

安曇川には、かつて11箇所に井堰が設けられていた。饗庭井は、規模としては2番目の、244.1haであった。饗庭井は安曇川沖積平野の扇頂部に位置しており、分水源の集中する空間であったため、氾濫によって生じた幾条もの自然分流(分水路)が形成され、井堰から取水した水を既存分水路に流すことで、自然に遠方集落まで水を運ぶことができた⁷⁾。

饗庭井は、大正13(1924)年では、大字安井川(35.6ha)、北畑(4.2ha)、饗庭(15.2ha)、熊野本(42.1ha)、旭(128.5ha)、針江(18.6ha)の6ヶ村を灌漑した。その後の昭和47(1972)年史料では、饗庭井の灌漑面積は234.3haで、灌漑を受ける村々は、北畑を除く5ヶ村である⁸⁾。

各井堰の正確な起源は、定かではないものの、少なくとも幕藩時代には、井堰の利用、維持管理の制度が、すでに完成されていたと考えられている。一般に、これら井堰の水利組織は井組と呼ばれ、その単位は村であった。そして、村を単位とする自治的性格を有した井組は、明治に入って、普通水利組合に改組される⁹⁾。安曇川沖積平野では、8つの普通水利組合の内、6つが安曇川の井堰の水利組合であった。水利組織の制度上、構成単位は個人へと変化した。日常的な運営は基本的に、従来からの村単位の運営のままであった。

現在は、昭和24(1949)年に制定された「土地改良法」に基づき、普通水利組合は廃止統合され、安曇川沿岸土地改良区となっている。地域への灌漑は、昭和38(1963)年に完成した、合同井堰と付随する幹線用水路によって、行われている。普通水利組合における構成単位は、土地所有者であったが、安曇川沿岸土地改良区になって、その構成単位は耕作農民と改められた。

土地改良区移行後、安曇川から合同井堰によって取水された水は、幹線用水路により、まず村に配水され、それから耕作農民個人に、配分されるという仕組みである。そのため、土地改良区の

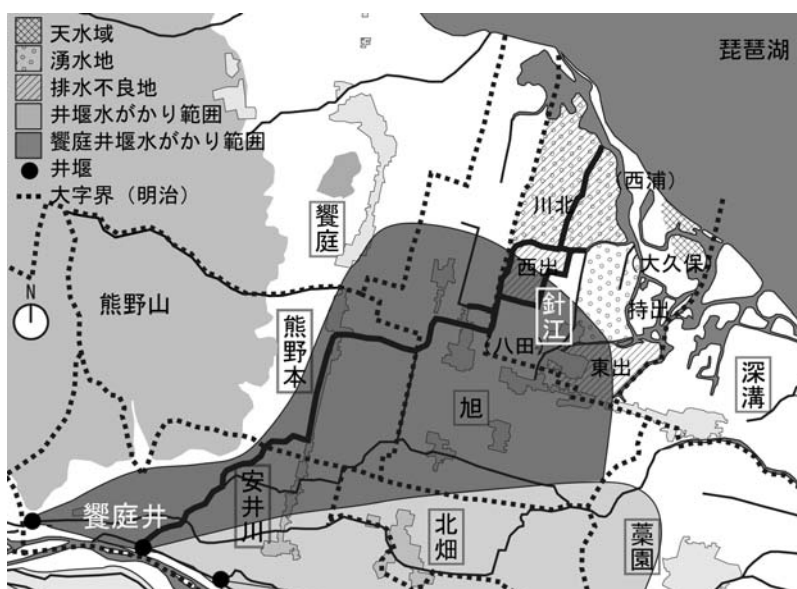


図3-6 針江地区と近隣集落における灌漑と灌漑方式の分布

(内務省(1924)記載図に加筆)

運営を直接司る総代は、村の代表とされている。総代の選挙では、細分化された地域の代表を、井堰から灌漑される水の供給量に応じた総代数に則って選出する¹⁰⁾、小選挙制が取り入れられた。選挙区域は、旧饗庭井利用の集落以外を始め、他の安曇川井堰を利用した村々に及び、総代の定員は70人にのぼる。

圃場整備以前には、田植えを始める前に新川掘り(シンカワボリ)という、饗庭井の水路の維持管理

が行われていた。新川掘りには、饗庭井の水がかりである針江地区、森地区、霜降地区の住人が参加し、田地の面積に応じて仕事をする、割普請方式が取られていたという¹¹⁾。

図3-6は、前述の内務部水利調査書による、針江地区とその近隣集落における饗庭井からの灌漑分布と、灌漑方式の分布を示したものである。針江地区内で饗庭井からの灌漑を受けるのは、小字「西出」、「川北」、「東出」等、集落の南西部であった。

2-3. 河川と針江地区の小字界との関係

琵琶湖周辺の地域社会境界図と河川流域網図を重ねると、村落境界と流域境界の一致率が高い。滋賀県の村落の特色は、水を生み出す山が強く意識されている点で、村落の境界が分水嶺と重なるところも多いという¹²⁾。明治初期の針江地区の小字界と河川との関係を示した図3-7からも、小字界と河川との、深い関係性がうかがわれる。

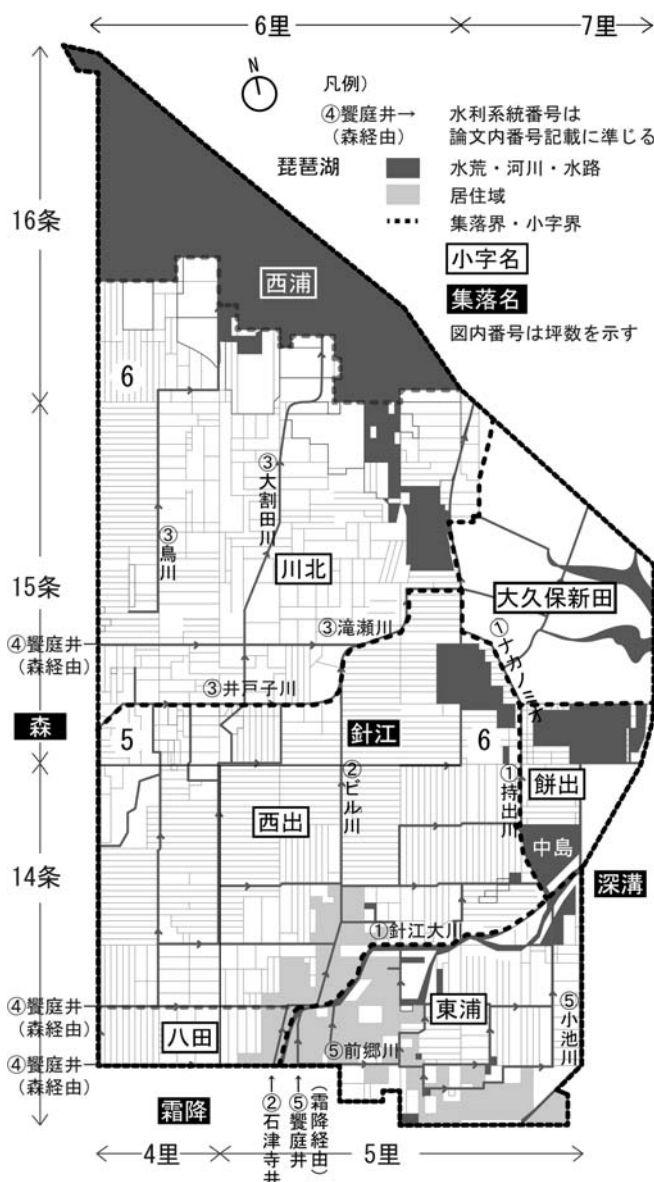


図3-7 明治の針江地区の小字界と河川（1973・74年頃）

針江地区の位置関係を整理すると、北東に琵琶湖が存在する。近隣集落に関しては、西側に森、南側に霜降、東側に深溝の3集落が隣接する。土地の高低差の関係上（南西が高く、北東に向けて傾斜する）、針江地区に流れ込む饗庭井系の水路は、森地区、霜降地区を経由する。針江地区の耕作地の水利系統は、以下の5系統に分類される¹³⁾。／前後は、同一河川の別名称である。

①針江大川系（針江大川／持出川／ナカノミオ）：

森地区から霜降地区を経由し、針江地区に入る。針江大川は、水田より低い位置を流れるため、排水のみを受ける。針江大川が北へ分流する際に持出川となり、持出川が「大久保（大久保新田）」で分流するとナカノミオとなる。「持出（餅出）」は持出川により、「大久保」はナカノミオにより灌漑される。

②ビル川・石津川系：

南隣の霜降地区で針江大川が堰き止められた水路が、石津寺井／石津川と呼ばれる。「西出（西出＋八田）」の中央を北流し、支流が「西出」の北東部を灌漑する。

③ 滝瀬川系（井戸子川・滝瀬川／鳥川・大割田川）：

西隣の森地区から流れ、井戸子川から滝瀬川へと名前を変えながら、東部へ流れる。周囲より低地にあるため、直接取水されることはなく、主に排水に用いられる。「西出」の排水のほとんどを滝瀬川が受ける。滝瀬川から分流した鳥川、大割田川からは、「川北（川北＋西浦）」が灌漑される。

④ 饗庭井（森地区経由）系：

森地区から針江地区に入る、饗庭井を水源とする用水は、計3本ある。一番南の水路は、旧小字の「八田（現・西出）」を、中央は「西出」を、一番北の水路は、「川北」を灌漑する。

⑤ 饗庭井（霜降地区経由）系：

「東出」の耕地を灌漑。針江地区と霜降地区の地区界に沿って小池川となり、琵琶湖へ流れ出る。以上の、針江地区の小字ごとの耕作地と灌漑状況を整理したものが、表3-8である。

小字名	「西出」	「川北」	「東出」	「大久保」	「持出」
領域	針江大川、井戸子川／滝瀬川、持出川／ナカノミオで囲まれた領域	井戸子・滝瀬川以北	針江大川以南東、小池川以西の領域	針江大川系の持出川の支流、ナカノミオに囲まれた領域	持出川・ナカノミオで囲まれた領域
中世の状況	印田帳以前から田地開発の進んだ地域	印田帳以前から田地開発の進んだ地域 「西浦」は比叡新荘の荘域		比叡本荘荘域	一部が比叡本荘荘域
地割の特徴	整然とした地割	西部は整然とした地割 中部から北部に地割の乱れ	整然とした地割	地割の乱れ	比較的整然とした地割
田の性質	半湿田多（一部乾田有）			湿田	湿田
田の生産性	半湿田は反別8俵、乾田は多くて反別7俵（乾田では裏作に麦・菜種を栽培）	多くて反別7俵	反別6俵、集落の中の水田は反別3俵程度	反別5俵～6俵程度	反別5俵～6俵程度
ミトゴシ*	少	西北部少。中部以东多。	多	多	少
水利調査書の特記	集落中央西部の低湿地に近い、小字北西部が排水不良地。ビル川以东が湧水池	全域が排水不良地かつ湧水池	全域が排水不良地域	一部が天水域	記載なし
饗庭井からの灌漑	○	○	○	×	×
田の取水	饗庭井系の水路で、西隣の森集落から東流する水路から取水。饗庭井を水源とする用水で、森集落から針江集落に東流する用水計4本のうち、3本により灌漑。	西部は饗庭井を水源とする水路から取水。東部は鳥川や大割田川など滝瀬川系の分流から取水。	湧水利用。通称地名「ヘイジ」のみ、針江大川から取水。それ以外は、饗庭井を水源とし、霜降から流入する水路が前郷川となって取水。	基本的に持出川の分流による。底樋を通し流れてくる用水や、堰による水位の上昇を利用して灌漑。湧水も利用。	「西出」から持出川の下底樋を通し流れてくる用水により灌漑。湧水も利用。
田の排水	旧「西出」では、霜降地区で針江大川を堰き止めて分流させたビル川へ排水後、滝瀬川に合流。旧「八田」では、針江大川に排水後、内湖「西浦」へ。	最終的に内湖「西浦」へ排水。	針江大川や小池川に排水後、内湖「中島」へ。	ナカノミオや針江大川、大久保のヨシ地に排水。	ナカノミオや針江大川、大久保のヨシ地に排水。
関係する水利系統	②ビル川・石津寺井系（取水） ③滝瀬川系（排水） ④饗庭井（森経由）系（取水）	③滝瀬川系（取水・排水） ④饗庭井（森経由）系（取水）	①針江大川系（取水・排水） ⑤饗庭井（霜降経由）系（取水）	①針江大川系（取水・排水）	①針江大川系（排水） ②ビル川・石津寺井系（取水）

注：ミトゴシとは、水田の畦を機って下の田に水を落とすことを指す。他の田を経由して灌漑を受ける形式である。

表 3-8 針江地区の各小字の耕作地と灌漑状況

3 針江地区の換地による耕作地の所有分布変化

本節では、換地前後の耕作地の所有分布の変化を概観する。尚、本研究で対象とする耕作地とは、換地史料の記載に準じ、水田耕作地の他、畑や原野等を含める。



図 3-9 新旭町改良区受益区域図

3-1. 針江地区の耕作地換地の概要

針江地区における、圃場整備事業の団体営圃場整備事業は、昭和 53 (1978) 年度着工し、昭和 59 (1984) 年に完了した。その計画面積は、水田 51.1ha、畑 0.6ha、転換耕地 14.3ha の計 66.0ha である。非優良農地である湖岸域の旧小字「西浦」と「大久保新田」は、除外されている¹⁴⁾。(図 3-9)

針江地区の灌漑に必要な水量は、安曇川合同井堰と湧水でほぼ充足していたが、地下水位が高く湿田が多かった。そのため、琵琶湖総合開発事業による減水に対処しつつ、琵琶湖より揚水する灌漑排水事業が計画された¹⁵⁾。

所有者	住所	氏名	整理番号
持作者	住所	氏名	農家番号
土地の表示			地積
条件	調査項目	配点	採点
自然条件	地味の良否	13	1% 2% 3% 4% 5% 6% 13 11 9 7 5 3
	耕土の浅深	9	20cm 以下 9 7 5 3
	礫の多少	5	なし 多少 多い 5 4 3 2 1
	湧水	10	なし 10m 以下 10 8 6 4 2 1 0
	かんがい	8	なし 10m 以下 5 4 3 2 1
	排水	17	なし 10m 以下 17 16 15 14 13 9 6 3 1
	日照通風	5	なし 10m 以下 5 3 1
	広狭	15	3% 以下 15 13 11 9 7 5 3 1
	形状	5	なし 10m 以下 5 4 3 2 1
	通路状況	10	なし 10m 以下 10 9 8 7 6 5 4 3 1
通作距離	3	なし 10m 以下 3 2 1	
減点	なし		
増点	なし		
備考	なし		

表 3-10 針江地区土地調査表 (新旭町 (1984・1985))

用途	等位	評点	評定価格(㎡当り)	備考
田	1	100 ~ 98	900	
"	2	97 ~ 95	890	
"	3	94 ~ 92	880	
"	4	91 ~ 89	870	
"	5	88 ~ 86	860	
"	6	85 ~ 83	850	
"	7	82 ~ 80	830	
"	8	79 ~ 77	810	
"	9	76 ~ 74	790	
"	10	73 ~ 71	770	
"	11	70 ~ 68	750	
"	12	67 ~ 65	730	
"	13	64 ~ 62	710	
"	14	61 ~ 59	690	
"	15	58 ~ 56	670	
"	16	54 ~ 52	650	
"	17	51 ~ 49	630	
"	18	49 47	610	
"	19	46 45	590	
"	20	44 以下	570	
畑	21	一律	770	
山林	22	"	700	
原野	23	"	680	
雑種地	24	"	680	
宅地	25	"	4000	

表 3-11 針江地区等位別評定価格表 (新旭町 (1984・1985))

換地では生産性の向上を目的とし、耕地の集団化が行われた。

換地の方法としては、まず、土壌の性質や土地の形状等に渡る項目に渡る、土地の評点が定められた土地調査表（表 3-10）に基づき、一筆ごとに等位（表 3-11）や土地価格に変換された。田以外の用途に関しては、一律に等位が低い。査定後、土地価格は換地前後で等価交換となるよう調整され、差額がある場合は、耕作地所有者からの徴収、もしくは交付が行われた。

耕作地の選択に関しては、各人の従前の土地が最も密集した位置を中心に、集団化が行われた。そして、もし他の者が先に換地し、その位置から離れる場合は、隣接区画、又は後順位の最大団地の中心地番の指す区画に換地された。既に所有する耕作地状況を極力変更せず、微細な耕作地が統合された。選定の順位に関しても、特殊形状の土地及び、小面積農家（3,000 m²以下）が優先配分され、耕作条件の悪い零細農家が優先された。

3-2. 針江地区の換地前後の耕作地の土地利用と等位の変化

	従前の土地		換地又は換地処分後の土地	
	筆数	面積(m ²)	筆数	面積(m ²)
田	813	647,679.26	306	659,062
畑	8	1,429	21	6,348
雑種地	4	357	5	352
宅地	2	385	2	453
小計	827	649,850.26	334	666,215
(非農用地区域へ換地を求める土地)	3	899	2	899
(換地を求めない土地)	6	2777		
計	836	1,303,376.52	336	1,333,329

表 3-12 針江地区従前・換地後の土地利用の内訳（新旭土地改良区（1999））

針江地区の耕作地所有の農家世帯数は、計 130¹⁶⁾（複数世帯での連名所有含める）であった。換地に関わる従前、換地処分後の土地に関する針江地区の集計結果は、表 3-12 の通りである。圃場整備で河川や田の区画が変化したことで、小字界の位置も変化し、各小字耕作地面積も変化している（図 3-13）。

針江地区の換地前後の等位と、土地利用の変化を、図 3-14、3-15 で表した。図 3-16 は、小字毎の換地前後の土地利用の変化、図 3-17 は、小字毎の評価等位平均の変化を示している。これらの図の考察結果は、以下の通りである。

- 1) 換地前の田の等位別の分布状況は、水損を受けやすい領域ほど等位が低い近世の状況と同様の傾向にある。ただ、換地による

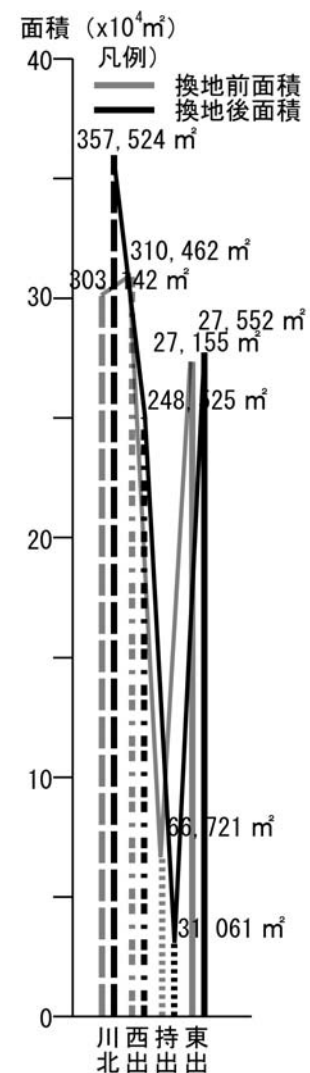


図 3-13 換地による面積変化

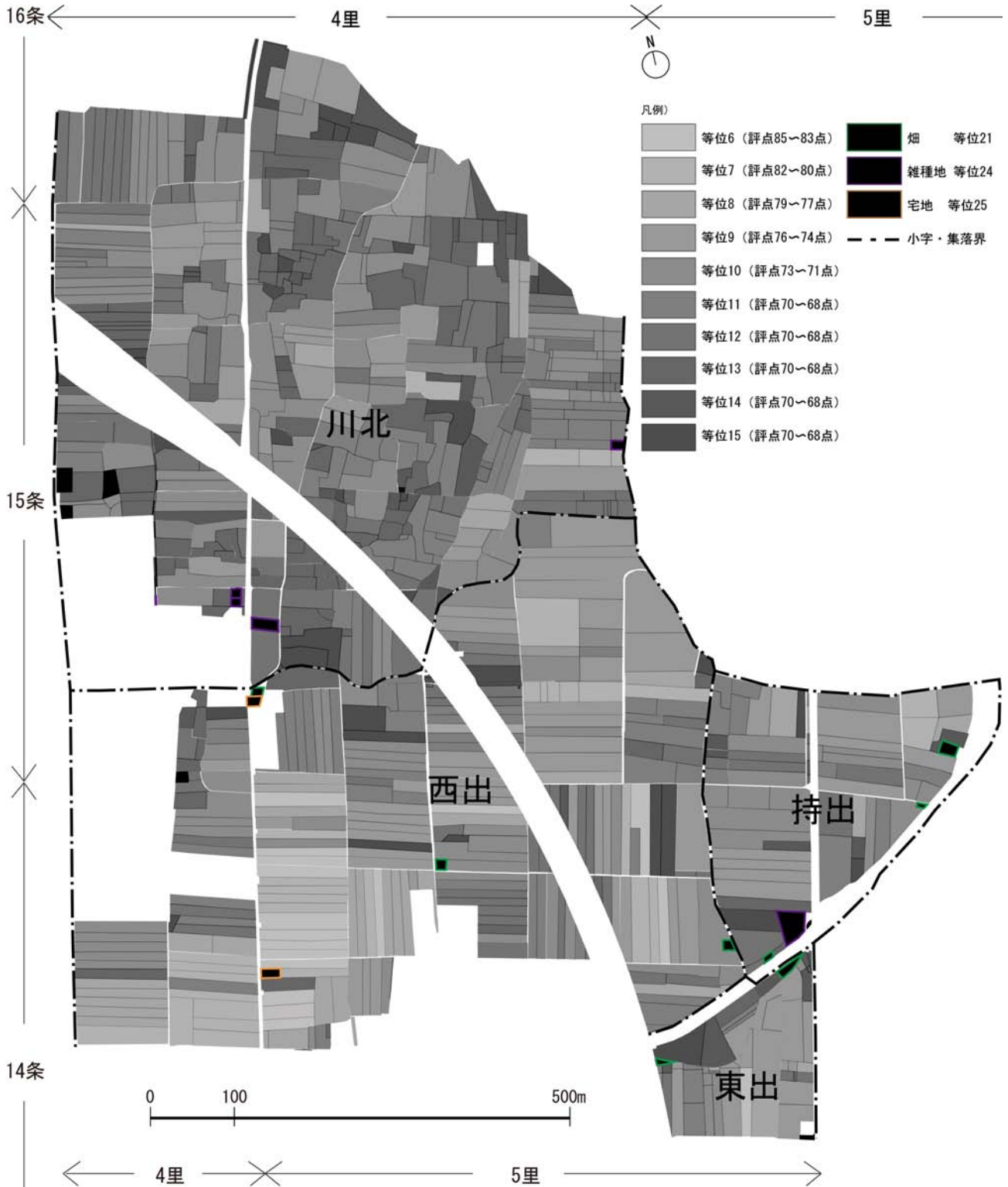


図 3-14 針江地区の換地前の耕作地の等位と土地利用

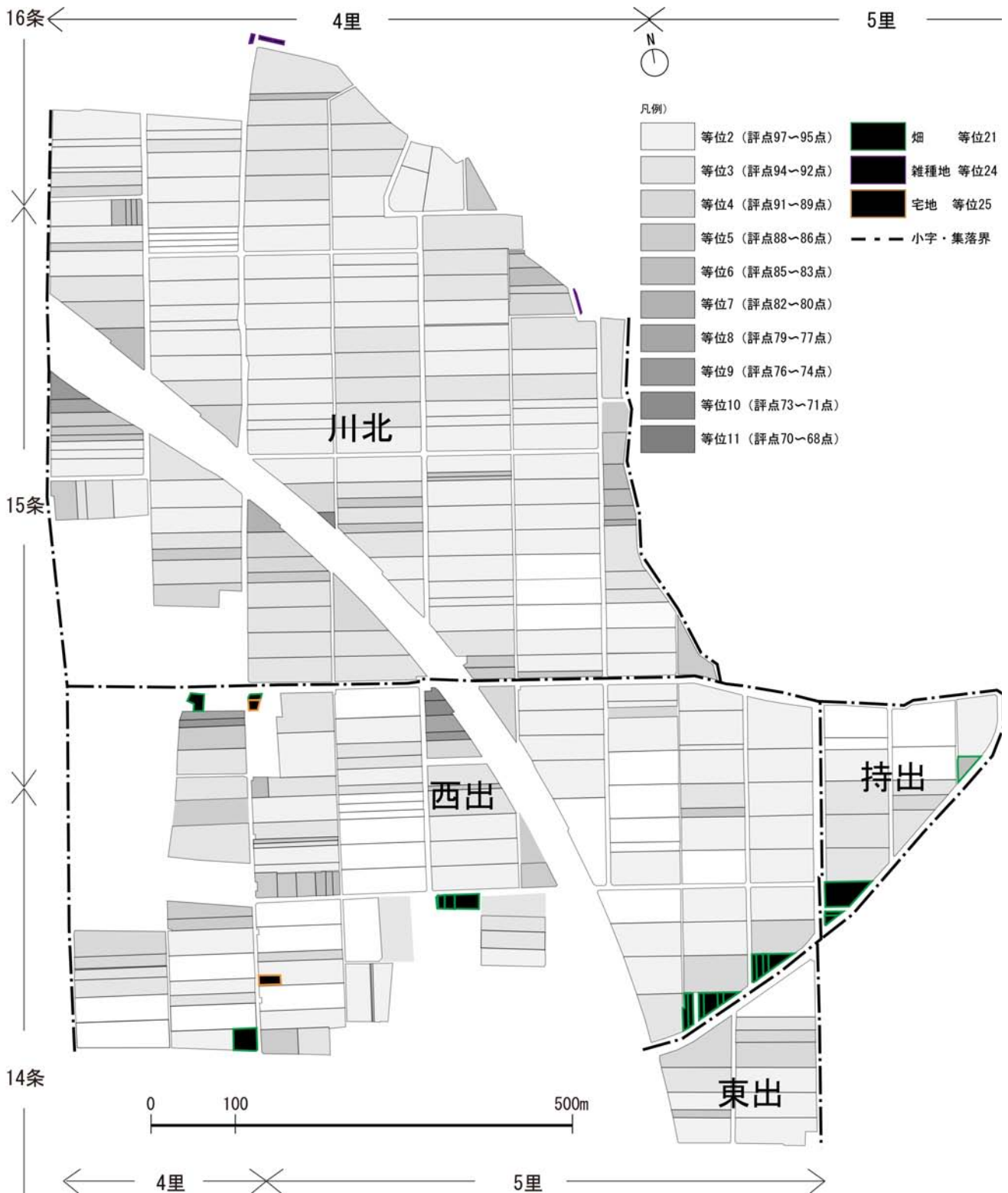


図 3-15 針江地区の換地後の耕作地の等位と土地利用

土地評価は、生産高のみを基準としない総合評価であるため、近世の耕作地程、場所によって等位の優劣がはっきりしている訳ではない。

- 3) 針江地区全体の田の文筆数は、813 から 306 と半分以下になり、評価等位の平均は 11.2 から 3.1 へと上昇している。当初の目的通り、換地によって耕作地の生産性が底上げされている。
 - 4) 土地利用に関しては、換地後、若干畑が増加している他は、概ね継承されている。
 - 5) 小字ごとの面積に関しては、「川北」が増、「西出」「持出」が減となっている。
 - 6) 小字ごとの等位に関しては、換地前が「西出」>「東出」>「持出」>「川北」の順であり、換地後が「持出」>「東出」>「西出」>「川北」の順になっている。「西出」越しに灌漑していた「持出」の等級が、圃場整備による排水路の整備により上昇し、そのため「西出」と「持出」の順位が入れ替わったと考えられる。他、小字面積の変化も等位変動理由に考えられる。
- 以上から、針江地区における換地では、地区全体の田の生産性は総じて上昇し、換地を経ても、土地利用は概ね継承されていることが明らかとなった。

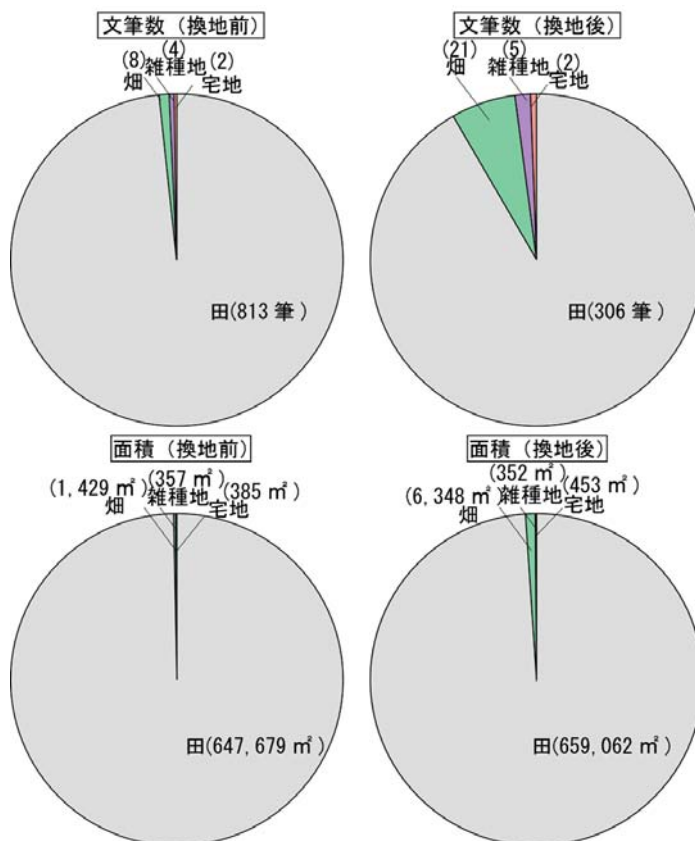


図 3-16 換地前後の針江地区の各小字の土地利用の変化

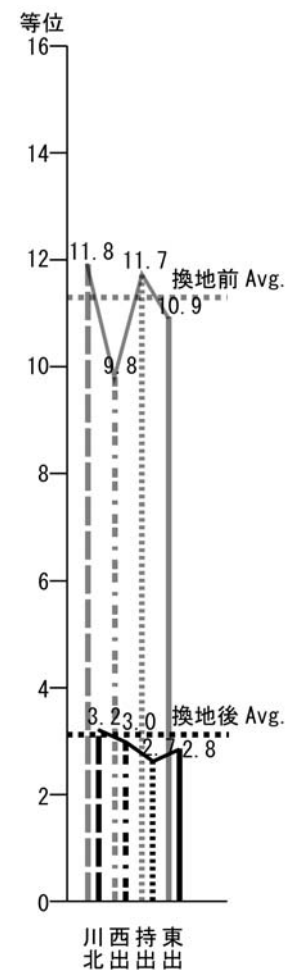


図 3-17 換地前後の針江地区の各小字の等位の変化

4 針江地区の換地前後の耕作地における所有属性分布の変化

本節では、換地前後の耕作地の分布変化を属性ごとに分析し、耕作地所有とその属性との関係性を考察する。

4-1. 針江地区居住域における隣組組織の分布

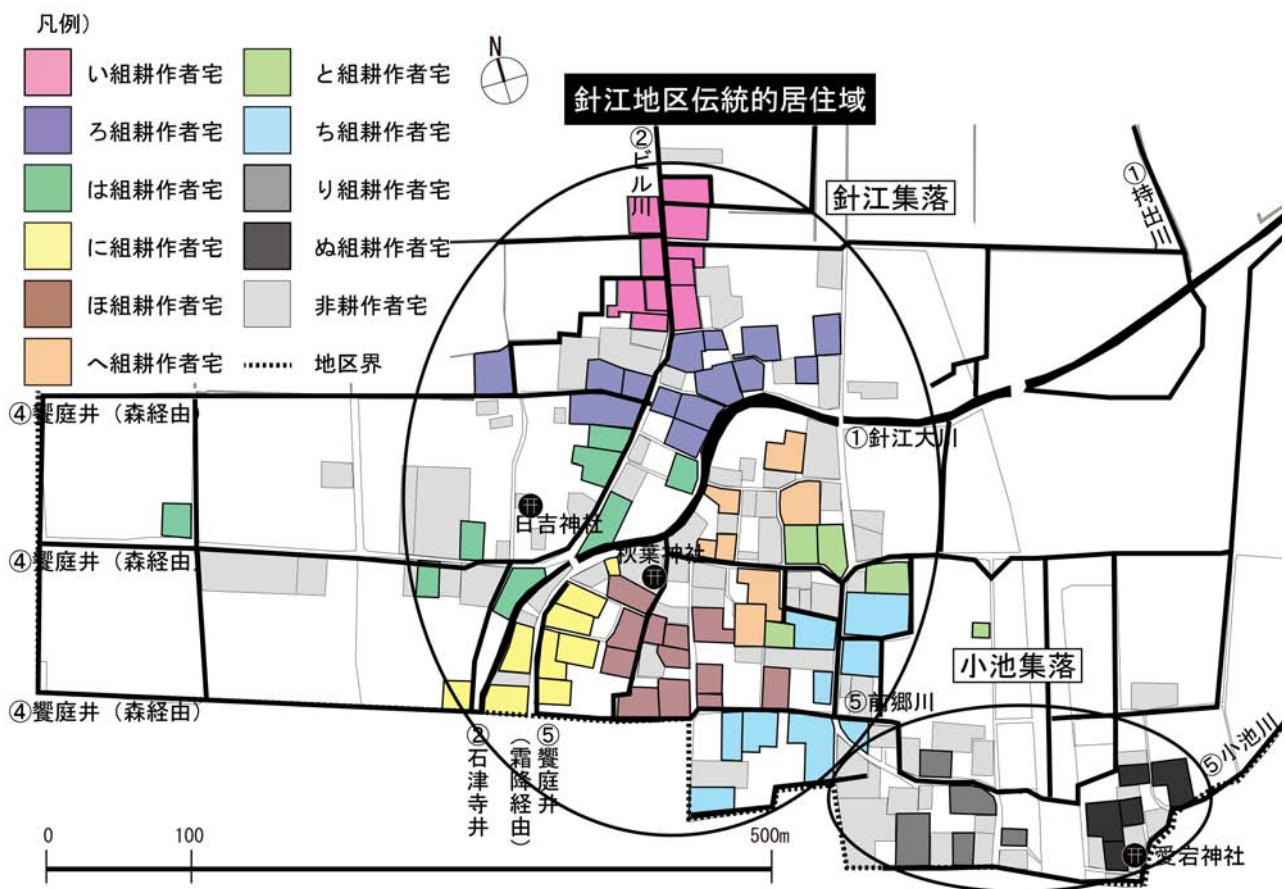


図 3-18 針江地区居住域の隣組組織分布

図 3-18 は、換地時期の昭和 59・60 (1984・1985) 年に最も近い、昭和 60 (1985) 年のゼンリン発行住宅地図をベースマップとし、針江地区居住域における隣組組織の分布¹⁷⁾を示したものである。以下、針江地区の社会組織について整理する。

現在の針江地区の隣組組織は、「い組」から「る組」までの 11 組である。伝統的居住域では、「い組」から「ぬ組」までの 10 組である。「る組」は、湖岸域の開発住宅地のために新たに設けられた。

針江地区には、明治まで別集落であった小池集落がある。小池集落は、「り組」(西組)「ぬ組」(東組)の 2 組に相当する。針江地区湖岸域の維持管理は、これら全ての隣組が担当している。

4-2. 針江地区の換地前後の耕作地における所有属性分布の変化

次に、換地前後の耕作地の所有分布変化を、属性別に分析する。図 3-19, 図 3-20 は、換地前後の耕作地所有分布変化を、属性別に示したものである。換地前後の耕作地の所有属性別文筆数平均、平均面積、総面積の変化は、図 3-21~図 3-23 で示している。

又、これら耕作地の所有分布を 4 つの小字ごとに区分し、換地前後の所有属性別の組成比率を示したものが図 3-24, 図 3-25 である。図 3-24 は文筆数の変化を、図 3-25 は総面積の変化を示している。逆に、4 つの小字における換地前後の所有属性比率を示したものが、図 3-26, 図 3-27 である。図 3-26 は文筆数、図 3-27 は面積の変化を示す。これら図の分析結果は、以下の通りである。

- 1) 針江地区の耕作地の所有者の属性には、針江地区伝統的居住域に属する「い組」から「ぬ組」までの 10 組の隣組組織の耕作者以外に、隣接する「霜降」, 「深溝」, 「森」地区や、「新旭町その他」近隣集落に居住する所有者が存在する。非針江住民による所有は、針江地区全耕地面積の 13.0% (換地前), 14.2% (換地後) に及ぶ。その耕地所有者の内訳は、「新旭町その他」近隣集落として、旧大字の饗庭 (1 世帯。以下同じ。), 安井川 (1), 熊野本 (1), 藁園 (1) である。これらは針江地区と共に、かつて饗庭井の灌漑を受けていた集落群である。「県外」の所有者は、元々、針江地区伝統的居住域に住んでいた転居者だと考えられる¹⁸⁾。
- 2) 図 3-21~23 から、針江地区の隣組組織の内、耕作地の所有文筆数、面積のいずれも平均より上回っているのは、「い組」「は組」「に組」「ほ組」「へ組」「ぬ組」である。対して、所有文筆数、面積のいずれも平均より下回っているのは、「と組」「ち組」「り組」である。近隣集落については、所有文筆数、面積で共に平均を上回る集落はなく、共に平均より低いのが「森」地区、「深溝」地区、「新旭町その他」である。又、耕作地の文筆数が少なく所有面積の大きい属性、すなわち相対的に大きな耕作地区画を所有する属性は、「は組」と「霜降」地区である。
- 3) 図 3-24, 図 3-25 から、4 つの小字毎の属性別の文筆数割合比率、面積割合比率は、共に換地前後で概ね変化がないと言える。これは、針江地区の隣組組織の所有だけでなく、近隣集落(「霜降」, 「深溝」, 「森」地区)や、「新旭町その他」, 「県外」の所有者に関しても、同様である。
- 4) 図 3-26, 図 3-27 から、4 つの小字における耕作地の針江地区の所有属性比率に関して、面積比率、文筆数比率共に、換地後もその特徴は踏襲されている。古くから田の開発の進んだ「川北」と「西出」で類似傾向にあり、各隣組組織が遍く所有している。一方、「持出」と「東出」では、小池集落の住民である「り組」, 「ぬ組」の所有率が高く、偏重傾向にある。
- 5) 換地前の 4 つの小字の耕作地の近隣集落の所有属性比率に関して、中世既に開発されていた「川北」と「西出」, 「持出」と「東出」では、組成の系統が異なる。具体的には、「川北」や「西出」は、万遍なく所有される。「川北」では「森」地区や「新旭町その他」集落の割合が、「西出」では「霜降」, 「森」地区, 「新旭町その他」集落の割合が高い。対して、「持出」と「東出」は所有属性に偏りがある。「霜降」と「深溝」地区の居住者にのみ所有され、「森」地区, 「新旭町その他」集落の所有はない。

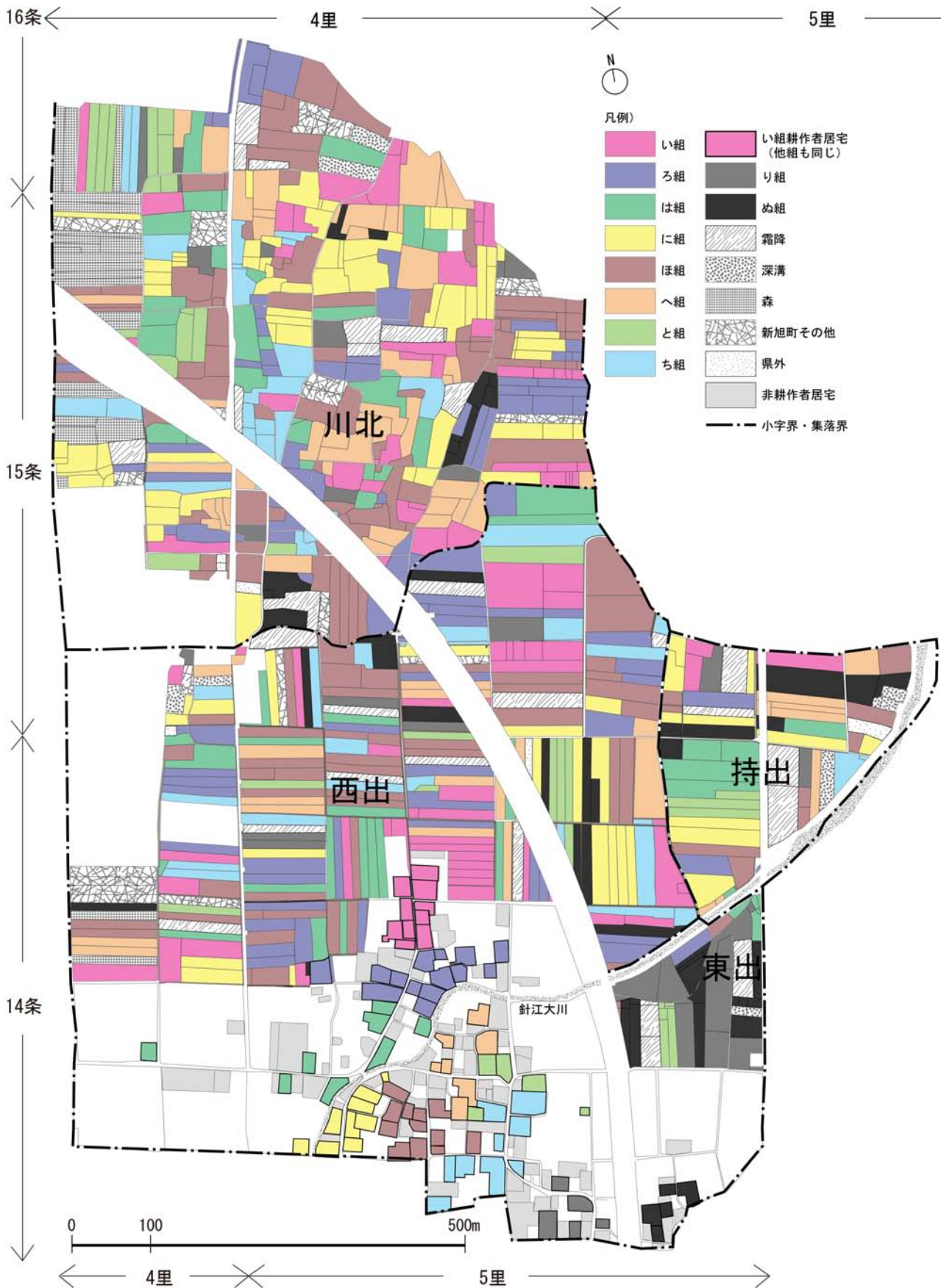


図 3-19 針江地区の換地前の属性別耕作地所有分布

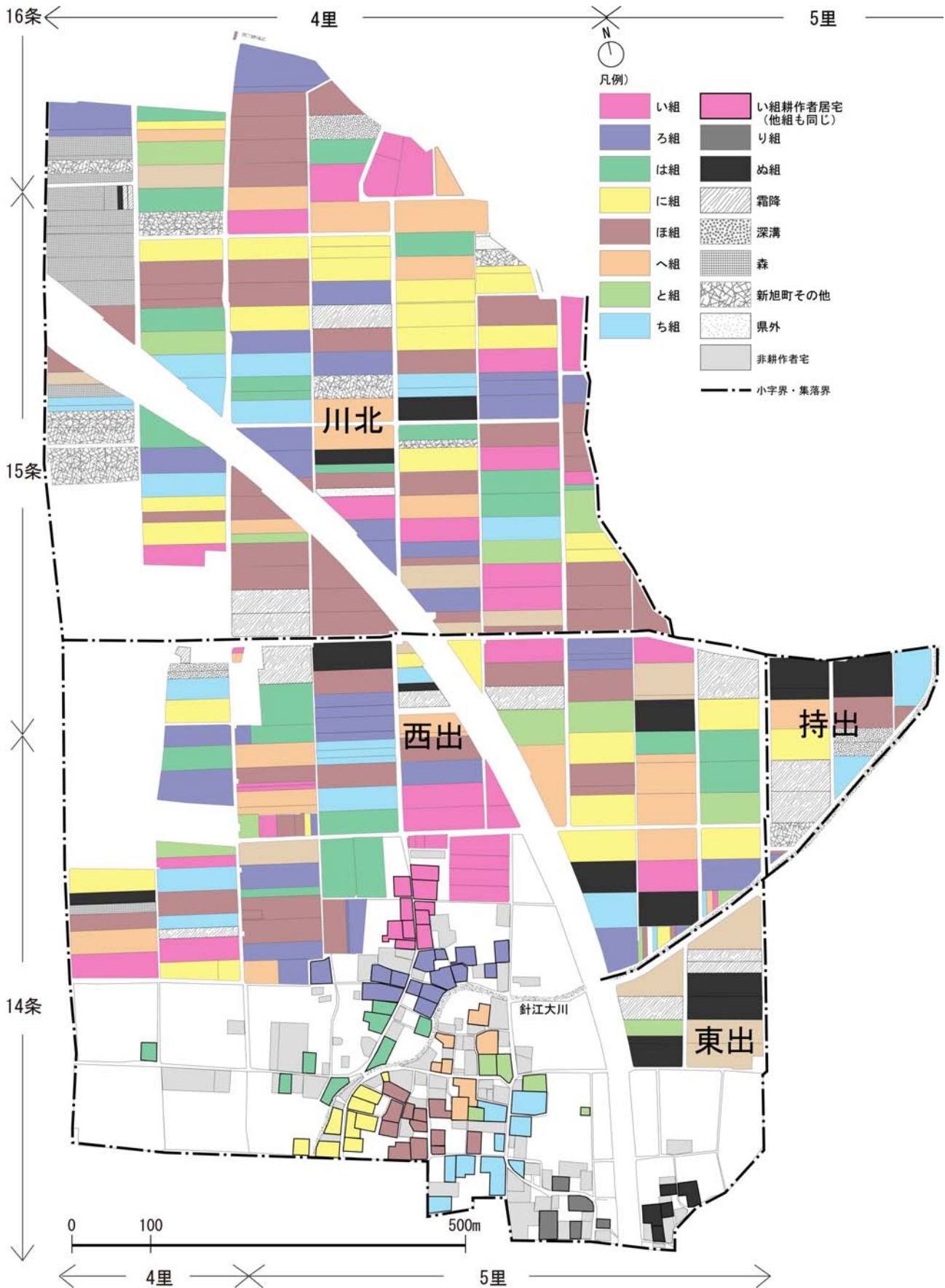


図 3-20 針江地区の換地後の属性別耕作地所有分布

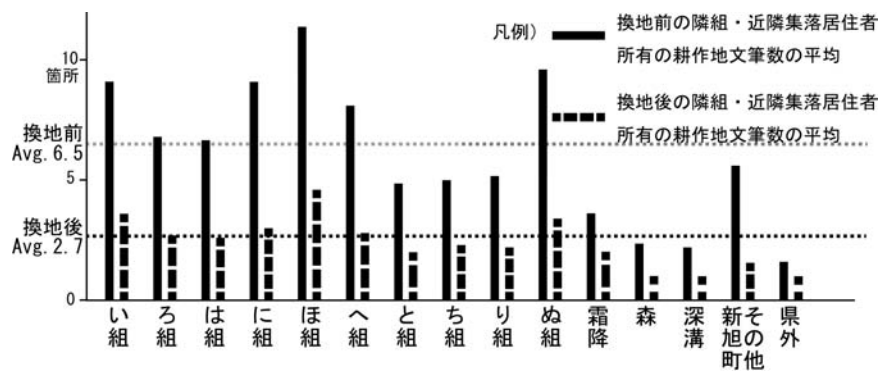


図 3-21 針江地区の換地前後の属性別耕作地所有分筆数平均の変化

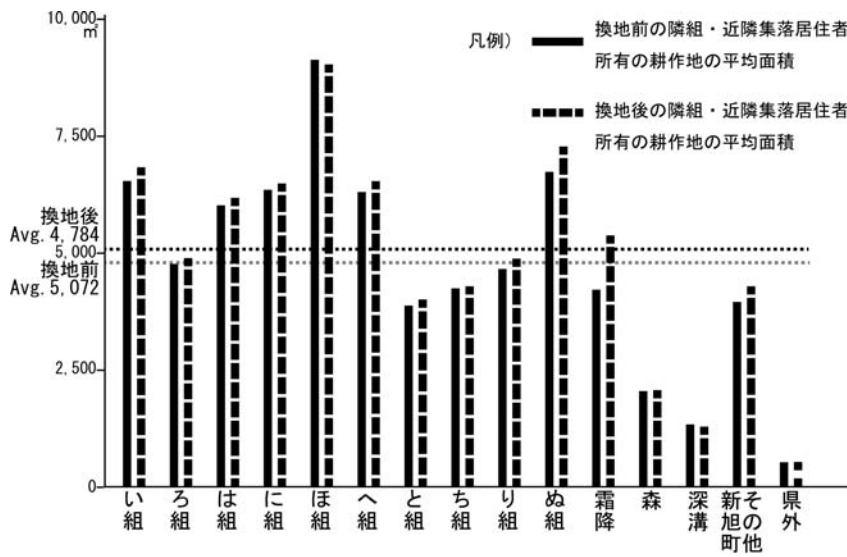


図 3-22 針江地区の換地前後の属性別耕作地所有面積平均の変化

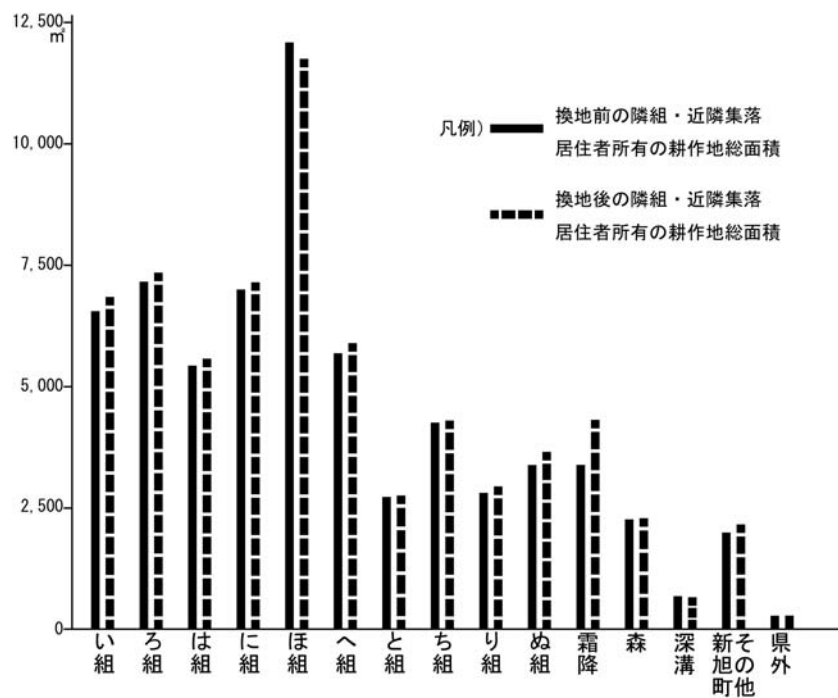


図 3-23 針江地区の換地前後の属性別耕作地所有総面積の変化

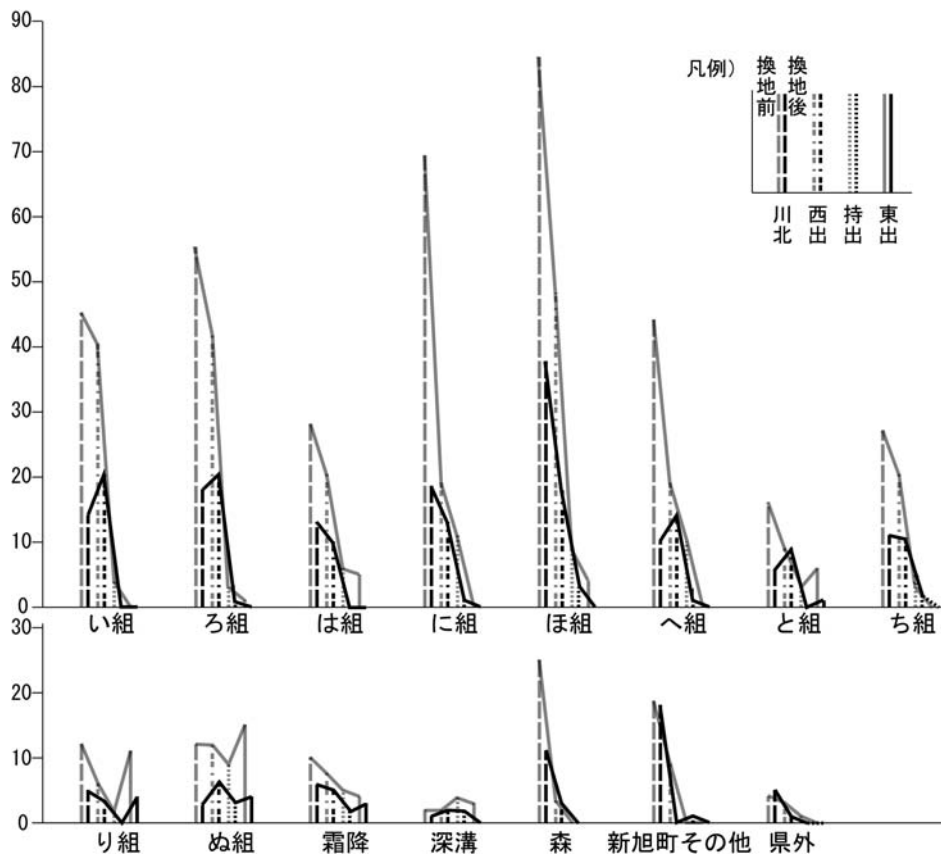


図 3-24 針江地区の換地前後の小字ごとの属性別耕作地所有分筆数の変化

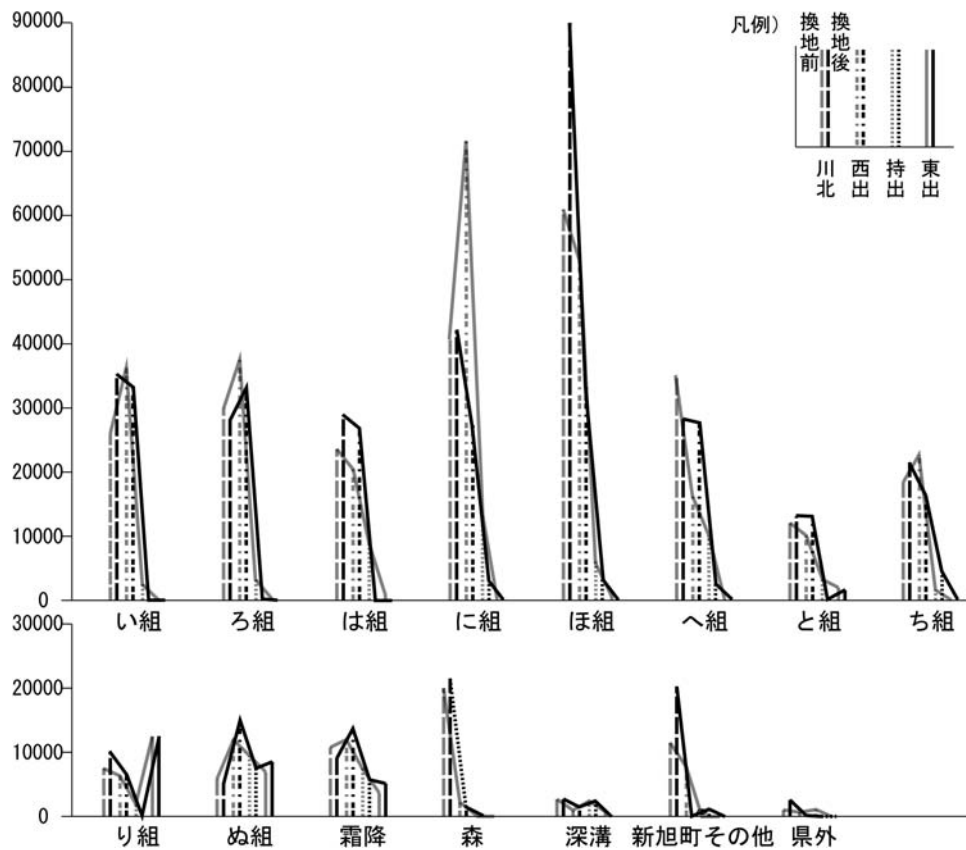


図 3-25 針江地区の換地前後の小字ごとの属性別耕作地所有総面積の変化

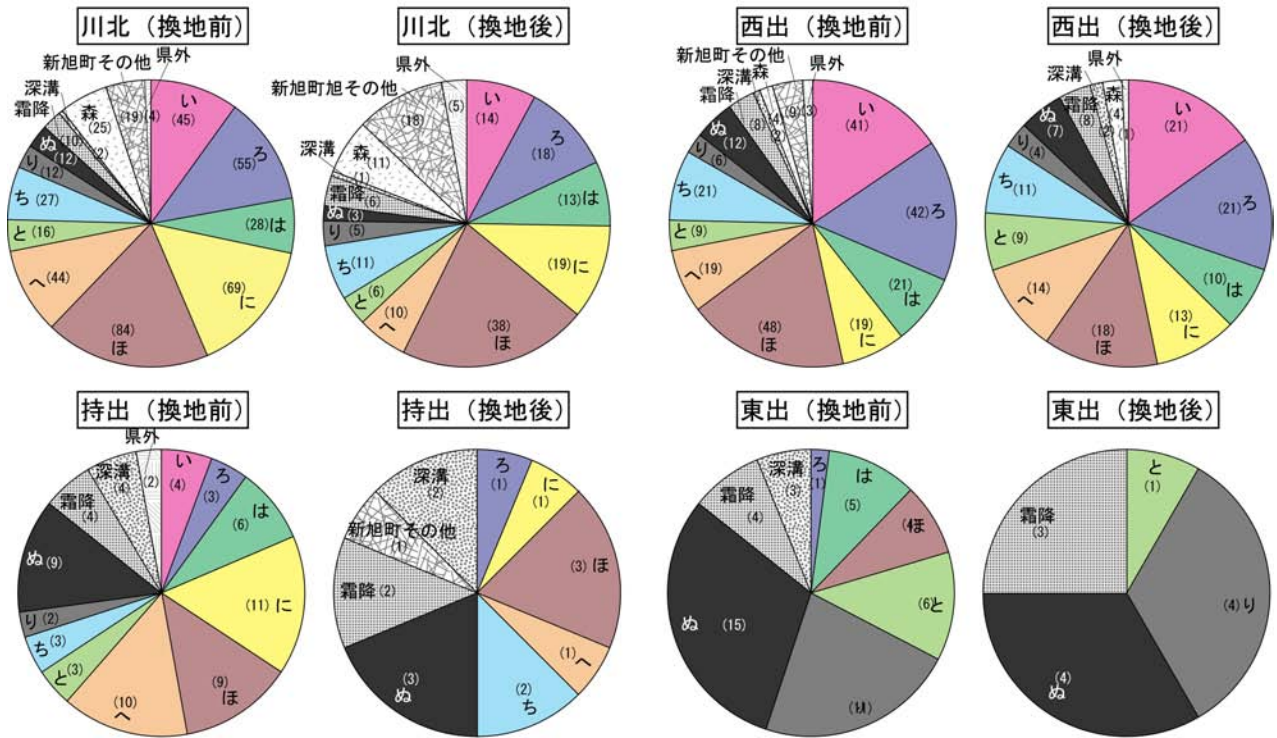


図 3-26 針江地区の換地前後の分筆数における属性割合比率の変化

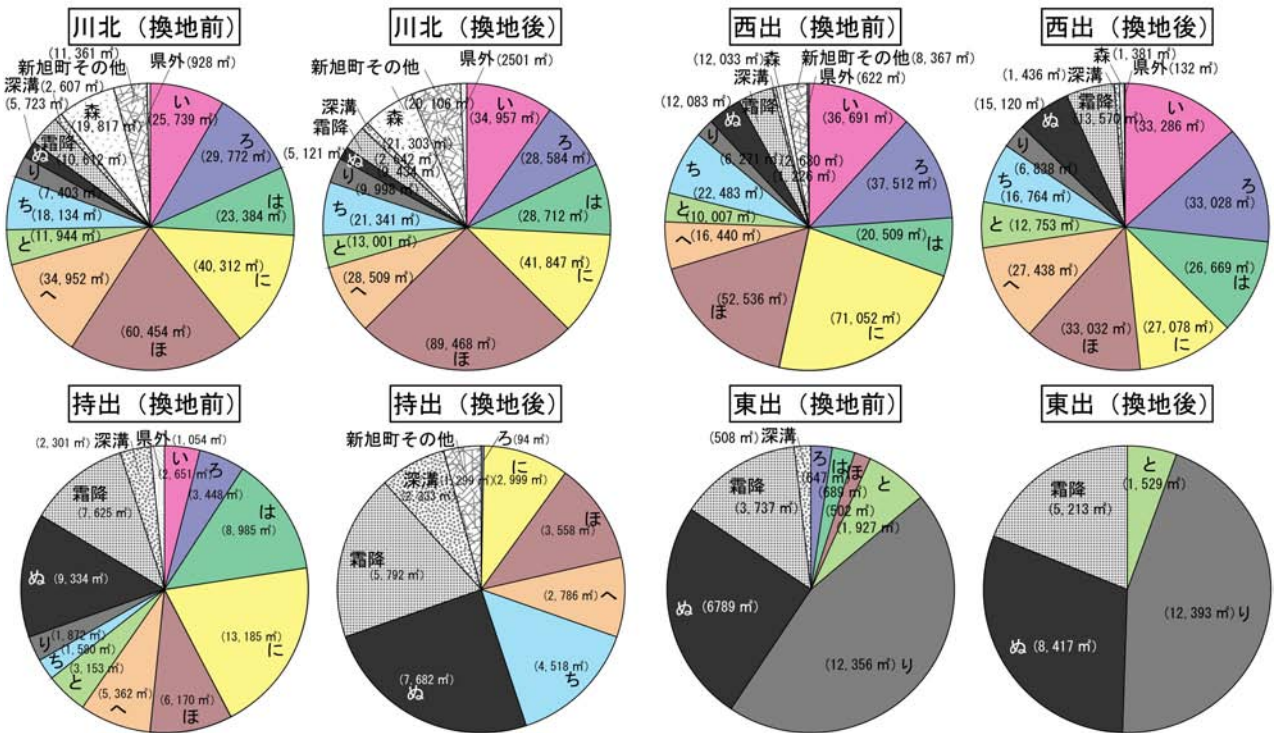


図 3-27 針江地区の換地前後の面積における属性割合比率の変化

これは、各小字の水利との連関関係が考えられる。すなわち「川北」の取水は、森地区経由の饗庭井系であり、「西出」では、森地区経由の饗庭井系、霜降地区経由のビル川・石津川系である。「東出」「持出」は、いずれも深溝地区と隣接し、水利に関しては、「東出」「持出」共に霜降地区を経由する。「東出」は霜降地区を経由する饗庭井系、「持出」は霜降地区するビル川・石津川系である。(図 3-8)

以上から、針江地区の耕作地の所有には、針江地区の伝統的居住域の隣組組織に属する居住者の他、隣接する集落（「森」、「深溝」、「霜降」）や、かつて饗庭井を共同利用した近隣集落の居住者が含まれることが分かった。比較的大きい区画を所有するのは、「は組」と「霜降」地区である。

各小字における所有属性比率は特徴的である。中世に既に開発が進んでいた古い水田の存在する「川北」と「西出」の耕作地は、針江地区の隣組組織や近隣集落に万遍なく所有される。対して「持出」と「東出」の耕作地では、小池集落の「り組」「ぬ組」をはじめとする、偏った所有分布傾向がある。こうした小字における所有属性比率には、各小字の水利や、位置関係が関わることが示唆された。

そして、これらの属性ごとの所有分布傾向は、換地後も概ね継承されている。

5 針江地区の換地以前の耕作地水利における隣組組織・近隣集落との関係性

前節では、針江地区の換地前後の耕作地所有属性分布の変化を、小字単位のマクロな視点から分析した。本節では、ミクロな視点、すなわち、換地以前の具体的な各耕作地個別の関係性から、耕作地水利を通して存在した、隣組組織や近隣集落間の関係性を考察する。

第一章で既述のように、安曇川沖積平野においては、耕作者に集落への帰属を意識させるべく、集落の複数の水利系統を一耕作者に関係づける伝統があった¹⁹⁾。又、換地以前の針江区では、「ミトゴシ」²⁰⁾と呼ばれる、他の田を経由して灌漑する形態も多く残っていた。そのため、耕作地の日常的な維持管理を通して、一耕作者が関係づけられる水路数や他耕作地数は、相当数にのぼると推測できる。

そこで本節では、針江地区の伝統的居住域の開発や、耕作地所有の歴史的変遷を整理し、耕作地間の水利を巡る諸関係性を通して、集落内外の共同体にいかなる関係性が存在したのかを考察する。

5-1. 針江地区の換地以前の耕作地間水利における関係性

図 3-28 は、換地以前の針江地区全体の耕作地水利の状況図である。各水路は、計 6 つの水利系統²¹⁾に色分け表示している。図 3-29 は、図 3-28 の解析算出例で、ある耕作農家が所有する耕作地に対し、その直近の耕作地の所有者や属性に関する諸数の算出方法を、具体的に示している。この算出例に従って、換地以前の針江地区の全ての耕作地の水利に関する諸数を解析し、それを耕作世帯の属性ごとに集計した図が、図 3-30 である。図 3-30 で類型化された耕作地の水利系統の特徴は、図 3-31 にまとめている。

又、解析された耕作地水利の諸数、すなわち、一耕作世帯が関係する水路数、直近の耕作地数、直近の農家世帯数、直近の農家世帯の属性数をまとめたものが、図 3-33~図 3-36 である。

表 3-32 は、耕作地水利における、耕作世帯間の相関関係を示したものである。図 3-37 は、表 3-32 で得られた耕作世帯間の関係性を、属性ごとに分類した相関図である。これらから分かることは、以下の通りである。

- 1) 図 3-31 から、針江地区の耕作地の水利は、各隣組居住域の水路系統との連関性が推測される。
- 2) 一耕作世帯の耕作地水利における関係性の諸数（図 3-33~図 3-36）について、平均をすべての項目で上回っている隣組は、「い組」「は組」「に組」「ほ組」「へ組」「ぬ組」である。対して、平均をすべての項目で下回っている隣組は、「と組」である。又、近隣集落の中では、針江地区には隣接していない、「新旭町その他」集落の関係数が高い。続いて隣接する「霜降」地区で、以下、「深溝」、「森」地区の順である。（県外除く）
- 3) 一耕作世帯の耕地の水利における属性ごとの関係性では、「い組」「ろ組」「は組」「に組」「ほ組」「へ組」間の一群が強固である。これらに比べて、関係性の希薄な「と組」「ち組」「り組」の所有者による耕作地は、「い組」「ろ組」「は組」「に組」「ほ組」「へ組」「新旭町その他」集

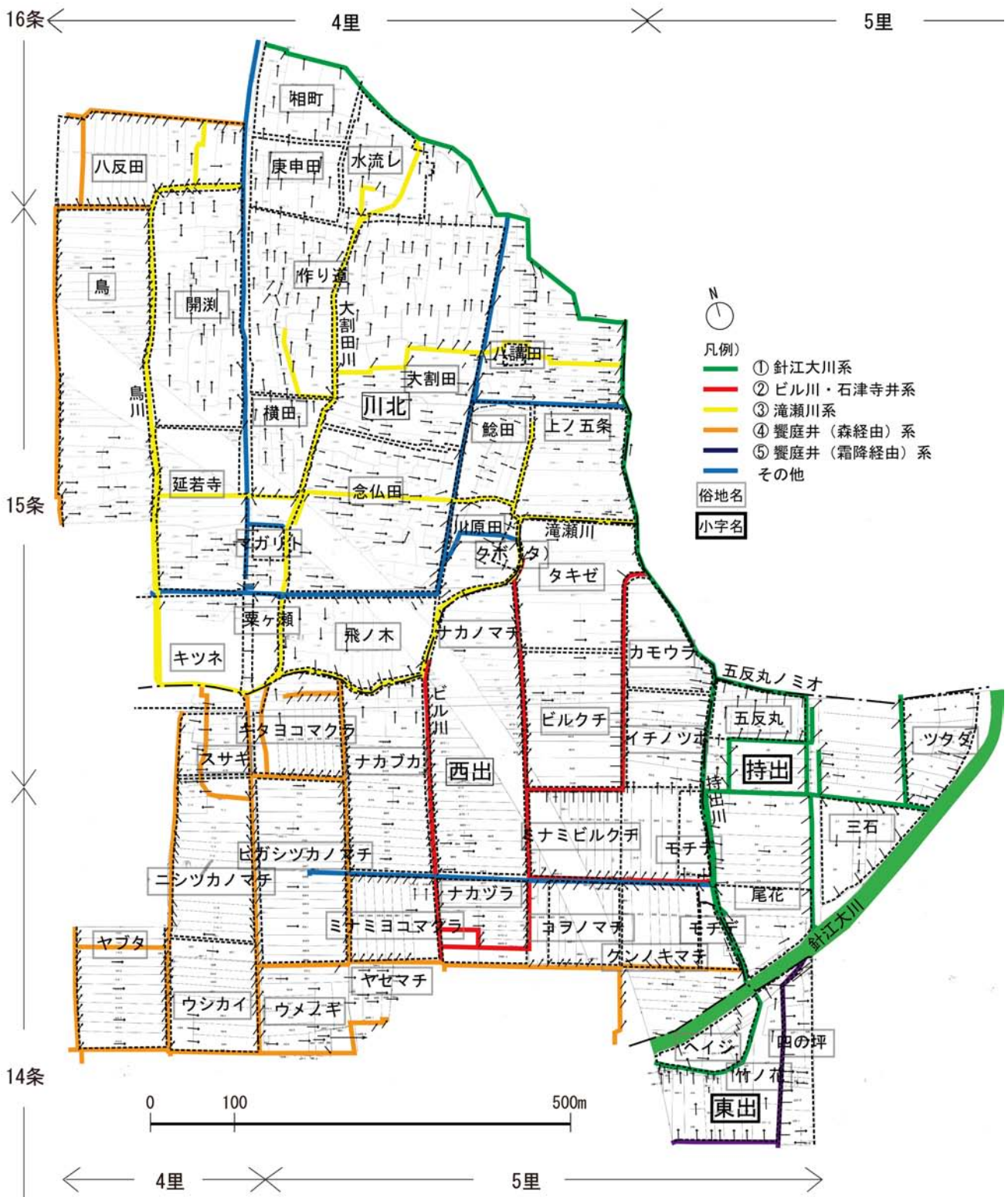
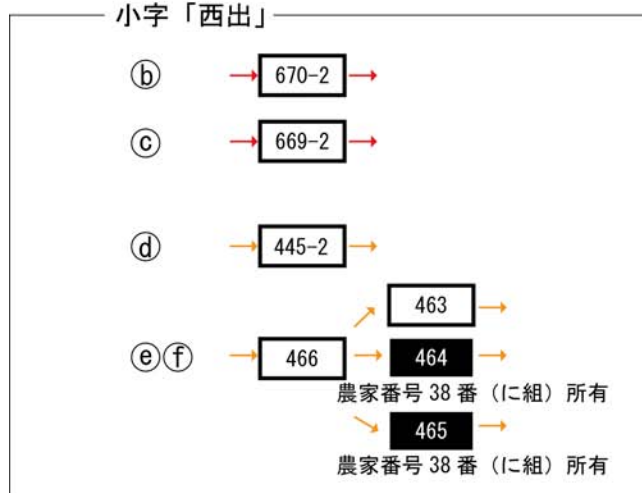
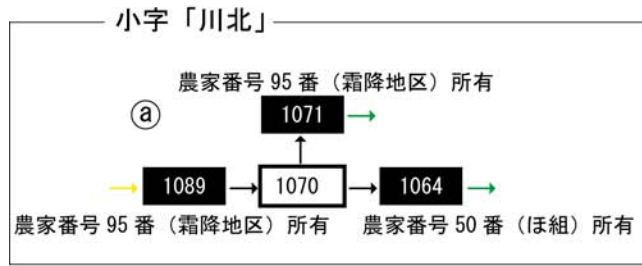


図 3-28 針江地区の換地前の耕作地水利の状況

耕作地の水利関係諸数（農家番号2番所有）の場合



【一耕作世帯が関係する他耕作地の数】 計5箇所
隣接する耕地の数を算出する。

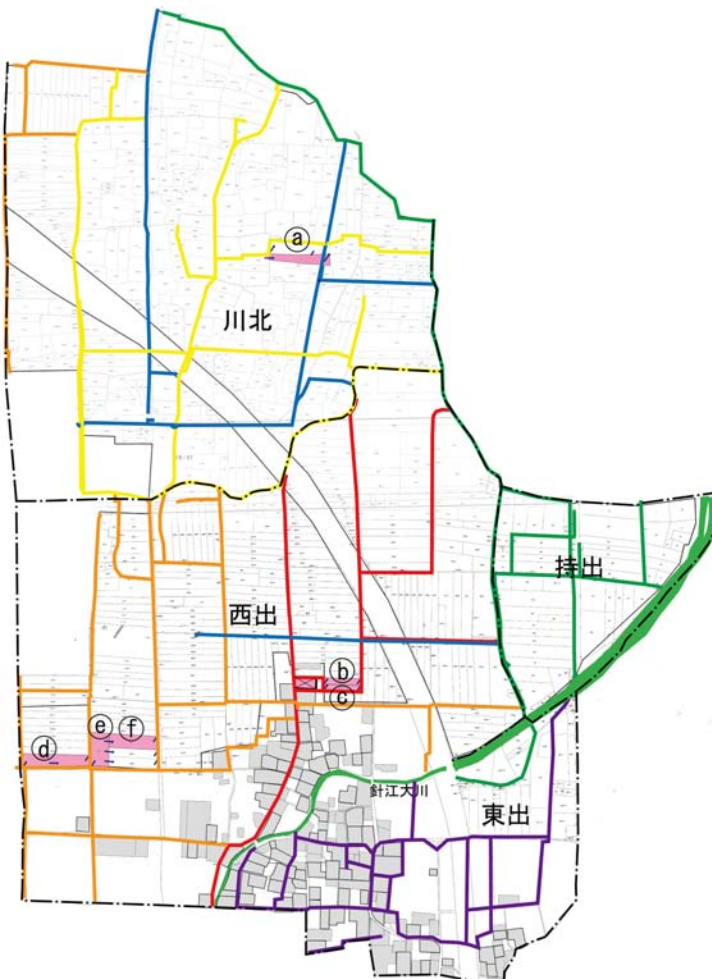
【一耕作世帯が関係する水路系統数】 計10箇所
一つの耕作地に対し、流入1系統、流出1系統で算出する。
(複数の隣接耕作地があっても重複ではみない。)

- ① 針江大川系 1箇所
- ② ビル川・石津寺井系 4箇所
- ③ 滝瀬川系 1箇所
- ④ 饗庭井（森経由）系 4箇所

【一耕作世帯が関係する他耕作世帯の数】 計3世帯
隣接する耕地の所有耕作世帯数を算出する。
(所有耕作世帯数の重複はみない。のべ数ではない。)

【一耕作世帯が関係する他属性数】 計3世帯
隣接する耕地の所有耕作世帯の属する隣組組織や集落の数を算出する。
(所有耕作世帯数の属性の重複はみない。延べ数ではない。)

- 凡例) 445-2 農家番号2番耕作者所有耕作地
□内数字は、換地史料記載の地番を示す
464 隣接する他耕作者所有耕作地
□内数字は、換地史料記載の地番を示す



- 凡例)
- 農家番号2番耕作者所有耕作地
 - 農家番号2番耕作者居宅
 - 非耕作者居宅
 - 耕作者居宅
 - 小字・集落界
 - ⓓ 英文字は算出例記載に準じる
 - ① 針江大川系
 - ② ビル川・石津寺井系
 - ③ 滝瀬川系
 - ④ 饗庭井（森経由）系
 - ⑤ 饗庭井（霜降経由）系
 - その他

図 3-29 耕作地の水利関係諸数の算出例

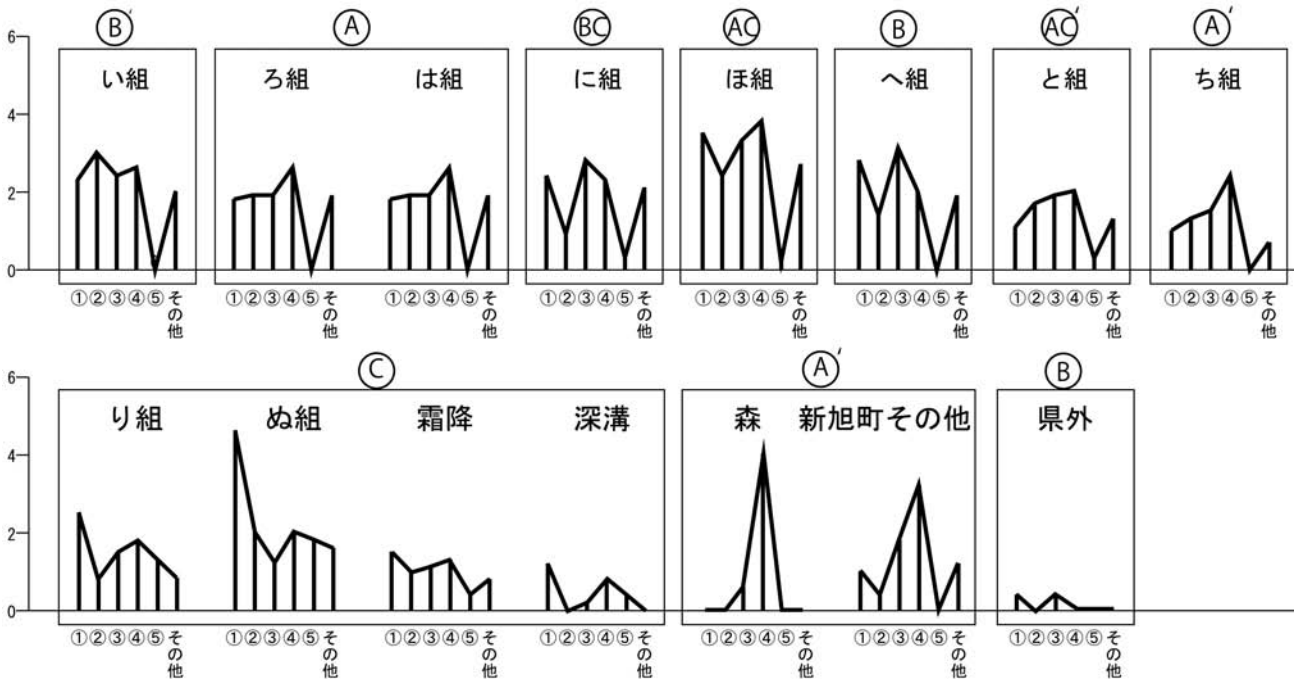


図 3-30 針江地区の個別の耕作地の水利系統分類

A 系列		AC 系列		C 系列		BC 系列		B 系列	
④ 饗庭井系（森）と最も関係し、針江大川系①②③とも関係深い。		④ 饗庭井系（森）と最も関係し、針江大川系①②③とも関係深いが、⑤ 饗庭井系（霜降）の水利がある。		針江大川系①②③が、④ 饗庭井系（森）より高い。⑤ 饗庭井系（霜降）との関係が、他系列比で深い。		針江大川系①②③が、④ 饗庭井系（森）より高い。（霜降）の水利がある。		針江大川系①②③が、④ 饗庭井系（森）より高い。	
A	A'	AC	AC'	C	BC	B	B'		
針江地区系①②③はほぼ同比率。	③ 滝瀬川系が高い。	① 針江大川系と③ 滝瀬川系が高い。	③ 滝瀬川系が高い。	① 針江大川系が高い。	① 針江大川系と③ 滝瀬川系が高い。	① 針江大川系と③ 滝瀬川系が高い。	② ビル川・石津寺井が高い。		
「ろ組」 「は組」	「ち組」 「森」 「新旭町その他」	「ほ組」	「と組」	「り組」「ぬ組」 「霜降」「深溝」	「に組」	「へ組」 「県外」	「い組」		

図 3-31 針江地区の耕作地所有における水利系統の特徴

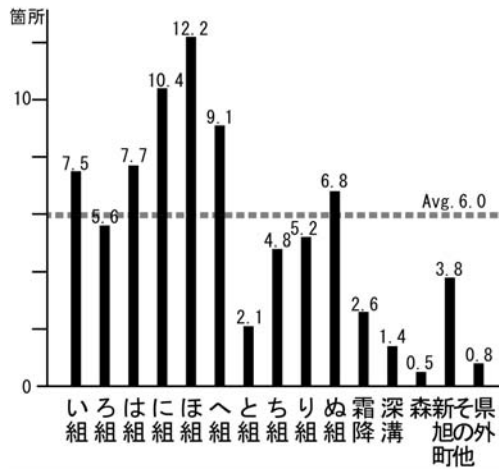


図 3-33 一耕作世帯が関係する他耕作地の数

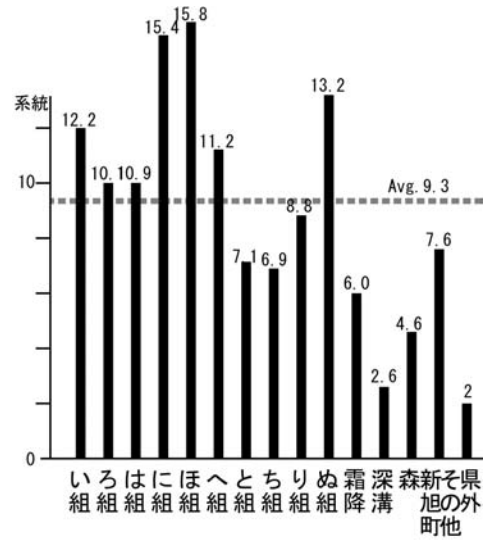


図 3-34 一耕作世帯が関係する水路系統数

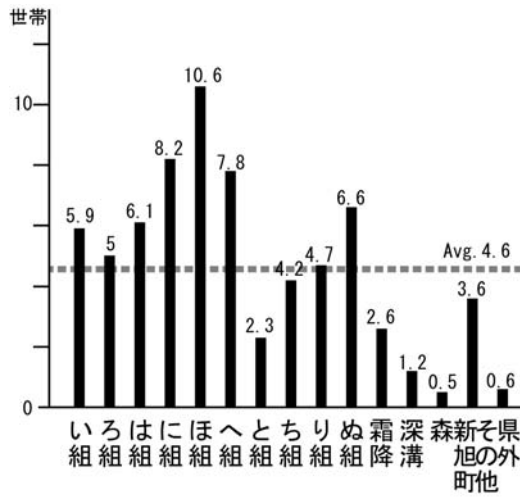


図 3-35 一耕作世帯が関係する他耕作世帯の数

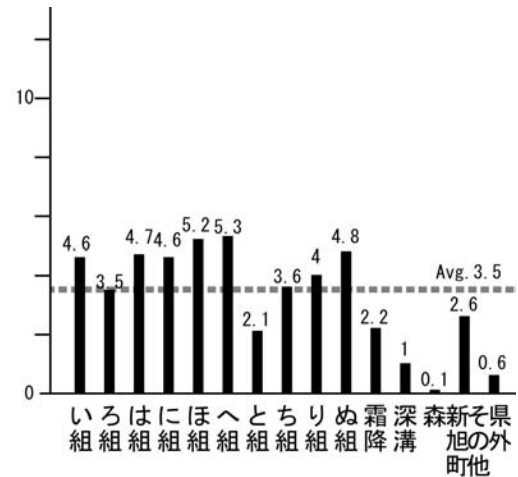


図 3-36 一耕作世帯が関係する他属性数

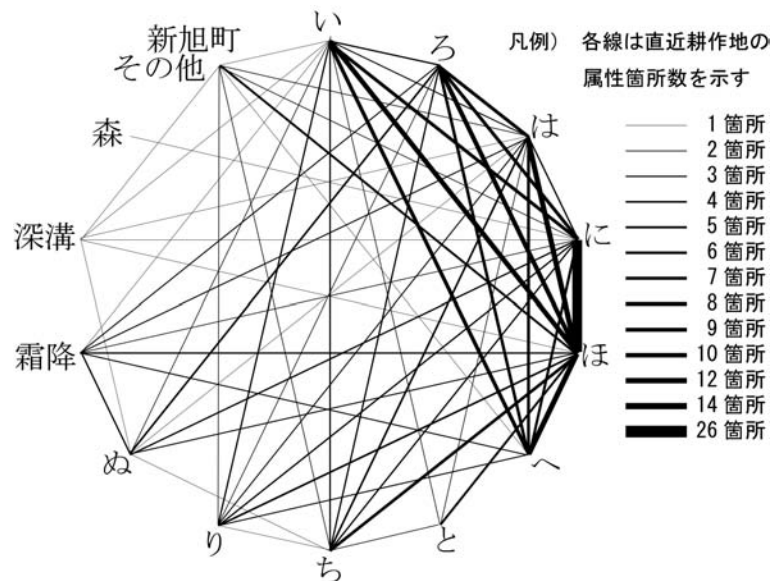


図 3-37 針江地区の耕作地水利の属性相関関係

落居住者所有の耕作地と、関係している。この傾向は「霜降」、「深溝」、「森」地区の所有者による耕作地においても、同様である。隣接集落の間で所有の耕作地の水利を見ると、基本的に関係していない。「り組」の所有者による耕作地も、同様である。

以上から、針江地区の耕作地を所有する多様な属性と、その水利で関係づけられるのは、「い組」「ろ組」「は組」「に組」「ほ組」「へ組」の隣組組織群であることが分かった。近隣集落の中では、「新旭町その他」集落の所有者の耕作地が、「い組」から「へ組」と同様、耕作地の水利において、その関係性の中核を成している。「新旭町その他」集落とは、かつて饗庭井を共同利用していた集落群である。又、隣接集落同士では、その耕作地の水利において、ほぼ関係性がない。三つの隣接集落の中で、耕作地水利の関係諸数が最も高いのは、「霜降」地区居住者所有の耕作地である。

小池集落に関しては、「ぬ組（東組）」の所有者による耕作地の水利に関する関係諸数が、前者の高い関係性を有する中核グループのものと同様の傾向にある。一方、水利における関係性で、「り組（西組）」の所有者による耕作地は、後者の隣接集落の所有者による耕作地と、近い傾向がある。

耕作地に関しては、その水利に、居住域を流れる河川や水路との連関関係が推測されるが、詳細は、居住域での考察によって、解明される必要がある。

5-2. 針江地区の伝統的居住域の開発に関する歴史的変遷

図 3-38 は、既出の図 3-17 に、中世印田帳・検注帳の二史料に屋敷地の記載があった坪を、加筆したものである。図 3-38 から、全域が二史料共に屋敷地と記載した坪に含まれる隣組組織は、「は組」「に組」「ほ組」「へ組」の 4 組である。内、「は組」「に組」「ほ組」3 組の居住域は、日吉神社、秋葉神社や船着き場などが立地する、集落の中心部である。「い組」「ろ組」「と組」「ち組」は、その一部が、中世二史料共、屋敷地と記載の坪に含まれる。

針江地区の伝統的居住域の開発において、中世二史料の段階で、中心部から最初に開発が進められた点に関しては、既知の事実である。しかし、次に、どの領域が開発されたかについては、明らかではない。「い組」「ろ組」の居住域北部か、或いは「と組」「ち組」の居住域東部か、その開発の前後関係に関する詳細は、既存文献史料では不明である。

図 3-39 は石川・濱崎論文²²⁾掲載図に加筆したもので、明治絵図との照合から、明治以降の針江地区伝統的居住域にあった改変を示している。図 3-39 によると、4 箇所の変更が存在する。各改変箇所に居住域が含まれる隣組組織は、以下の通りである。以下、英文字は図 3-39 表記に準じる。

- | | |
|---------------------|-------------|
| A (水路の埋め立てにより住宅に) | ・・・「ろ組」「は組」 |
| B (水路の埋め立てにより住宅に) | ・・・「ほ組」「へ組」 |
| C・D (水路の埋め立てにより道路に) | ・・・「と組」「ち組」 |

C・D は、昭和 42 (1967) 年の空中写真で船の係留地が確認される²³⁾、戦後の改変である。

かつて主たる船着き場 (図 3-39 : E) があった針江地区の中心部は、運送業者や問屋が軒を連ねる商業区域であった²⁴⁾。C・D は、それらの船の待機場所であったと考えられる。

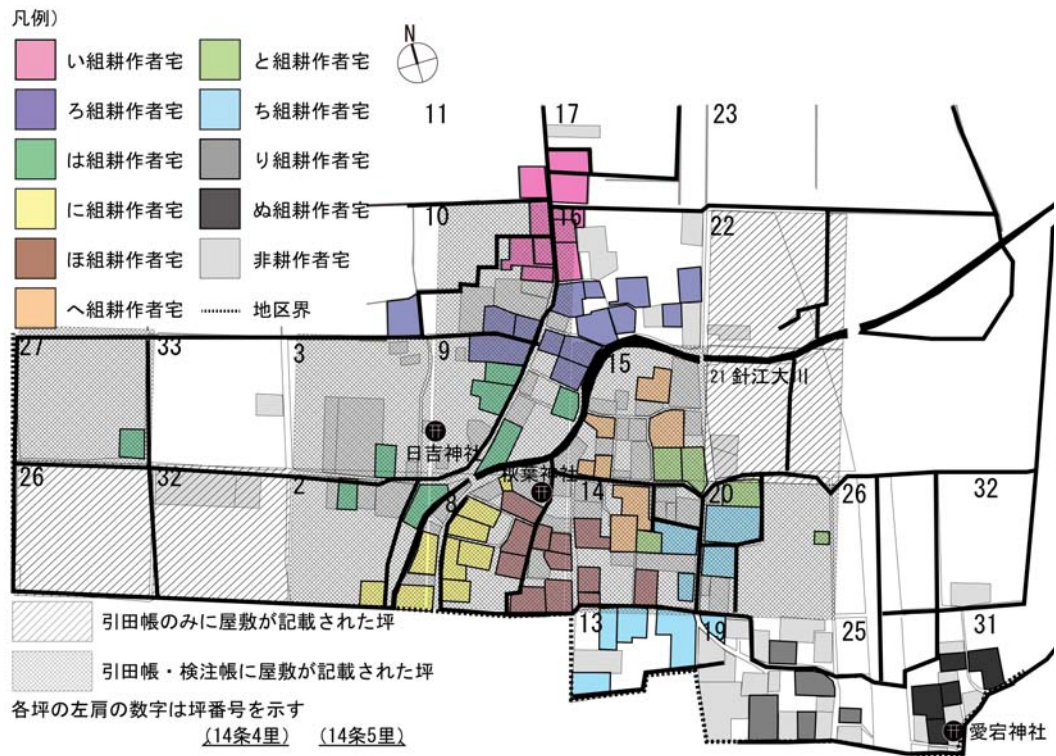


図 3-38 針江地区居住域における印田帳・検注帳での屋敷地記載の坪（熊谷（2004））

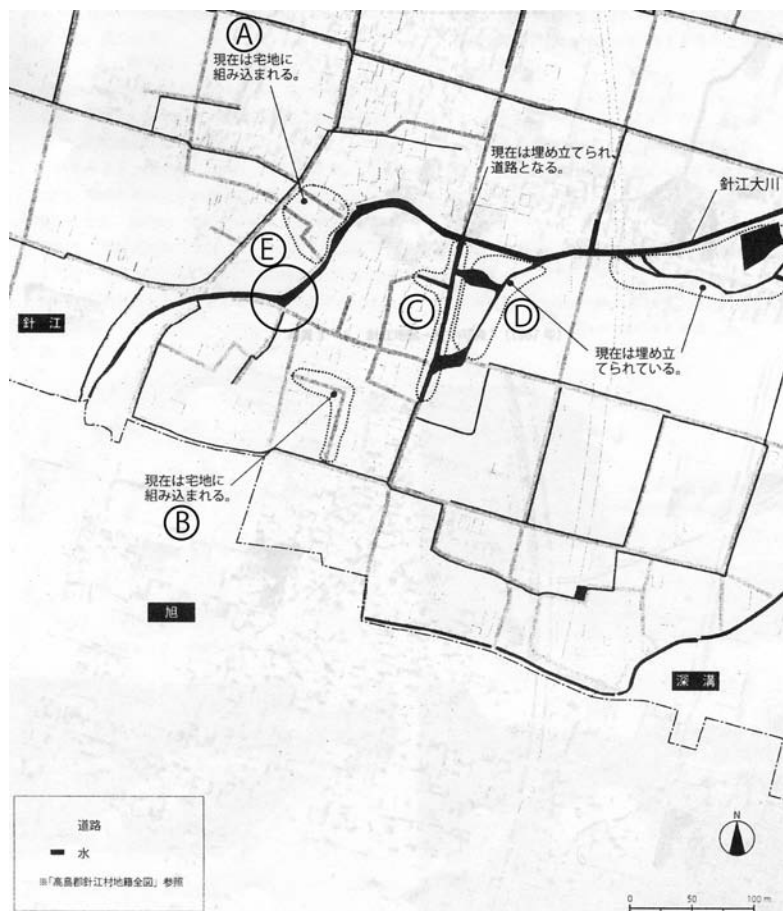


図 3-39 明治初期からの針江地区居住域の改変（石川・濱崎（2008）に加筆）

ここで、耕作地水利に関する諸関係性から考察すると、中心部の領域に居住する、「は組」「に組」「ほ組」「へ組」は、図 3-37 はじめ、耕作地水利に関する諸関係数の全てにおいて、最も複雑で密な関係性を有するグループである。それらに準じる関係性を有する隣組組織は、「い組」「ろ組」である。耕作地水利に関する諸関係数の全てにおいて、「い組」「ろ組」は、「と組」「ち組」よりも、密で複雑な関係性を保有している。

ここで、開発の歴史の古い居住域にある隣組組織ほど、耕作地の水利において、密で複雑な関係性を有するという仮説を立てることができる。この仮説は、小字ごとの所有分布比率において、古くから開発のあった耕作地ほど、様々な属性に万遍なく所有されている事実と連関している。つまり、開発の歴史の古い領域は、密で複雑な関係性から成り立っていると考えられるのである。よって、「い組」「ろ組」の居住域北部が、「と組」「ち組」のある居住域東部より先に、開発されたことが推論できる。これは、「と組」「ち組」の居住域にあった、船の係留地の存在とも関連する。改変の範囲は「と組」の領域の過半に及ぶ。少なくとも戦後まで、集落中心部に対しての裏方的空間特性は、維持されていた。よって、住宅地開発においても、後発的であったことが推察される。

「り組」「ぬ組」の小池集落に関しては、「高島郡誌」に伝承の記載がある。元々南瀬と北瀬に分かれていた針江集落に、応永 17 (1410) 年、石津勘兵衛が家来 6 人と共に南瀬に来住し、小池と号したという伝承である。針江村は北瀬に相当する。古来、針江・小池には、土地の境界もなく、村の協議等も共に行ったが、村名を異にしていたところ、明治 7 (1874) 年の地租改正の際に合併して、針江村になったという²⁵⁾。宮本²⁶⁾は、住民の聞き取り調査において、元々小池村が先に存在し、その後拡大して現在の針江村が形成されたという、証言の存在を明らかにしている。

しかし、中世印田帳・検注帳の記載によれば、小池集落に相当する地域では屋敷地の記載がなく、むしろ田地化が進められている。そして、その後の天正 2 (1574) 年の史料の記載では、中世末期には小池集落が「おいけ (小池)」という名称で呼ばれ、屋敷地と住人の存在があり、宮本²⁶⁾は、これらの伝承には、再考の余地があるとしている。

宮本²⁶⁾の指摘通り、中世二史料の記載によれば、1400 年代前半、小池集落の領域では田地開発が活発に進められていた。よって、その居住域の開発は、針江地区の伝統的居住域成立よりも遅い時期であったと、推測されているのである。

5-3. 針江地区の耕作地水利の関係性からみる歴史的な地域の共同体像

前節では、昭和末期の換地前後における針江地区の耕作地の所有において、近隣集落の耕作者が存在することが明らかになった。中世木津荘においても、木津荘全域での耕作地の所有・利用形態が確認されている。

宮本²⁷⁾は、天正 2 (1574) 年の定林坊田畠帳に記載された、深溝地区の田地とその耕作者において、霜降地区、針江集落、小池集落の耕作者の記載があり、かつて荘域を越えた耕作者の往来があったことを指摘している。

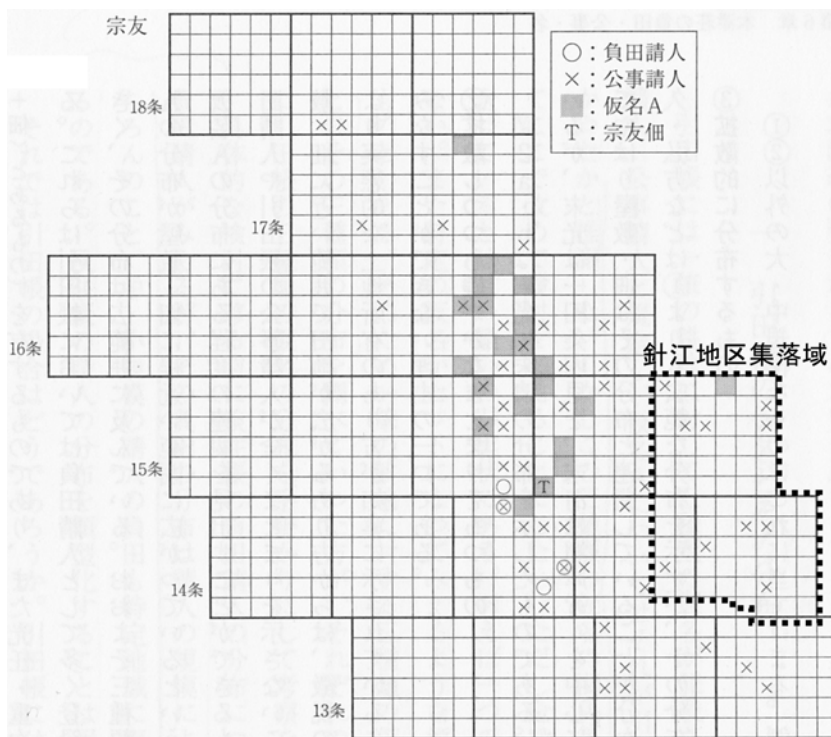


図 3-40 引田帳記載の木津荘の耕作地の所有分布例（小原（2004）に加筆）

又、小原²⁸⁾は、こうした耕作の往来は小作人としてだけではなく、耕作地の所有そのものにも存在したことを、明らかにしている。小原は、引田帳・検注帳に記載の耕地の名を分析し、中世木津荘の耕地所有のメカニズムの解明を試みている。具体的には、検注帳の負田の分布は、請人の規模によって特定の傾向がある訳ではなく、引田帳で仮名の一部に連関関係が存在するもの²⁹⁾の、検注帳の請人分布の類型化は困難だと述べる。中世における、木津荘耕作地の所有形態に関する

全体像は、依然不明なままである。一点明らかなのは、ある名に関する耕地が、木津荘一体に幅広く広がっていたという点である。（図 3-40）

第一章で既述のように、中世印田帳段階では、既に饗庭井の存在があった。井堰の利用、維持管理の制度は、少なくとも幕藩時代には完成されていたという。本章で採り上げた、昭和末期の針江地区の耕作地の所有形態が、その起源をどこまで遡ることができるかは不明である。しかし、針江地区の耕作地の所有者には、現在も近隣集落の在住者が存在する。そして、その属性は、かつて饗庭井を共同利用していた集落群と、一致している。

又、古くから開発された居住域中心部の隣組組織は、耕作地の水利で複雑な関係性を担い、水利を共用する集落内外の様々な属性を有する耕作者との間に、密で複雑な関係性を有していたことが明らかになった。そして、近隣集落居住者所有の耕作地水利における関係諸数を考察すると、かつて饗庭井を共用していた集落群は、針江地区の古くから開発された居住域にある隣組組織と同様、隣接集落をしのぐ、密な関係性を有している。これら、かつて饗庭井を共同利用していた近隣集落群は、中世既に田地開発の記録のある針江地区の小字においても、針江地区伝統居住域の居住者同様、耕作地を所有している。

謎の多い小池集落に関しても、耕作地所有の水利から、その起源に関する考察を試みる。

まず、耕作地の4つの小字における水利系統の所有属性比率からは、「り組」「ぬ組」共、「霜降」、「深溝」のような、隣接集落と同様の傾向がある。つまり、小池集落所有の耕作地は、他集落所有の耕作地のような水利系統特性を有している。

耕作者姓	い組	ろ組	は組	に組	ほ組	へ組	と組	ち組	り組	ぬ組	霜降	森	深溝	新旭町 その他	県外	計
FK		4		5	1	2	4	4	4		3					21
TN	3								3	1	2					9
KT		1		3	1									1(饗庭)	1	7
MR					4			3								7
YS		1			2			2			1					6
MN	1	1			1										3	6
SH					1				1	3						5
MD		4					1									5
KT	2		1	1												4
AD			1				1			1	1					4

表 3-41 針江地区の換地史料掲載の耕作者の姓で多い姓上位6つとその属性

表 3-41 は、換地史料に記載のある耕作者の姓で、最も多い上位 6 番目までを挙げ、その属性を示したものである。表 3-41 によると、「り組」と「ぬ組」に多い姓 (FK, TN, YS, AD) は、同時に、「霜降」地区でも多く見られる姓である。

小池集落は現在もなお、独自に愛宕神社を祀っている。針江集落が祀る日吉神社の氏子ではない。小池集落の住民は又、現在深溝地区にある日吉二宮神社の氏子でもある。現在の日吉二宮神社の地所は小池村の所有であるが、元々深溝地区の湖岸域にあったものが、水込み被害を避けて移転したという³⁰⁾。日吉二宮神社の祭礼には、深溝・霜降・山形地区の人々が参加する。一方、小池集落の向かいに立地する、霜降地区の正傳寺の檀家の多くは、針江地区の住民である。小池集落では、24 戸のうち、寺の正面の 4 戸が檀家だという³¹⁾。

こうした事実からも、小池集落には、近隣集落、特に深溝、霜降地区との間に、深い関係性が存在する。そして、その関係性は、宗教的なつながりであり、共通の起源を持つ結びつきであることが想定される。日吉神社や日吉二宮神社は中世既に存在し、その宗教的なつながりにも又、古い起源が予想されるのである。

いずれにせよ、針江地区の昭和末期の耕作地の所有形態に刻まれた、水利の諸関係性には、中世での針江地区や、木津荘全体の共同体体制の面影を写し取る部分があると考えられる。そして、耕作地水利にまつわる諸関係は全て、換地という合理化を経て、その本来の役割を失っても、基本的に継承されている。この近代を経た関係性の継承こそ、特筆すべき事実であると考えられるのである。

6 小結

本章において、針江地区の換地前後の耕作地の所有分布状況の変化から、耕作地の水利に関する諸関係性について、以下の点が明らかとなった。

- ①針江地区における換地では、地区全体の耕作地の生産性は、総じて上昇した。一方、換地後も、土地利用をはじめ、耕作地水利に関する諸関係性は、総じて継承されていることが明らかとなった。
- ②針江地区耕作地の所有者には、隣接する集落（森・深溝・霜降）や、かつて饗庭井を共同利用した近隣集落群の所有者が、含まれることが明らかになった。中世における、旧木津荘域全体での耕作地の所有・利用形態に関しては、既往研究によって明らかにされている。しかし、その耕作地所有システムのメカニズムは、現在も不明である。
- ③水利系統によって区分される、針江地区の小字ごとの耕作地所有属性比率は、耕作地開発の新旧によって、特徴があることが明らかになった。すなわち、中世二史料段階で、既に開発の進んでいた古い耕作地の小字では、針江地区の隣組組織や近隣集落に、万遍なく所有されている。対して、耕作地としての歴史の浅い小字では、耕作地所有属性に偏重傾向がみられた。
- ④針江地区の耕地水利に関わる諸関係性から、集落内外の属性間の関係性が明らかになった。具体的には、古くから開発された集落中心部に居住する隣組組織は、耕作地の水利において、集落内外の多様な属性との間に、密で複雑な関係性を有することが明らかになった。そして耕地水利に関わる諸関係性から、針江地区居住域開発の変遷も、示唆されることが分かった。
- ⑤針江地区内、小池集落に関しては、耕地水利の関係性に関する分析結果から、三つの近隣集落のような特性を有することが分かった。現在の文化・風習の観点から、特に霜降・深溝地区との関係性が深い。小池集落は、霜降・深溝地区と、共通のルーツを持つ属性であることが推測される。

第三章では、「耕作地を複数の水路と関連づけることで、耕作者の集落に対する帰属意識を高める」という、安曇川流域耕作地の伝統的な所有形態の、具体的な姿が明らかになった。そしてそれは、地域に開かれたシステムであった。

所有と利用の主体が同一である耕作地においては、以上である。

次章では、耕作地と同様、「私」的属性の強い居住域の「カバタ」に着目し、本章で課題となった、耕作地と居住域の水利における関係性、又、小池集落の起源について、その詳細を検討したい。

【第三章補註・引用文献】

- ¹ 近江国木津荘調査団 新旭町教育委員会 新旭町郷土資料室編「近江国木津荘現況調査報告書 II」, pp.212, 新旭町教育委員会, 2003 年。中世の古文書とは、印田帳, 検注帳と, 饗 35 天正 2 (1574) 年の定林坊田畠帳の 3 つの文書である。
- ² 前掲 1, pp.215 より。「川北」と「西出」は、印田帳から検注帳の段階で既に田地の面積に変化がなく, 田地の開発が既に進んでいたとされる。
- ³ 水野章二「第 3 章 湖辺の形成と景観の歴史の変遷」 pp.45 (高島市「新旭地域のヨシ群落および針江大川流域の文化的景観保存活用委員会『高島市針江・霜降の水辺景観』保存活用事業報告書」, 2010 年)。
- ⁴ 東幸代「第六章 近世の琵琶湖岸村域と幕藩領主—近江国高島郡針江村の水辺の土地支配をめぐって—」 pp.178, (水野章二編『琵琶湖と人の環境史』岩田書院, 2011 年)。「発地押帳」「水場地押帳」「本田地押帳」の三つの帳簿であるが, これらでは現れる地字名がやや異なる。
- ⁵ 新旭町による換地計画書(針江地区)資料による。
- ⁶ 滋賀県内務部「滋賀県農業水利及び土地調査書および調査図(東浅井, 伊香, 高島ノ部)第四図, 1924 年。
- ⁷ 舟橋和夫「安曇川デルタにおける水と村-水利組織を中心として-」 pp.1089, (滋賀自然環境研究会編『滋賀県の自然』滋賀県自然保護財団, 1979 年)。
- ⁸ 前掲 7, pp.1089 より。高島郡教育会(1972 年)資料が元になっている。
- ⁹ 前掲 7, pp.1081~1097 より。饗庭井普通水利組合は, 明治 37 (1904) 年に設立される。
- ¹⁰ 前掲 7, pp.1091 より。総代の定数は 70 人であり, 選挙区は 8 つの区域に分かれていた。針江は大宇旭, 大字深溝と共に第 8 区に所属し, 総台数は 9 人が割り当てられた。
- ¹¹ 前掲 1, pp.113 より。
- ¹² 小坂育子「台所を川は流れる 地下水脈の上に立つ針江集落」 pp.132, 新評論, 2010 年。
- ¹³ 針江地区の 5 系統の水利区分は, 前掲 1, pp.97~98 を参照した。
- ¹⁴ 滋賀県高島郡新旭町「新旭町農村総合整備計画書」, pp.26~27, 1983 年。昭和 56 (1981) 年の新旭町総合発展計画によると, 生産性が低く, 優良農用地としての確保がなかった「西浦」と「大久保新田」は, 昭和 44 (1969) 年「農振法」における「農用地区域」の規制区域に含まれず, 優良農用地に設定されなかったこれらの水田は, 圃場整備の対象からも外れている。
- ¹⁵ 新旭土地改良区「改良区設立 20 周年記念事業 おかげさまで 20 年」, 1999 年。針江地区が含まれる新旭土地改良区による事業には, 団体の営農道整備事業(平成 3 年~4 年, 平成 5 年~8 年), 県単独小規模土地改良事業(琵琶湖周辺農地保全事業)(琵琶湖周辺におけるすべての農振農用地のうち地盤標高が 84.90m 未満の農用地の地盤嵩上げ工事)(平成 4 年~平成 8 年), 土地改良施設維持管理適正化事業(平成 4 年~平成 6 年)がある。
- ¹⁶ 前掲 5 による。
- ¹⁷ 針江地区の居住地域における隣組組織の分布は, 日本大学大学院・鈴木尚美子修士論文(2005 年)記載

を参照した。

¹⁸ ゼンリン発行の換地以前の住宅地図と換地史料記載の耕作農家の名前を照合した結果である。

¹⁹ 舟橋和夫「安曇川デルタにおける水と村-水利組織を中心として-」 pp.1092, (滋賀自然環境研究会編『滋賀県の自然』滋賀県自然保護財団, 1979年)。

²⁰ 前掲 1, pp.113 より。

²¹ 換地前の個別の水利に関しては, 前掲 1 付帯の「山門領木津荘域現況図 7」「同図 8」を参照した。

²² 石川慎治・濱崎一志「滋賀県湖西地域における湧水による伝統的集落の空間構成に関する研究—滋賀県高島市新旭町針江地区を事例として」, 第一住宅建設協会, 2008年。

²³ 前掲 22, pp.13 より。

²⁴ 前掲 1, pp.241 より。住民の聞き取りにより昭和 5 (1930) 年頃の針江地区の街並みを再現した図から。

²⁵ 新旭町教育委員会事務局内郷土資料室編,「明治の村絵図 新旭町」, pp.62, 新旭町, 1988年。

²⁶ 前掲 1, pp.216～217 より。

²⁷ 前掲 1, pp.227 より。

²⁹ 小原嘉記,「第六章 木津荘の負田・公事・名」,pp.183～217 (水野章二編,「中世村落の景観と環境-山門領近江国木津荘-」, 思文閣出版, 2004年。)

²⁹ 引田帳で一筆の耕地に対して記載される三種類の仮名の一部に, 連関関係が存在することを指摘している。

³⁰ 前掲 12, pp.127～128 より。

³¹ 前掲 12, pp.143 より。

第四章 針江地区の「カバタ」の排水系統と耕作地の水利、 共同体との関係性

1 本章の目的と構成



図 4-1 第四章の研究対象地の範囲

本章では、重要文化的景観「針江・霜降の水辺景観」を構成する三領域のうち、伝統的居住域における、③針江・霜降地区の「カバタ」に焦点を当てる。(図 4-1)

具体的にはまず、針江地区における「カバタ」の排水経路を明らかにし、前章で明らかになった針江地区の耕作地水利に関する諸関係性と対照させ、それらの所有者の属性との連関関係から、「カバタ」の排水系統と耕作地の水利との関係性を明らかにする。そして、居住域と耕作域の水利の関係性を通して、集落内外における共同体体制について考察する。

尚、針江地区の「カバタ」の種類別分布に関しては、先行研究である石川・濱崎論文(2008)に記載の調査データを用いている。

重要文化的景観地区には、針江・霜降の二地区に跨がる領域の「カバタ」が含まれる。本研究では、文脈論的アプローチを採用する上で、前章までの他景観要素(耕作地)との関係性を考察する必要があるため、針江地区伝統的居住域の「カバタ」を対象とする。針江地区の「カバタ」は、保存状況が良好であることでも知られている。霜降地区は、針江地区の「カバタ」の排水系統の上流部に相当し、本章での重要な研究対象である。

本章の構成としては、まず第2節において、「カバタ」を概観する。具体的には、滋賀県の「カバタ」の主要分布や、針江地区の「カバタ」の構造や種類、水路等の維持管理、住宅における配置原則や、「カバタ」の役割を整理する。

第3節では、針江地区の「カバタ」の種類別分布について、所有者の属性の観点から、分析を行う。まず、既往研究で明らかになった針江地区の「カバタ」の変成過程から、「カバタ」の種類間の継承・淘汰に関わる関係性を考察する。そして、既往研究による針江地区の「カバタ」の種類別分布を、その所有者の属性によって分類し、特徴を明らかにする。

第4節では、針江地区の「カバタ」の排水系統と、耕作地水利との関係性を明らかにする。最初に、明治初期の絵図を用いて、地域的な水路の行程から、針江地区の伝統的居住域の排水系統を整理する。その後、針江地区の「カバタ」の排水経路ネットワークにおける、隣組組織間関係性を明確化する。そして、耕作地水利との関係性と対照させる前提で、「カバタ」と耕作地の両方を所有する対象者に限定し、「カバタ」と耕作地所有に関する、隣組組織ごとの特徴を明らかにする。

第5節では、針江地区の「カバタ」の排水系統と耕作地水利の関係性にみる、隣組組織・近隣集落間関係性を解明する。その際、「カバタ」の排水経路の川上・川下関係に着目し、中世の居館と用水権の問題との連関関係を考察する。そして居住域と耕作地の水利システムから、集落内外の共同体との関係性を考察する。

2 針江地区の「カバタ」の概要



図 4-2 滋賀県の主な「カバタ」「カワト」分布

針江・霜降集落の南部、同じ新旭町に、太田という集落がある。安曇川伏流水を水源とし、水路に放流され、琵琶湖へ至る点で、針江・霜降地区の「カバタ」と同様であるが、太田では「カワト」と呼ばれ、その水は金気が強い。

「カワト」は、河川に石段の足場をつくって、洗い場にしたものを指すことが多い。滋賀県で「カワト」を有する集落は、他地域にも存在する。東近江市の「カワト」は、商家に付属して存在する。県内の代表的な「カバタ」「カワト」分布を、図 4-2 に示す。

2-2. 針江地区の「カバタ」の構造と種類

針江地区の「カバタ」の構造とは、各家庭で地下に鉄管を打ち込み、湧水の湧き出た所を「元池（もといけ）」、元池からくみ上げたところを「壺池（つぼいけ）」、壺池からあふれた水を溜めたところを「端池（はたいけ）」とし、最終的に水路へと放流するものである。各槽は用途が異なる。元池は飲料水用、壺池は洗い物用で、生簀状に鯉等が放たれる端池では、残飯の処理が行われる。

「カバタ」は、必ずしも上記の順で構成されるものだけではない。元池の真上に壺池という形式や、元池だけが屋外の離れた所にあり、壺池・端池と隣接しない形式など、異種の形式も存在する。

本論では、石川・濱崎²⁾の分類に沿って、「カバタ」を以下の4種類に分類する。それらの特徴と構造は、表 4-3 のように整理される。

2-1. 滋賀県における「カバタ」の概要

カバタで用いられる湧水は地下 18~24m から自噴する。水温は、年間を通して 12 度から 13 度で、水路の水が混ざり合う所では、16 度位であるという。比良山からの伏流水であるため、琵琶湖の水位変動に関係なく、「カバタ」の水は枯れることがない¹⁾。

針江・霜降地区には、各住宅の「カバタ」だけでなく、川や水路の中にも湧水点が存在する。「カバタ」は必ずしも水路に面する必要はないが、その排水経路は必ず、水路あるいは河川に接する。

滋賀県内には、かつての水路網を維持する集落が数多く存在する。水路網に面する生活井は、地域によって「ミズヤ」や「カバタ」と名称が異なるが、基本的には半屋外、又は、屋外の小屋に設えられた、炊事や下処理を目的とした生活井を指す。「カバタ」は、一般的に、滋賀県湖西地方での呼び方とされる。

「内カバタ」は、主屋に取り込まれ、住宅の一部として存在する。「外カバタ」は、住宅の主屋から切り離され、独立した付属屋として水路近くに設けられる。倉庫等、他の付属屋と併用されるタイプや、主屋等の庇の下に設けられるタイプも、「外カバタ」に含める。そして、「内カバタ」、「外カバタ」のいずれにも該当しないが、湧水を用いた生活井を「その他」とする。このような吹きさらしの生活井を、「ろてん」と呼ぶ住民もいる³⁾。「その他」と「洗い場」は、共に屋根のない屋外の洗い場を指すが、その差異は、「その他」は湧水を、「洗い場」は水路の水を利用する点にある。

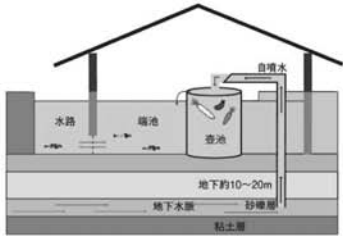
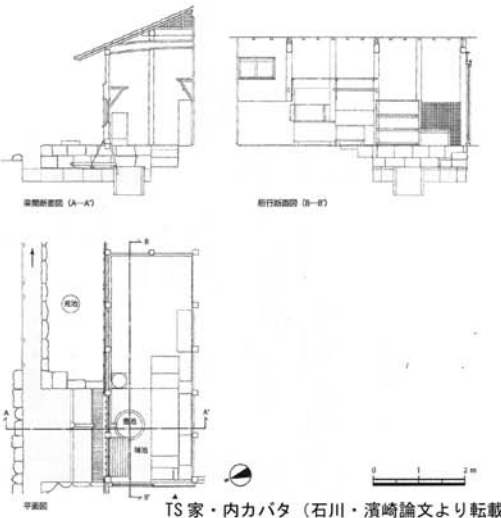
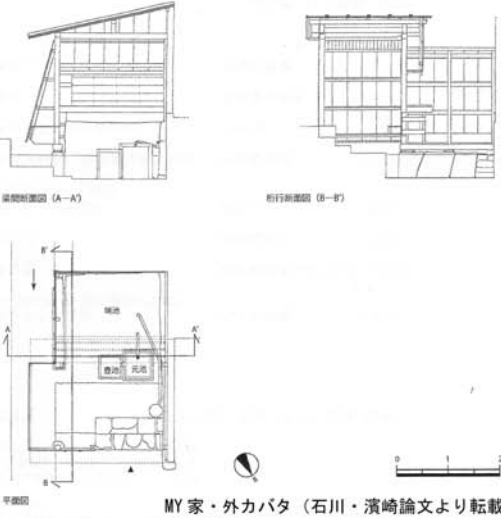


湧水利用	内カバタ	<p>主屋に取り込まれた住宅の一部として屋内に存在する。基本的なカバタの構造は、「元池」→「坪池」→「端池」である。(下図はカバタに共通)</p>  <p>針江 生水の郷公式サイトより転載 harie-syozu.jp (2018年5月閲覧)</p>	 <p>TS家・内カバタ (石川・濱崎論文より転載)</p>
	外カバタ	<p>住宅の主屋から切り離され、独立した付属屋として、水路近くに設けられる。他の付属屋と併用されている場合や、主屋の屋外である庇の下に設けられたタイプを含める。</p>	 <p>MY家・外カバタ (石川・濱崎論文より転載)</p>
	その他	<p>「内カバタ」と「外カバタ」のどちらにも該当しない湧水利用の露天生活井。</p>	 <p>平成25(2013)年3月30日 筆者撮影</p>
河川・水路利用	洗い場	<p>「内カバタ」と「外カバタ」のどちらにも該当しない湧水利用の露天生活井。</p>	 <p>平成25(2013)年3月30日 筆者撮影</p>

表 4-3 針江地区の「カバタ」の種類と構造・特徴

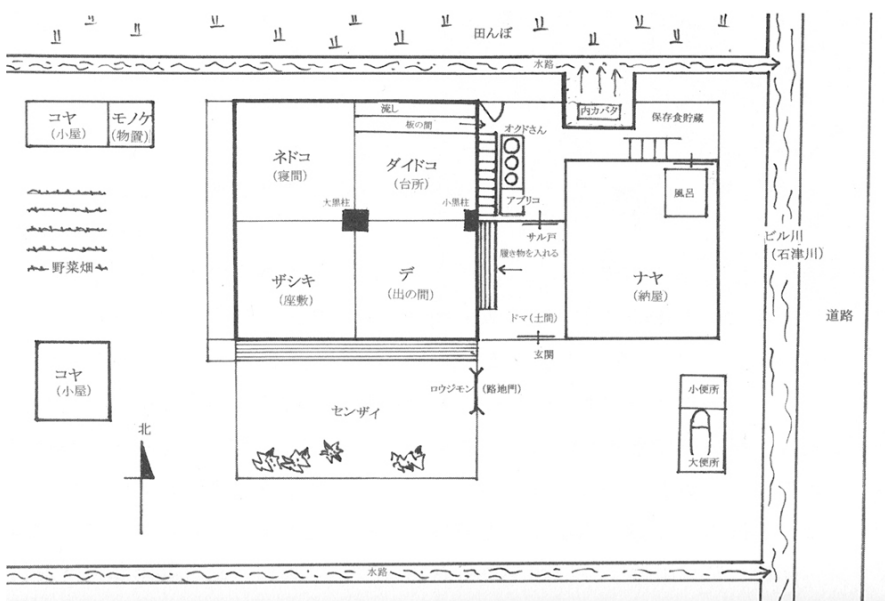
2-3. 針江地区の「カバタ」の維持管理，配置原則と意味づけ

水道普及以前，集落の川は，炊事洗濯を始め，飲み水としても利用され，「使い川」や「里川」と呼ばれた。川で洗い物をする際は，汚れ物は直接川では洗わず，汚れのひどいものは，予洗い後のすすぎだけを行った。これは，「わきまえ」と呼ばれる集落での決まり事⁴⁾であり，上流の者から下流の者への配慮であった。又，米のとぎ汁は家畜の飼料に混ぜ，風呂の排水は便所に持ち込まれ，たい肥として利用されるなど，水は「養い水」として，生活のあらゆる場面で使い回された。

川の維持管理としては，年に4回行われる集落総出の川掃除がある。水路にはさまざまな藻類が繁茂するが，川掃除では，生活水を浄化する役割を持つ梅花藻という水草を残して，他の藻類を刈り取る。刈り取った藻は，たい肥として循環利用される。

針江地区の伝統的居住域に立地する住宅は，主屋を中心として，複数のはなれから構成される。方位としては，大黒柱を中心に，表鬼門（北東）には「カバタ」や池，辰巳（東南）には便所，裏鬼門（南西）には押し入れ，戌亥（北西）にはクラ（米倉）や，この地方に特徴的な高床の穀物用倉庫，モノケ（物置）を配するのが良いとされた⁵⁾。最も低い北東に水場を，強風のある北西に堅牢な構造物を配置するこの配置原則は，土地の高低差にかなった，合理的なものである（図4-4）。

針江地区の「カバタ」は，水の神として民間信仰の対象でもある。豊かで尽きることのない湧水は，先祖と重ねられ，魂の再生の象徴とされる。「カバタ」のある多くの家では，正月に鏡餅，御神酒，供花，御飯，お光り（ロウソク・灯明）を「カバタ」に供える。新年に初めて汲まれた若水には，神の命が宿ると言われることから，元旦に「カバタ」の水（若水）を汲んで，「三宝荒神」に捧げる風習がある⁶⁾。



針江集落の日吉神社は水の神とされる。一方，秋葉神社，小池集落の愛宕神社は，火の神である。集落では他にも，山の神や田の神が崇拝され，それぞれ女性の神，男性の神として擬人化され，「オコナイ（神事）」と呼ばれる，稲作文化に根付いた豊穡を願う儀礼により祀られる。

図4-4 針江地区のある「内カバタ」と主屋との平面的関係（小坂（2010））

3 針江地区の「カバタ」の種別分布、耕作地所有との関係性

本節では、針江地区の伝統的居住域における「カバタ」の種別分布を、既往調査によるデータを用い、その分布を隣組組織ごとに分類し、耕作地所有との関係性から整理する。

3-1. 針江地区の「カバタ」の変成

針江地区の「カバタ」の起源は、明らかではない。針江地区の集落景観は、明治期（江戸末期）の構造をとどめる土地（敷地・道・水路網など）と、戦前期の建物群によって構成され、住まい方（屋敷利用・主屋の向き・湧水の利用）は、それよりも以前のものが継承されているという⁷⁾。

石川・濱崎²⁾は、平成20(2008)年に針江地区に存在するカバタの数は、個人所有の洗い場（「内カバタ」24・「外カバタ」31・「その他」24）が79箇所、共同の「洗い場」が12箇所、かつて存在した「洗い場」が16箇所、計107箇所であることを明らかにしている。

図4-5は、石川・濱崎²⁾による、変化や消失のあった針江地区の「カバタ」を、筆者がその変成プロセスに着目し、模式化したものである。変化のあった「カバタ」の所有者の属性を表4-6に、「消失カバタ」の消失以前の「カバタ」の属性を、表4-7にまとめた。

淘汰された「カバタ」には「内カバタ」が多い。主屋に付帯することで、主屋の更新に伴い、淘汰されたと考えられ、更新後、独立棟の「外カバタ」となるものが多い。又、「外カバタ」は「その他」に変化するものが多い。はなれの「外カバタ」が、更新時、露天化したと考えられる。

石川・濱崎²⁾は、「外カバタ」と「内カバタ」の新旧を結論づけることはできなかったとしながらも、かつて、ほとんどの「カバタ」が「外カバタ」だったという地元住民の情報を得たこと、霜降地区において、国道161号線バイパス建設の際に移住した人達が、移住先の主屋に「内カバタ」を設けたという証言から、「外カバタ」が「内カバタ」へ移行したという仮説を立てている⁸⁾。

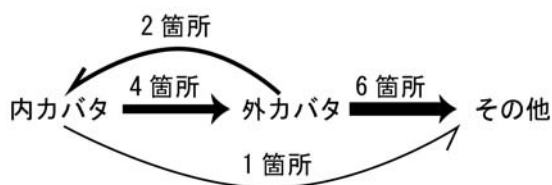


図4-5 針江地区の変化した「カバタ」の変成過程

変化前種別	箇所数	耕作者所有箇所数	非耕作者所有箇所数
内カバタ	5箇所	に組2, ぬ組1, ほ組（「その他」へ）1	い組1
外カバタ	8箇所	い組1, に組1, ぬ組2, と組1 ち組（「内カバタ」へ）1, へ組（「内カバタ」へ）1	ち組1

表4-6 針江地区の変化のあった「カバタ」の所有者属性

変化前種別	箇所数	耕作者所有箇所数	非耕作者所有箇所数
内カバタ	7箇所	ほ組1, ぬ組2, へ組1	り組2, へ組1
外カバタ	1箇所	い組1	
その他	1箇所		へ組1
カバタ	1箇所	は組1	
不明	6箇所	い組1, ろ組1, ち組2, り組1	ろ組1

表4-7 針江地区の「消失カバタ」の消失以前の「カバタ」の種別と属性

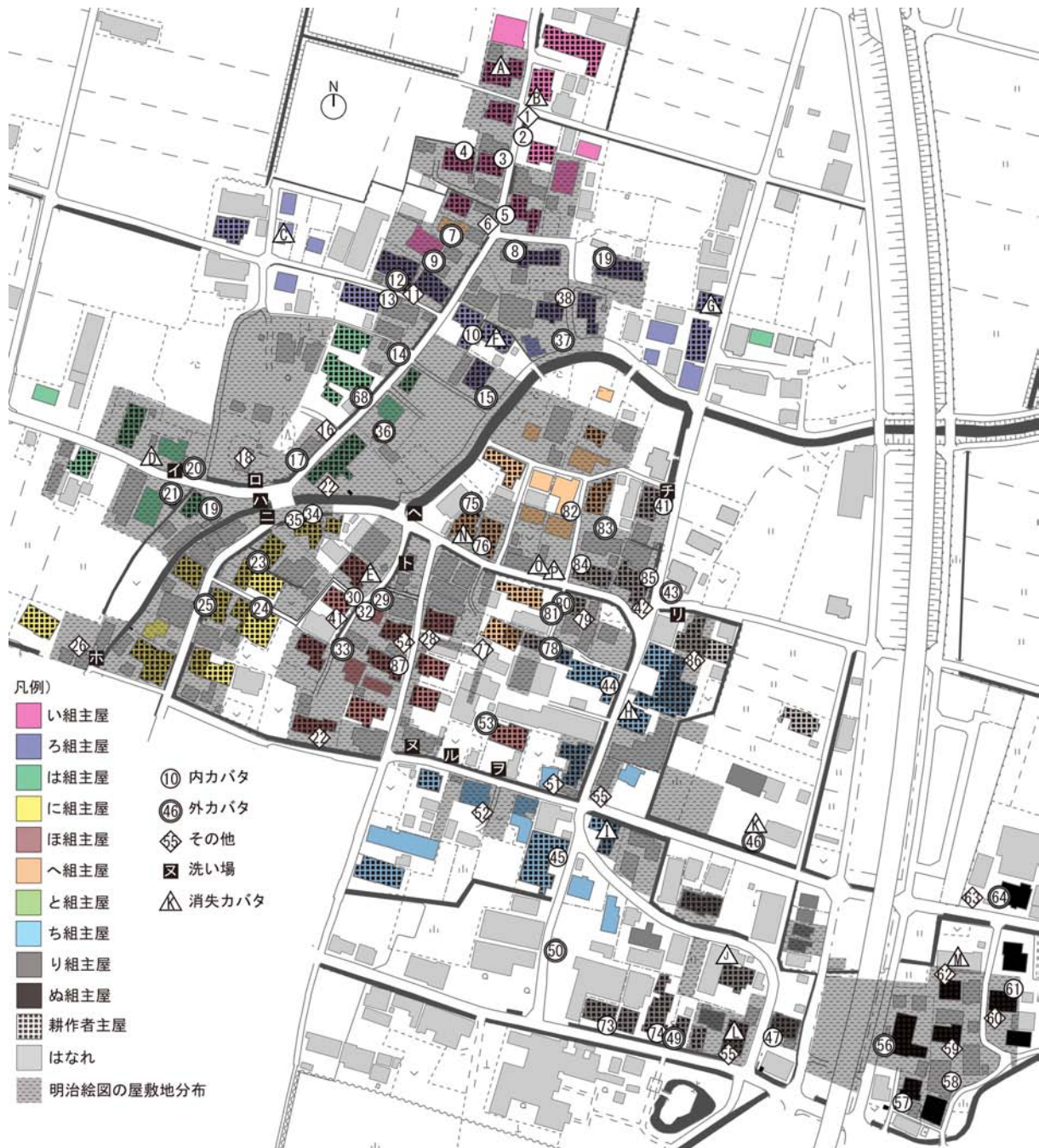


図 4-8 針江地区の「カバタ」の種別分布（石川・濱崎（2008）に加筆）

カバタ種別	針江地区全箇所数	耕地所有者による所有箇所数	耕地非所有者による所有箇所数	神社所有箇所数	共有箇所数
内カバタ	24	21 (87.5%)	3 (12.5%)	0	0
外カバタ	31	18 (58.1%)	12 (38.7%)	1 (3.2%)	0
その他	24	19 (79.2%)	3 (12.5%)	2 (8.3%)	0
洗い場	12	5 (41.7%)	1 (8.3%)	0	6 (50.0%)
消失カバタ	16	10 (62.5%)	6 (37.5%)	0	0
洗い場	107	73 (68.2%)	25 (22.4%)	3 (2.8%)	6 (5.6%)

表 4-9 針江地区の「カバタ」の属性内訳

3-2. 針江地区の「カバタ」の種別分布，耕作地所有との関係性

図 4-8 は、石川・濱崎²⁾による針江地区の「カバタ」の種類別分布に、前章の耕作地の換地史料に記載された耕作者を明記した図である。又、明治初期の絵図を参照し、明治初期での屋敷地の所在についても、加筆している。

平成 20 (2008) 年時点での針江地区の「カバタ」の全数は、「消失カバタ」含め 107 箇所である。これに対して、非耕作者所有と共同所有の「カバタ」を除外した、耕作者所有の「カバタ」の数は、73 箇所で、68.2%である。内訳の詳細は表 4-9 の通りである。

石川・濱崎²⁾が指摘するように、針江地区の「カバタ」は、針江大川側に分布が少ない。石川・濱崎は、排水に用いられる針江大川の水質が芳しくないことが、針江大川側に「カバタ」が少ない一因であると述べている。針江大川側の住宅に、庭はほとんど見られず、畑が多い。これは増水対策として、地盤レベルを高く設定しているためと考えられる。防災の点でも、針江大川側に面した「カバタ」の配置は、賢明ではないと考えられる。

又、「カバタ」の種別に関して、石川・濱崎は、ビル川（石津川）沿いには、「内カバタ」より「外カバタ」が多く、小池川付近には「内カバタ」が多いこと、前郷川に関しては、「内カバタ」・「外カバタ」共に少なく、共同の洗い場が多いことを指摘している⁹⁾。

そこで、「カバタ」の分布をマクロな視点から捉えるため、図 4-8 の「カバタ」の種別分布を、隣組組織ごとに分類し、図 4-10 として示した。表 4-11、表 4-12 でその結果を整理している。これらから分かることは以下の通りである。

- 1) 図 4-8 から、「内カバタ」や「その他」の所有者には、耕地所有者の割合が高く、「外カバタ」や「消失カバタ」の所有者には、耕地非所有者の割合が高い。「洗い場」は、共同所有の割合が高い。
- 2) 図 4-9、図 4-10 から、「カバタ」種別別の分布状況を、隣組組織ごとの分布傾向として把握すると、中世 2 史料の段階で既に開発のあった居住域の「は組」「に組」「ほ組」「へ組」の隣組組織と、それ以外（「い組」「ろ組」「と組」「ち組」「り組」「ぬ組」）とに、属性を二分できる。すなわち、前者の古く開発された居住域には、「外カバタ」が多い。「洗い場」が存在するのも特徴である。一方、後者の新しい居住域には、「内カバタ」や「消失カバタ」が多い。
- 3) 表 4-11 から、耕作地所有者の「カバタ」は、「い組」「ろ組」「と組」で割合が高く、これらの隣組では、耕作地非所有者の「カバタ」の所有率が低い。一方、耕作地非所有者の「カバタ」は、「は組」「へ組」「り組」で割合が高く、これらの隣組では、耕作地所有者の「カバタ」の所有率が低い。これらは反比例の関係にあると言える。

以上から、「外カバタ」は、集落居住域中心部の古い居住域の、耕作地非所有者の所有の割合が高く、逆に「内カバタ」は、比較的新しい居住域の、耕作地所有者による所有の割合が高いことが分かる。又「洗い場」は居住域中心部での共同所有が多い。「消失カバタ」は、比較的新しい居住

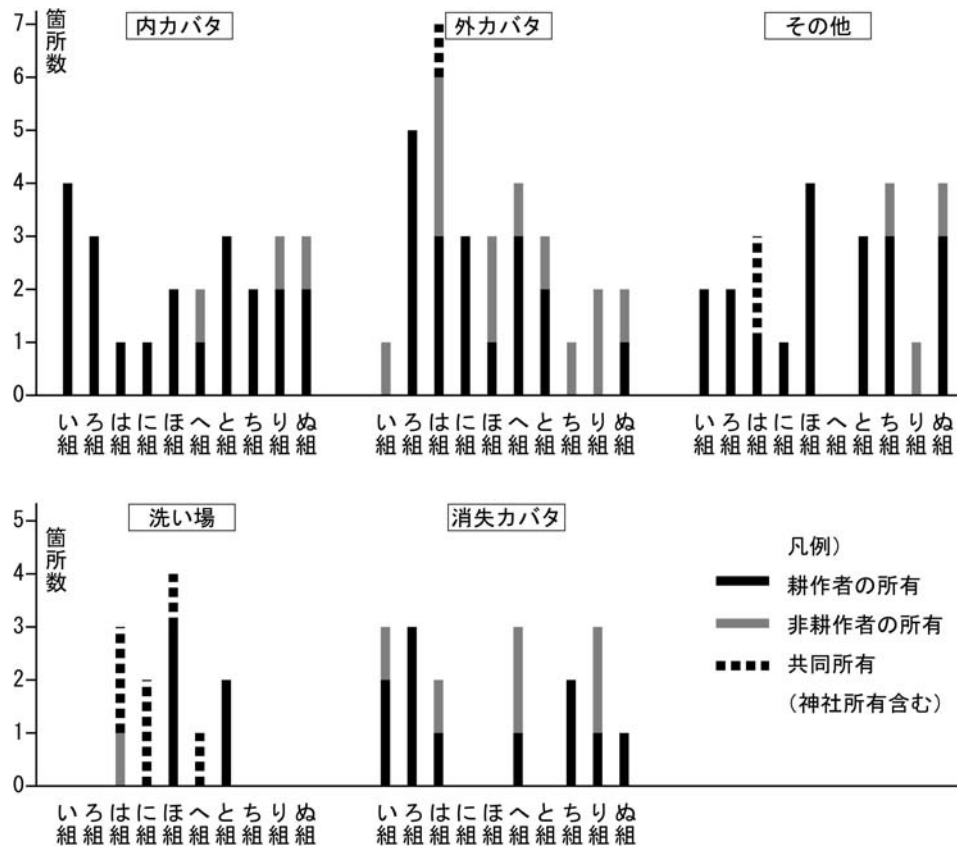


図 4-10 針江地区の隣組組織ごとの「カバタ」の種別分布

隣組種別	全筒所数	耕作地所有者のカバタ筒所数	耕作地非所有者のカバタ筒所数	神社・共有カバタ筒所数
い組	9	8 (88.9%)	1 (11.1%)	0 (0%)
ろ組	13	12 (92.3%)	1 (7.7%)	0 (0%)
は組	16	6 (37.5%)	7 (43.8%)	3 (18.8%)
に組	8	6 (75.0%)	0 (0%)	2 (25.0%)
ほ組	13	10 (76.9%)	2 (15.4%)	1 (7.7%)
へ組	10	5 (50.0%)	4 (40.0%)	1 (10.0%)
と組	11	10 (90.9%)	1 (9.1%)	0 (0%)
ち組	9	7 (77.8%)	2 (22.2%)	0 (0%)
り組	9	3 (33.3%)	6 (66.7%)	0 (0%)
め組	10	7 (70.0%)	3 (30.0%)	0 (0%)

表 4-11 針江地区の隣組組織ごとの「カバタ」の所有数

内カバタの筒所数>外カバタの筒所数である隣組	い組, ち組, り組, め組
内カバタの筒所数<外カバタの筒所数である隣組	ろ組, は組, に組, ほ組, へ組
内カバタの筒所数=外カバタの筒所数である隣組	と組

表 4-12 針江地区の「内カバタ」と「外カバタ」数の相対関係とその属性

域に多く、耕作地非所有者の所有割合が高い。

これらの現象に、石川・濱崎²⁾が得た証言等を加味すると、次の二説が仮定可能である。

一つ目は、そもそも「カバタ」の種類は、保有者の属性によって異なるという説である。表 4-11～4-12 により、開発の歴史や耕作者か否かによって、保有する「カバタ」の種類が異なる点を鑑みでの仮説である。

二つ目は、古くは「内カバタ」として始まった「カバタ」が、経年により「外カバタ」に変化したという説である。これは、図 4-5 の変成過程から、主屋に付属する「内カバタ」が、主屋の更新に伴い「外カバタ」として独立し、やがて「その他」になったとする仮説である。この仮説は、隣組組織別の「カバタ」の種別分布に関しては説明可能であるが、耕作者か否かによる属性別の「カバタ」の種別分布については、説明ができない。又、図 4-5 で変化のあった「カバタ」の所有者の属性には、マクロな種別分布特性に沿う規則性は、特に認められない。よって、こうした「カバタ」の種別変化は、近年の主屋等の更新に追随した現象であり、この仮説が成り立つ可能性は低いと考えられる。

もちろん、本稿においても、「カバタ」の種別分布だけで、その生成プロセスを特定することはできない。しかし、隣組組織ごとに「カバタ」の種別分布を類型化し、居住域開発の歴史の変遷を踏まえた分析視点を導入することで、既往研究とは異なる側面を捉えることができた。次節では、「カバタ」の所有における関係性を、耕作地の所有との関係性の中で詳細に検討し、そこで得られた水利系統の隣組組織間の関係性から、共同体の関係性に関する分析を深化させる。

4 針江地区の「カバタ」の排水系統と耕作地の水利との関係性

本節では、針江地区の「カバタ」の排水系統と、耕作地の水利との関係性について考察する。

まず、針江地区の「カバタ」の排水経路の確認の為、明治初期の絵図から、針江地区の伝統的居住域に流入する水路の地域的な行程を整理し、針江地区の「カバタ」の排水系統と耕作地水利との関係性を、隣組組織ごとの類型化から検証する。そしてその水利の関係性から、「カバタ」と、耕作地所有に関する隣組組織間の関係性を比較検討し、針江地区の共同体の関係性の特徴を解明する。

4-1. 明治初期の針江地区の伝統的居住域への水路の地域的行程

図 4-13 は、明治初期の絵図を条里プラン上に筆者が復原したベースマップに、針江地区の居住域における、河川・水路の地域的な行程を加筆したものである。針江地区の「カバタ」の排水経路は次の 4 系統に大別できる。うち I ~ III は耕作地の灌漑用水である。○内の数字は、第三章での耕作地の水利系統と同一である。

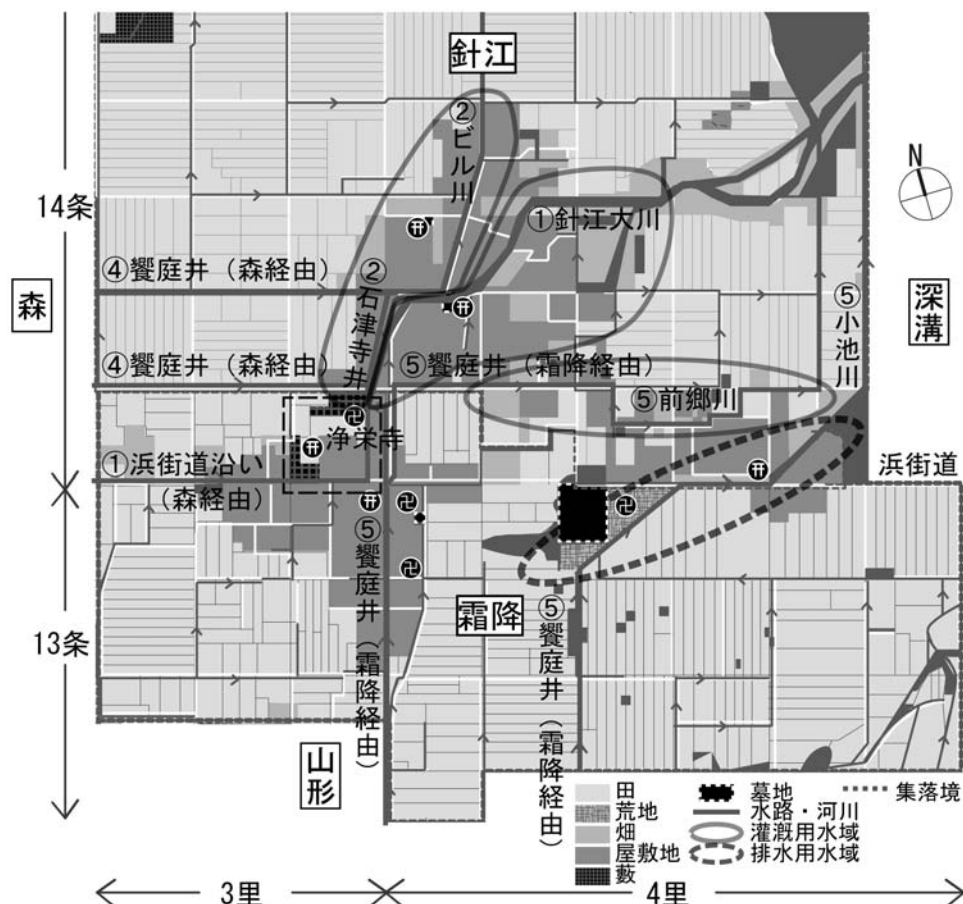


図 4-13 明治初期の針江地区の「カバタ」排水の水源別系統

I : ①針江大川は、湧水地帯を経由する度、水量を増加させる、「湧水型」の河川である。森地区から浜街道沿いに流入した水路は、霜降地区に入って浄栄寺(図 4-13 の四角破線内)で北上し、

その後針江地区に流入し、針江大川となる。水田よりも水位が低い針江大川は、霜降地区内では「オオカワ」と呼ばれる排水用水路であり、取水する田は無い。針江地区内では持出川、ナカノミオとなり、小字「持出」と「大久保」を灌漑する。

Ⅱ：①の森地区から浜街道沿いに流入する針江大川を、霜降地区の浄栄寺の北で堰き止めたものが②の石津川・ビル川である。浄栄寺から日吉神社前までが石津川、針江地区での日吉神社以北がビル川として、その名称は異なるが、同一の水脈である。途中、④の森地区を經由する饗庭井系の水路と合流し、その後③滝瀬川に流れ出る。「西出」や「川北」の耕作地を灌漑する。

Ⅲ：⑤の山形・霜降地区を經由した饗庭井を水源とする水路は、浄栄寺の東の地点で分流し、⑤前郷川となる。⑤前郷川は、「東出」の耕作地の灌漑に用いられ、針江大川へ注ぎ出る。

Ⅳ：⑤と同じく、饗庭井の分流路である堀川を水源とする水路は、山形地区を經由した後、霜降地区に入る。霜降地区の正傳寺の東で折れ、北上して小池川となり、針江大川と合流した後、琵琶湖に放流される。小池川は排水のみに用いられる。

「カバタ」は居住域の排水を集めた後、農業用水となる。そして、針江地区の「カバタ」Ⅰ～Ⅲの水系は、全て霜降地区の浄栄寺付近で堰き止められるか、流路を変えられていることが分かる。

浄栄寺は、旧饗庭定林坊の居館「饗庭館」の北東に建立された寺¹⁰⁾である。明治絵図では、敷地の南側と東側に水路が、北東と南西に藪地が確認でき、水堀による囲郭を供えた居館の名残が見て取れる。

4-2. 針江地区の「カバタ」の排水系統と耕作地の水利との関係性

湧水を水源とする「カバタ」は、水路に面する必要はないが、排水は必ず水路に繋がっている。そこで図4-8の「カバタ」の排水経路を、排水系統別にまとめたものが、図4-14である。図4-14では、耕作地所有者や、明治絵図に住宅分布が重なる「カバタ」所有者を、特記している。

又、図4-14の隣組組織の関係を明確化したものが、図4-15である。図4-15には、第三章での耕作地の水利系統の特徴図を付した。これらから、以下の点が明らかになった。

- 1) 図4-15から、各隣組組織の「カバタ」の排水系統は、耕作地の水利系統と、符号している。すなわち、居住域と耕作地は、その水利を通して、連関している。
- 2) 1)で例外となるケースは、Ⅰにおける「と組」「ち組」であり、Ⅲにおける「ち組」である。前者において、「と組」「ち組」共に、5系統ある耕作地の水利系統の中で、①の針江大川の水利は4番目の割合となっている。後者において、「ち組」の水利を見ると、⑤の饗庭井（霜降経由）とは一切、水利の関係性を持たない。

以上から、カバタの排水系統は、一部例外を除き、耕作地の水利と対応していることが分かった。すなわち、耕作地は、居住域の「カバタ」と、同様の水利系統で関連づけられているのである。唯一例外となっているのは、第三章で最もその居住域の開発が新しいことが推察された、「と組」「ち組」である。

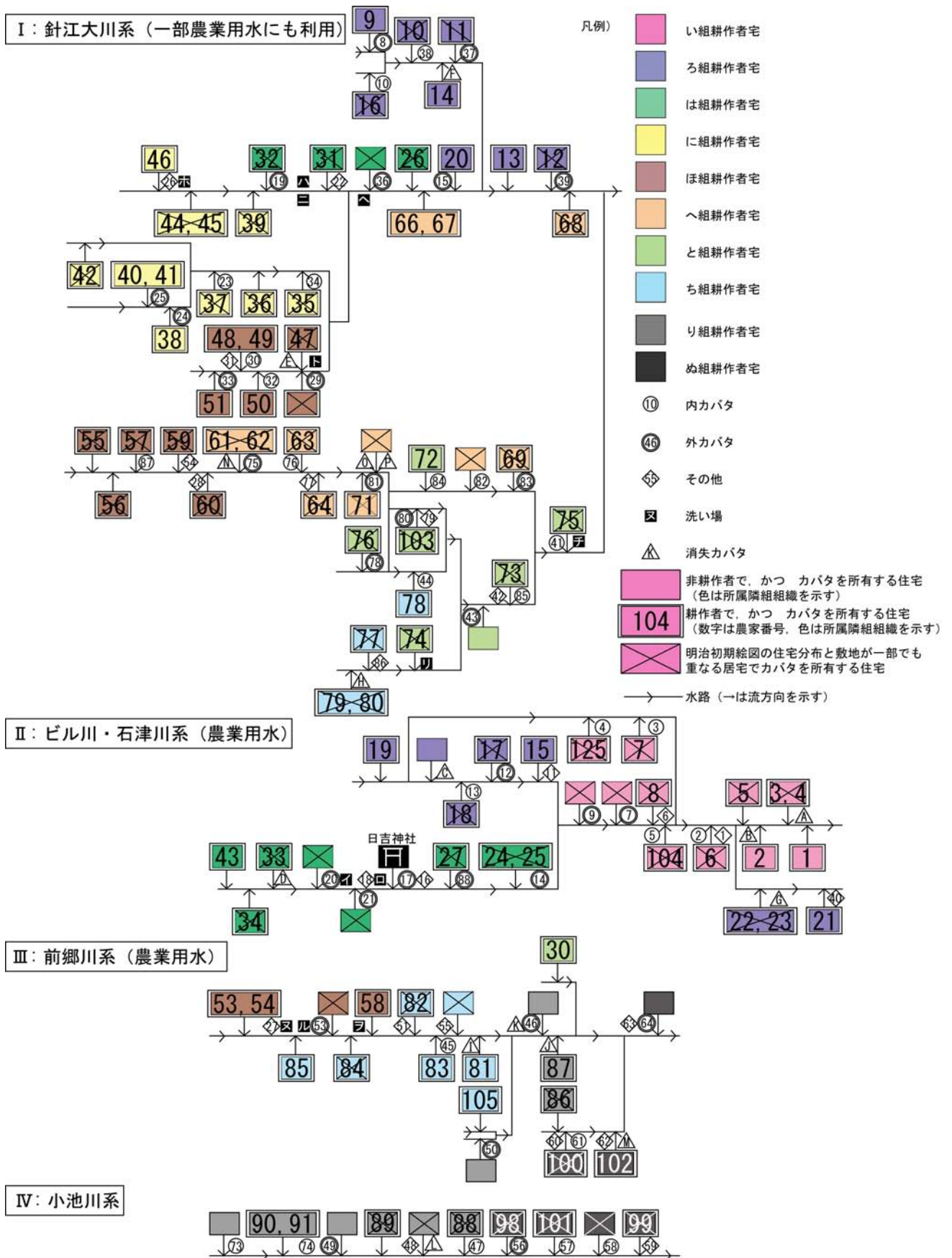


図 4-14 針江地区の「カバタ」の排水系統別フローチャート

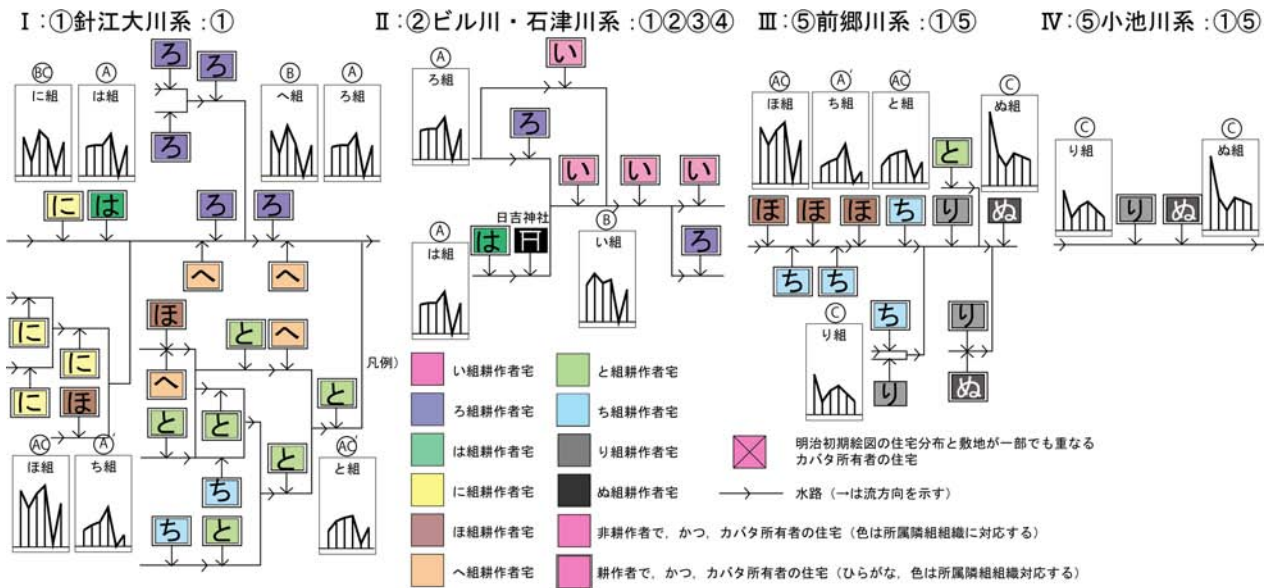


図 4-15 針江地区の「カバタ」の排水系統別隣組フローチャート

4-3. 針江地区の耕作者所有の「カバタ」の排水系統における隣組組織間の関係性

次に、針江地区の「カバタ」の排水系統を、換地史料に記載された耕作者に限定し、耕作地所有者と「カバタ」所有者との関係性を明らかにする。その後、「カバタ」と耕作地所有の関係性を、隣組組織間ごとにマクロに捉え、前章の隣組組織ごとの耕作地間水利の関係性との比較を行う。

表 4-16 は、「カバタ」所有者で、かつ、耕作者である対象者に特化し、前章に習って、同一の排水系統のカバタを所有する耕作世帯間の、個別の相関関係を示したものである。表中の四角は、同水利系統のカバタを示し、■は直系水利、□は非直系水利を表す。網掛け部は、当該「カバタ」より、水路下手の「カバタ」を示す。又、図 4-17 は、表 4-16 を、隣組組織間関係性として表した。

その結果、以下が明らかになった。

- 1) 図 4-17 から、「カバタ」の排水経路において、他隣組組織と最も密な関係性を有する隣組グループは、「い組」「ろ組」「は組」「に組」「ほ組」「へ組」である。これは、第三章での耕作地の水利における関係性と、同様の傾向がある。
- 2) 「と組」「ち組」「り組」は、基本的に隣接する隣組組織とのみ、「カバタ」の排水経路で繋がりがあ。耕作地の水利における関係性で、最も密で複雑な関係性を持つ隣組組織群では、「ほ組」が、「と組」「ち組」「り組」と最も密な関係性を持つ。よって、「カバタ」の排水経路でも、隣組組織間に、耕作地水利における関係性と、概ね同様の傾向があると考えられる。

以上から、「カバタ」の排水系統に関する隣組組織間関係性は、耕作地水利に関するものとほぼ同様の傾向を示すことが分かった。すなわち、「カバタ」の排水系統においても、集落中心部の古く開発された居住域にある隣組組織が、集落内の各隣組組織と万遍なく、密な関係性を有する。特に「ほ組」は、居住域・耕作地の双方の水利において、多くの隣組組織との間に最も密な関係性があり、集落の中で、中心的な役割を担っていることが推測される。

図 4-17
針江地区の隣組組織間の
「カバタ」の排水系統相関関係

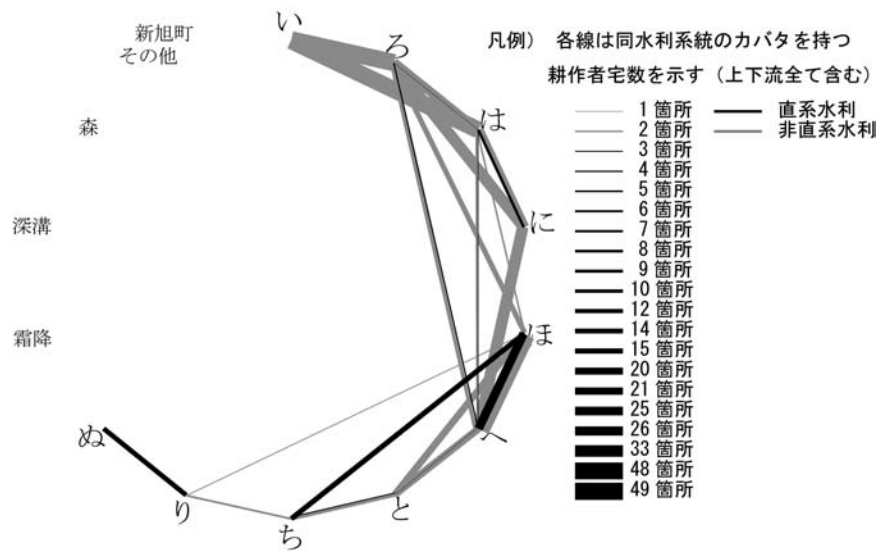
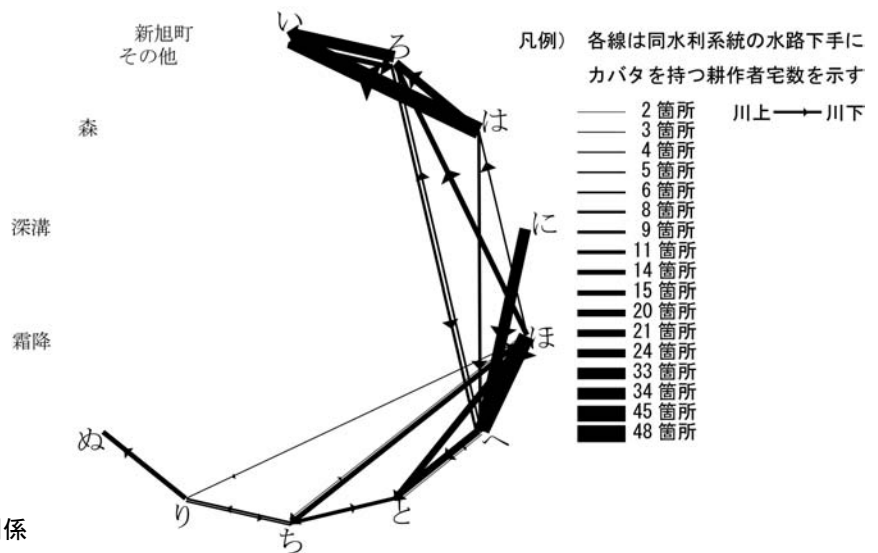


図 4-18
針江地区の隣組組織間の
「カバタ」排水の川上・川下相関関係



隣組種別	下流 上流	い組	ろ組	は組	に組	ほ組	へ組	と組	ち組	り組	ぬ組	川上→川下 箇所数
い組		41	15									15
ろ組		34	36				8					42
は組		48	24	18			9					81
に組					24		33					33
ほ組			15	5		23	45	20	15	3		103
へ組			6				18	21				27
と組							2	9	1			3
ち組						2		11	12	6		19
り組										5	14	14
ぬ組											4	0
川下→川上箇所数		82	60	5	0	2	97	52	16	9	14	—

表 4-19 針江地区の排水系統における川上・川下の「カバタ」数

5 針江地区の「カバタ」の排水系統と耕作地の水利にみる共同体の関係性

本節では引き続き、針江地区の「カバタ」と耕作地の両方を所有する対象者に焦点を当て、「カバタ」の排水経路における川上・川下関係の特徴から、隣組組織・近隣集落間の関係性を考察する。

5-1. 針江地区の「カバタ」の排水系統と耕作地の水利との関係性

図 4-18 は、表 4-16 でハッチ表示された、耕作地と「カバタ」の両方を所有する所有者の「カバタ」排水経路の川上・川下の関係を、隣組組織間の関係性を明確にして、図化したものである。そして、図 4-18 の関係性を、隣組組織間の排水系統における川上・川下の「カバタ」箇所数として整理したものが、表 4-19 である。表 4-19 では、川下になる「カバタ」の箇所数が、川上のものより多い隣組組織に網掛け表示している。これらから、以下の点が明らかになった。

1) 表 4-19 から、相対的に川下になる「カバタ」の箇所数が、川上になる「カバタ」の箇所数を上回る隣組組織は、「は組」「に組」「ほ組」「ち組」「り組」である。その内訳をみると、Ⅰ～Ⅲの農業用水に関連するカバタの排水系統について、川上にある上位3組は、Ⅰは「に組」「は組」「ほ組」、Ⅱは「は組」「ろ組」「い組」、Ⅲは「ほ組」「ち組」「り組」となる。各水利系統で、最も川上側に立地する「は組」「に組」「ほ組」は、中世二史料の段階で既に開発された古い居住域にある隣組組織である。「ち組」「り組」はこれらに準じる。

以上から、古く開発された居住域にある「は組」「に組」「ほ組」が、「カバタ」排水系統において上流に位置し、それらに続く上流部には、比較的新しく開発されたことが推察される居住域の「ち組」と、小池集落の「り組」の立地であることが分かった。

5-2. 中世居館の用水支配機能と村落景観

ここで、本研究と関係の深い既往研究として、佐野静代（2008）の「中世居館の用水支配機能と村落景観」¹¹⁾を引きながら、中世居館と用水支配の関係性について整理する。

まず佐野¹¹⁾は、中世居館を、在地領主の平時の居住空間としての平野部居館であると、定義する。戦闘機能重視の「城」に対して、平時の居住に重きを置くものが「居館」であり、平時の居住地は、山麓・平野部に立地することが多いという。

日本中世における平野部居館の特徴の一つは、水堀あるいは溝などの、水による囲郭を備えていることであるという。空壕や土塁でなく、水を巡らせたことには独自の機能があり、既往研究では、①防御機能の強化、②低湿地における排水機能、③農業用水への利用、④舟運利用、の4点が想定されている。①の機能が主ではあったが、近年各地で中世前期に遡る居館遺構の発掘が進む中、④の水運を意識した前期居館の事例が相次ぎ、居館立地と水運路との関係が注目される¹²⁾。佐野¹¹⁾は、③に着目し、地理学的視点から、居館領主による用水支配の実態を解明する。

平野部の中世居館は、方形館と呼ばれ、条里地割に規制される。このことは、居館の立地と条里

地割耕地開発との間に、深い関係性があることを意味する。居館の開発は、条里地割の拡大した平安時代後期以降の平野開発に伴うものとして、捉えることができるという。居館には、方一町と半町四方のもの二種類が析出されている¹³⁾が、居館の規模は居住者の階層差を反映し、方一町のもものが地頭クラス、方半町のもものは、村落の公文や土豪層の居館に相当するという。

「在地領主」は、厳密には「荘園」と「村落」という二重構造に対応し、荘域を掌握する地頭・下司層(=在地領主)と、村落を支配対象とする公文層(=村落領主)の二階層があったという¹⁴⁾。

小山靖憲¹⁵⁾は、中世前期の居館と灌漑の関係に注目し、在地領主の勸農機能を媒介とする村落支配を最初に説いた。小山は、居館の水堀に冷水の温水化機能、あるいは溜池としての役割を想定する。「農村の族的支配者としての武士像」の具象化である。

一方、海津一朗¹⁶⁾は、14世紀以前の東国武士団の領主的開発の卓越性を、居館と交通路の関係から説く。東国領主の堀ノ内が、交通路に面した村落と外界との結節点にある、市や宿が建てられる町場を基地としたことから、都市からの経済活力の導入により新田開発が進み、「領主型村落」の祖型ができたとする。初期武士団を、都市的な商業に依存した存在とする説である。

水堀型居館は、関東・関西共に、12世紀に遡る事例がある¹⁷⁾が、中世前期の居館水堀の灌漑機能を巡っては、いまだ明確な結論が出ていない現状である。中世前期の領主開発主導の根拠については、居館水堀の灌漑機能による勸農説よりもむしろ、経済活力の導入説が大勢であるという。対して、中世後期の居館については、一般的に、水堀の灌漑機能、小規模な土豪層の居館領主と農業経営との関わりが、広く認識されているという。

佐野¹¹⁾は、近江国姉川上流域の山東町の大原氏館と、灌漑域との関係¹⁸⁾等を例に、中世前期の居館と用水支配について、分析を行っている。大原氏の当該地での居住は、13世紀に確認されるという。大原氏居館の配置から、段丘面の灌漑とともに居館の水源としても、「出雲井」の利用が意図された。大原氏は下司・地頭クラスの在地領主である。近年各地の平野部荘園でも、荘域と灌漑域が一致する事例が、相次いで報告されている¹⁹⁾。

これまで、荘園社会における勸農の実質的な主体については、荘官層である在地領主よりも下位の、公文・田所などの村落領主であるとされ、村落領主こそが、領主制の基本単位であるという見解も存在する²⁰⁾。

さらに、佐野¹¹⁾は、従来の既往研究でもっぱら惣村的イメージの中に捉えられることの多かった集村モデルを、「惣村化」と「居館化」の二型に分類する。「居館化」とは、他の屋敷地とは隔絶した規模の居館を伴う集村化であり、居館を核とし、その主導によって集村化が行われた可能性を説く。既往研究では、中世後期に村落自身が用水開発の主体となるのに伴って、在地領主層は、農業経営から遊離するとされてきたが、佐野¹¹⁾は、領主主導によって行われた村落再編の根拠を、在地領主の用水支配権に捉える²¹⁾。そして、中世後期においても、在地領主層(国人領主・村落領主)が用水開発を行い、勸農機能を保持していたとする。

具体的には、佐野¹¹⁾による図4-20から、前述の姉川下流平野の大原荘において、集村の核であ

る居館が、いずれも出雲井からの幹線用水路に面して立地していることが分かる。いずれの集村も、幹線用水路が接続される連結点に形成されている。集落域内部での居館の立地は、これらの用水路が分岐していく地点にあたっており、居館領主が、郷里井伸張の結節点を掌握するという。

佐野¹¹⁾は、惣領家大原氏を除くこれらの居館領主は、村落レベルの小領主であり、「出雲井」の分配システムと対応する形で、灌漑域内の村々に配置された、大原氏庶子²²⁾達であることを指摘する。「出雲井」流末の庶子の配置と、村落再編の動きが活発化した時期は重なり、国人領主とその庶子による村落への用水分配が、領主主導型の村落再編成、居館主導型集村を実現させる基盤となった可能性が高いとも、述べている。つまり、中世後期の在地領主は、勸農機能をすべて村落に降下させたのではなく、その根幹となる用水支配権を自らの手中に収め、国人領主間での婚姻関係によって、広域水利システムの構築と連動させたと結論づけているのである。(図4-21)

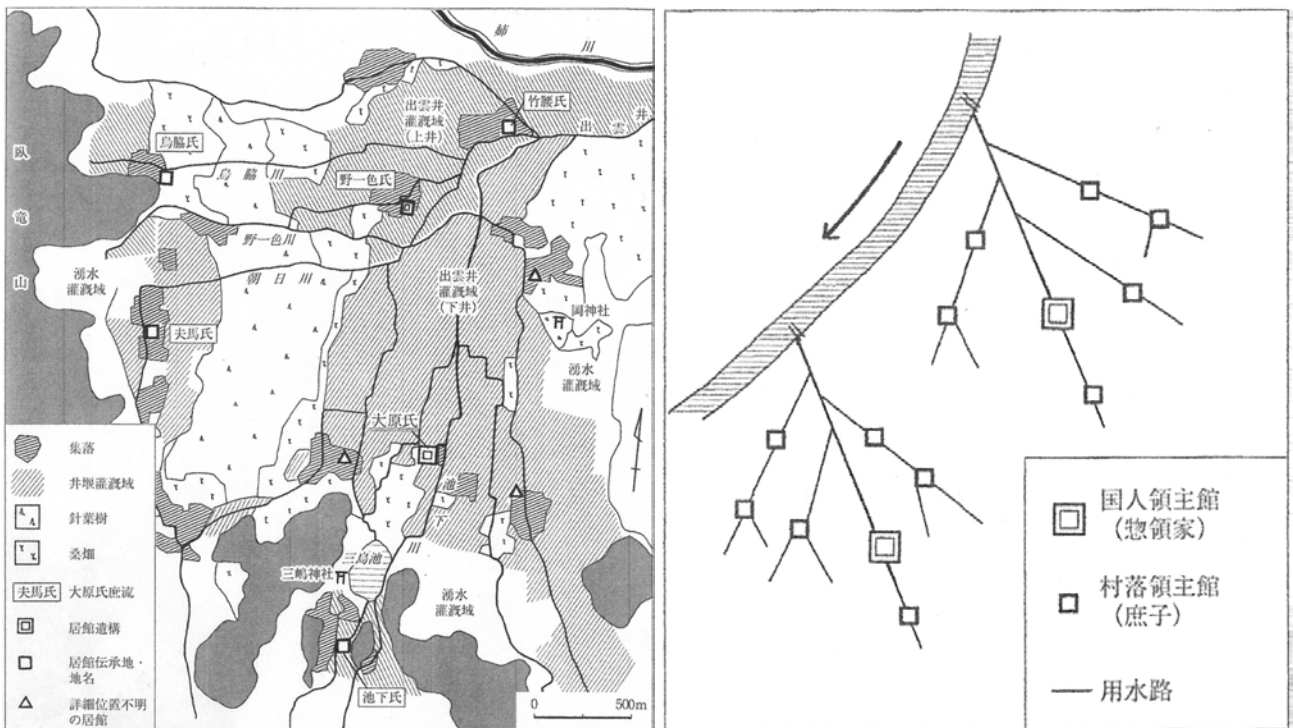


図4-20 滋賀県姉川流域出雲井灌漑範囲と居館主導型集村 図4-21 中世後期の用水と居館群網 (共に佐野(2008))

5-3. 針江地区の「カバタ」と耕作地の水利システムにみる地域的共同体像

本章での「カバタ」の排水系統のまとめから、明治初期に霜降地区の旧饗庭館の立地にあった屋敷は、針江地区の耕作地の灌漑域を掌握する、幹線用水路の連結点に立地したことが確認された。絵図の描写によると、水流は一端屋敷の水堀に収束させられ、堀を満たした後、針江地区の灌漑用水として用いられている。条里地割に規制された、方一町の方形の水堀を供えた屋敷である。

一方、既往研究の成果²³⁾から、明治初期の絵図での描かれた屋敷周りの景観は、中世印田帳・検注帳の段階での状況と、ほぼ照応することが、明らかになっている。中世印田帳・検注帳で存在

した屋敷が、いずれかの段階で定林坊の手にうつり、やがて饗庭館と呼ばれるようになったという。

これらを考慮すると、饗庭館は、用水統御機能を持つ中世居館の条件を備えていることが分かる。水温が低いため、そのままでは耕作に不向きな湧水型河川の水を、一端、館の水堀に集めて分配することで、耕作地の灌漑に用いたことが推測される。そして、木津荘による荘園制支配の後、地域の求心的存在となった饗庭氏は、在地領主像に合致する存在である。

ここで、針江・霜降地区の集村化に関わる歴史的史実を、改めて整理する。中世応永以後、饗庭定林坊が霜降地区を拠点に一層の集落機能の強化・再編が図られる以前にまず、その下流域の針江地区で、集村化が始まっている。中世検注帳段階（1422年）の針江地区では、石津寺／日吉神社を核に集村化が進み、集落としてのまとまりの兆しが芽生えていた。その後、針江地区水系の重要拠点の上流部に、饗庭氏が台頭したという流れである。近年の発掘調査により、14世紀に集落域に接して新たに居館が出現する事例が報告されている²⁴⁾が、饗庭館はそれらの事例に近いものであると推測される。

本研究では、昭和末期から平成の史料分析を通して、居住域の「カバタ」や耕作地を媒介とする、水利にまつわる共同体の諸関係性が明らかになった。現時点でその起源を特定することはできない。

本章での分析に論を戻すと、集落中心部の古く開発された居住域にある「は組」「に組」「ほ組」の「カバタ」の所有者において、耕作地非所有者の割合が高い。又、耕作地と居住域の「カバタ」の水利系統は符合している。すなわち、地主層（非耕作者）は、針江地区の耕作地灌漑用水系の上流部にある、開発の歴史の古い領域に居住する。このことは、地主層が耕作地灌漑用水の上流部に居住することを意味している。その目的として、地区の農業用水権が想定される。そのため、居住域の計画において、自らの居住域を農業用水の上流部に定め、そこに「カバタ」の排水を関連づけたと考えられるのである。

一方、居住域下流は比較的新しい居住域であり、耕作地所有者（＝小作）による「カバタ」の所有者割合が高い。つまり、地主層のみならず、小作層の居住域においても又、「カバタ」の排水と自らの耕作地の水利が関連づけられている。耕作者にとって、この水利システムは、自らの耕作地の灌漑用水の水質や、水路の維持管理に関する自意識を高める働きがあったと考えられる。

耕作地の排水系統と「カバタ」の水利に関する分析から、集落内外の多様な属性と、最も密な関係性を有し、集落の中で中心的な役割を担っていたことが推測できる隣組組織は、「に組」「ほ組」である。ここで、居住域での二組の領域の立地特性を考察したい。

「に組」「ほ組」のある針江大川右岸は、条里地割に沿って居住域が形成されている。一方、「い組」「ろ組」「は組」のある針江大川左岸は、条里地割よりはむしろ、道路や石津川／ビル川に沿って、居住域が発達している。土地の高低差からは、南西部のレベルが高く、防災の点からは、針江大川右岸の「に組」「ほ組」周辺の領域が、最も有利である。そして居住域における「に組」「ほ組」の領域は、かつての船着き場や倉庫・水車小屋に隣接する（図4-22）。この領域は、居住域の古い集落中心部の中で、市や宿の立ち並んだ浜街道や針江大川に最も近く、都市的な経済活動へのアク



図 4-22 昭和初期の針江地区居住域の「に組」「ほ組」の立地 (石川・濱崎 (2008) に加筆)

作者達よりも、矮小で複雑な、より条件の悪い耕作地を多く耕作していた。それが、耕作地における水利において、より密で複雑な関係性を有するという事実である。そして、そうした集落の中核的な人々が所有する「カバタ」も又、小作層の所有する「カバタ」より川上のものがあれば、川下のものもある。そこから見える地主と小作の関係性は、相補的なものであったと言える。針江地区における「わきまえ」とは、上流の者が下流の者を配慮する集落の現在の不文律であるが、上記の図式には、現在の「わきまえ」に通じる関係性が存在すると考えられる。

ここで、前章からの課題であった小池集落について考察したい。

前章において、換地史料に記載の耕作者名簿から、小池集落に多い姓は、同時に、霜降地区にも多いことが明らかになった。更に、換地前の針江地区耕作地の所有状況から、小字「東出」における「り組」・「ぬ組」・「霜降」地区に多い姓 (FK, TN, AD) の耕作者所有の耕作地は、面積で 88.9%、文筆数で 70.2% を占める。

こうした事実から、小池集落は、小字「東出」の耕作地所有と深く関係していると言える。そし

セスが容易である。つまり、居住域における「に組」「ほ組」の領域は、条里地割に伴う開発の痕跡のある領域で、防災上・経済上も、有利な領域である。更に、「に組」「ほ組」は、集落の中で相対的に川上に立地する「カバタ」の多い、5つの隣組組織に含まれる (表 4-19)。集落居住域の最上流部の隣組組織である。

「カバタ」の排水経路計画時、「に組」「ほ組」の領域には、集落の指導者格の人物の居宅が存在したことが推測できる。そして、その立地は、農業と都市的商業の双方に結びついている。ここから導き出される人物像は、中世における「領主型村落」の村落領主像と重なるのである。

又、「カバタ」の排水経路における川上・川下関係の分析から (表 4-19)、地主層の多い古い居住域の隣組組織も、時に、小作層の多い、新しい隣組組織の川下に、その「カバタ」が立地する。つまり、地主層の多い隣組組織の住宅全てが、小作の多い隣組組織の住宅の上流に位置している訳ではないのである。地主層が多いとはいえ、古くから開発された居住域の隣組組織にも、多くの耕作者が存在する。そして、彼らは新たな居住域の耕

てその所有には、霜降地区も関係性すると考えられる。小字「東出」は、中世の古文書に通称地名の記載があるものの、中世、針江地区で田地開発の余地の残されていた領域である。そして、「カバタ」の水利から、居住域における「り組」の領域は、古い居住域の隣組組織群に準じる上流部に位置する（図 4-15）。つまり、現・小池集落のある領域は、「東出」の耕作地の灌漑権を求めて、計画された居住域だと考えられる。そしてその背景には、霜降地区との関係が予見される。

ここで、既往研究による、中世での村落再編を目的とした、庶子の地域的な用水分配の史実が想起される。そこで、小池集落は「東出」の耕作地用水権掌握のため、霜降地区の饗庭氏の庶子によって拓かれた領域だと考えることができる。庶子は、その村落名を姓として名乗ったとされる²⁵⁾が、伝承によると小池村を拓いたのは、石津川や石津井を連想させる、石津勘兵衛なる人物である。

佐野¹¹⁾によると、用水支配を根拠とする在地領主庶子の村落へは、湧水などの村落内部で完結的な自給的灌漑を続けた村落においては、侵入の余地がなかったという。そして、このような場合には、強力な村落共同体により、惣村が形成されていったとも述べられている。又、典型的な惣村とは、多くは漁業・水運、商業などの非農業的生業を持つ地域であったことも、追記されている。

仮に、用地支配を前提に、現在の小池集落の領域に対して、霜降地区の饗庭氏の庶子による侵入があったとするならば、その侵入の条件は、上記通りではなかったと考えられる。確かに、針江地区は湧水豊かで、自給的な灌漑に近い形態があった。しかし、饗庭井からの灌漑は重要で、他集落とのつながりは不可欠であった。何より、針江地区は排水に難があった点が大きいと考えられる。針江地区における水利システムは、用水のみならず、排水においても重要な、用排水システムであった。居住域や耕作地における排水計画は、集落計画の要であったと考えられる。現に、小池集落の「り組」「ぬ組」は、針江地区のカバタの排水路 4 系統の内、唯一の非灌漑用水である IV 小池川系の領域に居住地がある。

本章でのカバタの属性分析から、「り組」には耕作地非所有者（＝地主）による所有率が高く、対して、「ぬ組」には、耕作地所有者（＝小作）による所有率が高いことが分かっている。又、前章において、「り組」の耕作地の水利による関係性は、隣接集落のものと近い傾向を示していたが、「ぬ組」のそれは、針江地区の中心的隣組組織群と同様の傾向が示された。ここから、実際の耕作に関わる「ぬ組」の住民が、針江地区の住民層と連携していた姿が想像できる。

尚、前章において、小池集落の耕作地の水利からは、霜降地区と同様、深溝地区にも強い関係性が示されていた。戦国期以降の饗庭氏の勢力は、木津荘の枠組みにとらわれず、比叡本荘・新荘をも横断するような形で展開したとされる²⁶⁾。仮に上記の仮説が成り立つとすれば、饗庭氏が比叡本荘・新荘に勢力を拡大した経緯での、霜降・小池・深溝地区に跨がる関係性の表出であるとも考えられる。この仮説により、現在の集落間での宗教的なまとまり²⁷⁾が説明可能である。

しかしいずれも、憶測の域は出ない。

以上、「カバタ」と耕作地の水利に関する分析から、水利システムを紐帯として形成されている耕作地と住宅群のネットワーク構造が明らかになった。その起源は明らかでないものの、そのネッ

トワーク構造は、佐野論文¹¹⁾で検証されたネットワーク構造と同一である。具体的には、居住域と耕作地が連関する水利システムである。しかし、本研究で明らかになった水利システムの具体的な姿とは、地主層に限定されるものではなく、小作層も又、共通の水利システムから成るネットワークであった。又、水利システムを通して浮かび上がった集落内の関係性は、相補的なものであった。現在の「カバタ」における排水経路において、多くの隣組組織では、川上・川下双方からのベクトルによって成立している。又、全ての隣組組織は耕作地を所有し、支配層の多い隣組組織程、不利な条件の耕作地を請け負っていた。その複雑な水利関係から、集落内外の多様な属性の耕作者との間に、日々コミュニケーションが交わされたと考えられる。このような社会構造は、自治とも、支配とも異なる、相補的・双方的社会であると考えられるのである。

仮に、本研究で明らかになった水利システムの起源が、中世にあるとすれば、支配者に関する文献を手がかりにすることの多い既往研究では謎の多い、被支配層を含む水利システムの全体像を知る手がかりになると考えられる。すなわち、領地領主レベルで存在していた水利システムは、村落領主以下、市井の人々の居住域や耕作地の共通計画原理として存在し、その水利システムが地域でネットワークすることによって、集落・地域空間が成立していたことを示唆するのである。

いずれの起源であれ、針江地区における「カバタ」や耕作地を介した水利システムは、生活における必然から成る関係性を基盤として、現在も集落の枠組みを越え、地域へ開かれている。

6 小結

本章において、針江地区の平成 20 (2008) 年における「カバタ」の水利に関する分析から、耕作地の水利における諸関係性との対照によって、以下の点が明らかとなった。

①「カバタ」の種別分布と耕作者・非耕作者の属性分類から、「カバタ」の種別は、所有者の属性の違いと連関関係にあることが推測される。すなわち「外カバタ」は、集落居住域中心部の古い居住域での、耕作地非所有者による所有の割合が高い。一方、「内カバタ」は、比較的新しい居住域での、耕作地所有者による所有の割合が高い。これらから、「内カバタ」と「外カバタ」の種別は、所有者の属性に連関すると考えられる。尚、「洗い場」は、古い開発領域である居住域中心部での共同所有が多い。「消失カバタ」は、居住域の比較的新しい領域に多く、その所有には、耕作地非所有者の割合が高い。

②「カバタ」の排水系統と、耕作地の水利に関する隣組組織間の関係性は、ほぼ同様の傾向を示すことが分かった。すなわち、集落中心部の古い居住域にある隣組組織は、他の隣組組織との間に、密な関係性を有する。又、針江地区では、耕作地の排水系統と居住域での「カバタ」の水利系統は、符合することも明らかになった。耕作地と居住域の「カバタ」の双方の水利を通して、日々のコミュニケーションが促進され、共同体としてのつながりが強められたことが推測できる。そのため、この水利システムにおいて、集落の中心的隣組組織群が、より密で複雑な関係性を有すると考えられる。

③針江地区で古くから開発された居住域は、灌漑用水の上流部に位置し、非耕作所有者 (=地主) 所有の「カバタ」が多い。このことは、用水権を求めて、上流部に地主層の居住域が計画されたことを意味する。一方、新しい居住域は、灌漑用水の下流部に位置し、耕作者 (=小作) 所有の「カバタ」が多い。小作層においても、耕作地に対する水利を意識付けるため、居住域の「カバタ」の排水系統と耕作地の水利を関連づけたのだと考えられる。針江地区の居住域と耕作地におけるこの水利システムは、地主層・小作層の全ての居住域と耕作地の計画において、共通の秩序である。

又、この水利システムは、先行研究による中世での「水利システムを紐帯として形成されている耕作地と居館群のネットワーク構造」と同一の構造を持つ。中世における水利システムは、支配者が水利権を掌握し、地域をネットワークするためのものであったと考えられている。

④居住域と耕作地の双方の水利において、最も高い関係性を有する隣組組織は、「に組」「ほ組」である。居住域での二組の領域は、針江地区の耕作地用水の最上流部であり、条里地割と開発時期の重なる古い領域で、防災上・経済上も最も有利な場所である。「カバタ」の排水経路計画時、この二組のいずれかの領域に、集落の指導者的人物の住まいが含まれたことが推測される。この農業と都市的商業の双方に結びついた指導者像は、中世の「領主型村落」の村落領主像と重なる。

⑤小池集落に関して、「カバタ」と耕作地の水利の関係性から、霜降地区との関係が深い。小字「東出」での耕作地の所有の割合も高く、その所有には霜降地区との関係が示唆される。これらから、

小池集落は、小字「東出」の灌漑水利権を求めて、霜降地区との関係で成立したと仮定できる。そこで、既往研究による史実から、小池集落は霜降地区の饗庭氏の庶子によって拓かれたという仮説が立てられる。針江地区の「カバタ」や耕作地における水利の関係性から、小池集落と針江集落の2つの集落は、共存関係にあったことが分かる。又、小池集落は、非灌漑用水系にその居住地があり、「カバタ」の用水システムにおいて、排水機能も重視されたと考えられる。

以上のように、「私」的屬性領域である居住域では、その排水システムが耕作地の水利と密接に関係づけられ、計画意図の存在が明らかになった。

針江地区の居住域中心部には、水運を基盤にした問屋業の繁栄があった。このことは、滋賀県各地に点在する「カバタ」の多くが、商家と結びついていたこととも関連する。本章では「カバタ」は、灌漑用水システムであると同時に、排水システムとしても重要視されていた点が明らかになったが、「カバタ」には更に、商業に不可欠な、情報収集の役割もあったと考えられる。

尚、本章の仮説は、耕作者・非耕作者の属性、すなわち中世の家業の現在に至る継承を、前提としている。この前提条件が立証されると、様々な歴史的史実との連続性が説明可能である。そして、家業の継承の成立それ自体が、非物質的な関係性の世代を超えた持続性を、裏付けることになると考えられる。実際、中世木津荘における中世地名の80%以上で、現在地名との何らかの連続性が確認されている²⁸⁾。

次章では、これまでを総括し、現在の針江地区の景観保全に関連すると考えられる地域環境活動との対照によって、針江地区に現存する景観の関係性を論じる。

【第四章補註・引用文献】

- ¹ 小坂育子「台所を川は流れる 地下水脈の上に立つ針江集落」pp.52, 新評論, 2010年。
- ² 石川慎治・濱崎一志「滋賀県湖西地域における湧水による伝統的集落の空間構成に関する研究—滋賀県高島市新旭町針江地区を事例として」, 第一住宅建設協会, 2008年。
- ³ 前掲 2, pp.26。
- ⁴ 前掲 1, pp.54。
- ⁵ 前掲 1, pp.71。住宅平面図掲載の田中三五郎氏の談とされる。
- ⁶ 前掲 1, pp.99。
- ⁷ 高島市「新旭地域のヨシ群落および針江大川流域の文化的景観保存活用委員会『高島市針江・霜降の水辺景観』保存活用事業報告書」pp.81, 高島市, 2010年3月。
- ⁸ 前掲 7, pp.80。霜降地区の移住者によって新設されたカバタは、これまでの形態とは異なり、四角形の池が並列になっているカバタが多かったという。又、聞き取りから、元々カバタは四斗樽を使っていたことが明らかになっており、コンクリート製になった今でも、池の形態の多くは丸型として残っているという。
- ⁹ 前掲 2, pp.41。
- ¹⁰ 近江国木津荘調査団 新旭町教育委員会 新旭町郷土資料室編「近江国木津荘現況調査報告書 II」, pp.123, 新旭町教育委員会, 2003年。上映時は元を天台宗楞嚴寺（りょうごんじ）と言ひ、寺伝では廃絶の状態であったものを、武田勝頼の三男頼母が、武田家滅亡後当地の定林坊饗庭久光家に潜んでいたが、仏門に入って法名を休味と名乗り、武田家の冥福を祈るために再興、定林坊を号したと伝えられる。寛永 3（1626）年に真宗大谷派となり、休味を開基として同 12 年定林坊を浄栄寺と改めた。現在檀家は 5, 6 軒であるという。
- ¹¹ 佐野静代「第二章 中世居館の用水支配機能と村落景観」pp.88～125, (佐野静代『中近世の村落と水辺の環境史—景観・生業・資源管理—』, 吉川弘文館, 2008年。
- ¹² 前掲 11 より。近年、溝や堀のある方形に区画された屋敷地が、隣接して集合する集落遺構が、相次いで発掘されている。大阪府上町遺跡, 滋賀県横江遺跡, 妙楽寺遺跡, 奈良県十六面・薬王寺遺跡などである。このような屋敷地は、一区画の面積が 2000 平方メートル未満の小規模なものがほとんどで、屋敷地間で規模の差がほとんどない。一方、中世居館は周囲の屋敷地とは異なる規模を持つものを指し、佐野論文では、方半町以上の突出した敷地面積を有するものだけを、居館として定義している。
- ¹³ ①中井均「中世城館の発生と展開」, pp69 (『物質文化』48, 1987年)。②広瀬和雄「中世村落の形成と展開」, pp22 (『物質文化』50, 1988年)。
- ¹⁴ 大山喬平「日本中世農村史の研究」pp.43～102, 岩波書店, 1978年。
- ¹⁵ 小山靖憲「東国における領主制と村落—上野国新田荘を中心に—」pp.81～111 (『中世村落と荘園絵図』東京大学出版会, 1987年)。
- ¹⁶ 海津一朗「東国・九州の郷と村」pp.228～240 (『日本村落史講座 第2巻 景観1』雄山閣出版, 1990年)。
- ¹⁷ 近畿では和気遺跡・長原遺跡をはじめとして、中世前期に遡る居館水堀の遺構が検出され、中井・広瀬は

これらの事例の分析から、水堀のある居館は既に 12 世紀後半には出現すると報告している。東国の事例に関しても、静岡県菊川町の高田大屋敷遺跡において、12 世紀末～13 世紀の水堀を伴う地頭居館の発掘がある。

¹⁸ 前掲 11, pp.98～101 より。大原氏は鎌倉時代初頭の近江守護、佐々木信綱の長子重綱を祖とする佐々木一族の庶流である。信綱の長男重綱は妾腹のため不遇であり、近江大原荘の地頭職に補任され、以降 16 世紀まで居住を続け、大原氏を称した。「出雲井」は姉川に設置された井堰のうち、最上流に位置し、かつ最大の 722 町を灌漑する水利集団であった。図は「農業水利土地調査書」、地積図および近世絵図、また聞き取り調査をもとに、近世段階における「出雲井」の主要幹線と灌漑範囲を復元し、あわせて当該地域の微地形条件を示したものである。

¹⁹ 前掲 11, pp.102 より。これまでに大規模な荘園調査が行われた播磨国鶴荘や、佐野が水利調査を行った近江国江部荘において、荘域が、河川に構築された一井堰の灌漑範囲に一致している事例が、検出されているという。

²⁰ 大山喬平「日本中世農村史の研究」pp.43～102, 岩波書店, 1978 年。

²¹ 前掲 11, pp.105 より。戸田芳実によれば、在地領主制の根幹たる「所領」「本領」の所有は、単なる小作制に基づく地主的所有制ではなく、自らの開発による「直営・勸農を根底とした領主経営」がその淵源にあったといい、具体的には平安中期伊賀国の藤原実遠を挙げ、名張川・宇陀川などの大河に接するその所領の多くが、私財を投じて治水・開発・勸農を行うことによって実現された可能性を示している。

²² 前掲 11, pp.113～114 より。「出雲井」流末の夫馬氏・竹脇氏・池下氏はすべて大原氏の庶流と考証されている。又、「出雲井」灌漑域内の小田村・野一色村の、竹腰氏・野一色氏も大原氏の一族であるという。

²³ 前掲 10, pp.219 より。一町分の屋敷の敷地は、14 条 5 里 1 坪にあたり、印田帳の同坪の項には、負田 4 反 30 歩、「久光募」200 歩、「久光水田」100 歩、「屋敷」2 反 70 歩、「定畠」1 反 100 歩の他、「東中大川南北大道」2 反 110 歩が記載される。一方、検注帳の同坪の項には、負田 4 反、「水田」100 歩、「東中河」240 歩、「南大道河」1 反、「屋敷」3 反 50 歩が記載される。応永年間におけるこの坪は、およそ半分が低湿田を含む田地で、残りの半分は屋敷、畠、道、川となっていたということになる。そして「東中大川」と「東中河」は浄栄寺の東西の針江大川とその支流、「南北大道」は現在の県道や親王道に相当する。

²⁴ 葛野泰樹「近江の中世村落について」pp.97～108, (「日本歴史」509, 1990 年。)

²⁵ 前掲 11, pp.116 より。

²⁶ 前掲 10, pp.221 より。

²⁷ 前掲 10, pp.153 より。日吉二宮神社の氏子組織について、宮の世話人を総代というが、総代は深溝地区から 2 人、霜降・山形・小池の 3 地区で各 1 人ずつの、合計 5 人で構成される。

²⁸ 水野章二編「中世村落の景観と環境-山門領近江国木津荘-」, pp.364, 思文閣出版, 2004 年。

第五章 針江地区・重要文化的景観「水辺景観」の現在と そこにある秩序

1 本章の目的と構成

本章では、針江地区の景観保全に関連すると考えられる、現在の様々な地域環境活動の取り組みを考察・分析し、そこから、針江地区生活圏における、現在の景観の関係性を明らかにする。

本章の構成としては、まず第2節において、行政と地元住民という二つの異なる視座による、現在の地域環境活動について、その特徴を明らかにする。

具体的には、一般的な重要文化的景観での、行政による景観保全に関する概要を示した上で、滋賀県や高島市による、現在の「針江・霜降の水辺景観」に対する、景観保全の状況を整理する。次に、地元住民による地域環境活動に関して、針江地区住民に関連する信仰上の年間行事や、自治会による諸活動を整理し、その後、「針江生水の郷委員会」による取り組みをまとめる。最後に、平成21（2009）年の針江住民へのアンケート調査結果を引き、針江住民が主体となる地域環境保全活動の現状や、環境に対する住民の日常意識を整理する。

第3節では、地域レベルで中世から継承された「文化的景観」の特徴（第一章）と、針江地区・重要文化的景観「水辺景観」の三領域における関係性（第二章から第四章）から、針江地区生活圏の全体像を整理し、その特徴を明らかにする。そして、針江地区の景観保全に関係の深い共同体や、諸活動の特徴を、歴史的背景から考察する。最後に、針江地区の生活圏を成立させる、景観の関係性を明らかにする。

2 針江地区・重要文化的景観「水辺景観」に対する二つの視座からの地域環境活動

本節では、「針江・霜降の水辺景観」の景観保全に関係すると考えられる、現在の地域環境活動の具体的な取り組みについて、その主体の違いから、諸活動の特徴を明らかにする。

2-1. 行政による景観保全の取り組み

① 重要文化的景観の景観保全の仕組み

景観保全は、「保全制度」と、「維持管理」の2つに大別できる。「保全制度」は更に、「規制」と「誘導」に分化される。「規制」は、景観を改変する事物に制約を与えるものである。一方、補助金制度に代表される「誘導」は、望むべき状態への導きや、状態維持を奨励するものである。

規制の主体は、国・地方自治体と住民の3つである。規制は上位から、国による「法律」、都道府県による「条例」、市町村による「計画・基準」の順となる。図5-1は黒田¹⁾による図に加筆した、文化的景観保全の仕組みを示す図である。重要文化的景観「針江・霜降の水辺景観」では、国、滋賀県、高島市による規制はあるが、明文化された住民協定はない。

重要文化的景観は、都道府県又は市町村の申出により選定され、文化財として位置づけられる。よって、文化財保護の対象であり、重要文化的景観の保全活動には、国からの経費補助が存在する。文化財景観保護制度下での経費補助対象は、「文化的景観に対する保存調査（文化的景観の構成要素及び範囲等の調査）、「文化的景観保存計画策定」、「重要文化的景観に係る修理・集計・復旧・防災等の事業」の三段階で、重要文化的景観選定に至る調査研究や、将来的な保全計画の作成に、重きが置かれている。



図5-1 行政による保全の仕組み（黒田（2003）に加筆）

② 行政による重要文化的景観「針江・霜降の水辺景観」に対する規制

重要文化的景観の選定区域は、景観計画区域に含まれる必要があり、選定申出の前提として、景観法に基づく景観計画の策定が必要になる。高島市は、平成17（2005）年11月に景観行政団体となり、平成19（2007）年10月に「高島市景観の形成および景観計画に関する条例」を制定、市域全体を計画範囲とする「高島市景観計画」を策定した。市の上位計画である「高島市総合計画」においても、景観保全が基本構想に掲げられ、市の方針として、景観の保全と活用がテーマとされた。

高島市は、平成30（2018）年現在、市内全域が景観計画区域である。高島市には、「高島市海洋・

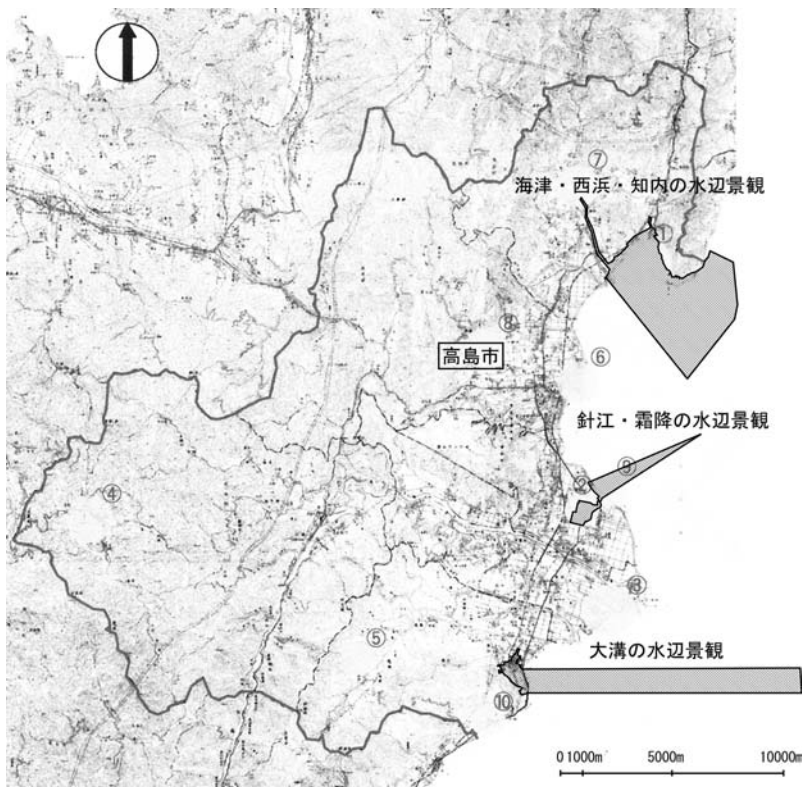


図 5-2 高島市の3つの重要文化的景観の指定区域分布

西浜・知内の水辺景観」「高島市針江・霜降の水辺景観」「大溝の水辺景観」の3ヶ所の重要文化的景観²⁾が存在する(図5-2)。高島市の面積は69,300haであるが、重要文化的景観地区は、それぞれ、「高島市海津・西浜・知内の水辺景観」が1,842ha、「高島市針江・霜降の水辺景観」が296ha、「大溝の水辺景観」が1,384haであり、合計3,522haとなる。これら重要文化的景観地区の面積は、高島市の面積(69,300ha)の5.1%である。尚、高島市では、水域を積極的に重要文化的景観地区としているため、これら重要文化的景観地区の面積の過半は水域である。

それぞれの文化的景観地区には、別途景観形成推進区域として、景観形成基準が示され、より詳細な規制を受けている。景観形成推進区域では、建築物、工作物、その他の3項目に渡って、規制がある³⁾。景観形成基準として示される主な規制は、建築物の外観(様式、素材、高さ等)に関するものである。具体的には、新築・増築・改築・移転・外観を変更する修繕等に関して、建築物やそれに付帯する樹木や塀、擁壁などに関するものと、污水施設や貯蔵施設、送電施設等の屋外の大規模なインフラ施設に対する規制である。その他とされるものに関しては、木竹の伐採、宅地分譲等の開発行為、水面の埋め立て又は干拓、土地の形質の変更が含まれている。高島市の規制内容は「一配慮する」「一とすること」といった曖昧な言い回しが多く、具体的な数値基準には、ほぼ踏み込まれていない。

景観形成の推進は、高島市の景観担当部局が行い、文化的景観保存計画を踏まえ、関係する町内の土木・観光・商業・農業・環境・教育部局等の連携体制により、保全活動を行うものとしている。又、地域住民の声を取り入れ、希望に沿った計画策定のため、保存活用委員会を基盤として、今後の追加選定申出や整備、活用方針の検討を行う「整備計画検討委員会」を立ち上げている。保存活用委員会のメンバーは、大学研究者等の学術研究者や、地元住民の各団体代表、行政関係者らである。重要文化的景観「針江・霜降の水辺景観」保全活動に関する体制は、図5-3の通りである。

針江大川流域の水田地帯や、湖岸域の葭地など非居住域の開発に関しては、高島市景観計画に基づく行為規則の他、表5-4の自然公園法、農業振興地域の整備に関する法律、河川法・文化財保護

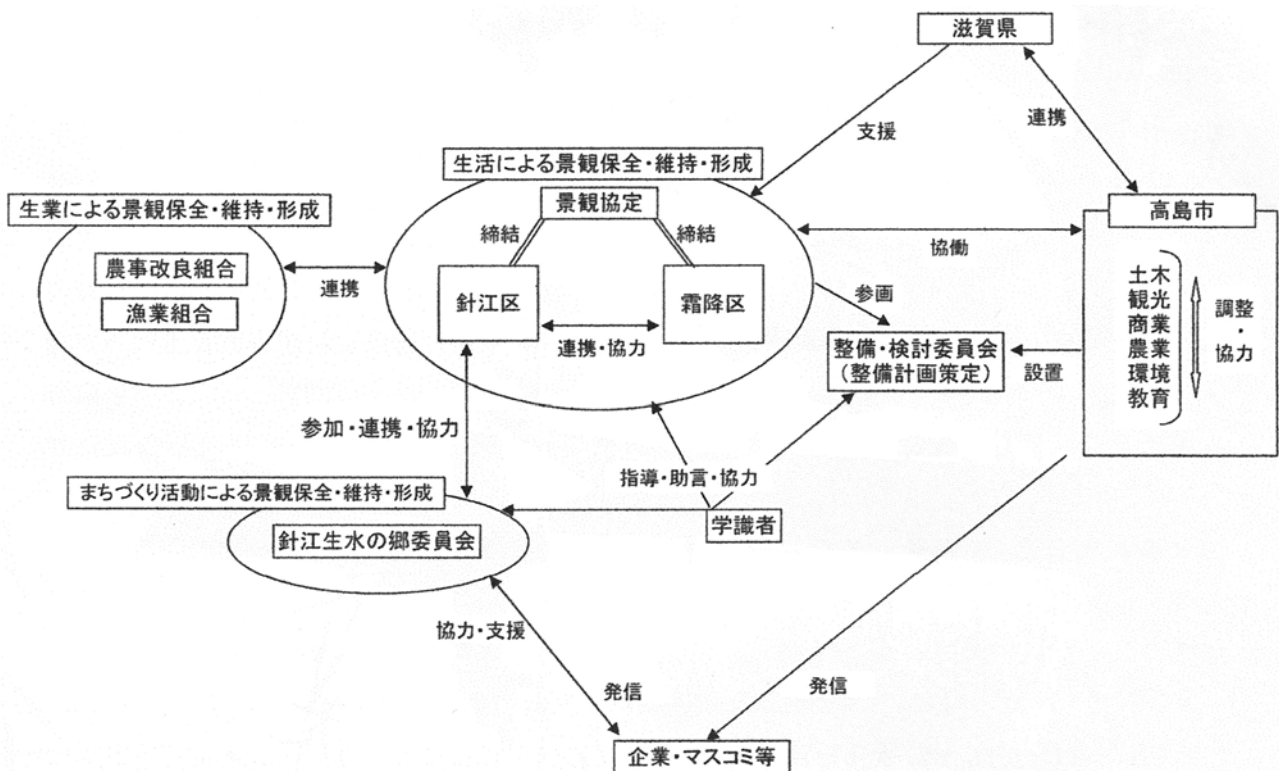


図 5-3 高島市針江・霜降の水辺景観保存・活用体制図 (高島市 (2010))

法・滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例による行為規制がある。

針江地区の湖岸域の葎地に関しては、平成 5 (1993) 年の滋賀県のヨシ群落保全条例にもとづいて、「保護地区」に指定されている。「保護地区」は、ヨシ群落保全区域で区分される「保全地域」、「保護地区」、「普通地域」の 3 つの中で、生態系の保全を図る上で、特に重要であると認められた地区である。針江地区の湖岸域の葎地は、県内 3ヶ所ある「保護地区」うちの一つである。

平成 20 (2008) 年文部科学省令第 24 号により、重要文化的景観の形成に重要な家屋として、重要な構成要素が指定され、移転や除去から保護の対象となっている。具体的には 54ヶ所が、重要文化的景観「針江・霜降の水辺景観」における重要な構成要素であり、うち 45ヶ所が個人宅所有のカバタ、3ヶ所が住宅や宗教施設、酒蔵等、残りの 5ヶ所が河川である⁴⁾。重要な構成要素は、ほぼ「カバタ」で占められている。

以上をまとめると、高島市は現在全域が景観計画区域であるが、重要文化的景観「針江・霜降の水辺景観」は、景観形成推進区域として、景観形成基準によって詳細な規制を受ける。内容としては、物質的環境を改変する開発等を禁ずるもので、新たな建造物の姿形に「点」で制限する内容である。針江大川流域の水田地帯や、葎地などの非居住域では、更に別途規制が存在し、「面」の開発規制によって、規制内容を補完している。いずれも、物質的変更を禁止する内容である。

又、文部科学省令により、重要文化的景観の形成に重要な建造物は、保護の対象となる。対象は「カバタ」が過半を占め、これも姿形に関する「点」での保全と言える。

景観形成の推進は、行政主体で行われるが、学識経験者や地域住民の声を吸い上げる、新たな協

働も行われている。

景観地区	根拠法令	行為規制の内容
1. 全域	都市計画法	全域が都市計画区域（用途地域指定なし）内。建築物等の新築、改築等に際して、建築確認申請の届出が必要である。
2. 針江大川流域の水田地帯	農業振興地域の整備に関する法律	水田部分はほぼ全域が農業振興地域の農用地であり、農地以外の利用については許可が必要である。
3. 湖岸地域	自然公園法 河川法 文化財保護法 滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例	<p>地域内の湖岸沿岸部はほぼ全域が自然公園地域琵琶湖国定公園（第3種特別地域）、また琵琶湖については琵琶湖国定公園（第2種特別地域）で、地域内での工作物の新築・増築・改築、木竹の伐採、広告物の掲出・設置または工作物への表示、屋根・壁面・堀・橋・鉄塔・送水管等の色彩の変更等に対する制限がある。</p> <p>針江大川の河口部分および琵琶湖は一級河川であり、河川の流水の占用、土地の占用、土石等の採取、工作物の新築・改築又は除去、掘削、盛土または切土に対しては許可が必要である。</p> <p>周知の埋蔵文化財包蔵地（針江浜遺跡）で土木工事等を目的として発掘をするときは文化庁長官に届出が必要である。</p> <p>湖岸一帯のヨシ群落は県条例に基づく保全地域であり、建築物その他の工作物の新築・改築・増築・鉱物の採掘または土石類の採取、水面の埋め立て又は干拓、宅地の造成、土地の開墾その他土地の形質変更、立木の伐採、ヨシ等の採取又は損傷等の場合は知事の許可が必要である。</p>

表 5-4 土地利用規制法等による行為規制（『高島市針江・霜降の水辺景観』保存活用事業報告書」2010）

③ 行政による重要文化的景観「針江・霜降の水辺景観」に対する保全活動

『高島市針江・霜降の水辺景観』保存計画』には、保存管理に関する方針が示されている。水系に関しては、「カバタ」や水路の保存、湧水や河川・琵琶湖の水質保全が示され、棲息する動植物（外来種除く）や、葎群落の成育・繁殖環境を整え、生態系を維持すること、としている。保存対象には、それらを保全・活用する地域コミュニティの活動や、漁場、草刈り場としての葎地の機能といった無形の対象も含まれている。

景観保全に関しては、「カバタ」や集落景観の維持保全が謳われ、災害防備を目的として、新築や改修の際は、既存の文化的景観に配慮することが、記載されている。カバタの湧水の使用方法や信仰、集落内での祭礼行事の維持や次世代の継承、保全活用調査で明らかになった歴史の変遷の周知といった、無形の文化や知識の保全にも、言及がある⁵⁾。

滋賀県による景観保全の取り組みとしては、第二章で既述の、農村地域の水質や水路に関わる環境保全の動きがある。平成8(1996)年の、農村地域の水質および生態系・景観の保全を目的とした「みずすまし構想」⁶⁾や、平成13(2001)年からの「魚のゆりかご水田プロジェクト」等である。

これら「針江・霜降の水辺景観」に対する、行政主体の環境保全活動の原動力としては、嘉田由紀子知事(2006年～2014年)の存在が大きいですが、同様に、新旭町町長(1999年～2005年)、滋賀県高島市長(2005年～2009年)を歴任した、針江地区出身の海東英和氏の存在もある。海東氏は、新旭町議会議員時代(1991年～1999年)に、「カバタ文化」を守ろうと議会で提案したところ、女性を酷使するシンボルとして、理解されなかったと話す⁷⁾。町長就任後は、嘉田由紀子氏や今森光彦氏と協働し、住民・行政・研究者による景観保全活動を推進した。

2-2. 地元住民による地域環境活動

① 針江地区住民が関わる地域信仰や自治会に関する年間行事

○元旦に年賀式(元朝祭)が行われる。公民館の門松は集落の役員が、日吉神社の門松は日吉神社の宮総代と八講が分担して作る。「八講」は、針江地区の28才から30才までの、既婚者から選ばれた世話人である。

○針江住民の檀家は正傳寺に参り、住職から説法をいただく。

○正月の針江公民館での年始挨拶の際に、区長のくじ引きにより当たった家が、地区代表として伊勢参りを行い、御札を1枚買ってきて公民館に祀る。

○愛宕神社の祭りは、小池集落だけの祭礼であり、1月と6月の年2回行われる。「愛宕講」の講員によって執り行われ、講員の家々を順番に宿として、共同の願いを込めて飲食を共にし、懇親を深める。講員は旅費を積み立て、年一回の抽選に当たった者は、京都の総本社・愛宕神社に代参して、御札をもらう。

○1月20日と11月30日の年2回、「タナカミさん」という一年の豊穰を願う神事がある。特に祠はなく、各家の倉が祠となる。1月20日に田の神が山から里に降りてくるとされ、11月30日

に田の神を山に送り出す為、お供えをする。春は若狭湾の魚を焼いて供え、秋は生きたままの琵琶湖の魚を供え、翌日琵琶湖に放流するという。

○ 4月20日に行われる木津地区の波爾布神社の祭礼は、木津地区と饗庭・熊野本・旭・針江・深溝の旧五大字の祭礼である。かつては神主と氏子総代が御輿をかつぎ、湖近くの3箇所御旅所を巡り、それぞれで祭典を行った。現在は御輿の担ぎ手がなく、役員だけが集まる。

○ 5月3日には、針江地区の日吉神社の祭礼が行われる。かつては5月11日に行われていた。日吉神社の祭礼では、「八講」と呼ばれる、28才から30才までの既婚者から選ばれた世話人を中心に、執り行われる。公民館を出発し、御輿行列が練り歩く。水への感謝と家内安全、豊作祈願の祭礼である。祭礼前日には宵宮太鼓という行事があり、新婚・新築の家に太鼓等を持った若い衆が押しかけ、彼らに振る舞いをするしきたりがあった。一度廃絶したが、昭和28(1953)年に復活した。

○同日5月3日に、深溝地区の日吉二宮神社の祭礼も行われる。深溝・霜降・山形地区と、小池集落の人々が参加する。日吉二宮神社の祭神は、比叡山の勢力拡大と共に、麓の日吉大社から広がったとされる。別名「二宮大権現」とも言う。

○ 9月16日には、針江集落の火の守り神である秋葉神社の大祭礼がある。大人衆と呼ばれる世話役の長老たちが全員集まり、幟を立て、神主を呼び祭りをを行い、その後公民館でナオライを行う。これ以外にも、大人衆は毎月一人ずつ交代で16日にお供えする。

○ お盆(8月13日～15日)には、「オショライさん」と呼ばれる先祖の精霊送りがある。かつては、滝瀬川で線香を川に流したが、現在は環境保護のため禁止されている。

○ 12月には、注連縄づくりがある。秋に収穫したもち米の稲藁が用いられる。かつては集落の役員と日吉神社の宮総代3名、八講3名で行っていたが、今は集落の人々に呼びかけ、注連縄づくりの伝承につなげているという。

○ 他、近隣集落参加の「町民運動会」、針江地区の「夏祭り」「秋祭り(文化祭)」がある。

② 針江・生水(しょうず)の郷委員会の取り組み

水道普及の際、針江地区の住民には、反対や戸惑いの声があったという。一方、上水道の敷設の翌年、昭和58(1983)年頃の針江住民の反応としては、「カバタ」を後ろ向きに捉えていた⁸⁾。

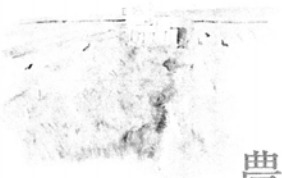
平成16(2004)年放映のNHKドキュメンタリー番組を撮影した今森光彦氏によると、撮影準備時、湧水の利用自体の存続はあったが、集落の約8割以上の人が「カバタ」に蓋をしていたという。しかし、閉蓋後10年経っていなかったこと、又、放送後の反響が大きかったことにより、住民が「カバタ」の大切さに気付くようになったという⁹⁾。針江住民が「カバタ」への理解を深めるきっかけとなった活動に、住民有志によるガイドツアーの存在がある。ここでは、そのツアーを企画・運営する、「針江・生水の郷委員会」の取り組みについて、整理する¹⁰⁾。

エコツアーと呼ばれる、このガイドツアーこの取り組みは、番組放映後、針江地区への訪問客が個人宅の「カバタ」に無断で立ち入る機会が増えたため、平成16(2004)年に始められた。個人



カバタ(川端)文化

一つひとつのカバタから、無数の水産が生れます。それらはやがて琵琶湖に流れ込みます。この一連の水の流れが、針江に暮らす人々の「思いやり」と「信頼」の絆を作り出します。その絆は争いもおしりかきと人々の間に受け継がれています。



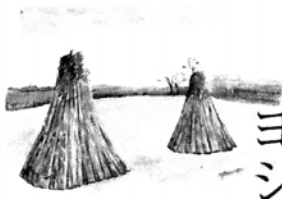
農

田んぼは琵琶湖と水脈でつながっています。水のきれいな針江の田んぼには、琵琶湖からコイやフナ、ナマスなどが産物としてやってきます。針江では、このよりに生き物が育つ田んぼの再生を、様々な地域の人々と一緒に取り組んでいます。



漁

針江の生水は、針江大川に集まって琵琶湖に使われます。漁師さんは、コイやフナ、ピマス、アユなどの魚を獲って生計を立てています。いつまでも、安心して、自然のめぐみを得られるように、さまざまな生き物が育つ琵琶湖を守っていきたく考えています。



ヨシ

針江の田んぼには、琵琶湖一のヨシ帯があります。人々は、12月のヨシ刈、2月のヨシ焼きなどを行い、貴重なヨシが育つ環境を守っています。それは、ヨシがびわ湖の水質浄化に大きく貢献し、いろんな生き物の産卵や育成のために重要な場所だからです。



針江の生水の郷委員会

針江には、田んぼにはおなじみで、そこの環境の中で、人と水・生き物が共存しています。それが琵琶湖を守り、人々の豊かな心につながります。針江生水の郷委員会は、多くの人々にこの「生水の郷」を学びの場として、生水「生きた水」を実感していただきたいと考えています。

図 5-5 里山水博物館パンフレット(上図:表紙)(高島市(2010))

宅にある「カバタ」や、針江大川流域の水田、葭原等を見学するものである。平成 22 (2010) 年に重要文化的景観に選定される、6 年前のことである。

エコツアーでは、予約制で申し込む個人やグループを、住民が有料で案内するものである。地元住民ガイドには、高島市の地域通過の形で御礼が渡され、ガイドを含めた会活動の持続性を高めている。又、ガイドによって得られた資金は、景観を活かしたまちづくりに必要な環境整備や、企画立案の自主財源でもある。現在の訪問客は、年間約 8000 人にのぼり、その国籍は日本の他、オセアニア諸国やヨーロッパ等に及ぶ。

「針江・生水の郷委員会」は、他市町村における「まちづくり委員会」に該当し、針江区の組織として位置づけられる。

「針江・生水の郷委員会」のメンバーは、住民への公募で決まっている。メンバーには、「カバタ」を所有しない人も含まれるが、針江住民に限定されている。平成 20 (2008) 年時点で、70 数名の正会員によって構成されている。

「針江・生水の郷委員会」は、平成 18 (2006) 年に針江区と協定を結び、針江大川下りなどの活動を、区と一体で

行っている。「針江・生水の郷委員会」では他に、平成 16 (2004) 年に始まった藻刈りツアーの企画立案も行っている。又、夏祭りや秋祭りなどの地区の行事も「針江・生水の郷委員会」として参加する。更に、針江地区の老人会を中心として、竹藪の再生に取り組み、エコツアーでは竹製のコップを渡して、水脈ごとの「カバタ」の利き水を行っている。

平成 19 (2007) 年には、針江里山水博物館構想から、子どもが水や農業、漁業について、学習の機会を得る取り組みが始まっている。農地、琵琶湖、「カバタ」は皆、博物館であり、自然そのままの姿を博物館に見立て、体験してもらおうという構想である(図 5-5)。企業主導で大型バス環

境客を誘致した結果、まちの方向性を見失った各地の実態を視察し、その後「針江を観光地にしない」という方針が打ち立てられ、こうした構想が生まれたという。現在も、基本的に集落に土産物屋や自販機は置かず、エコツアーも、個人による申し込みに限定している。

③ 針江住民の日々の意識と環境行動

『高島市針江・霜降の水辺景観』保存計画』には、「孫と子に伝えたい」文化的景観についてのアンケート」が付帯する¹¹⁾。この調査の対象は、針江在住の全世帯主で、配布数 163 に対し、116 (71.2%) 世帯からの回答を得ている。調査は平成 21 (2009) 年 9 月~10 月に行われた。調査主体は、針江区・高島市教育委員会であり、分析には、調査主体の他、滋賀県立琵琶湖博物館が協力している。以下、このアンケート結果を引いて、針江住民の日々の意識と環境行動を整理する。

調査内容は、準備として行われたワークショップから、テーマが絞られている。住民から提起のあった要素とは、①伝統的な水環境利用システムについて、②ヨシ刈りにおける湖岸域との関わり、③「モノケ (伝統的高床倉庫)」「焼き板 (外壁) の家並み」や宗教施設等の施設、の 3 つである。実際の調査には、これら 3 要素に加え、景観保全上重要だと考えられる「カバタ」の維持管理や、まちづくり、訪問者による観光等について、設問が設けられている。

基本的な回答者のプロフィールとして、性別や針江区で生活するきっかけ、居住歴に関しては、図 5-6、5-7、5-8 の通りである。回答者の年齢層は高めで、「農地所有者」が 61 名 (回答者の 52.6%)、「耕作者」が 15 名 (回答者の 12.9%) である。一方、「農作業をよくする」と回答した人は、45 名 (回答者の 38.8%) であり、「耕作者」と答えた回答者は、販売農家であると想定される。尚、回答者の約半数にあたる 41 名が、「自宅にカバタがある」と答え、「今はない」と答えた人の半数近くの 24 名が、「かつてカバタがあった」と答えている。

次に、図 5-9 から図 5-12 は、日々の具体的な環境行動を領域別に表したものである。湖岸域においては、湖岸に関する図 5-9 と河川・水路に関する図 5-10 が、耕作地においては、図 5-11 が、集落居住域においては、図 5-12 が対応している。そして「よくする」「ときどきする」の回答が約半数を占める地域環境行動としては、湖岸域では「ヨシ刈り」と「川掃除」「散歩」「生き物観察」

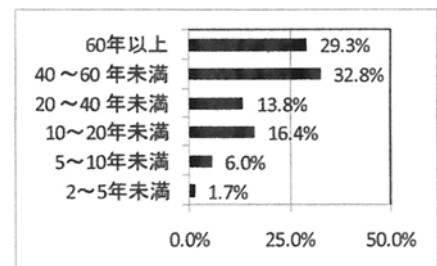
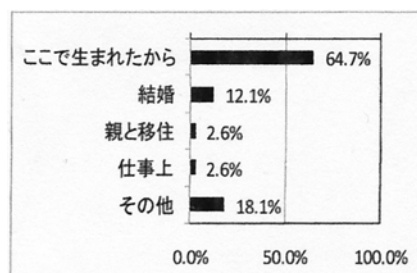
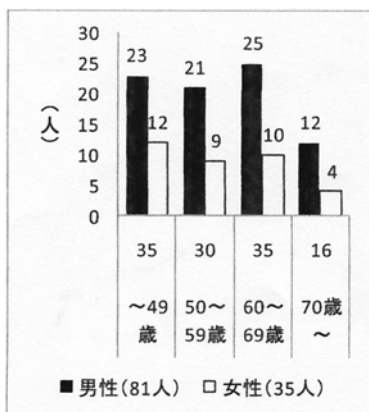


図 5-6 回答者の性別・年齢階層 共に (N=116) (高島市 (2010))

図 5-7 針江区で生活するきっかけ

図 5-8 居住歴からみた回答者の構成

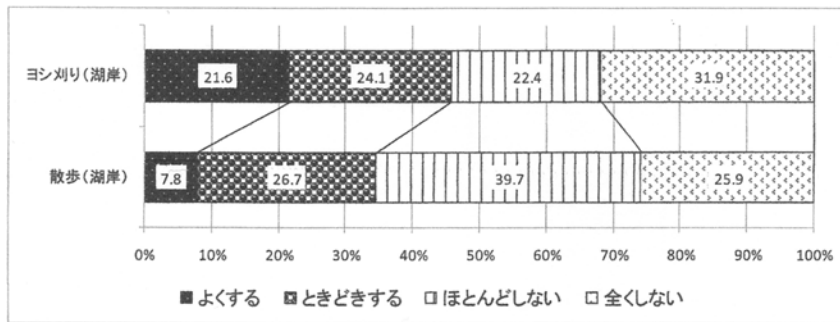


図 5-9 湖岸での環境行動 (N=116) (高島市 (2010))

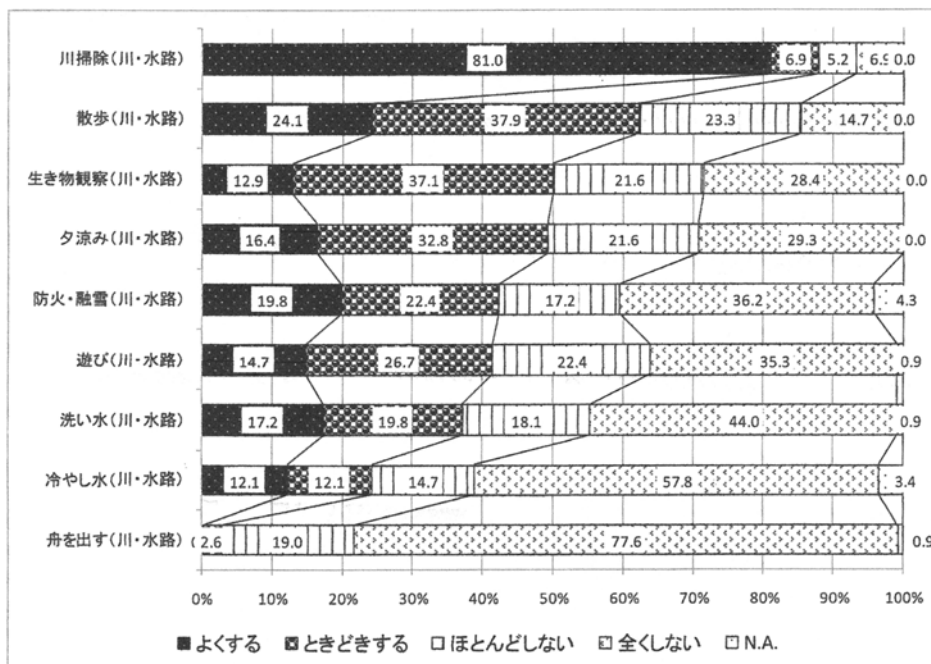


図 5-10 河川・水路での環境行動 (N=116) (高島市 (2010))

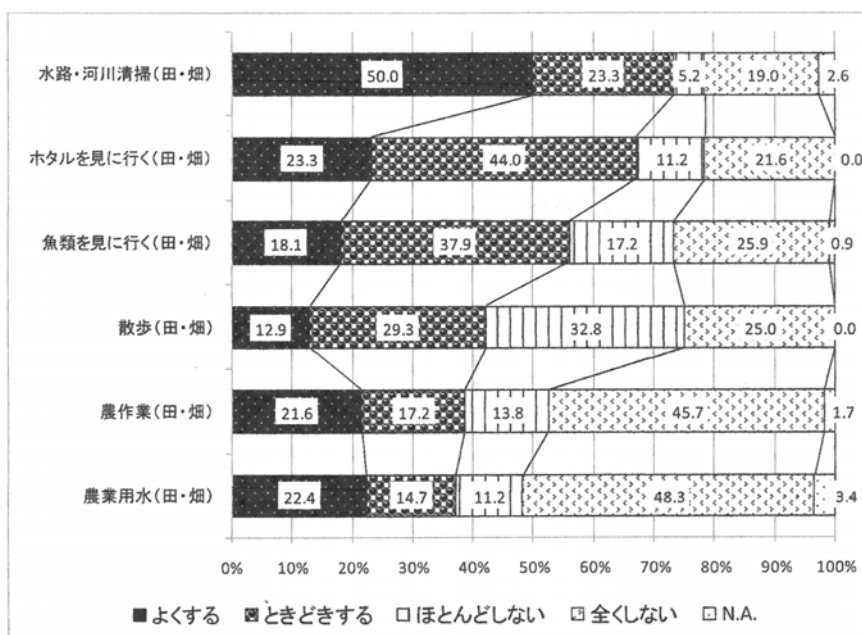


図 5-11 田畑での環境行動 (N=116) (高島市 (2010))

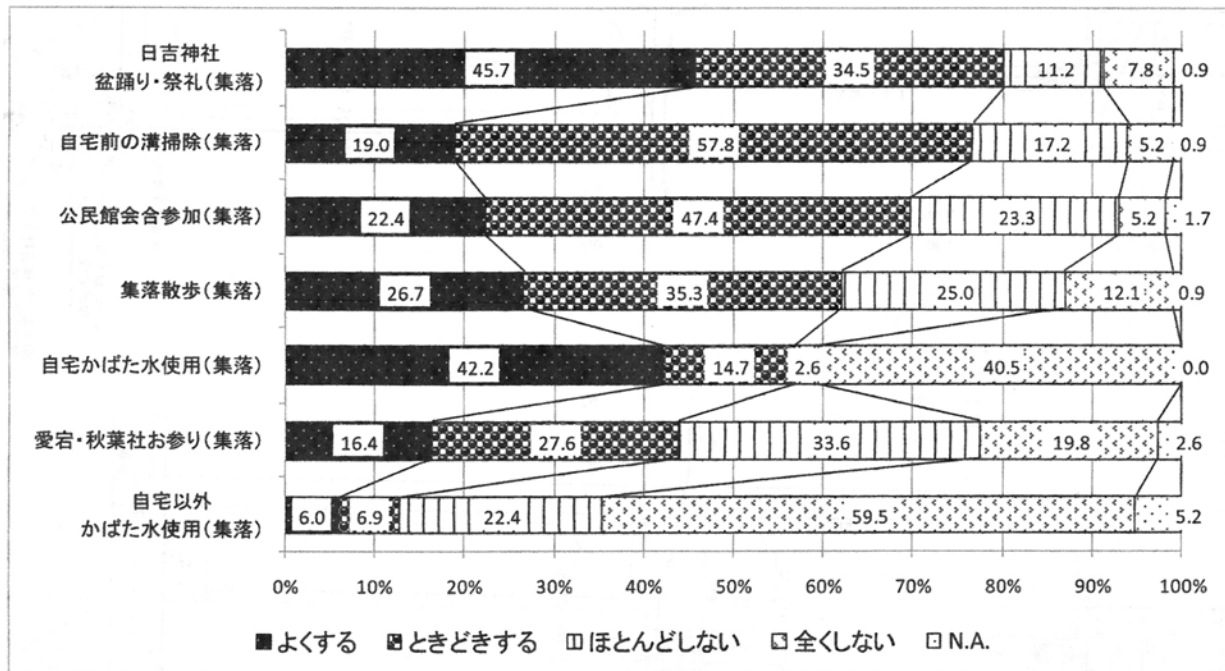


図 5-12 集落での環境行動 (N=116) (高島市 (2010))

「夕涼み」が、耕作地では「水路・河川清掃」「ホタルを見に行く」「魚類を見に行く」が、集落居住域では「日吉神社盆踊り・祭礼」「自宅前の溝掃除」「公民館会合参加」「集落散歩」「自宅かばた水利用」が、挙げられる。つまり、地域環境行動として顕著なものは、伝統的水環境システムに関する活動と、宗教活動に分類できる。それらは集落の決まりや風習によるところも大きいですが、水辺空間に対する関心を動機付けとし、結果的に環境保全につながる自発的の行為も含まれる。

図 5-13 は、「カバタ」の利用者がよく行う、他の環境行動を示したものである。自宅前水路の継承への関心の強さと、統計上最も強く関連性がみられた人々の行動は、「夕涼み」であるという。「夕涼み」の頻度と「外カバタ」伝承への関心も、高い関連性を示している。アンケート分析では、「夕涼み」という、景観からのプラスの利益を享受することと、景観を維持し、創造するための、投資的な活動の連関関係が指摘されている¹²⁾。こうした「give and take」の関係の元、針江住民の水環境に対する、働きかけの量や質が担保されている。アンケートでは、農業に関わる人ほど、「水田に魚類を見に行く」、あるいは、「ホタルを見に行く」頻度が高いという結果も出ている。生業活動の場で、特定の景観との関わりが深いほど、環境行動に対する好意が増すという傾向がある。

又、図 5-14 は、「伝承への関心」(x) と「愛着」(y) の相関係数 (平均点からの相対性) を示すものである。図 5-15 では、先に述べた環境行動に関わる、水辺空間や宗教施設に、「継承への関心」が高い結果である。一方、「焼き板の外壁」や「モノケ (伝統的倉庫)」といった建造物に対しては、「愛着」に関しては平均的、「継承への関心」に関しては、平均点以下という結果になっている。つまり、住民にとっての愛着とは、視覚的対象からは生まれにくく、行為を通して培われていることが分かる。継承すべき対象についても、物質的な「モノ」そのものよりも、「コト」を表象し

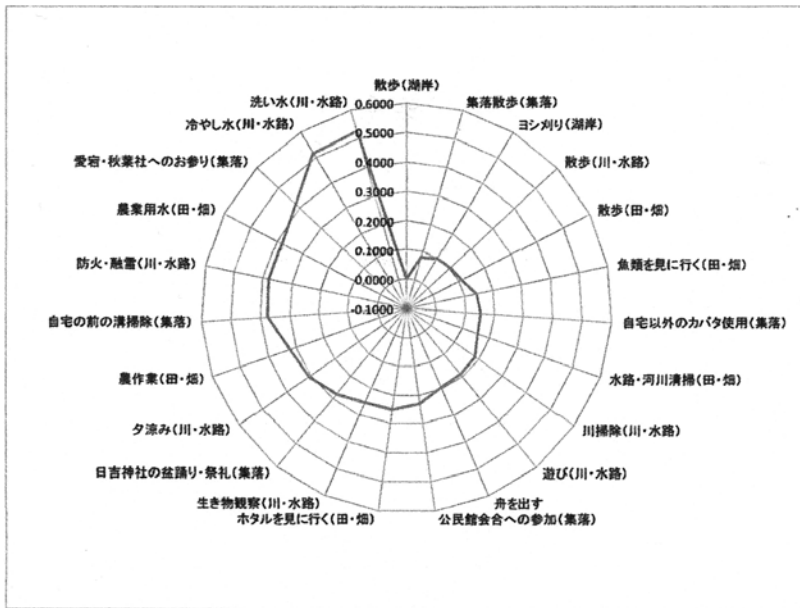


図 5-13 「カバタ」の利用者がよく行う他の環境行動 (N=116)

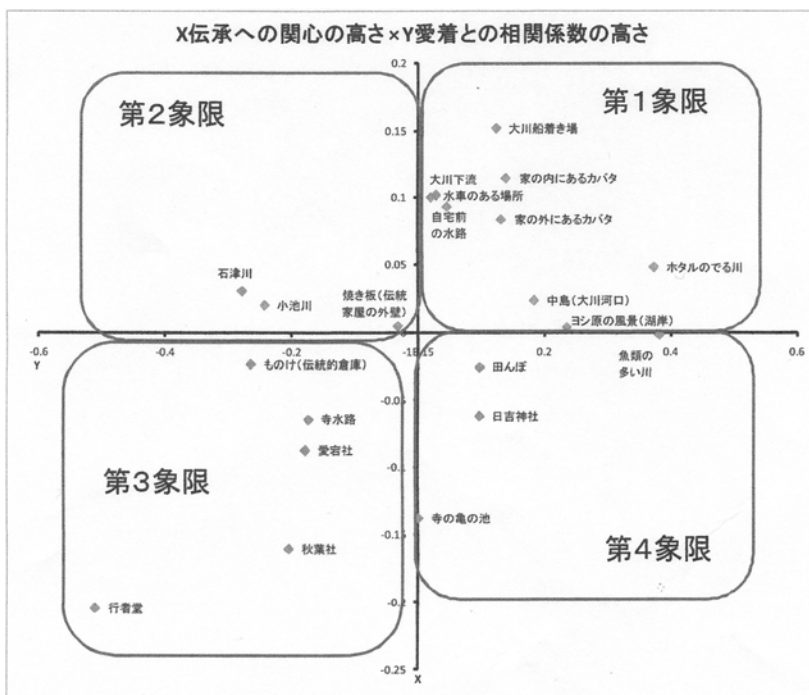


図 5-14 愛着と伝承への関心の強さによる景観要素の分類

た「モノ」に対して、より強く継承の必然性が感じられている。

更に、将来的なまちづくりへの意志については、図 5-15 で示されている。回答者には、新しく開発された湖岸域の住人も含まれる。近代的な利便性よりも、農業や居住地の快適さに特化した、「歴史のある居住地」を選択する回答者が半数を占め、次いで、居住地の利便性を優先する「グリーンツーリズム」が続く。滋賀県の南部地域に多くみられるような「ベッドタウン」や、農業の利便性を第一に推進する「農業活性化」を選択する回答者は、全体の三割にも満たない。

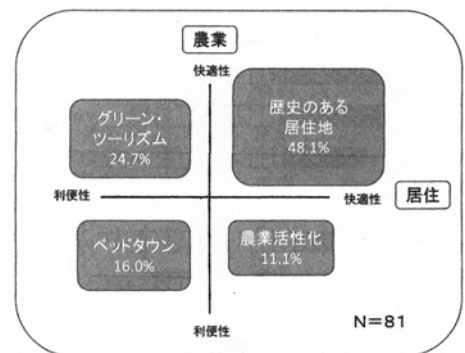


図 5-15 集落の将来像 (全て高島市 (2010))

3 針江地区・重要文化的景観「水辺景観」の現在とそこにある秩序

本節では、景観保全に関わりの深い、共同体や諸活動の特徴を、歴史的に考察する。そして、針江地区生活圏の全体像の特徴を明らかにし、針江地区の景観を成立させる景観の関係性を考察する。

3-1. 地域レベルでの「文化的景観」と現在の地域環境活動との関係性

図 5-16 は、第一章・第二章から明らかになった、地域レベルでの「文化的景観」と、現在の景観の利用・所有形態を示した図である。

対して、図 5-17 は、針江地区住民に関わりのある現在の宗教的祭礼と講を、図 5-18 は、針江住民が主体となる、現在の地域環境行動を示している。そして、現在の針江地区生活圏の全体像と、景観保全に関わりがあると考えられる、地元住民・行政による現在の地域環境活動との関係を考察した結果、以下の6点が明らかになった。

- (1) 針江住民に関わりのある宗教行事や地域環境活動は、重要文化的景観のみならず、地域レベルでの「文化的景観」の景観要素の保全にも、よく対応している。またそれらは、様々な属性の交流の機会でもあるが、その領域は、集落域、或いは、地域を越える場合もある。
- (2) 対して、行政による景観規制の対象は局所的であり、かつ建築重視の傾向がある。又、景観保全活動の範囲は、重要文化的景観の水辺景観を構成する景観要素に、限定的である。
- (3) 針江住民に関わりのある宗教行事には、結果として、共同体の結びつきを強めることにつながるものが多い。又、針江住民が主体となる、景観保全に関連があると考えられる地域環境活動の特徴は、個の意識や精神を媒介として、間接的に景観保全が導かれる点にある。
- (4) 現代の針江住民主体の地域環境活動は、淘汰された諸活動（講）を、補完する役割があると考えられる。
- (5) 針江住民に関わりのある信仰上の年間行事では、生活圏の四至が繰り返し確認されている。
- (6) 針江住民に関わりのある信仰上の行事、地域環境活動は、その活動主体の規模が大小さまざままで、重層的である。

(1) (2) (3) は連関している。地域レベルで中世から継承された「文化的景観」の景観要素と、それらの景観保全に連関関係の考えられる地域環境活動との対応関係を、表 5-19 で表す。

(4) に関して、元来、講は、宗教的な目的のために結成された、信仰集団であった。時を経て、経済的な組織や、社交を目的とする組織を、総じて講と呼ぶようになったという。経済的な組織としての講は、共同体での貸し付け制度でもあり、代参制度は、借金返済に窮した者への救済策であった。講には、日常からの自由、娯楽としての位置づけもあった。その枠組みは集落内にとどまらず、遠隔地の自然や霊山と結ばれていたことも特徴である¹³⁾。明治期に全盛であったが、集落の地縁的結同関係の弱体化、宗教の形骸化から、多くは時代の流れと共に廃れた。

こうした講の由来から、近年の住民主体の地域環境活動、特に「針江生水の郷委員会」による試

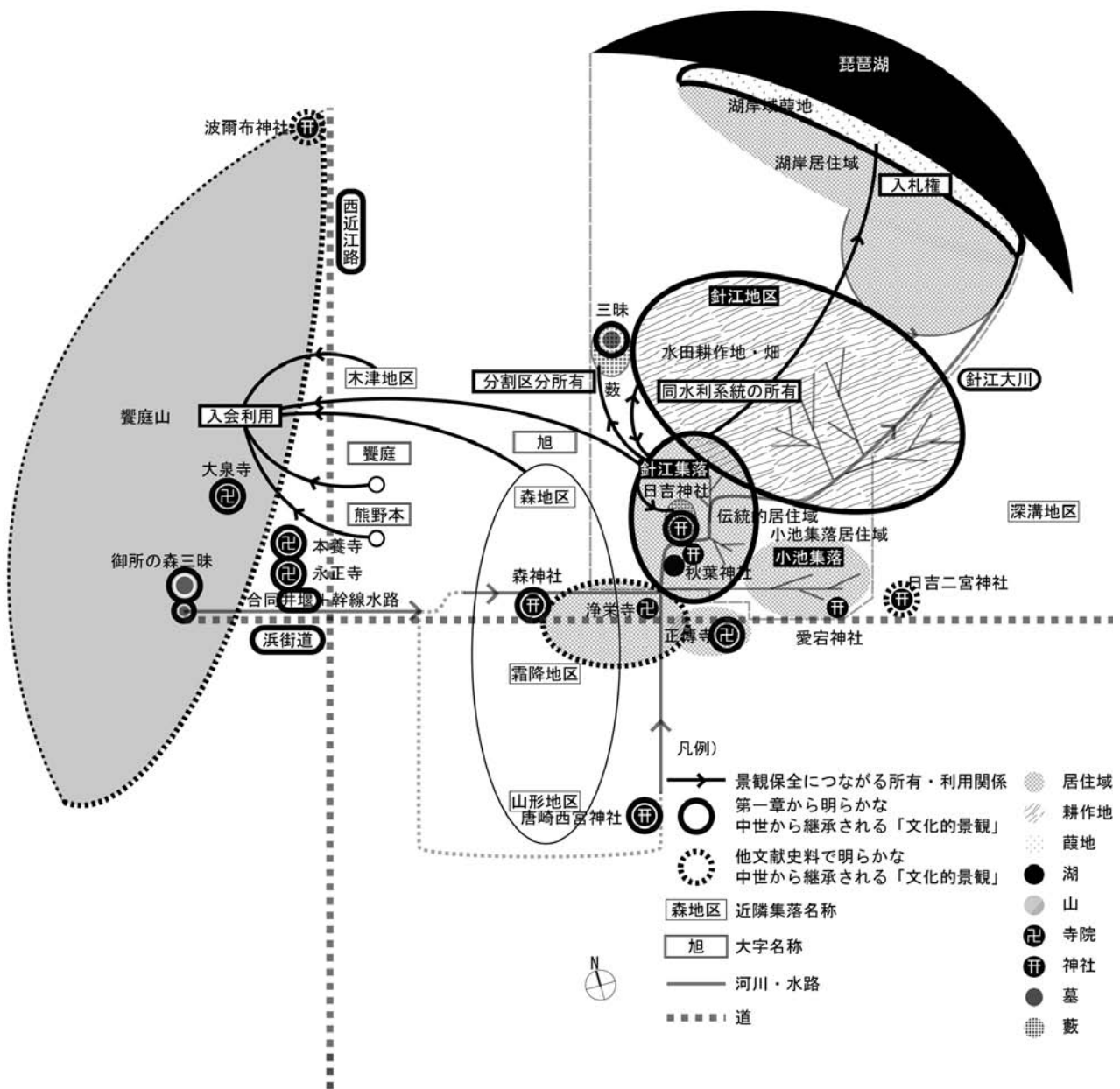


図 5-16 地域レベルでの「文化的景観」における現在の景観要素の利用・所有形態

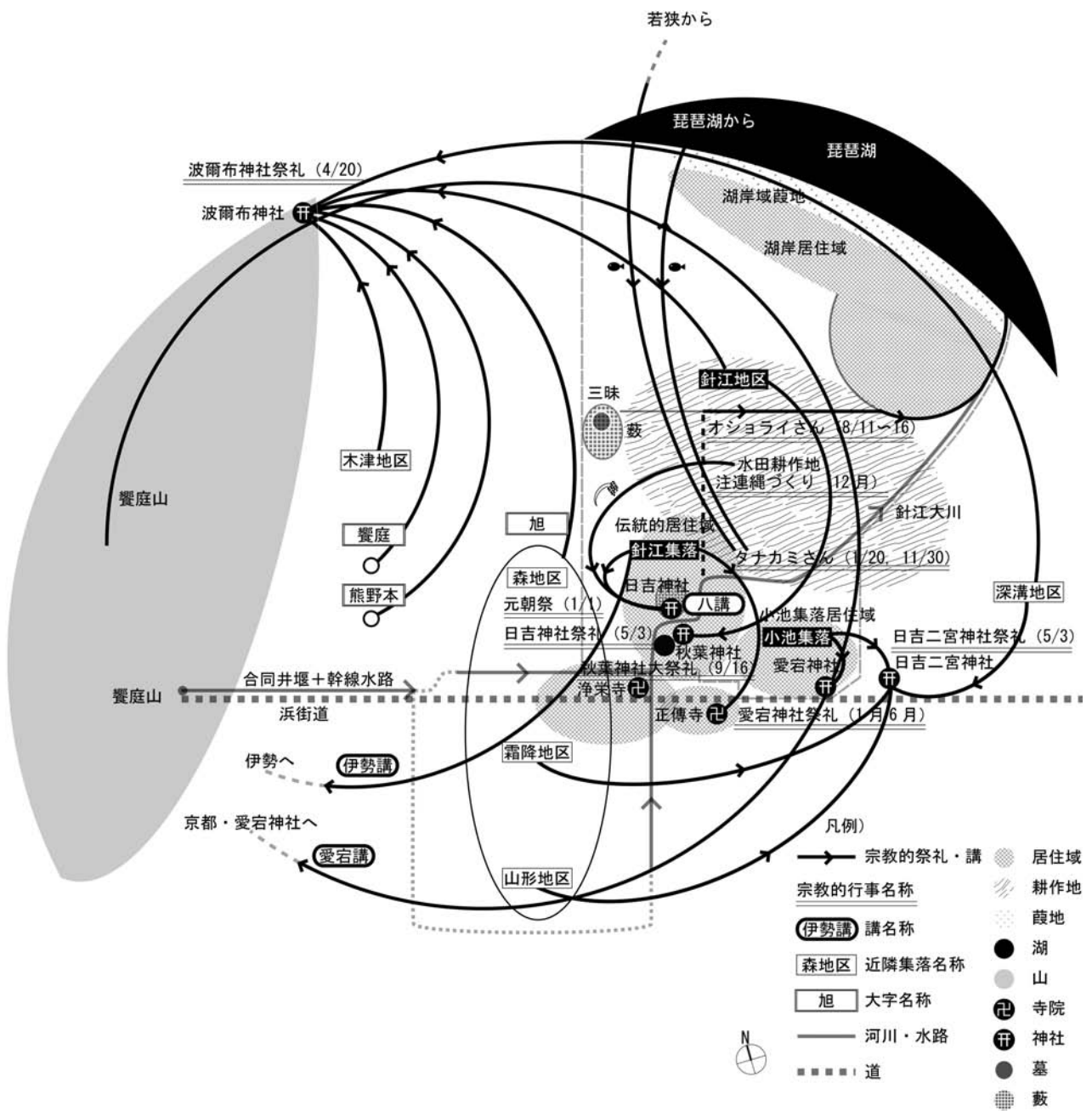


図 5-17 針江地区に関する現在の宗教的祭礼と講

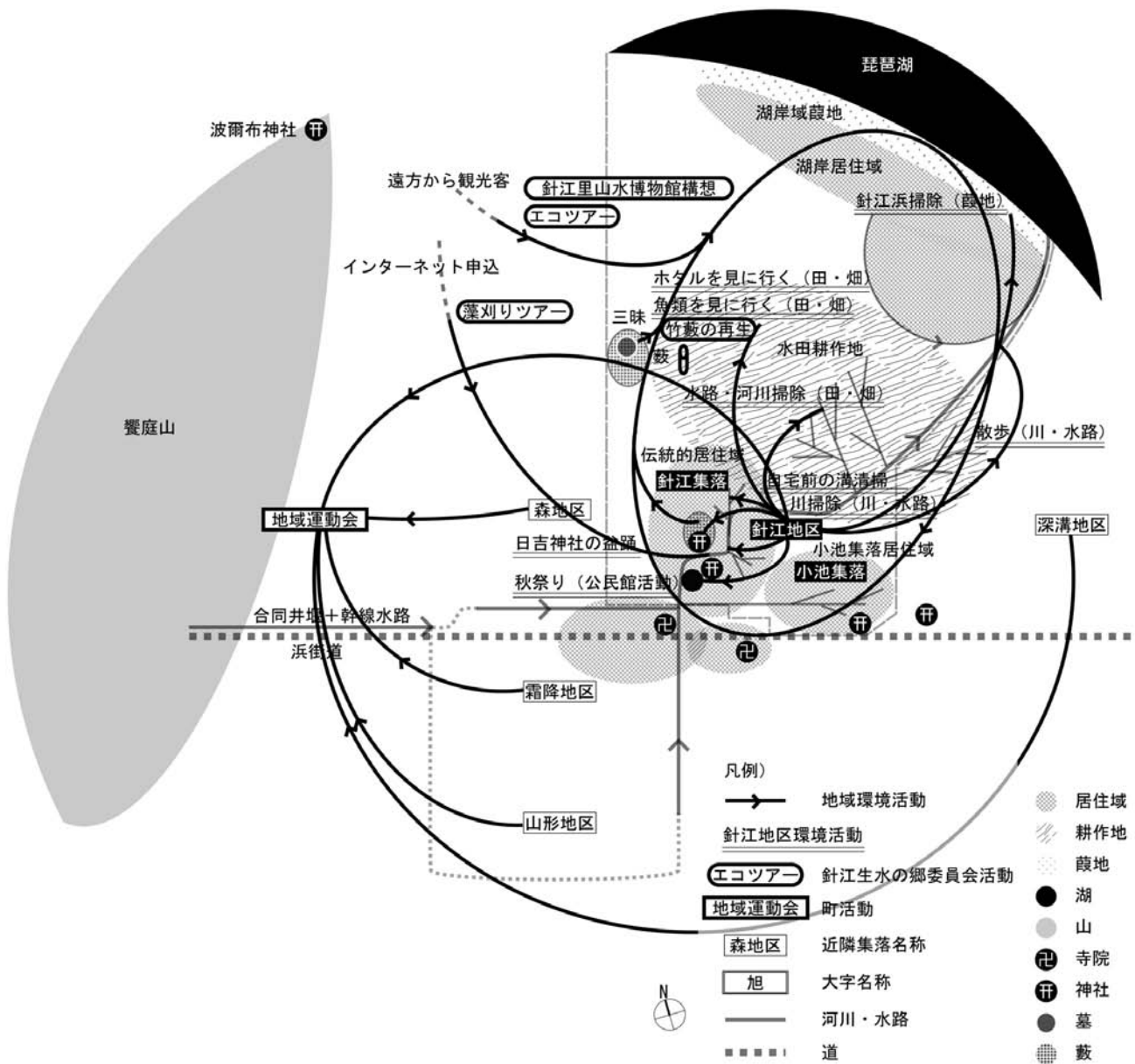


図 5-18 針江住民が主体の現在の地域環境活動

中世から継承された「文化的景観」	饗庭野	入会山利用（入札） 波爾布神社の祭礼 町民運動会 タナカミさん	都市計画法による規制 高島市景観計画法による規制
	合同井堰	河川・水路の清掃 日々の耕作 日々のカバタ利用 耕作地の集落外所有 波爾布神社の祭礼 町民運動会 タナカミさん	都市計画法による規制 高島市景観計画法による規制
	浜街道	日々の交通	都市計画法による規制 高島市景観計画法による規制
	墓地（藪地）	藪地の分割区分所有 老人会での竹藪の再生 （エコツアーでの竹コップ利用）	都市計画法による規制 高島市景観計画法による規制
重要文化的景観地区	耕作地	日々の耕作 河川・水路の清掃 魚類・ホタルを見に行く 散歩 エコツアー 藻刈りツアー 針江里山水博物館構想 注連縄づくり 饗庭野利用の入札 波爾布神社の祭礼 町民運動会	都市計画法による規制 高島市景観計画法による規制 景観形成推進区域の景観形成基準による規制 農業振興地域の整備に関する法律による規制
	湖岸域 （藪地・河川）	ヨシ利用（入札） ヨシ刈り・河川清掃 オカズ穫り（漁撈） エコツアー 針江里山水博物館構想 オショライさん タナカミさん供物	都市計画法による規制 高島市景観計画法による規制 景観形成推進区域の景観形成基準による規制 文部科学省令第24号による重要な構成要素の指定 自然公園法による規制 河川法による規制 文化財保護法による規制 滋賀県ヨシ群落保存条例による「保護地区」の指定
	カバタ	日々のカバタ利用 自宅前の清掃 水路の清掃 夕涼み エコツアー 針江里山水博物館構想 正傳寺講 日吉二宮神社祭礼	都市計画法による規制 高島市景観計画法による規制 景観形成推進区域の景観形成基準による規制 文部科学省令第24号による重要な構成要素の指定
	日吉神社	日吉神社祭礼 盆踊り・自治会祭他公民館活動 藪地の分割区分所有	都市計画法による規制 高島市景観計画法による規制 景観形成推進区域の景観形成基準による規制

┃ 付は、直接的景観保全を示す。

表 5-19 中世から継承された「文化的景観」とその景観保全に連関関係の考えられる地域環境活動

みを考察すると、淘汰された講の役割を、補完していると考えられる。かつての講は、遠くの自然へ出向き、現代の諸活動は、都会からの訪問客を招き入れるという点で異なるものの、自然を媒介にした、集落外に向けられた広域な結びつきという点では、共通している。

(5) に関しては、宗教的な年間祭事では、季節ごとに、居住域周辺に存在する、近い自然の確認が行われている。周囲の自然を、居住域に取り込む行為とも考えられる。柳田国男によれば、山の神、水の神、田の神は本質的に同じ神であり、共同体を包む自然と一体化した祖霊であるという。つまり、「祖霊」「ご先祖様」とは、死後に自然と一体となった人達を意味する。日本人には、死後の霊は永久に国土に留まって、そう遠方には行ってしまわないという、根強い信仰があるとされる¹⁴⁾。針江地区では、オショライさん（精霊送り）での排水と重なる行程や、比良山から湧き出て琵琶湖へ還る「生水（しょうず）」という呼称に、こうした祖先への意識の現れがある。宗教的な行事とは、祖霊の居る近隣の自然と、人間の居る居住域とを相対化する行為であると考えられる。

(6) について、図 5-20 で、針江地区の景観保全に関係すると考えられる、現在の宗教や講の主体における関係性を、模式的に示している。(4) を踏まえ、図には、「針江・生水の郷委員会」の諸活動に関する関係性も記載している。

図 5-20 から、針江地区の個人は、辻子¹⁵⁾や隣組組織といった小さなまとまりから、規模の異なる複数のまとまりに属性のあることが分かる。かつて針江地区には、針江集落と小池集落という2つの独立共同体が存在し、これらは、宗教上の結びつきと符合していた。又、饗庭野（熊野山）の入会利用と波爾布神社の氏子圏は重なる。かつての共同体は、宗教的な結びつきと一致していたが、

現在は、宗教的な活動、非宗教的活動が混在し、さまざまな属性から成る。

次項では、これらから浮かび上がった、「祖霊」、「自然」、「信仰」、「共同体」といった概念について、相互の関係性を明らかにするべく、考察を進める。

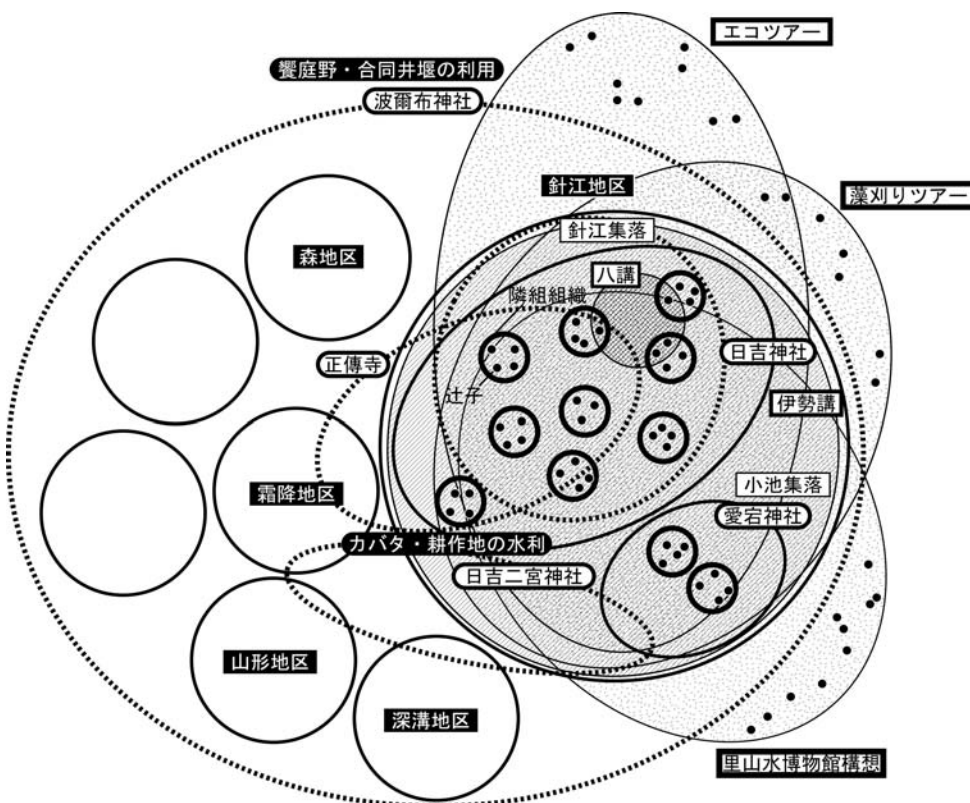


図 5-20 針江地区の景観保全に関連があると考えられる諸活動の結びつき

3-2. 信仰・共同体・生活圏の関係

奈良時代の行基・平安時代の空也以来、橋をかけ、道路を拓き、船津を作り、泊を修造したのは僧侶であった。中世にさかんに行われた、これら都市土木開発的「勸進」や、葬送に関わったのは、僧侶だったのである。平安初期・9世紀以降、公認された山林修行により、多くの寺社が山林に建立された。よって、現在の景観の関係性を考察する際でも、その背景として、仏教的世界観を看過することはできないと考えられる。ここで、日本の仏教的世界、伝統的の死生観について整理する。

一乗仏教とは、「生きとし生けるものすべてが、仏に成り得る」と説く仏教である¹⁶⁾。誰もが仏になれる「一乗」の概念は、「法華経」に基づく思想である。この仏教概念は、中国天台宗を開いた智顛によって、理論と実践を完備した体系となった。

日本の仏教において、一乗仏教と深い関わりを持っていたのは、聖徳太子であった。豪族の対立の激しかった時代に、一つの国家を作り上げる理想として、一乗仏教の思想を取り入れたとされる。奈良時代¹⁷⁾には、諸国に国分寺が設けられ、これら国分寺は一乗思想を基盤にし、日本国中に一乗仏教的、総括的思想を流布した。

最澄による日本天台宗の精神も又、一乗仏教にあった。針江地区は、中世、天台宗直轄の木津荘園に属する。比叡山は、後の日本仏教を率いる指導者達の総合大学であり、一乗思想は彼らの精神の拠り所でもあった。一乗思想とは利他を目的とする、大乘精神にある。最澄は、修行の初心者でも、小乗的な修行を経て確実に大乘菩薩僧に育つ、間口の広いプランを組んだ。大乘菩薩僧の養成によって、一乗仏教は日本全体に広まり、その後の日本仏教の礎となった。又、山林修行を特徴とし、山岳信仰と結びついて、修験道が生まれた。

一方、密教を持ち帰った空海による真言宗は、その呪術的性格が護国・鎮守と結びつき、新しい政治秩序の確立に呼応する。ここから勸進を行う「聖」が多く出、民衆の中に分け入り、土木工事や医療に貢献した。以降、方法論の異なるさまざまな宗派が派生するが、これら平安仏教が、日本仏教の大きな源流であると言われる¹⁸⁾。

釈迦仏教における基本的な思想は、「縁起」という構造原理に象徴される。一切の結果は、直接的原因（因）と、間接的原因（縁）の作用によって、生じるものである。「縁起」とは、結果と原因を結ぶ関係性を意味する。よって、「縁起」は、作られるものではなく、生まれるものである。ここから、固定化した不変的自我は存在しないという「無我」が、「空（現実世界の否定）」でも「仮（現実世界の肯定）」でもない「中道（二つのどちらにも依らず、統合的に客観視すること）」が、そして「中道」へと導く精神のあり様である「慈悲」が、説明される。

柳田国男によると、人は、三十三回忌、稀には四十九年五十年の忌辰の「吊り上げ」又は、「問いきり」と称する法事の日をもって、先祖になるという¹⁹⁾。「私」を失い、汚れを払って清められた祖霊は、先祖の霊と融合し、やがて、祖神、氏神へと変容する。

仏教では、かりそめの「私」に執着することが、つまづきの始まりであり、その個性に「私」が見えることが、悲しいと考えられる。そのため、関係性が重要視される。「縁起」である。関係性を通して、「私」を手放す努力をして生きることが、仏へと至る道とされる。仏教理論はやがて

土着信仰と結びつき、「自ずから然りの世界で生きていくこと」が重要とされた。そこで、個である人間が自然と一体化し、自然の一員になることで成仏できるという思想、日本人の伝統的の死生観が育まれたとされる²⁰⁾。

自然崇拝に依る権現思想も、仏陀の智慧を体現する釈迦が仮の姿で現れる神を、自然と同一視する見方である。自然とは、自ずからのままに展開する世界であった。私を捨て去り、仏となった祖霊は、居住域の近くに存在する自然であった。そして、仏への道はすべての生き物に平等であった。

哲学者・内山節は、日本人の自然感、死生感から、日本における共同体の特徴を論じる。「自然と人間が結び、人間が共有世界を持って生きていた精神」が、共同体の古層であるとする²¹⁾。そして共同体は、生の世界だけでなく、死の世界にも展開するという。二つの世界をつなぐのが自然である²²⁾。内山は、居住経験のある群馬県上野村において、里に降りる獣の例を挙げ、夏の畑を荒らしても害獣として駆除されないのは、共同体の一員だと見なされているからだという²³⁾。同様の野生の獣に対する意識は、三重県でも事例がある²⁴⁾。一方、これらの獣は、冬期に猟の対象になる。

一般的に、現在の日本で知られる「コミュニティ」の用語は、人間達の協力関係を作り出す、ある関心に基づいて進められる、活動の単位の意味で用いられている。しかし内山は、コミュニティとは、そうした共同の関心に基づく組織体「アソシエーション」とは異なるという²⁵⁾。そして「コミュニティ」とは、共有された世界を通して生まれる結合体であると主張する。「アソシエーション」は出生、成長、消失するが、「コミュニティ」には、歴史貫通的な成立が認められるからである。

ところが、「アソシエーション」はしばしば、「コミュニティ」へと変化する。つまり、理由があるから結びついてきたはずの組織が、やがて、共有された世界を持つ結びつきへと変化するのである。そこに作用するのは「持続性」を求める心である。共有された世界を持つと、自ずからその結びつきを持続させたいと願う。なぜなら、その結びつきを通して、自分のアイデンティティーを確認することができるからである。

図 5-21 は、針江住民に関わる生活圏の景観要素の配置と、その所有・利用形態を示したものである。各景観要素は、それぞれの特性が生かされ、日本の土着信仰・仏教思想による死生観に相応する、所有・利用形態が存在する。例えば、生業活動を営む場である居住域や耕作地は、「私」的に所有される。対して、祖霊の居る山地や域岸域では、「死における平等」に通じる「公平な入会利用」がなされる。山地から湧き出て湖へと還る「水」は、共同利用の対象であるが、私有地への引き込みもある。変化する存在である。

こうして、景観要素の「公」的利用と「私」的所有は、バランスよく組み合わせられ、針江地区生活圏に、遍く分布する。針江地区生活圏を覆う景観要素の利用・所有形態と、それらの巧みな配置によって、各景観要素に対して、万遍なく、継続的に関心が寄せられ、それが、各景観要素の維持管理への必然性と連動する仕組みになっている。

内山は、日本の共同体の特徴は、自然と人間の共同体としてつくられていることであると述べる。

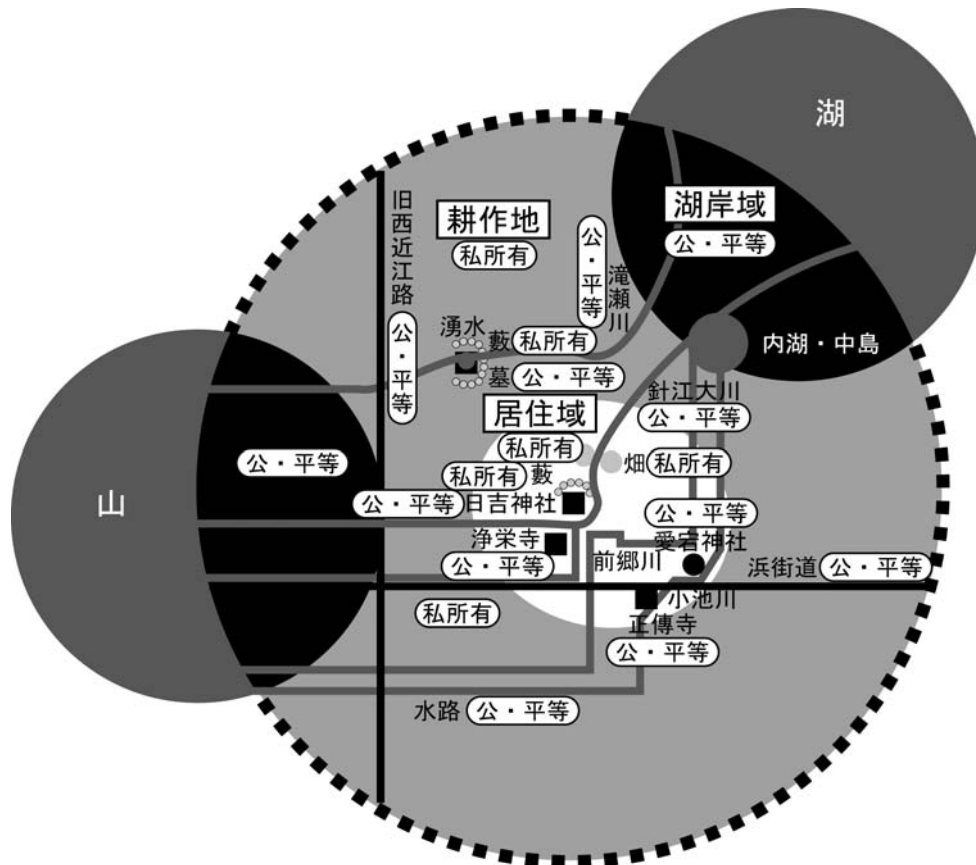


図 5-21 針江地区の生活圏の景観要素の配置と所有・利用形態

そして、身近に自然のない里（都市）の共同体であっても、「講」を通して、核に自然との結びつきを有していたという²⁶⁾

農村に共同体が生まれやすいのは、その変化が穏やかな為であり、農村部の変化のスピードは、共同体を成立させるに十分な時間を、用意することができたからだという²⁷⁾。「縁起」と同様、共同体は作られるものではなく、時空の中で育まれるものであった。

日本的土着信仰と仏教思想の融合した世界観は、自らのアイデンティティーの拠り所であった。その世界観は、それを共有する「共同体」によって、現在も継承されている。そこには、「持続性」を求める心の働きがあったことが想像される。

そして、針江地区生活圏の各景観要素の配置や、利用・所有形態には、日本的土着信仰と仏教思想の融合した世界観と共通する形象化が見られた。人間にとっての自然は、恵みでもあり、同時に禍でもあった。そこで、自然という矛盾を内包することのできる、日本的土着信仰と仏教思想の融合した統合的世界観は、生活圏へのまなざしの術としても、ふさわしいものだったと考えられる。

針江地区の生活圏の各景観要素における所有・利用形態や、配置計画に関する起源には、不明な点が多い。しかし、針江地区の生活圏の、各景観要素の所有・利用形態と配置における、バランスの取れた組み合わせは、現在も継承されている。景観の「持続性」を求める心がこうした仕組みをつくったのか、その仕組みにより景観の持続性が求められてきたのか、その前後関係は明らかでは

ない。しかしいずれの場合も、そこに、「共同体」の結びつきや、景観の「持続性」を求める精神の存在があったことが、想像できるのである。

3-3. 多層体の秩序

内山の「多層共同体」とは、一つの社会は単一の属性から成るという、近代的共同体像に対する日本の伝統的共同体のあり方である。又、内山は、「共同体」は二重概念だとも述べる。すなわち、一つ一つの小さな共同体は共同体であるが、それらが積み重なった状態も又、共同体なのである²⁸⁾。

この内山の提唱する「多層共同体」の構造は、建築家・クリストファー・アレグザンダー²⁹⁾の提唱する、自然の命ある都市の構造、「セミラティス」(図 5-22)と類似している。そしてこれらの構造は、システム理論家であるフリッチョフ・カブラ³⁰⁾に代表される、1980年代のニューサイエンス³¹⁾の「システムの」思考という概念を使って、説明可能である。

「システムの」思考は、「生命体 (living system)」を理解するための新しい科学的アプローチとして生まれ、20世紀前半に発達した。経済、社会、医学など、様々な現象を科学的に読み解く枠組みとして、一世を風靡した概念である。「生命体」は分離した実体でなく、ダイナミックな関係として捉えられる。相互連結と相互依存が、部分それ自体より重要な意味を持つという。東洋思想と親和性の高い概念でもある。

内山によれば、「近代化」とは封建的共同体を解体し、中央集権国家という単一の目的のための、個の再構築だと言い換えられる³²⁾。こうした「近代」の構造は、機械に例えられる。部品が組み立てられて一つの全体を成すという、還元主義的な構造である。アレグザンダーが人工の都市を引き合いに、ツリー構造として説明する図式(図 5-23)としても捉えられる。

一方「生命体」は、最小要素に還元可能な機械に対し、成長する。全包括的 (wholistic) である。

「多層構造」とは、各レベルがサブシステムから成る、フラクタルな構造である。深刻な障害にぶつかった場合、「多層体」は破壊される前に、サブシステムに分解することが可能である。一方、層状化していないシステムは、ゼロから進化をやり直すことになる。生命体は、「多層 (multi level) 構造」から成る生物ネットワークである。進化論的な観点から、層状化しているシステムは、生き残る機会に恵まれやすく、自然によって「多層体」が選択されたという³³⁾。

すべての生物系はネットワークであるが、すべてのネットワークが必ずしも生物系である訳ではない。そこで、生物ネットワークの最も重要な特徴に、フィードバックループ (feedback loop) の

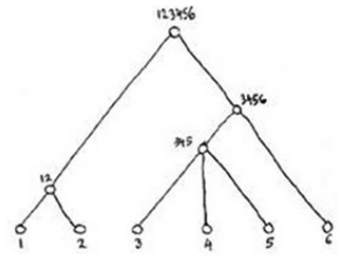
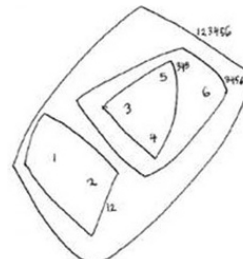
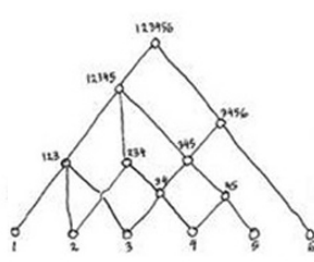
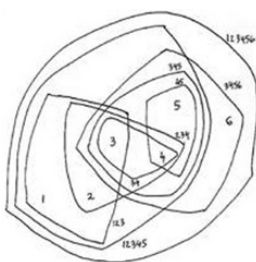


図 5-22 自然な命ある都市のセミラティス構造

図 5-23 人工的な都市のツリー構造 (共に Alexander (1965))

存在がある³⁴⁾。

フィードバックループとは、外部環境の変化により、システムが今までの状態から逸脱しようとする場合、システムが自身を必ずバランスのとれた状態へ戻そうとする、自己の「有機体化」である。「生命体システム」は、より大きな全体の部分として機能する「統合」的傾向と、その個体としての自律性を維持するための「自己主張」傾向の、二つの対極的な傾向から成る。そして、それらが均衡を保ち、相補的に調和するとき、システムは健全な状態であるという。自己の「有機体化」において、「生命体システム」が目指す、構造や機能における健全な秩序とは、自律的にシステム自身によって、確立されるという。このプロセスに、環境との相互作用は不可欠である。

ここで、針江地区の景観保全に関係があると考えられる諸活動や、その主体の結びつきについて、再び考察する。これら諸活動や、その主体の結びつきは、さまざまな規模のまとまりが、重層的に存在することが確認された多層体構造である。又、淘汰された諸活動は、住民を主体とする新たな諸活動によって、自律的に補完、更新されている。

図 5-24 は、第三章と第四章での、耕作地と「カバタ」の水利システムを中心に、重要文化的景観に内在する、現在の水辺景観の関係性を図示したものである。図 5-24 にも又、アレグザンダーによるセミラティスと同様の、多層体構造が存在する。

針江地区には、利用と景観保全が連動する、地域の水環境システムが存在する。そしてその適用範囲は、山地から居住域、耕作地を経て、湖岸域、琵琶湖へと至る水辺領域にあると、考えられている。又、水道普及を契機とした一連の近代化の過程で、地域の水環境システムに関わる多くの関係性は、淘汰されてしまったと考えられている³⁵⁾。

しかし、図 5-24 から、重要文化的景観地区の水辺景観に、現在も内在する諸関係性を確認することができる。又、図 5-21 での、針江地区の生活圏における、持続的な維持管理を促す各景観要素の利用・所有形態や配置計画は、現在も継承されている。そこで、地域の水環境システムとは、この大きな秩序の一部であると、考えられるのである。近代化の過程で、本来の役割を失ってしまった関係性も存在するが、これまで考えられていたより広域で、多様な景観要素に内在する関係性が、それらを補完している。

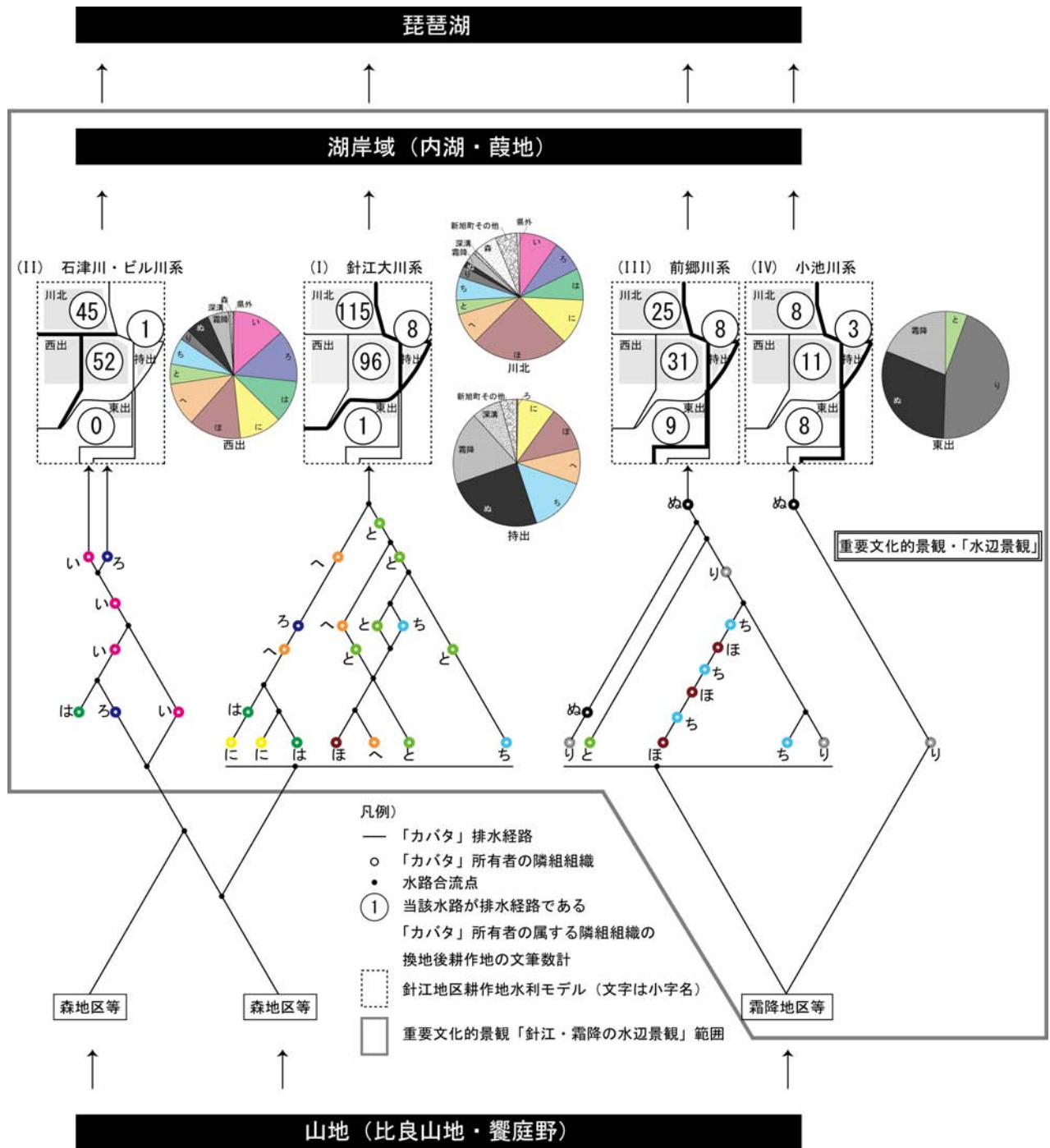


図 5-24 重要文化的景観「水辺景観」に内在する現在の関係性

4 小結

本章において、現在の針江地区の景観保全に関連すると考えられる、諸活動に対する分析・考察から、針江地区の景観の関係性に関して、以下が明らかになった。

①針江住民が主体となる宗教行事や地域環境活動は、地域レベルでの「文化的景観」景観要素の保全にもよく対応している。結果的に共同体としての結びつきを強めて、間接的に景観保全が導かれる点に、特徴がある。又、その活動圏は、地域を越える広域な範囲に及ぶ。年間を通して、針江地区生活圏の相対化が行われている。

②行政による景観規制の対象は局所的であり、かつ建築重視の傾向がある。又、景観保全活動の範囲は、重要文化的景観地区内の水辺景観に関わる景観要素に、限定される。

③時代を経て、既に淘汰されてしまった地域環境活動もあるが、現代の新たな地域環境活動により更新されている。かつての活動主体は、宗教的結びつきと一致したが、現在は宗教的活動・非宗教的活動が混在する。いずれの諸活動も、主体は針江地区住民であるが、様々な属性から成る。

④針江地区の景観保全に関わりがあると考えられる、現在の宗教行事、地域環境活動の主体の結びつきは、その規模が大小さまざまである。それらは重層的に存在する。

⑤針江地区における共同体には、人間のみならず、祖霊の居場所である自然も含まれると考えられる。そこで共同体とは、共通の関心による人間だけのまとまり、組織とは異なり、共有された世界に生まれる結合体であると考えられる。

⑥針江地区の生活圏における利用・所有形態や、配置計画には、各景観要素の特性に沿って、「公」「私」が組み合わされ、生活圏に万遍なく関心が寄せられることによって、結果的に持続的な利用が促進される仕組みが埋め込まれている。平安仏教と土着的信仰の融合した世界観とも通じる、相反する性質から成る統合的空間である。この仕組みに、針江地区の生活圏の継承の一因があったと考えられる。

⑦針江地区に存在する、利用と維持管理が連動する水環境システムは、近代化の過程で、多くの関係性が失われたと考えられている。そしてその範囲は、水辺景観に限定的であると想定されてきた。しかし、針江地区の水辺景観は依然、諸関係性の相互作用によって、成立している。又、持続的な利用や維持管理を促すシステムは、生活圏全体に及ぶ。そこで、地域の水環境システムとは、この大きな秩序に内包されると考えられる。近代化の過程で、意味や役割を失った関係性も存在するが、広域で多様な景観要素に内在する関係性によって、現在も補完されている。

内山・アレグザンダー共、「近代」を、「生命体システム」のカウンターとして捉えている。しかし「近代」も又、「生命体システム」の一つの状態であると考えられる。つまり、システムの「統合」的傾向の排除が極まった結果、「自己主張」的傾向が過剰な状態だと考えられるのである。

行政とは、近代的組織機構である。行政の景観保全・規制は、景観維持に悪影響を及ぼす可能性のある要素の排除を得意とする。直接的、局所的であり、迅速で正確なアプローチが強みである。

景観保全に際して、住民が主体となって取り組む活動が、不可欠であることは言うまでもない。しかし行政も又、その特徴を生かして、重要な役割を果たすことができると考えられる。緊急を要する景観保全には、行政措置が不可欠である。行政による景観規制・保全と、住民が主体となる地域環境活動とは、本来、その役割や意味が異なる。重要なのはそのバランスである。適正なバランスの下、それぞれが役割を果たすことで、はじめて現代の景観が保全されることが考えられる。

ここで、序章の「景観」用語の二義から、針江地区における「景観」について整理しておきたい。

一つ目の解釈とは、ある共通の世界観を持つまとまり、結びつき、共同体そのものを、「景観」として捉える解釈であった。針江地区における共同体とは、祖先が形象化された自然と共にある、結びつきであると考えられる。広辞苑³⁶⁾の「自然と人間界のこととが入りまじっている現実のさま」との解釈は、こうした景観と共同体との同一化を表現していると言える。そして、二つ目の解釈は、人間の視覚として認識される表象空間を、景観として捉えている。

両者とも、物理的環境がそのまま「景観」ではないという点で、一致している。この二義の共通点は、人間、そしてその意識の存在である。つまり、針江地区の生活圏を俯瞰的に捉えると、「景観」は「共同体」と同一化され、人間の個の内部から捉えると、「視覚的認識による表象」として表現される。つまりその違いは、同じ事象をマクロに俯瞰的に捉えるか、ミクロにその内部から捉えるかという、表現者の視点の差であると考えられる。

サウアー³⁷⁾は「文化は行為の主体であり、自然地域は媒体であり、そして、文化的景観はその成果である。」と述べた。その本質に文化があったからこそ、精神的な拠り所として、今も景観を通しての結びつきがあり、その持続性が求められるのだと考えられる。高度成長期を経た現在、その必然性の及ぶ範囲は、針江地区伝統的居住域の住民にとどまらない。針江地区の景観保全に関連する活動の輪は、湖岸域に移住した新たな住民、NPO、針江地区への訪問者、行政関係者、研究者、ジャーナリスト等、様々な背景から成る人々に、広がっている。

【第五章補註・引用文献】

- ¹ 黒田之生「白川村萩町における文化的景観の保全に関する研究」pp.130, 東京大学農学部演習林報告, 110. 71-157, 2003年12月。
- ² 「高島市海津・西浜・知内の水辺景観」は平成19(2007)年に, 「高島市針江・霜降の水辺景観」は平成22(2011)年に, 「大溝の水辺景観」は平成26(2015)年に, それぞれ国の重要文化的景観に選定された。
- ³ 高島市「新旭地域のヨシ群落および針江大川流域の文化的景観保存活用委員会『高島市針江・霜降の水辺景観』保存活用事業報告書」pp.II-24~28, 高島市, 2010年3月。
- ⁴ 前掲3, pp. II-29。
- ⁵ 前掲3, pp. II-17, 18。
- ⁶ 滋賀県は, 平成8(1996)年度「みずすまし構想」を策定し, 環境と調和した農業を推進するため, 県民の主体的な参加を基本において, 農村地域の水質および生態系を保全している。「水・物質循環」・「自然との共生」・「住民参加」の3つを基本方針として掲げ, 平成19(2007)年度からは「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策」を開始し, 地域住民主体の環境保全活動を実践している。
- ⁷ 小坂育子「台所を川は流れる 地下水脈の上に立つ針江集落」pp.191, 新評論, 2010年。
- ⁸ 前掲3, pp. 133より。「若いもんが『不潔やし, 家が湿気る』と, 言ってな」という証言もある。
- ⁹ 今森光彦「里山を歩こう」, pp. 133, 岩波書店, 2002年より。
- ¹⁰ 以降は, 前掲3「第7章 地域の認識と今後のまちづくりに向けて」pp. 180~187の内容をまとめている。
- ¹¹ 前掲3「附録 “孫と子に伝えたい” 文化的景観についてのアンケート」, pp.188~215。
- ¹² 前掲3, pp. 200。
- ¹³ 内山節「シリーズ 地域の再生2 共同体の基礎理論 自然と人間の基層から」pp.119, 社団法人 農山漁村文化協会, 2010年。
- ¹⁴ 柳田国男「柳田国男全集 13」pp.61, ちくま文庫, 1990年。
- ¹⁵ 針江地区における辻子(ズシ)とは, 地区の社会組織の最小単位である。屋敷の両隣など敷地が接する3~5軒程で構成され, 冠婚葬祭等を手伝う。
- ¹⁶ 木内堯央「最澄 その人と教え 国の宝を育てる」pp.8, 鈴木出版株式会社, 1984年。
- ¹⁷ 前掲16, p.88より。日本仏教史の流れを大勢からみると, 飛鳥時代の聖徳太子が一乗思想に立ち, 奈良時代は三乗思想の法相宗が優位に立っていたが, 以後, 平安時代の天台, 真言の二宗, 鎌倉時代に興った諸宗派はすべて一乗思想に立ち, 一乗思想は日本仏教の一大特質となったという。
- ¹⁸ 前掲16, p.17より。
- ¹⁹ 前掲14, p.131より。
- ²⁰ 前掲13, p.60より。
- ²¹ 前掲13, p.32より。
- ²² 前掲13, p.63より。

²³ 前掲 13, p.44～46 より。

²⁴ 前掲 7, pp. 33 より。三重県のある村でのこと、村の花である笹ユリは防護ネットで保護していたが、畑に無防備なところがあったところ、「畑をサルに荒らされて、私たちは毎日残りもんで暮らしていますわ。」という村人の談があったという。

²⁵ 前掲 13, p.80 より。

²⁶ 前掲 13, p.169～170 より。

²⁷ 前掲 13, p.117 より。

²⁸ 前掲 13, p.76, 77 より。

²⁹ Christopher Alexander, 'A city is not a tree.', Center for Environmental Structure, Sustatis Foundation, 2014。オリジナルは、建築家・都市計画家のアレグザンダーが、Architectural Forum 誌, Vol. 122, No. 1, pp. 58～62, April 1965 に発表した論文である。アレグザンダーは、長い年月をかけて自然にできあがった都市に、互いに関係をもつ物質的要素の集合が重なり合い集まる、セミラティス構造を見出した。一方で、建築家・都市計画家による、近代の都市計画や田園都市計画を例に挙げ、それらがセミラティス構造のごく特殊な場合すぎない、ツリー構造をしていると述べた。これは、セミラティス構造がツリー構造に比べ、多様な要素の集合を形成する可能性をもつことを、示しているという。

³⁰ フリッチョフ・カブラ (Fritjof Capra), 「ターニング・ポイント (The Turning Point)」, p.468, 工作舎, 1984 年。以下、「システム思考」や「生命体システム」については、本文献からまとめた。

³¹ 「ニューサイエンス」には、デカルト論的な万物を、細かい部分に分解することで解明できるという、要素還元主義に対するアンチテーゼの意味が含まれるという。「有機システム論」はニューサイエンスの一つである考え方で、地球全体を一つの生命体を見なす「ガイア仮説」や、アーサー・ケストラー (Arthur Koestler) による、「ホロン」というサブシステムと全体性に関する概念に代表される。

³² 前掲 13, p.15～17 より

³³ 前掲 31, p.468 より

³⁴ 前掲 31, p.443～448 より

³⁵ 前掲 3, pp. 6～18, pp.133 に、同様の指摘がある。

³⁶ 新村出編「広辞苑 第七版」 pp.894, 株式会社岩波書店, 2018 年。

³⁷ Carl O Sauer "The Morphology of Landscape", 'University of California Publications in Geography, vol.2 no.2 pp.54～58, University of California Press, 1925 年。

結章

1 各章の要旨

序章の要旨

ユネスコの世界遺産条約の登録カテゴリーへの、文化的景観の追加（1992年）をきっかけに、日本にも、風土に沿った生活景観を、文化的景観とする概念が導入された。その後の景観法の成立（2004年）、文化財保護法の改正（2005年）を経て、国内でも文化的景観保全の取り組みが進み、近年、その保全対象は視覚的に捉えにくく、変化の激しい都市等にも広げられている。こうした背景から、景観に内在する有機的な関係性を読み解く必要性は、ますます高まっているが、その評価・活用方法は、未だ限定的である。

そこで、本研究では、滋賀県安曇川沖積平野の条里制集落・針江地区を対象地とし、重要文化的景観「水辺景観」の継承・淘汰に関する、現在の景観の諸関係性を解明することを目的とした。

具体的には以下の3点について分析を行った。

- ① 地域レベルで中世から継承された各景観要素の関係性と、広義の「文化的景観」の特徴
- ② 重要文化的景観の三領域の所有・利用形態と、共同体、景観の継承・淘汰の関係
- ③ 針江地区の景観保全に関連すると考えられる、現在の地域環境活動の意味と役割、現在の針江地区生活圏の景観の関係性の成り立ち

序章では、以上の背景と目的を示した。

次に、「景観」用語を整理し、大きく二義が存在することを明らかにした。一つは、視覚的表象空間、もう一つは、地域、共同体の意味である。建築・土木・造園学等デザイン分野は、前者を継承し、地理学・生態学は、後者を継承する。文化的景観の捉え方に関しては、日本の文化庁は前者、ユネスコ（世界遺産）は後者の流れを汲む。そのため、文化庁によって認められた、針江地区の重要文化的景観地区の特定の景観要素のみを研究対象とする場合、景観の捉え方に偏りが生じると考えられる。そこで第一章で、広義の文化的景観を考察する必要から、「遺跡・遺構でもなく、文化財に付帯もしないが、人間の社会や文化の作用があり、利用が継続的である景観」を、広く「文化的景観」と定義した。

又、研究対象地として、通時的な人間と自然との関わりがあり、重要文化的景観として既に選定されている、滋賀県安曇川沖積平野の条里制集落・針江地区を選定した。針江地区は、中世木津荘に属し、その貴重な史料の存在から、先行研究の蓄積も多く、百年単位での景観の変化が検証可能である。又、山地や琵琶湖にも近く、多様な二次的自然に恵まれている。琵琶湖は、古代から都市的利用が継続しながら、近年まで清澄な水質を維持した、世界的に希有な古代湖でもあり、景観研究である本研究にとって、意義あるフィールドであると考えられる。

「環境史」「景観論」の系譜から成る、既往研究の整理では、各研究分野に、「通事性の欠如」「主観的二元論」という、共通の課題を導き出した。そこで本研究は、各先行研究で空白であった、圃場整備以降、現在までの変化を主な調査・考察の対象とし、既往研究の課題を踏まえて、通時的分析、客観的なデータ分析を、研究指針とした。

研究の分析手法として、金田章裕¹⁾による、動態的な景観研究への手法、景観変遷の文脈論的視角を採用した。文脈論的視角とは、個々の景観要素について、同時代の政治的・社会的・文化的・自然的諸現象との関連、ならびに、他の景観要素との関連との、精緻な検討・分析を意味する。そして、本研究における「現在」は、圃場整備以降、現代までの、複数の時点から成る。これら複数の「現在」が併存する問題は、文脈論的視角により、克服されると考えられる。又、圃場整備以降を「現在」として、一括りにすることの妥当性を問うためにも、歴史的な諸変化における圃場整備という変化の特徴とインパクトを、第一章で定量的に論じた。

論文の構成としては、第一章から第五章までの各章で、分析・考察を行った。第一章では、地域レベルでの広義の「文化的景観」における、中世から継承された景観の特徴を述べた。第二章から第四章は、針江地区の重要文化的景観「水辺景観」を構成する三領域の、各景観要素の詳細な分析・考察に対応する。第五章は、第一章と第二章から第四章までの内容を受け、景観保全に関連する現在の諸地域環境活動から、現在の針江地区の景観の関係性を論じた。

第一章の要旨

第一章は、「地域レベルでの集落居住域における中世から継承された『文化的景観』の特徴」とし、集落形成のルーツとされる中世から継承された、「文化的景観」の現状（2015年調査時）と、その特徴を明らかにした。対象範囲は、条里プラン13条3〜4里・14条2〜5里であり、針江、霜降含む、8集落の立地する領域である。分析対象とする「文化的景観」の要素は、中世史料に記載のあった田と水田、畑、屋敷地（住宅・宗教施設等）、道路、河川及び水路の5項目と、墓地と藪を合わせた、計7項目である。

方法としては、対象地全域の地図と文書が存在する5時点において、条里プランに則った分布変化と、それを補完する質的变化から、中世から継承された「文化的景観」を特定した。5時点とは、中世2段階（1400年代初期と1422年）、明治初期（1873,74年頃）、昭和40年（1965年）、平成27年（2015年）である。同一位置での直前後の景観に起こった社会的作用を検証し、既往研究による方法論に準じて、「土地履歴」の考察を行った。

又、景観要素の存在率・継承率の変化と、各時代の変化の特質をマクロに考察するために、平成27（2015）年・昭和40（1965）年ベースマップで特定可能な施設の履歴から、中世における施設の立地属性の履歴を遡り、施設の領域属性の変化を考察した。

結果として、以下が明らかとなった。

①中世において、既に施行されていた条里地割をベースに、荘園支配を目的に共同体が利用されたと考えられる。そして中世進行した地形変化により、共同体体制は必然となる。こうして条里地割

に展開する、以降の景観の礎、即ち景観の骨格や景観要素の関係性、敷地の文脈を形成した点が、中世から継承される「文化的景観」の特徴と言える。

②分析 5 時点での存在率・継承率における景観の変化は、中世での集村化と圃場整備の 2 点で、特徴的である。圃場整備後、中世に構造物のなかった領域に、新しく施設が建設されている。屋敷地の核であった公共施設という地域の居住域の特徴にも、圃場整備以降、変化がみられる。

歴史的に集落の景観は、生産性や利便性の向上から、変化を続けてきた。圃場整備もこうした変化の一つではあったが、本論での分析から、地域差への配慮が欠けた急激な変化であったことが分かった。継承された敷地の文脈すら書き換える、新しい開発の形もみられた。

しかし住民生活の上で、保全が有益である「文化的景観」は、形を変えながら、現在も受け継がれている。又、歴史的な景観保全に関する共同体強化の仕組みから、水辺景観の保全には、重要文化的景観地区外にある、藪のような他要素の保全状況も作用すると考えられる。景観は、大きく間接的に繋がっていることが明らかになった。

第二章の要旨

第二章は、「針江地区湖岸域の所有・利用形態と景観の淘汰・継承」とし、重要文化的景観「針江・霜降の水辺空間」を構成する三領域の一つ、①針江大川河口及び、周辺湖岸葭群落一帯に焦点を当て、針江地区湖岸域の所有と利用形態と、景観の継承・淘汰との関係性を分析した。

方法としては、針江地区湖岸域における生業活動と開発の歴史から、考察を行った。具体的には、まず、第一章と同様、5 時点のベースマップを用い、4 つの時代区分に沿って時代区分毎に、①周辺地域での生業活動と人的改変、②針江地区湖岸域の所有と利用の変化、③針江地区湖岸域の景観の変化、の 3 項目から分析を行った。そして、得られた各時代区分の変化①②③を整理し、湖岸域内陸沿岸部に特化した歴史の変遷に関するダイアグラムから、所有・利用形態と、景観の継承・淘汰との連関関係を考察した。

又、分譲住宅地の開発を事例に、湖岸域内陸沿岸部の高度経済成長後の変化の詳細を分析した。具体的には、湖岸域での建物数の変化と社会的背景との照会し、住宅購買促進と開発停滞の要因を考察した。歴史的考証や、建築物数の集計、人口や世帯数の変化については、文献史料を用いた。

歴史的に、利用と所有の主体が一致しなかった湖岸域では、以下が明らかになった。

①針江地区の湖岸域葭地は、ハマ（浜堤）では継承され、内陸沿岸部の「大久保新田」と「西浦」では、淘汰された。その二つの領域の違いは、歴史的な新田化の試みの有無にあることが、明らかになった。湖岸域内陸沿岸部では、中世に既に田地化の試みがあったが、地形変化を人間が克服することの出来なかった時代、田地開発の試みは都度、挫折を繰り返していた。そのため中世以来、湖岸域内陸沿岸部では、属性や利用法が定着していない。こうしたことは、湖岸域内陸沿岸部の葭地淘汰の一要因であると考えられる。

②近代に入り、湖岸域内陸沿岸部の新田化が実現化したことで、葭地の淘汰は一気に進んだ。そこには、ア) 琵琶湖水位が調節可能に→イ) 明治に再度の田地化→ウ) 近代の人的改変も土壌の問題

までは克服できず、新田は非優良農地に→エ) 昭和 25 (1950) 年頃を境に、葭利用の需要拡大と、中世的入会利用による供給体制との間に軋みが生じる→オ) A: 非優良農地は農地規制の対象外、B: 減反政策による農業離れ、C: 近代工業による新たな雇用の創出、D: 湖岸域のレジャーや保養地(別荘)としての需要拡大、E: 高度経済期による土地価格の上昇等の要因→カ) 低価値の未利用地に付加価値を付けて高値販売する別荘地の開発が一挙に進む、という流れがあった。又、景観の「継承」「淘汰」とは、二元的な状況ではなく、様々な中間的状态が存在することも、明らかになった。

③針江地区では明治の財産区移行の後、広域な中世的入会利用から、針江区単独へと管理が移行した。このことは、ハマの葭地が継承された要因の一つであると考えられる。

④針江地区湖岸域の限られた資源は、公平な利用と、特定の占有を免れる必要があった。同時に公平性には、個人の維持管理への必然性を損なうリスクも存在した。又、水害や地形変化の影響を受けやすい湖岸域は、居住域や耕作地から距離を確保する必要があった。それらの物理的障害を乗り越えながら、継続的な維持管理を実現するために、「利用しながら手入れする」システムが必要だったのである。そして、継続的な利用を促すためには、まず湖岸域に対する関心、利用への必然性を生み出す、自意識への働きかけが必要であった。そのために、湖岸域の生業活動のあらゆる場面において、歴史的に数々の工夫が創出されたと考えられる。しかし、こうした歴史的工夫は、近代化の過程で陳腐化し、機能不全となった。結果、湖岸域の維持管理に住民の関心が失われていったのである。

⑤1990年代以降 2015年までの、針江地区内陸沿岸部の新築建物数の変化から、針江地区湖岸域での住宅購入が加速した時期と、「文化的景観」という新たな表象を通して「里山」への社会的な関心が高まった時期との、関係性が明らかになった。一方、湖岸域での住宅購入の失速時期と、「観光」という新たな表象の導入時期は、重なっている。

第三章の要旨

第三章は、「針江地区の換地前後の耕作地水利と共同体との関係性」と題して、重要文化的景観「針江・霜降の水辺空間」の三領域のうち、②針江大川流域の水田に焦点を当て、昭和 59 (1984) 年から昭和 60 (1985) 年の間に行われた、針江地区の換地前後の所有状況の変化から、耕作地水利における共同体の関係性を明らかにした。史料には、新旭町が事業主体である「換地計画書(針江地区)」を用いた。

方法としては、針江地区の耕作地について、換地に関する概要を整理し、換地前後の耕作地の土地利用と等級、所有分布状況の変化を、視覚的・定量的に分析した。又、換地前後の耕作地所有における、属性ごとの所有変化と、各小字の所有属性比率の変化を考察した。最後に、換地以前の個別の耕作地の水利から、具体的な直近耕作地間の諸関係性を導き出し、そこから、集落内外の共同体に、どのような関係性が存在したかを検証した。

そして、所有と利用の主体が同一である耕作地では、以下の点が明らかになった。

- ①針江地区における換地では、地区全体の耕作地の生産性は、総じて上昇した。一方、換地後も、土地利用をはじめ、耕作地水利に関する諸関係性は、総じて継承されていることが明らかとなった。
- ②針江地区耕作地の所有者には、隣接する集落（森・深溝・霜降）や、かつて饗庭井を共同利用した近隣集落群の所有者が含まれることが、明らかになった。中世における、旧木津荘域全体での耕作地の所有・利用形態に関しては、既往研究によって明らかにされている。しかし、その耕作地所有システムのメカニズムは、現在も不明である。
- ③水利系統によって区分される、針江地区の小字ごとの耕作地所有属性比率は、耕作地開発の新旧によって特徴があることが、明らかになった。すなわち、中世二史料段階で、既に開発の進んでいた古い耕作地の小字では、針江地区の隣組組織や近隣集落に、万遍なく所有されている。対して、耕作地としての歴史の浅い小字では、耕作地所有属性に偏重傾向がみられた。
- ④針江地区の耕地水利に関わる諸関係性から、集落内外の属性間の関係性が明らかになった。具体的には、古くから開発された集落中心部に居住する隣組組織は、耕作地の水利において、集落内外の多様な属性との間に、密で複雑な関係性を有することが明らかになった。そして耕地水利に関わる諸関係性から、針江地区居住域開発の変遷も、示唆されることが分かった。
- ⑤針江地区内、小池集落に関しては、耕地水利の関係性に関する分析結果から、三つの近隣集落のような特性を有することが分かった。現在の文化・風習の観点から、特に霜降・深溝地区との関係性が深い。小池集落は、霜降・深溝地区と、共通のルーツを持つ属性であることが推測される。

第三章では、「耕作地を複数の水路と関連づけることで、耕作者の集落に対する所属意識を高める」という、地域の伝統的な所有形態の、具体的な姿が明らかになった。そしてそれは、地域に開かれたシステムであったことも、明らかになった。

生産性向上のための圃場整備は、確かに、耕作地の形状や河川の形状、耕作の様式等を、大きく変化させた。そして、換地の目的も又、耕作の合理化であり、耕作地の所有形態は、抜本的に変革された。しかし、それらを経ても、マクロな観点からの耕作地水利に関する諸関係性は、概ね継承されている。これら諸関係性は、来るべき時代の、生産的農業の足かせとも捉えられかねないが、継承されたのである。そこには集落の人達にとっての、残すべき「必然」があったと考えられる。

第四章の要旨

第四章は、「針江地区の『カバタ』と耕作地の水利、共同体との関係性」として、重要文化的景観「針江・霜降の水辺空間」の三領域のうち、③針江・霜降地区の「カバタ」に着目し、第三章と対照させることで、針江地区の「カバタ」の排水系統と、耕作地の水利との間の関係性を、明らかにした。

又、それらの関係性を通して、集落内外の共同体体制について考察した。針江地区の「カバタ」の排水経路に関しては、2008年の石川・濱崎による調査データを、基にしている。

方法としては、既往研究による調査データを基に、針江地区の「カバタ」の変成過程や、種別分布から、「カバタ」の種別分布と所有者の属性との関係を考察し、隣組組織との相関性を明らかに

した。

そして針江地区の「カバタ」の排水系統と、耕作地の水利との関係性を、隣組組織ごとに分類して検証した。又、「カバタ」排水系統の川上・川下関係に着目し、「カバタ」排水経路の計画性の特徴を明らかにした。それから、針江地区の「カバタ」と耕作地の水利システムと、集落内外の共同体との関係性を明らかにした。中世の地域的な水利システムとの関係についても、考察を行った。

その結果、以下の点が明らかになった。

①「カバタ」の種別分布と耕作者・非耕作者の属性分類から、「カバタ」の種別は、所有者の属性の違いと連関関係にあることが推測される。すなわち「外カバタ」は、集落居住域中心部の古い居住域での、耕作地非所有者による所有の割合が高い。一方、「内カバタ」は、比較的新しい居住域での、耕作地所有者による所有の割合が高い。これらから、「内カバタ」と「外カバタ」の種別は、所有者の属性に連関すると考えられる。尚、「洗い場」は、古い開発領域である居住域中心部での共同所有が多い。「消失カバタ」は、居住域の比較的新しい領域に多く、その所有には、耕作地非所有者の割合が高い。

②「カバタ」の排水系統と、耕作地の水利に関する隣組組織間の関係性は、ほぼ同様の傾向を示すことが分かった。すなわち、集落中心部の古い居住域にある隣組組織は、他の隣組組織との間に、密な関係性を有する。又、針江地区では、耕作地の排水系統と居住域での「カバタ」の水利系統は、符合することも明らかになった。耕作地と居住域の「カバタ」の双方の水利を通して、日々のコミュニケーションが促進され、共同体としてのつながりが強められたことが推測できる。そのため、この水利システムにおいて、集落の中心的隣組組織群が、より密で複雑な関係性を有すると考えられる。

③針江地区で古くから開発された居住域は、灌漑用水の上流部に位置し、非耕作所有者（＝地主）所有の「カバタ」が多い。このことは、用水権を求めて、上流部に地主層の居住域が計画されたことを意味する。一方、新しい居住域は、灌漑用水の下流部に位置し、耕作者（＝小作）所有の「カバタ」が多い。小作層においても、耕作地に対する水利を意識付けるため、居住域の「カバタ」の排水系統と耕作地の水利を関連づけたのだと考えられる。針江地区の居住域と耕作地におけるこの水利システムは、地主層・小作層の全ての居住域と耕作地の計画において、共通の秩序である。

又、この水利システムは、先行研究による中世での「水利システムを紐帯として形成されている耕作地と居館群のネットワーク構造」と同一の構造を持つ。中世における水利システムは、支配者が水利権を掌握し、地域をネットワークするためのものであったと考えられている。

④居住域と耕作地の双方の水利において、最も高い関係性を有する隣組組織は、「に組」「ほ組」である。居住域での二組の領域は、針江地区の耕作地用水の最上流部であり、条里地割と開発時期の重なる古い領域で、防災上・経済上も最も有利な場所である。「カバタ」の排水経路計画時、この二組のいずれかの領域に、集落の指導者的人物の住まいが含まれたことが推測される。この農業と都市的商業の双方に結びついた指導者像は、中世の「領主型村落」の村落領主像と重なる。

⑤小池集落に関して、「カバタ」と耕作地の水利の関係性から、霜降地区との関係が深い。小字「東出」での耕作地の所有の割合も高く、その所有には霜降地区との関係が示唆される。これらから、小池集落は、小字「東出」の灌漑水利権を求めて、霜降地区との関係で成立したと仮定できる。そこで、既往研究による史実から、小池集落は霜降地区の饗庭氏の庶子によって拓かれたという仮説が立てられる。針江地区の「カバタ」や耕作地における水利の関係性から、小池集落と針江集落の2つの集落は、共存関係にあったことが分かる。又、小池集落は、非灌漑用水系にその居住地があり、「カバタ」の用水システムにおいては、排水機能も重視されたと考えられる。

針江地区の居住域中心部には、水運を基盤にした問屋業の繁栄があった。このことは、滋賀県各地に点在する「カバタ」の多くが、商家と結びついていたこととも連関する。第四章では「カバタ」は、灌漑用水システムであると同時に、排水システムとしても重要視されていた点が明らかになったが、「カバタ」には更に、商業に不可欠な、情報収集の役割もあったことが考えられる。

第五章の要旨

第五章は、「針江地区・重要文化的景観『水辺景観』の現在とそこにある秩序」と題して、針江地区生活圏の景観保全に関連すると考えられる、異なる視座からの様々な地域環境活動の現状や、2008年の針江住民への環境意識に関する既往アンケート結果から、現在の針江地区の景観の関係性を明らかにした。

その結果、以下の点が明らかになった。

①針江住民が主体となる宗教行事や地域環境活動は、地域レベルでの「文化的景観」景観要素の保全にもよく対応している。結果的に共同体としての結びつきを強めて、間接的に景観保全が導かれる点に、特徴がある。又、その活動圏は、地域を越える広域な範囲に及ぶ。年間を通して、針江地区生活圏の相対化が行われている。

②行政による景観規制の対象は局所的であり、かつ建築重視の傾向がある。又、景観保全活動の範囲は、重要文化的景観地区内の水辺景観に関わる景観要素に、限定される。

③時代を経て、既に淘汰されてしまった地域環境活動もあるが、現代の新たな地域環境活動により更新されている。かつての活動主体は、宗教的結びつきと一致したが、現在は宗教的活動・非宗教的活動が混在する。いずれの諸活動も、主体は針江地区住民であるが、様々な属性から成る。

④針江地区の景観保全に関わりがあると考えられる、現在の宗教行事、地域環境活動の主体の結びつきは、その規模が大小さまざまである。それらは重層的に存在する。

⑤針江地区における共同体には、人間のみならず、祖霊の居場所である自然も含まれると考えられる。そこで共同体とは、共通の関心による人間だけのまとまり、組織とは異なり、共有された世界に生まれる結合体であると考えられる。

⑥針江地区の生活圏における利用・所有形態や、配置計画には、各景観要素の特性に沿って、「公」「私」が組み合わせられ、生活圏に万遍なく関心が寄せられることによって、結果的に持続的な利用が促進される仕組みが埋め込まれている。平安仏教と土着的信仰の融合した世界観とも通じる、相

反する性質から成る統合的空間である。この大枠としての仕組みに、針江地区の生活圏の継承の一因があったと考えられる。

⑦針江地区に存在する、利用と維持管理が連動する水環境システムは、近代化の過程で、多くの関係性が失われたと考えられている。そしてその範囲は、水辺景観に限定的であると想定されてきた。しかし、針江地区の水辺景観は依然、諸関係性の相互作用によって、成立している。又、持続的な利用や維持管理を促すシステムは、生活圏全体に及ぶ。そこで、地域の水環境システムとは、この大きな秩序に内包されると考えられる。近代化の過程で、意味や役割を失った関係性も存在するが、広域で多様な景観要素に内在する関係性が、現在もそれらを補完している。

景観保全に際し、住民が主体となって取り組む活動が、不可欠であることは言うまでもない。しかし行政も又、その特徴を生かして、重要な役割を果たすことができると考えられる。行政による景観規制・保全と、住民が主体となる地域環境活動とは、本来その役割や意味が異なり、適正なバランスの下、それぞれの立場が役割を果たすことで、初めて現代の景観が保全されると考えられる。

又、序章の「景観」用語の二義、景観を地域・共同体とする解釈、景観を視覚的表象として捉える解釈の総括から、この二義は、物理的環境がそのまま「景観」ではないという点、人間、そしてその意識の存在がある点で共通することが分かった。針江地区の生活圏をマクロに俯瞰的に捉えると、「景観」は「共同体」と同一化され、ミクロに個の人間の内部から捉えると、「視覚的認識による表象」として表現される。同じ事象を異なる角度から捉えた解釈であると考えられる。

又、針江地区の景観の本質に、文化があったからこそ、精神的な拠り所として、今も、その景観の持続性が求める結びつきがあるのだと考えられる。そして、針江地区の景観保全に関連する諸活動の輪は、現在、様々な属性を持つ人々に広がっている。

2 結論と考察

2-1. 結論

序章で掲げた3点に沿って、結論を述べる。

① 地域レベルで中世から継承された各景観要素の関係性と、広義の「文化的景観」の特徴

中世、既に施行されていた条里地割をベースに、共同体という結びつきを通して、以降の景観の骨格や景観要素の関係性、敷地の文脈を形成した点が、中世から継承される「文化的景観」の特徴である。各景観要素の配置や、利用形態は、中世で確定された安曇川流路に連関する自然条件に沿って、定められている。そして、現在でも、住民生活の上で、保全が有益であると考えられる「文化的景観」は、その合理性から、形を変えながら継承されている。景観は、大きく間接的に繋がっている。

又、定量的分析から、圃場整備は歴史的に急激な変化であることが明らかになったが、圃場整備とは、そうして中世から綿々と継承されてきた景観に内在する関係性をも改変し始めた点で、特徴的な変化である。

② 重要文化的景観の三領域の所有・利用形態と、共同体、景観の継承・淘汰の関係

針江地区の湖岸域の葭地は、ハマ（浜堤）で継承され、内陸沿岸部で淘汰された。淘汰された葭地では、中世から田地開発が繰り返され、利用法やその主体が定まっていない。これが、葭地の淘汰の一要因であると考えられる。

景観の継承・淘汰は二元的なものではなく、様々な中間的状态が存在する。その自律的復元性を発現させるためには、湖岸域における数々の物理的障害を解消しつつ、継続的な維持管理を促す必要があった。それが、利用と維持管理が連動する伝統的水環境システムであったのだが、その前提条件として、生業活動と関連する形で、湖岸域への関心を継続的に維持するために、様々な歴史的工夫が創出されたのだと考えられる。

一方、針江地区の耕作地の水利と、居住域の「カバタ」の水利系統の考察からは、その意味や役割は、属性によって差異があるものの、居住域と耕作地の双方の場において、集落内外のどの属性にも、一貫した水利システムが共用されている。そしてそのシステムは、双方向的である。

又、耕作地の水利は、古く開発された耕作地ほど、水利の及ぶ属性に、分け隔てなく万遍なく所有され、対して、歴史の浅い耕作地では、偏りが見られる。耕作地の水利や居住域の「カバタ」の排水系統においても、古く開発された居住域の所有者ほど、密で複雑な関係性を有するが、より新しい居住域の所有者には、その関係性に偏重傾向がある。

こうした点から、継承される景観は、偏りのない多様な関係性から成立していると言える。又、それらの属性は、バランス良く存在し、それら関係性を司るシステムは、景観に関与する多様な属性に分け隔てなく、開かれている。

③ 針江地区の景観保全に連関すると考えられる、現在の地域環境活動の意味と役割、現在

の針江地区生活圏の景観の関係性の成り立ち

針江住民が主体となる地域環境活動や宗教行事は、地域レベルでの「文化的景観」景観要素の保全にもよく対応する。間接的な作用で、結果的に景観保全が導かれる点に特徴がある。

針江地区の生活圏の利用・所有形態や配置計画には、各景観要素の特性に沿った、「公」「私」空間がバランス良く埋め込まれ、それらによって生活圏全体に、万遍なく、継続的に関心が保持され、それが持続的な利用、維持管理につながる仕組みが存在する。これは、地域の伝統的水環境システムの前システムに相当する。

そうした利用形態と維持管理が連動する、針江地区の重要文化的景観「水辺景観」に存在する地域の水環境システムには、かつて生業活動と密着した関係性が多く存在したが、それら顕在化していた関係性の多くは、近代化の過程で淘汰されてしまったと考えられている。しかし、実際には、水辺景観に内在する関係性には、元来の意味や役割を失っても、現在に継承される関係性が存在する。地域の水環境システムとは、針江地区生活圏を覆う大きなシステムに内包されるものだと考えられる。淘汰された関係性も存在するが、より広域で、様々な景観要素に内在する諸関係性が、それらを補完している。

そこで、針江住民が主体となる現在の諸活動も又、利用と維持管理が連関する伝統的システムと連動し、それに内包されると考えられる。時代を経て、既に淘汰された諸活動も存在するが、同様に、現代的な諸活動により補完され、更新されている。その更新の主体はいずれも、住民であり、諸活動は自律的である。一方、行政による景観保全は局所的で、物理的環境重視の傾向がある。

針江地区の景観とは、生物と自然から構成される生活圏であり、様々な関係性から成り立つ世界の形象化空間であると考えられる。そこには、ある文化が存在し、その景観の「持続性」を求める人間と、その精神の存在がある。その新たな属性の結びつきも又、更新されている。

2-2. 考察

これまで、景観保全の是非については、保留して論を進めてきた。

結論から明らかになった、針江地区の景観の継承メカニズムとは、まず、各景観要素の利用・所有形態や配置計画によって、人々の意識や関心に働きかけがある。そして、日々の生業活動を通して、景観要素の利用を必然とする主体を複数化し、世代を超えて管理の所在が明らかな、特定の属性と結びつく。結果として、継続的な利用に連鎖することで、維持管理が継承されるというシステムである。

よって、原則的には、利用と維持管理が連動する伝統的水環境システム的前提となる、景観に内在する関係性が継承されることで、景観は受け継がれる仕組みである。そして、景観の関係性とは、多層体から成り、本来淘汰に強い。利用主体外による「景観保全」の介入なく、中世からの景観が現在に引き継がれているのは、景観に内在する、諸関係性の継承があったからだと考えられる。

一方、かつてない急激な近代の変化は、本来、淘汰に強い景観の関係性をも侵し、景観の関係性

を形骸化している。針江地区の景観には、歴史的に自律的な回復力が存在していたが、伝統的手法による穏やかな関係性の更新を待っているのは、景観の継承が危ぶまれる場合もあると考えられる。

そこで、文化であり、精神的拠り所である針江地区の景観を継承するため、現在、様々な属性から成る人々が、その持続性を叫んでいる。これが今日の景観保全である。景観は、時代に応じて常に変化するが、景観に内在する関係性や、その継承を求める属性も又、時代に応じて変化する。

Center for Ecoliteracy²⁾ は、sustainable community (持続的共同体) を「将来の世代の可能性を損なうことなく、それ自体のニーズや願望を満たすことのできるコミュニティ」であると定義する。今後、針江地区の景観を継承するためには、まず、景観に内在する諸関係性を、時代に沿って補完しながら、継承することが重要である。異なる立場によって、果たすべき役割は異なると考えられる。そこで、針江地区の景観を次世代に継承するために、重要な事項を立場ごとに考察する。

① 社会全体として

社会全体としての近代的価値観からのパラダイムシフトが、今後必要な基盤となると考えられる。

フリッチョフ・カプラによれば、「あたりまえ (ordinary)」の仕事とは、その語源が示すように、自然環境の中で我々が知覚する、秩序 (order) と調和のとれた仕事のことだという³⁾。

一方で、近代以降、「特別な (extraordinary)」な仕事が、価値の高い仕事だと認識されている。こうした仕事は往々に、自然の秩序を破る価値に結びつけられる技術や制度の創出に関連する。大きいこと、早いこと、便利なこと、精度の高さ等、普通から如何に逸脱できるかが、近代社会で競われる価値である。視覚的情報の過大評価もある。そして、これらの欲望には際限がない。

現在、建築・土木デザインにおいて重用視されているのは、「どう作るか」という点である。しかし、本研究で明らかになったのは、敷地の前提条件が、景観の継承に大きく関わるという点である。どこに、何を、何のために、どの規模で、という与条件は、アприオリなものではない。既存の敷地の文脈を生かして、利用方法に工夫を加え、新たな人工物を作らないという選択肢も、十分検討されるべきである。それには、敷地の評価・検討が不可欠である。

こうした景観の継承に重要なプロセスは、軽視されるか、もしくは土地所有者に委ねられているのが現状である。デザイン行為に対する報酬体系に、その職能に対する近代的価値観の顕れがある。建築設計の報酬体系⁴⁾ は、平成 21 (2009) 年以前は建物の規模によって、現在は設計手間によって決められている。必要なのは、近代的価値観からのパラダイムシフトである。

② 住民

針江地区の景観を継承するために不可欠なのは、針江地区の景観の利用者の存在である。

平成 22 (2010) 年時点での高島市の産業別人口は、第一次産業 10.40%、第二次産業 31.36%、第三次産業 62.19%であり、定住人口 (夜間人口) に対して、自宅外で従業・通学する人は 52.24% にのぼる⁵⁾。他の農村地域と同様、高島市は自然動態・社会動態において、自然減・社会減が続いており⁶⁾、高齢化と人口流出が問題になっている。

又、昭和 60 (1985) 年に遡る山間部の研究ではあるが、高島市朽木村の転出・帰還移動に関す

る森川稔⁷⁾の研究がある。森川⁷⁾によれば、定留者と同様、帰還者も集落に対する愛着は強いが、帰還者の意識として、定留者に肯定の強かった都会生活の「便利さ」「気ままさ」は、さほど肯定されていないという。一方、都会の人々や情報の「多様性」は、定留者も帰還者も肯定が強い結果になっている。つまり、針江地区の現在の諸活動のように、外部の属性に開かれた活動は、人口流出の抑止力として働く可能性がある。

一方、平成 21 (2009) 年の文化的景観についてのアンケート⁸⁾ 結果からは、来訪者増加に対して「騒々しくなった」と否定的に答える人が、「賑やかになった」と肯定的に捉える人の、約 1.5 倍にのぼる。針江に「愛着を感じる」と回答した住民に限定しても、「賑やかになった」と感じる人と、「騒々しくなった」と答える人は、同数存在する。

外部との結びつきを無理なく広げながら、実際の景観利用を継続し、将来の針江住民にとっての、景観の新たな価値を模索することが出来れば、景観は継承されると考えられる。しかし、こうした理想像を具現化するのは、至難の業である。多面的な協働によって、諸活動の持続性を念頭においた、バランス感ある舵取りが必要だと考えられる。針江地区の生業活動における結びつきで、歴史的に重要視されていた「コミュニケーション」は、今後も重要な要素であると考えられる。

③ 行政

針江地区の景観継承に向けて、行政に必要なことは、現在の針江地区の景観や、針江住民が主体となる諸活動の自律性を、尊重することだと考えられる。

形象化された表象空間を完璧に維持することは、景観の凍結を意味する。景観は、基本的には再生力を持っているが、現在の地域環境活動が、景観の保全に結びつくまでには、時間を要する。現在の生活に沿った景観の変化を認め、現在の諸活動を、長い目で見守ることが重要である。

行政の役割は、景観維持に悪影響となる要素の排除にとどまらない。現在の景観や諸活動に具体的に評価を与えることも又、重要な役割であると考えられる。針江地区において、それは、重要文化的景観の選定や保存計画の作成であり、針江・生水の郷委員会の諸活動に対する評価である。

又、現在の既存の景観規制により、急激で大規模な物理的な変化は、起こらない前提になっている。しかし、行政自身が起こす大きな変化に抑止力はない。よって、こうした変化には、注意が必要である。圃場整備が最たる例である。針江地区の老人会が主体となって、竹藪の再生に取り組むように、住民は、景観に内在するメカニズムを、体験的に良く知っている。換地の際も、住民代表の長老が参加したからこそ、耕地所有における諸関係性は継承されている。針江地区の景観を継承するためには、針江地区の住民の声を聞くことが、重要であると考えられる。

④ 研究者・ジャーナリスト・NPO 等

針江地区の景観を継承するために、外部の重要な役割も又、針江地区の景観や景観保全に関連する諸活動への具体的な評価である。一度は閉蓋された「カバタ」が、今森氏によるドキュメンタリ番組をきっかけに、再び利用されるようになった例もある。

研究もまた然りである。水野らによる報告書^{9) 10)}のように、研究過程も公に開くことで、一層

の成果が期待でき、その成果は、針江地区のみならず、他の景観の継承にも適用される可能性がある。外部の輪を広げることは、大きな枠組みでの、景観の継承につながる。

景観や諸活動への評価に際しては、無形の価値を適正に評価することが肝要である。形象化された表象空間に固執したり、かつての景観への懐古の情に囚われ過ぎると、生活に沿った変化を許容出来ない。景観が継承されるために不可欠なのは、何より、景観が「利用」されることである。

謝 辞

本論文を執筆にあたって、大変多くの方々のご協力・ご指導を賜りました。

まず、針江・霜降水辺景観まちづくり協議会会長・足立亨氏はじめ、針江地区の皆様には、史料提供・情報提供の面で並々ならぬご協力いただき、ありがとうございました。盛夏に公民館の膨大な資料を探して頂いたこと、心から感謝致します。又、複数の地区の換地資料が存在する中、最も整理された貴重な資料を提供いただいた、水土里ネットしんあさひ（新旭土地改良区）の事務局長・上原和男氏にも、心から御礼申し上げます。換地の状況を客観的に体験されたからこそ、貴重な情報は、論文執筆に際して、大変参考になりました。

そして、所属研究室の村上修一先生には、「文化的景観」という本論文の重要な方向付けをアドバイス頂き、多くの気づきを得ました。膨大な既往研究の中での自身の研究の位置づけという、研究における最も重要なプロセスについてご指導いただき、ありがとうございました。又、布野修司先生においては、水野章二先生による、木津荘に関する中世研究の存在を示していただいたことで、貴重な研究フィールドを得ることができました。水野章二先生はじめ、諸先輩方の貴重な研究・調査の布石がなければ、この論文の存在はなかったと思います。滋賀県立大学ご退職後も様々なアドバイスを頂き、本当にありがとうございました。又、末筆ながら、松岡拓公雄先生にも、御礼申し上げます。滋賀県立大学ご退職後も、研究の進捗状況をお気遣い頂き、感謝しております。

皆様に、心より御礼申し上げます。

【結章補註・引用文献】

- ¹ 金田章裕, 「オーストラリア景観史」, 大明堂, 1998 年。
- ² センター・フォー・エコリテラシー, 「食育菜園 エディブル・スクールヤード マーティン・ルーサー・キング Jr. 中学校の挑戦」, pp.004, 社団法人 家の光協会, 2010 年。センター・フォー・エコリテラシーは, 生態学的持続可能なコミュニティを子どもたちが築き育てるために欠かせない価値観, 知識, スキルを育む環境をつくるために教育関係者へ知識と資金のサポートを行う非営利財団で, 自然界の体験と理解を促進することに専心的に取り組んでいる。
- ³ フリッチョフ・カブラ (Fritjof Capra), pp.382, 「ターニング・ポイント (The Turning Point)」, p.446, 工作舎, 1984 年。
- ⁴ 平成 21 年国土交通省告示第 15 号「建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準」(抄) より。
- ⁵ 平成 22 (2010) 年国勢調査より。
- ⁶ 平成 23 (2011) 年ー平成 28 (2016) 年高島市市民課「住民基本台帳」より。
- ⁷ 森川稔, 「農山村における帰還者および新来者に関する分析 滋賀県高島郡朽木村における転出・帰還移動に関する研究・その 2」, pp.92~101, 日本建築学会計画系論文報告集第 353 号, 1985 年 7 月。
- ⁸ 高島市, 「附録 “孫と子に伝えたい” 文化的景観についてのアンケート」(新旭地域のヨシ群落および針江大川流域の文化的景観保存活用委員会「『高島市針江・霜降の水辺景観』保存活用事業報告書」, pp.205, 高島市, 2010 年 3 月。
- ⁹ 近江国木津荘調査団 新旭町教育委員会 新旭町郷土資料室編 「近江国木津荘現況調査報告書 I」, 新旭町教育委員会, 2002 年。
- ¹⁰ 近江国木津荘調査団 新旭町教育委員会 新旭町郷土資料室編 「近江国木津荘現況調査報告書 II」, 新旭町教育委員会, 2003 年。

卷 末

主要参考文献

- 高島市新旭地域のヨシ群落および針江大川流域の文化的景観保存活用委員会編（2010）『「高島市針江・霜降の水辺景観」保存活用事業報告書』高島市
- 水野章二著（2000）『日本中世の村落と荘園制』校倉書房
- 水野章二編（2004）『中世村落の景観と環境-山門領近江国木津荘-』思文閣出版
- 水野章二編（2011）『琵琶湖と人の環境史』岩田書院
- 新旭町郷土資料室編（2002）『近江国木津荘現況調査報告書 I』近江国木津荘調査団，新旭町教育委員会
- 新旭町郷土資料室編（2003）『近江国木津荘現況調査報告書 II』近江国木津荘調査団，新旭町教育委員会
- 佐野静代（2008）『中近世の村落と水辺の環境史-景観・生業・資源管理-』吉川弘文館
- 佐野静代（2017）『中近世の生業と里湖の環境史』吉川弘文館
- 採掘・製造，流通・往来及び居住に関連する文化的景観の保護に関する調査研究会編（2010）「採掘・製造，流通・往来及び居住に関連する文化的景観の保護に関する調査研究（報告）」，文化庁
- Nora Mitchell・Mechtild Rössler・Pierre-Marie Tricaud（2009）／独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所訳（2015）「世界遺産の文化的景観—保全・管理のためのハンドブック」，（‘World Heritage Papers vol.26 “World Heritage Cultural Landscapes: A Handbook for Conservation and Management’） ，独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所，<http://repository.nabunken.co.jp/dspace/handle/11177/2891>
- 福田徹（1974）『安曇川下流域における条里制の復元』人文地理学会
- 福田徹（1986）『近世新田とその源流』株式会社古今書院
- 高橋美久二編（2006）『近江の考古と地理』サンライズ出版
- 金田章裕（1985）『条里と集落の歴史地理学研究』大明堂
- 金田章裕（1998）「オーストラリア景観史」，大明堂
- 金田章裕（2002）『古代景観史の探究 宮都・国府・地割』吉川弘文館
- 金田章裕（2012）『文化的景観 生活となりわいの物語』日本経済新聞出版社
- 足利健亮（1998）『景観から歴史を読む 地図を解く楽しみ』日本放送出版協会
- 新旭町教育委員会事務局内強度資料室編（1988）『明治の村絵図 新旭町』
- 滋賀県内務部（1924）『滋賀県農業水利及び土地調査書および調査図（東浅井、伊香、高島ノ部）第四図』
- 新旭町誌編さん委員会編（1985）『新旭町誌』
- 滋賀県市町村沿革史編さん委員会編（1967）『滋賀県市町村沿革史』第壹巻
- 滋賀県高島高等学校歴史研究部編（1973）『歴史研究 新旭町調査報告書 第13号』
- 滋賀自然環境研究会編（1979）『滋賀県の自然』滋賀県自然保護財団
- 滋賀県（1980）「県営団体営土地改良事業 新旭地区かんがい排水事業 新旭東部・針江・旭地区ほ場整備

事業計画概要書」

- 新旭町企画広報室編（1981）「新旭町総合発展計画」，新旭町
- 滋賀県高島郡新旭町（1983）「新旭町農村総合整備計画書」
- 新旭町企画広報課編（2004）「新旭町 50 年の歩み」，新旭町役場
- 文化財保護委員会（1967）『全国遺跡地図（滋賀県）史跡・名勝・天然記念物および埋蔵文化財包蔵地所在地地図』
- 琵琶湖流域下水道 30 周年記念事業実行委員会編（2002）『琵琶湖流域下水道 30 年のあゆみ』
- 琵琶湖流域研究会編（2003）『琵琶湖流域を読む 上 多様な河川世界へのガイドブック』
- 小坂育子著（2010）『台所を川は流れる-地下水脈の上に立つ針江集落』新評論
- 鳥越皓之・嘉田由希子編（1984）『水と人の環境史-琵琶湖報告書』御茶の水書房
- 鳥越皓之（2004）『環境社会学 生活者の立場から考える』東京大学出版会
- 藤岡謙二郎編（1980）『びわ湖周遊』ナカニシヤ出版
- 藤井讓治編（2003）『近江・若狭と湖の道』吉川弘文館
- 財団法人滋賀県文化財保護協会編（2009）『びわこの考湖学 1 琵琶湖をめぐる交通と経済力』サンライズ出版
- 今森光彦（2006）『おじいちゃんは水のおいがした』偕成社
- 今森光彦・今森洋輔（2006）『琵琶湖里山ふるさと散歩』株式会社新潮社
- 木村至宏（2005）『近江 山の文化史—文化と信仰の伝播をたずねて—』サンライズ出版
- 高島市教育委員会編（2006）『高島の山城と北陸道—城下の景観』サンライズ出版
- 東郷正美（2000）『微小地形による活断層判読』古今書院
- 石井進編（1992）『中世の村と流通』吉川弘文館
- 高橋康夫・吉田伸之編（1990）『日本都市史入門 III 人』東京大学出版会
- 千葉乗隆・福岡光超・星野元貞・早島有毅・首藤善樹（仏教文化研究所紀要 第 16 集抜刷）
- 千葉徳爾（1991）『増補改訂 はげ山の研究』株式会社そしえて
- 新谷尚紀（1991）『両墓制と他界観』吉川弘文館
- 網野善彦（1996）「中世における『無縁』の意義」（「日本中世都市の世界」），筑摩書房
- 網野善彦（2010）『増補 無縁・公界・楽』株式会社平凡社
- 竹田聰洲（1976）『日本人の行動と思想 27 日本人の「家」と宗教』評論社
- 柳田国男（1990）「柳田国男全集 13」，ちくま文庫内山節（2010）『シリーズ地域の再生 2 共同体の基礎理論 自然と人間の基層から』社団法人 農山漁村文化協会
- オギュスタン・ベルグ／木岡伸夫訳（2011）『風景という知』世界思想社
- 高田真治・後藤基巳（2004）『易経（上）』株式会社 岩波書店
- 高田真治・後藤基巳（2004）『易経（下）』株式会社 岩波書店
- 木内堯央著（1984）『最澄 その人と教え 国の宝を育てる』鈴木出版株式会社

- 景山春樹・村山修一著（1970）『比叡山 その宗教と歴史』日本放送出版協会
- 裕慈弘著（1997）『天台宗史概説』大蔵出版株式会社
- Christopher Alexander（2014）, ‘A city is not a tree.’, Center for Environmental Structure, Sustatis Foundation
- クリストファー・アレグザンダー／平田翰那訳（1984）『パタン・ランゲージ-建築設計の手引』鹿島出版会
- クリストファー・アレグザンダー／中埜博訳（2013）『ザ・ネイチャー・オブ・オーダー 生命の現象 建築の美学と世界の本質』鹿島出版会
- フリッチョフ・カプラ／吉福伸逸，田中三彦，上野圭一，菅靖彦訳（1984）『ターニング・ポイント』工作舎
- センター・フォー・エコリテラシー・ゼノビア・バーロ，マーゴ・クラブトゥリー編（2010）『食育菜園 エディブル・スクールヤード マーティン・ルーサー・キング Jr 中学校の挑戦』社団法人 家の光協会
- オリバー・ラッカム／奥敬一 伊藤宏樹 佐久間大輔 篠沢健太 深町加津枝監訳（2012）『イギリスのコントリーサイド』株式会社 昭和堂
- チャールズ・ウォルドハイム編著／岡昌史訳（2010）『ランドスケープ・アーバニズム』鹿島出版会
- 広木詔三編（2002）『里山の生態学』名古屋大学出版会
- 森本幸裕編（2012）『景観の生態史観』京都通信社
- Carl O Sauer(1925) ”The Morphology of Landscape”, ‘University of California Publications in Geography, vol.2 no.2 pp.54～58, University of California Press
- 石川慎治・濱崎一志(2008) 『滋賀県湖西地域における湧水による伝統的集落の空間構成に関する研究-滋賀県高島市新旭町針江地区を事例として-』財団法人 第一住宅建設協会
- 韓準祐（2017）「発見される里山：針江」（「立命館大学」， pp.42～58，立命館大学人文学会 650）
- 渡部章郎（2009.3）「専門分野別による景観概念の変遷に関する研究-特に植物学系分野、文学系分野に関して-」， pp.1～15，四天王寺大学紀要第 47 号
- 柴田久・石橋知也（2008）「目的別研究系譜図にみる景観論の動向について-98年から 07年を対象として-」， pp.324～333，景観・デザイン研究講演集 No.4，土木学会
- 柴田久・土肥真人（2001）「目的別研究系譜図からみた景観論の変遷に関する一考察」， pp.99～111，土木学会論文集 No.674/IV-51
- 深町加津枝・佐久間大輔（1998）「里山研究の系譜-人と自然の接点を扱う計画論を模索する中で-」， pp.270-280 ランドスケープ研究 61(4)，日本造園学会
- 宮本万理子，横張真，保科宇秀（2011）「牧の払い下げ形式にもとづく下総台地における景観の特徴解明」， pp.673-678，ランドスケープ研究 74(5)，日本造園学会
- 宮本万理子，横張真，渡辺貴史（2012）「土地履歴の解釈にもとづく文化財としての文化的景観の捉え方の検討」， pp.597-600，ランドスケープ研究 75(5)，日本造園学会
- 秦 憲志，桜井康宏（2011.1）『近江平野野洲川下流域条理地割における用水系統と集落居住域形成-近江平野

- 野洲川下流域における条理地割と平地集落の空間形成に関する研究 その1-』日本建築学会計画系論文集, pp.43-41, NO.659
- 鈴木尚美子, 畔柳昭雄 (2007.1) 『水網集落における水利用形態と建築空間に関する研究-滋賀県高島市の2集落を対象として-』日本建築学会計画系論文集, pp.7-14, NO.611
- 黒田之生 (2003.12) 「白川村萩町における文化的景観の保全に関する研究」, pp.71-157, 東京大学農学部演習林報告, 110.
- 山田裕貴, 中井祐 (2011) 「竹田における農村景観の近代的変容と多層的共同体の関係性」, pp.254-261, 景観・デザイン研究講演集 No. 7, 土木学会
- 池俊介 (1986) 「長野県更級の観光地化による入会野利用の変容」, 地理学評論 Vol.59, No.3, pp.131-153
- 竹林征三・今井範雄 (1995.6) 「琵琶湖の歴史的洪水と瀬田川浚渫についての土木史的研究」, pp.409-423, 土木史研究第 15 号
- 佐藤大祐・澁谷和樹 (2015) 「富士山麓における別荘地の開発と利用形態」, pp.965-977, 地学雑誌 124 巻 6 号
- 中村宣彦・原稔明・北牧正之 (1993) 「環境に配慮した湖岸堤の設計」, pp.60-75, ダム技術 No.86
- 八田知昭・川島平 (1995.8) 「快適な湖岸道路沿線の整備プラン」, pp.655-659, 環境システム研究, vol.23
- 森川稔 (1985.7) 農山村における帰還者および新来者に関する分析 滋賀県高島郡朽木村における転出・帰還移動に関する研究・その2」, pp.92-101, 日本建築学会計画系論文報告集第 353 号
- 横張真, 渡部陽介 (2009) 「農山村における文化的景観の動態保全」, ランドスケープ研究 73(1). pp.10-13, 日本造園学会
- 佐々木葉 (2013.12) 「European Landscape Convention にみる景観への計画意志と特徴」, pp.275-281 景観・デザイン研究講演集 No.9
- 宮城俊作 (2010.4) 「History and Suburban Landscape 土地の履歴から読み解く郊外のコンテクスト」, pp.22-23, JABS・建築雑誌, vol.125, No.1603
- 田林明 (2013) 「黒部川扇状地農村の地理学的研究とその展開」, pp.1-27, 人文地理学研究 33,
- 飯島茂 (1980.9) 「日本からみた “Thailand: A Loosely Structured Social System” -日本学と東南アジア学との接点を求めて-」, pp.333-344, 東南アジア研究 18 巻 2 号
- 森朋子 (2014) 「近代における集落形成プロセスから見た山村集落の空間構成原理—五箇山地域相倉集落における水利プロセスと集落社会の関係性に着目して—」, pp.2671-2678, 日本建築学会計画系論文集 No.706
- 高口愛・西山徳明 (2000.12) 「伝統的景観管理とその変遷-竹富島集落における景観管理能力の発展条件に関する研究 その1-」, pp.133-140, 日本建築学会計画系論文集 No.538
- 轟慎一・中村攻・木下勇・渡辺和夫 (1996) 「集落空間における環境構成要素間の連関についての考察」, ランドスケープ研究 59(5). pp.241-244, 日本造園学会
- 豊島久乃・斎藤英俊 (2009.8) 「水環境への適応とその持続的活用形態からみた山村集落の文化的景観評価-岐阜県大野郡白川村萩町合掌造り集落の例-」, pp.1905-1910, 日本建築学会計画系論文集 74 巻 No.642

あとがき

論文を書き始めて、5年余りが過ぎた。

その間、自身の妊娠・出産、産後の体調不良、実母の癌を経験した。

これらの体験があったから、時間がかかったが、もし無かったら、論文を修めることは出来なかったかもしれない。

産後の体調不良には悩まされた。一時期は子供の抱っこも出来ないほど、体力がなかった。

夜泣きのピーク時は、30分ごとに目ぼけて這う子を追いかけ、布団をかけた。

体重がみるみる落ちた。

悩んだあげく、病院へ。

しかし、検査結果に異常値は見当たらず、「加齢」の一言で一蹴された。

悔しかったが、自分で何とかするしかなかった。

ある朝、足裏にひどく痛む部位があることに気付き、副腎のツボであることを知った。

副腎疲労の存在から、辿り着いた先が、「栄養療法」だった。

人間を取り巻く環境の中、最も直接的な影響を持つ日々の食事から、体調改善を考える方法論には、説得力があった。

これまで、栄養源というプラスの側面ばかりで、食物を捉えてきたが、現代食には副次的に様々な有害毒素が含まれ、それらの排出を考えることが、健康を保つ上で重要であるらしい。

健康作用が強調される魚だが、食物網により、現在の汚染された海域に生きる魚は、魚体が大きくなれば成程、代謝可能な量を超える水銀を含むという。

産後の貧血予防にと、頻繁に食べていたあさり等の貝は、要注意食材の一つであることも知った。

有害毒素は食材を経由するだけでなく、テフロン加工からや、食材の組み合わせでも発生する。

そこで、食材を吟味した。市販の調味料は処分。各食、上質のタンパク質やオイルを欠かさず。

野菜だけは煮たり、蒸したり、とにかくたくさん食べた。血糖値が乱高下しないよう気を配った。

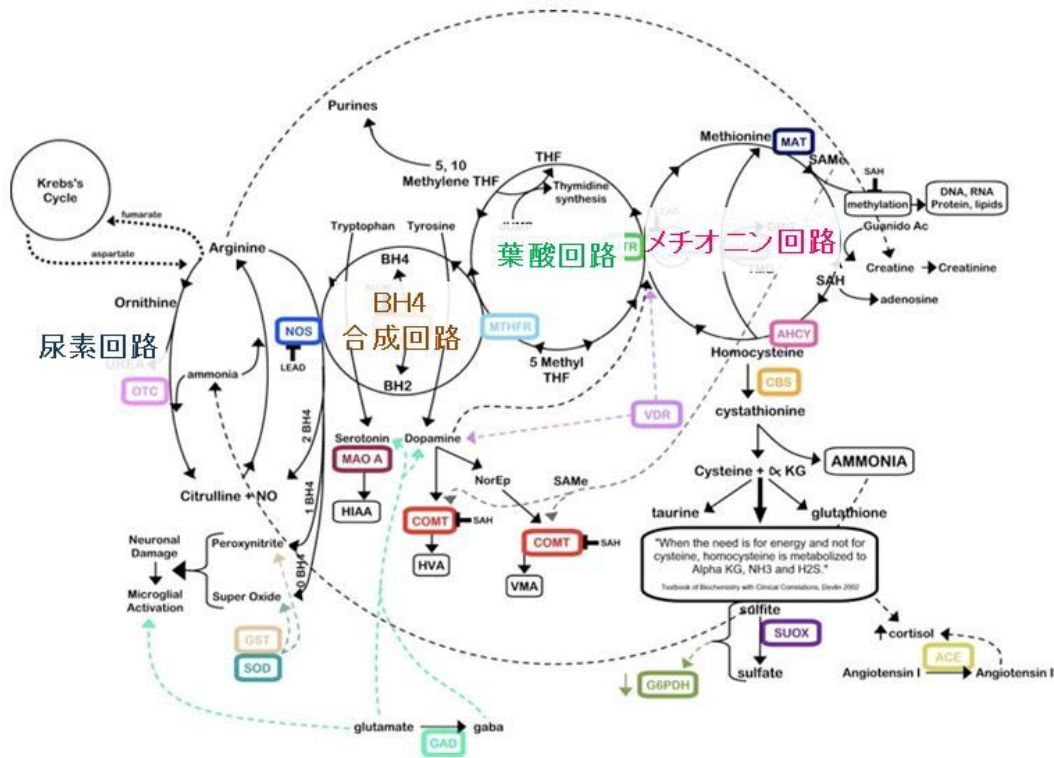
家族は自己流の治療法に反対したが、1ヶ月、2ヶ月経つと、徐々に回復した。

「栄養療法」については、名前だけ知っていた。

サプリを大量に飲む健康法だと思い込んでいたが、実際は、人間の代謝のメカニズムの科学的な分析を根拠にした手法で、医食同源の東洋医学とかなりの共通点があった。

東洋医学は大枠の抑えに優れている。

ある体調の時、処方される食材は、往々に病因に可能性の高い有害物質を代謝する食材である。



代謝系図 (医科歯科連携診療普及協会 MTHFR.net MTHFR 遺伝子変異に関する情報源より)

上図は代謝系図である。生物の機能維持にメチレーションは欠かせない。

メチル化とは、人間が食物を代謝する際に重要な化学反応で、メチレーション回路で行われる。

4つの代謝経路は連動し、連鎖的に繋がって初めて、代謝が行われる。

有害金属等、俗に言う老廃物とは、この代謝経路を阻害する要因になるという。

平たく言えば、全ての疾病は、何らかの理由で、代謝に異常をきたすことが根本原因であるらしい。

認知症、自閉症、リウマチ、癌等の原因は全て、同じ原因であることを知って、驚いた。

その後、実母が癌を発症。口頭癌だった。

本人が喉の違和感を訴えたことがきっかけらしいが、かかり付け医は抗生物質を処方した。

精密検査を始めてから、病名が確定するまで3ヶ月を要した。

口頭癌は進行が早い癌だが、病床が耳鼻咽喉科と内科の担当範囲の境目にあっただことが災いした。

リンパへの転移もあり、既に末期との診断。

大学病院では、手術か放射線治療のどちらかをするか、その場で選択を迫られた。

高齢の母には、どちらにも決められなかった。

そこで癌専門クリニックをされていた、旧友のお父さんを頼ることに。

元々大学病院の外科医だったのだが、大手術をして取り除いた癌が、あっという間に再発し、亡くなって行く患者さんを多く見て、大学病院の限界を悟り、開業を決意されたそうだ。

和田先生は、モニタリングしながら、食事療法でしばらく様子を見ようとおっしゃった。母は同意した。

その決断を大学病院で話すと、「食事で癌が治るわけがない」と嘲笑された。

半年以上自宅で過ごしたが、癌は少しずつ拡大していた。

そこで和田先生も、最小限の放射線治療を行う、神戸の専門病院への入院を勧められた。

結局、入院生活は3ヶ月近くに及んだ。喉は痛々しく火傷し、味覚は麻痺した。

大学病院での診察は、常にその場で決断することが前提だったので、私が母に替わり、和田先生にセカンドオピニオンを仰ぎに行くことがあった。

和田先生は、「大学病院の医者は、最新の手術や薬みたいな細かいことに詳しくても、根本的に癌が代謝障害であることを知らんのか」と嘆いておられた。

又、必要なのは、医療のパラダイムシフトだということも、繰り返し口にされていた。

高額な癌治療の恩恵に預かる対象は、計り知れない。

食事療法とは別に、癌になってすぐに、母には歯の治療に行ってもらった。

和田先生が「口頭癌は口が汚い人のなる癌」と口にされたのが気になって、母を説得した。

母には、たくさんの金属の詰め物があった。

歯医者には首をかしげられたが、和田先生はこの提案を支持して下さった。

詰め物の金属が、咀嚼の度に溶け出して、疾病を招くことは、確かにあるらしい。

他先進国では規制されている金属が、日本では保険適応の一般的なのものであるともいう。

母は、北海道に住んでいた時、スパイクタイヤの粉塵を吸った頃から、花粉症を発症したと言っていたが、こうした有害物質の蓄積も、癌の引き金になったかもしれない。

現在、退院から約2年半が経過するが、母は健在である。

私も、その子の腸内環境、一生の免疫力の強さを決定付けると知って、4才目前まで授乳した。

卒乳は、子どもが自らの意志で言い出すのを待った。

癌は、ウィルスによる疾病ではない。

自己免疫組織が誤作動を起こすことで、発症する病気である。

だから、必要以上に癌をたたくと、患者自身を叩くことになる、和田先生は言っておられた。

病院での治療をしない方が、積極的治療をする場合より、余命が長いという結果もあるらしい。一度体に循環した癌細胞は取り除けない。でも、共存はできる。

和田先生のクリニックでされる検査は、血液検査と尿検査の2種類で、自律神経と体内のPHバランスという大枠から、定期的に状況をチェックする。

そして、和田先生は患者のQOL (quality of life) を大切にされる。

娘さんデザインによる診察室は、家庭のリビングの雰囲気、診察室からはよく笑い声が聞こえる。母にとっても旧知の間柄である和田先生の診察は、孫の成長を語り合うことが大半のようだ。

長々と書いたが、論文を書き終え、改めて癌治療と景観保全は似ていると感じている。

振り返ると、おぼろげながらも、早い段階で論文の方向性だけは感じ取っていたように思う。そこで貴重な換地史料の提供も受けられたのだが、それからがさっぱりだった。

子どもが憧れる現代のプリンセス達は、行動派だが、男性君主とは違う、しなやかな感性を持つ新しい君主として描かれている。

彼女達が繰り返す「今の自分を受け入れる」「とにかく挑戦し、叶うまで続ける」というメッセージは、私へもエールとして響いた。

ある時、パズルに夢中な子どもの様子を観ていると、たとえ行き詰まっても、無心にピースを回転させ、あらゆる可能性を試していることに気がついた。

ドブ板戦法と評すると、言葉の響きにショックを受けたようで泣かれたが、こうした日常の風景からも、研究の気づきを得た。

少しでも論文のヒントになればと、家族と一緒に、奈良の集落や滋賀の寺社を巡った。

湖南三山の一つ、天台宗の善水寺では、お釈迦さまの体内いっぱい米粒が詰められていた。分析により、平安時代のものと特定されているらしい。

住職は、俗称「シャリ」は、仏様の骨である仏舎利に由来するのではと、説明されていた。

天台宗の根本思想と、日本の農村文化との親和性の高さがうかがえるエピソードだと感じた。

伝統的な発酵食で知られる高島は、行く度に元気になる町であった。

最後に、人生のこの時期で学ぶ機会を与えられたことを、心から感謝します。

わがままに付き合い、応援し、協力してくれた家族にも、感謝します。